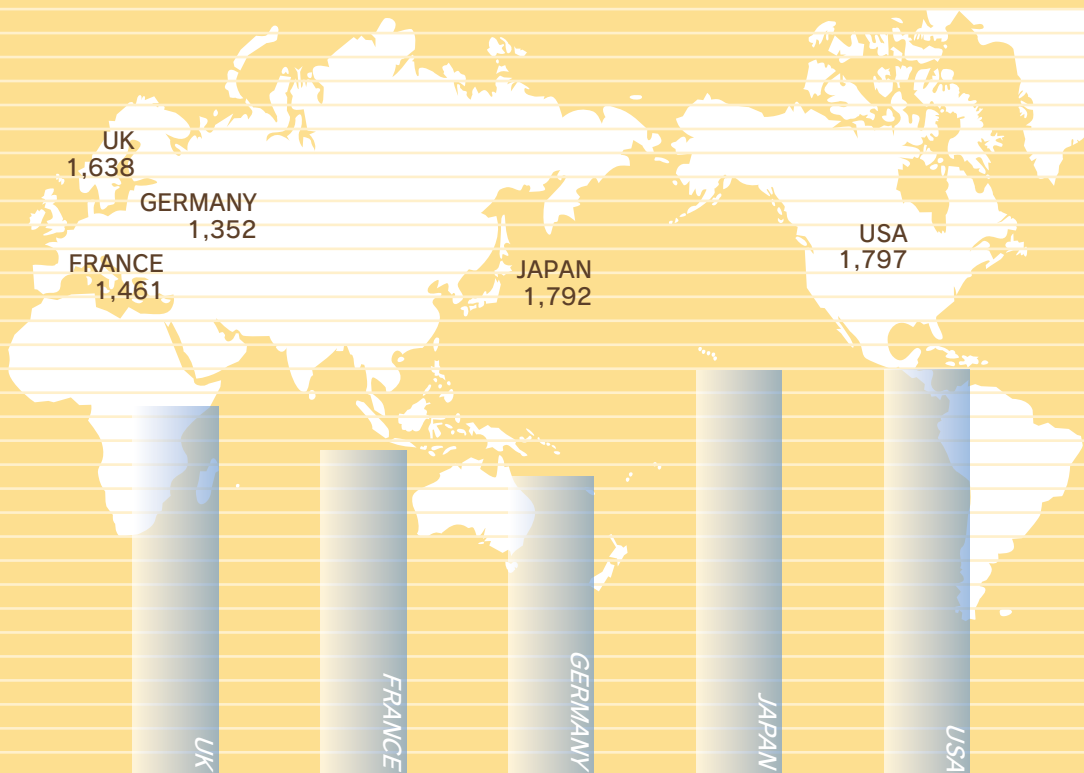


データブック

# 国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

# 2010



1人当たり平均年間総実労働時間の比較(雇用者、2008年)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
Japan Institute for Labour Policy and Training

●データブック●  
**国際労働比較**  
**Databook of International Labour Statistics**

2010

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
**Japan Institute for Labour Policy and Training**

# は し が き

2008年9月のリーマンショック以降、先進国、途上国を問わず、ほとんど例外なく、各国経済は瞬間に経済不振に陥り、今さらながら経済のグローバル化の進展を強く印象づけられることになりました。しかしながら、不振の様相は各国一様ではないようです。貿易に対する依存度が高い経済ほど不振の度合は強く、内需への依存度が高いほど経済不振は軽微で、回復に向けての足取りは力強いものがみられます。

経済不振に伴って、各国とも雇用情勢は悪化の一途をたどり、失業率は急上昇しました。日本においては非正規労働者の雇用問題が大きくクローズアップされ、改めて当面の重要な政策課題の1つとなっています。各国ともに景気回復策を推し進めた結果、経済は回復傾向がみられるものの、失業率はリーマンショックから1年半を経ても上昇傾向を脱し切れていないようです。

本書はこうした世界の経済情勢を踏まえ、ますます政策課題の共通化が進展している労働問題、雇用問題における日本と諸外国の実態について、分かりやすく理解できるよう編集した「国際比較統計集」です。本書は年に1度刊行し、すでに10余年を経っていますが、この間、OECD（経済協力開発機構）やILO（国際労働機関）など国際機関を中心とした努力が続けられ、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能なように整備が進められています。本書を編集するに当たっては、こうした成果を可能な限り反映させるべく努めていますが、まだ不十分な点があろうかと思えます。今後とも一層の改善に努めてまいりますので、利用者の皆様からご意見、ご批判をいただければ幸甚に存じます。

本書が日本の労働問題、労働政策に関する理解の一助となれば幸いです。

平成22年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
国際研究部長 坂井 澄雄

## 凡 例

1. 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものが一致しない場合がある。
2. 数値の表記の仕方は、以下の通り。
  - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
  - 該当数値がないことを示す。
  - (ブランク) 数値が不詳、不明であることを示す。
  - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
3. 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、「資料出所」として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
4. 対象国は、原則として欧米主要国、東アジア等の主な国及び地域としている。
5. 欧州諸国は、他に注がない場合は以下の国々を指す。
  - (ユーロ圏) オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、ギリシャ。
  - (EU-15) 上記にデンマーク、スウェーデン、イギリスを加えた国々。
  - (EU-19) 上記にチェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアを加えた国々。
 OECD諸国とは、EU-19か国に以下の11か国を加えたものである。
  - 日本、アイスランド、ノルウェー、スイス、トルコ、アメリカ、カナダ、メキシコ、韓国、オーストラリア、ニュージーランド。
6. 表頭および表側のアルファベットは、下記の国・地域名の略号である。

AUT	Austria	AUS	Australia	BEL	Belgium	BRA	Brazil
CAN	Canada	CHE	Switzerland	CHN	China	CZE	Czech Republic
DEU	Germany	DNK	Denmark	ESP	Spain	FIN	Finland
FRA	France	GBR	Great Britain	GRC	Greece	HKG	Hong Kong
HUN	Hungary	IDN	Indonesia	IND	India	IRL	Ireland
ISL	Iceland	ISR	Israel	ITA	Italy	JPN	Japan
KOR	Korea, Republic of	LKA	Sri Lanka	LUX	Luxembourg	MEX	Mexico
MYS	Malaysia	NLD	Netherlands	NOR	Norway	NZL	New Zealand
PHL	Philippines	POL	Poland	PRT	Portugal	RUS	Russian Federation
SGP	Singapore	SWE	Sweden	THA	Thailand	TUR	Turkey
TWN	Taiwan	USA	United States	fWG	former West Germany		

# 目 次

## 1. 経済・経営

1-1	一人当たりの国民所得	21
1-2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1-3	物価水準（GDPベース）	23
1-4	労働生産性水準（GDPベース）	24
第1-1表	名目国内総生産	25
第1-2表	名目・実質国内総生産（GDP）成長率	26
第1-3表	一人当たりの国民所得	27
第1-4表	雇用者報酬	28
第1-5表	経済活動別国内総生産	29
第1-6表	国内総生産の構成（支出側、名目）	31
第1-7表	国内総生産の構成（生産側、名目）	32
第1-8表	国民貯蓄率	33
第1-9表	鉱工業生産指数	34
第1-10表	海外生産比率（製造業）	34
第1-11表	経常収支・貿易収支	35
第1-12表	対内直接投資額（フロー）	36
第1-13表	対外直接投資額（フロー）	37
第1-14表	為替レート	38
第1-15表	卸売物価指数	39
第1-16表	消費者物価指数	40
第1-17表	購買力平価	41
第1-18表	物価水準	41
第1-19表	購買力平価及び内外価格差	42
第1-20表	労働生産性水準	43
第1-21表	労働分配率	44
第1-22表	時間当たり労働生産性上昇率（製造業）	44
第1-23表	単位労働費用（製造業）	45
コラム1	購買力平価	46

## 2. 人口・労働力人口

2-1	世界、大陸及び主要地域の人口	53
2-2	人口増加率	54

2-3	老年人口比率（65歳以上人口）	55
2-4	65歳以上男性の労働力率	56
2-5	年齢階級別女性労働力率	57
2-6	就業率	58
第2-1表	総人口	59
	（参考表）日本の将来推計人口	59
第2-2表	人口増加率	60
第2-3表	若年人口（15歳未満人口）	61
第2-4表	生産年齢人口（15～64歳人口）	62
第2-5表	老年人口（65歳以上人口）	63
第2-6表	性別・年齢階級別人口構成	64
第2-7表	出生率・死亡率	67
第2-8表	平均寿命	68
	（参考表）完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命	68
第2-9表	合計特殊出生率	69
第2-10表	労働力人口	70
第2-11表	性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率	71
第2-12表	就業率（15～64歳）	80
第2-13表	性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率	82
第2-14表	外国人人口（ストック）	86
第2-15表	就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）	87
第2-16表	外国人労働力人口（ストック）	88

### 3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	91
3-2	就業者の職業別構成比	92
3-3	就業者に占める女性の割合	93
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	94
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	95
第3-1表	産業別就業者数	96
第3-2表	就業者の産業別構成比	101
第3-3表	産業別雇用者数	102
第3-4表	性別・職業別就業者数	107
第3-5表	就業者の職業別構成比	115
第3-6表	従業上の地位別就業者数	116
第3-7表	就業者の従業上の地位別構成比	116

第3-8表	就業者に占める短時間労働者の割合	117
第3-9表	短時間労働者に占める女性の割合	119
第3-10表	テンポラリー労働者の割合	120
第3-11表	性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合	121
第3-12表	労働者に占める派遣労働者の割合	122
第3-13表	従業員の勤続年数	123
第3-14表	青少年（18～24歳）の転職に対する考え方	124
第3-15表	職業生活から引退すべき年齢	125
第3-16表	雇用創出率・雇用消失率・雇用再分配率・雇用純増率	126
第3-17表	公共職業安定業務	127
第3-18表	有料職業紹介	128
第3-19表	労働者派遣事業	129
第3-20表	高齢者の就業促進施策	132
第3-21表	年齢に関する法制度等（定年等関係）	135

#### 4. 失業・失業保険・雇用調整

4-1	ILO定義失業率	139
4-2	失業率（各国公表値）	140
4-3	長期失業者の割合	141
第4-1表	調整失業率	142
第4-2表	失業率（各国公表値）	143
第4-3表	年齢階級別失業者数・構成比	144
第4-4表	年齢階級別失業率	147
第4-5表	長期失業者の割合	148
第4-6表	失業期間別構成比	149
第4-7表	失業者の定義	150
第4-8表	失業保険制度 （参考表）補足的な失業扶助制度	152 156
第4-9表	失業保険給付受給者数	158
第4-10表	雇用調整速度	159
第4-11表	解雇法制	160
コラム2	失業率の国際比較	163
コラム3	日米の失業者の定義の違い	165

## 5. 賃金・労働費用

5-1	時間当たり賃金（製造業、試算）	169
5-2	労働費用（製造業、試算：為替レート換算）	170
5-3	年齢階級別賃金格差（製造業）	171
5-4	勤続年数別賃金格差（製造業）	172
第5-1表	時間当たり賃金（製造業、試算）	173
第5-2表	賃金（製造業）	174
第5-3表	産業別賃金	176
第5-4表	時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）	177
第5-5表	フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準（女性）	177
第5-6表	労働費用（製造業、試算：為替レート換算）	178
第5-7表	単位労働費用の対前年上昇率	179
第5-8表	労働費用費目別構成（製造業）	179
第5-9表	生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）	180
第5-10表	男女間賃金・勤続年数格差	181
第5-11表	フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差	181
第5-12表	年齢階級別賃金格差（製造業）	182
第5-13表	勤続年数別賃金格差（製造業）	183
第5-14表	規模間賃金格差（全産業）	184
第5-15表	所得のジニ係数	184
第5-16表	五分位階級所得割合	185
第5-17表	相対的貧困率 （参考表）日本の相対的貧困率	185
第5-18表	最低賃金制度	186
第5-19表	最低賃金額の推移	192

## 6. 労働時間・労働時間制度

6-1	一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）	195
6-2	年間休日数	196
第6-1表	一人当たり平均年間総実労働時間	197
第6-2表	週労働時間（製造業）	199
第6-3表	長時間労働者の割合	200
第6-4表	年間休日数	201
第6-5表	法定祝日	202
第6-6表	労働時間制度	203



## 7. 労働組合・労使関係・労働災害

7-1	労働組合組織率の推移	213
7-2	労働損失日数	214
第7-1表	労働組合員数・組織率（各国公式統計）	215
第7-2表	労働組合組織率（ILOデータベース）	216
第7-3表	労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	217
第7-4表	労災被災者数（うち死亡者数）・労働損失日数	219
第7-5表	労働災害の度数率	221
第7-6表	労使紛争処理制度	222

## 8. 教育・職業能力開発

8-1	高等教育機関への進学率	235
第8-1-1表	高等教育機関への進学率：日本	237
第8-1-2表	高等教育機関への進学率：アメリカ	237
第8-1-3表	高等教育機関への進学率：イギリス	238
第8-1-4表	高等教育機関への進学率：ドイツ	238
第8-1-5表	高等教育機関への進学率：フランス	239
第8-1-6表	高等教育機関への進学率：韓国	239
第8-2-1表	日本の学校系統図	240
第8-2-2表	アメリカの学校系統図	241
第8-2-3表	イギリスの学校系統図	242
第8-2-4表	ドイツの学校系統図	243
第8-2-5表	フランスの学校系統図	244
第8-2-6表	ロシアの学校系統図	245
第8-2-7表	中国の学校系統図	246
第8-2-8表	韓国の学校系統図	247
第8-3表	仕事に関連した非公式教育訓練の受講率	248
第8-4表	若年のキャリア形成及び就職支援	249
第8-5表	困難な状況にある若者に対する施策	256
	（参考表）若年者に対する最低賃金の特例	259

## 9. 勤労者生活・福祉

9-1	家計消費支出の構成	263
第9-1表	家計・対家計民間非営利団体（NPISH）の受取と支払の構成	264
第9-2-1表	国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出	265
第9-2-2表	国内家計最終消費支出の構成比	266

第9-3-1表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	267
第9-3-2表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯）	268
第9-3-3表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯）	269
第9-3-4表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、全世帯）	270
第9-4表	家計・対家計非営利団体（NPISH）の金融資産総額	271
第9-5表	十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかった 回答者の割合	271
第9-6表	公的社会支出（対GDP比）及びその内訳	272
第9-7表	社会保障給付（対国民所得比）	273
第9-8表	国民負担率（対国民所得比）	273
第9-9表	GDPに占める労働市場政策への支出	274
第9-10表	公的年金制度	275
第9-11表	企業年金制度	277
第9-12表	社会保険料率の労使負担割合	279
第9-13表	公的扶助制度	280
第9-14表	育児休業制度	282
第9-15表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	285
第9-16表	保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置	287
第9-17表	障害者雇用対策	288
第9-18表	一日当たり生活時間配分（有業者、男女別）	290
第9-19表	生活・社会・文化水準	291
第9-20-1表	生活時間（正規雇用者）	292
第9-20-2表	生活時間（非正規雇用者）	293
第9-20-3表	生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）	294
第9-21表	女性の参加に関する指標（GEM値）	295

## 参考

労働統計のホームページアドレス	299
-----------------	-----

# TABLE OF CONTENTS

## 1. Economy and Business

Table 1-1	Nominal GDP	25
Table 1-2	Nominal and real GDP growth rates	26
Table 1-3	National income per capita	27
Table 1-4	Compensation of employees	28
Table 1-5	GDP by economic activity	29
Table 1-6	GDP by expenditure approach	31
Table 1-7	GDP by production approach	32
Table 1-8	National savings rates	33
Table 1-9	Industrial production indices	34
Table 1-10	Overseas production ratio, manufacturing	34
Table 1-11	Current account and trade balance	35
Table 1-12	FDI inward flows	36
Table 1-13	FDI outward flows	37
Table 1-14	Exchange rates	38
Table 1-15	Wholesale price indices	39
Table 1-16	Consumer price indices	40
Table 1-17	Purchasing power parities (PPPs)	41
Table 1-18	Comparative price levels	41
Table 1-19	Purchasing power parities (PPPs) and comparative price levels	42
Table 1-20	Labour productivity levels	43
Table 1-21	Labour share	44
Table 1-22	Average annual labour productivity growth rates, manufacturing	44
Table 1-23	Unit labour cost, manufacturing	45

## 2. Population and Labour force

Table 2-1	Total population	59
	Reference table: Population prospects of Japan	59
Table 2-2	Population growth rates	60
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old	61
Table 2-4	Working age population, 15-64 years old	62
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over	63
Table 2-6	Population by sex and age group	64
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates	67
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex	68
	Reference table: Japan's average life expectancy	68

Table 2-9	Total fertility rates	69
Table 2-10	Labour force	70
Table 2-11	Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group	71
Table 2-12	Employment/population ratios, 15-64 years old	80
Table 2-13	Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group	82
Table 2-14	Stock of foreign population	86
Table 2-15	Inflow of foreign workers	87
Table 2-16	Stock of foreign labour force	88

### 3. Employment Structure

Table 3-1	Total employment by economic activity	96
Table 3-2	Sectoral composition of employment	101
Table 3-3	Paid employment by economic activity	102
Table 3-4	Total employment by occupation and sex	107
Table 3-5	Occupational composition of employment	115
Table 3-6	Employment by professional status	116
Table 3-7	Composition of employment by professional status	116
Table 3-8	Part-time employment as a proportion of total employment	117
Table 3-9	Women's share in part-time employment	119
Table 3-10	Temporary employment as a proportion of total employment	120
Table 3-11	Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group	121
Table 3-12	Temporary agency workers as a proportion of total workforce	122
Table 3-13	Length of service of employees by sex and age group	123
Table 3-14	Youth's views on job changes, 18-24 years old	124
Table 3-15	The age one ought to retire from work	125
Table 3-16	Job creation rates, job destruction rates, job redistribution rates and job net increase rates	126
Table 3-17	Public employment security services	127
Table 3-18	Fee-charging employment services	128
Table 3-19	Temporary employment agency services	129
Table 3-20	Measures to promote the employment of older people	132
Table 3-21	Age-based legal mechanisms including statutory retirement age	135

#### 4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1	Harmonised unemployment rates	142
Table 4-2	Unemployment rates (officially published national sources)	143
Table 4-3	Unemployment by age group	144
Table 4-4	Unemployment rates by age group	147
Table 4-5	Incidence of long-term unemployment among total unemployment	148
Table 4-6	Incidence of unemployment by duration	149
Table 4-7	Definitions of unemployed	150
Table 4-8	Unemployment insurance schemes	152
	Reference table: Supplemental unemployment assistance schemes	156
Table 4-9	Number of persons receiving unemployment benefit	158
Table 4-10	Employment adjustment speed	159
Table 4-11	Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal	160

#### 5. Wages and Labour Costs

Table 5-1	Hourly wages, manufacturing (preliminary calculation)	173
Table 5-2	Wages, manufacturing	174
Table 5-3	Wages by economic activity	176
Table 5-4	Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing	177
Table 5-5	Earnings gap between full-time and part-time workers, female	177
Table 5-6	Labour costs, manufacturing (preliminary calculation: exchange rate conversion)	178
Table 5-7	Annual growth rates for unit labour costs, percentage change from previous year	179
Table 5-8	Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing	179
Table 5-9	Hourly labour costs for production workers, manufacturing	180
Table 5-10	Gender wage and job tenure gap	181
Table 5-11	Gender wage gap in median earnings of full-time employees	181
Table 5-12	Wage gap by age group, manufacturing	182
Table 5-13	Wage gap by length of service, manufacturing	183
Table 5-14	Wage gap by establishment size in all industries	184
Table 5-15	Gini coefficients of income inequality	184
Table 5-16	Income share by quintiles	185
Table 5-17	Percentage of people with an income below 50% of median income	185
	Reference table: Japan's relative poverty rates	185
Table 5-18	Minimum wage-fixing mechanisms	186
Table 5-19	Changes in the minimum wage	192

## 6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1	Average annual hours actually worked per person in employment .....	197
Table 6-2	Hours of work per week, manufacturing .....	199
Table 6-3	Proportion of workers working long hours by gender .....	200
Table 6-4	Number of annual holidays .....	201
Table 6-5	Legal holidays .....	202
Table 6-6	Working-time arrangements .....	203

## 7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1	Trade union membership and density rates (national official statistics) ..	215
Table 7-2	Union density rates according to the ILO Union Database .....	216
Table 7-3	Number of labour disputes, workers involved and days not worked .....	217
Table 7-4	Number of workers injured due to occupational accidents and days lost .....	219
Table 7-5	Incidence rates of occupational accidents .....	221
Table 7-6	Labour dispute resolution mechanisms .....	222

## 8. Education and Human Resources Development

Table 8-1-1	Enrollment rates in higher education, Japan .....	237
Table 8-1-2	Enrollment rates in higher education, USA .....	237
Table 8-1-3	Enrollment rates in higher education, UK .....	238
Table 8-1-4	Enrollment rates in higher education, Germany .....	238
Table 8-1-5	Enrollment rates in higher education, France .....	239
Table 8-1-6	Enrollment rates in higher education, Republic of Korea .....	239
Table 8-2-1	School system, Japan .....	240
Table 8-2-2	School system, USA .....	241
Table 8-2-3	School system, UK .....	242
Table 8-2-4	School system, Germany .....	243
Table 8-2-5	School system, France .....	244
Table 8-2-6	School system, Russian Federation .....	245
Table 8-2-7	School system, China .....	246
Table 8-2-8	School system, Republic of Korea .....	247
Table 8-3	Participation rates in non-formal job-related education and training .....	248
Table 8-4	Career development and job-search assistance for youth .....	249
Table 8-5	Measures to tackle the youth employment challenges .....	256
	Reference table: Sub-minimum wages for youth .....	259

## 9. Worklife and Welfare

Table 9-1	Composition of households and NPISH, resources side/uses side	264
Table 9-2-1	Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose	265
Table 9-2-2	Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose	266
Table 9-3-1	Household income and expenditure by age of household reference person (Japan)	267
Table 9-3-2	Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households)	268
Table 9-3-3	Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households)	269
Table 9-3-4	Household income and expenditure by age of household reference person (Germany)	270
Table 9-4	Financial assets of households and NPISHs	271
Table 9-5	Percentage of respondents unable to afford food, medical and health care or clothes	271
Table 9-6	Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP	272
Table 9-7	Social security benefits as a percentage of national income	273
Table 9-8	Tax and social security burden as a percentage of national income	273
Table 9-9	Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP	274
Table 9-10	Public pension schemes	275
Table 9-11	Corporate pension schemes	277
Table 9-12	Employer-employee social insurance contribution rates	279
Table 9-13	Public assistance systems	280
Table 9-14	Childcare leave schemes	282
Table 9-15	Financial support for childcare, including child benefits	285
Table 9-16	Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)	287
Table 9-17	Employment measures for the disabled	288
Table 9-18	Main structure of daily average time use of the employed by activity group and sex	290
Table 9-19	Indicators of national power and social infrastructure	291
Table 9-20-1	Workday/Holiday time use (regular employees)	292
Table 9-20-2	Workday/Holiday time use (non-regular employees)	293
Table 9-20-3	Workday/Holiday time use (employees)	294
Table 9-21	Gender Empowerment Measure (GEM)	295

# 国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

## 1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当たりに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

## 2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金についても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつもの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

## 3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によって最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾



向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるため、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。我が国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものともみることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

#### 4. 金額の水準比較の困難さ

所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティ）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

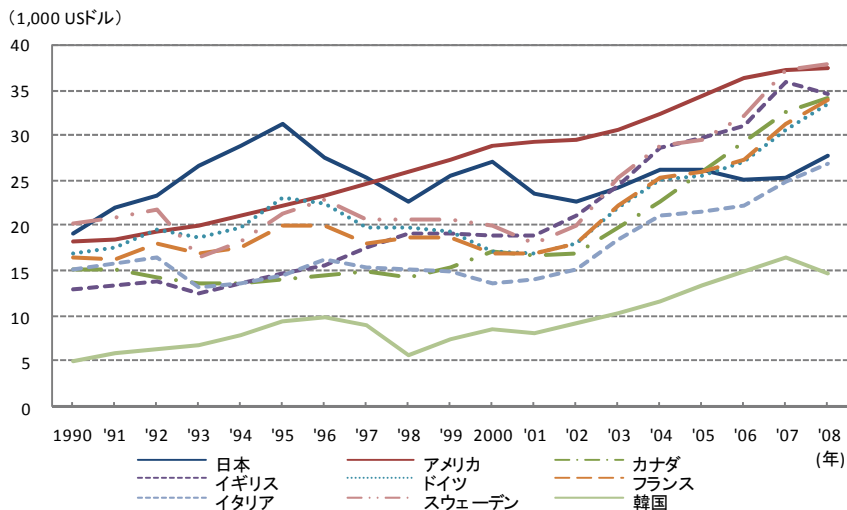


# 1. 經濟・經營

**Economy and Business**



## 1-1 一人当たりの国民所得



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第1-3表 一人当たりの国民所得」(p.27)を参照。

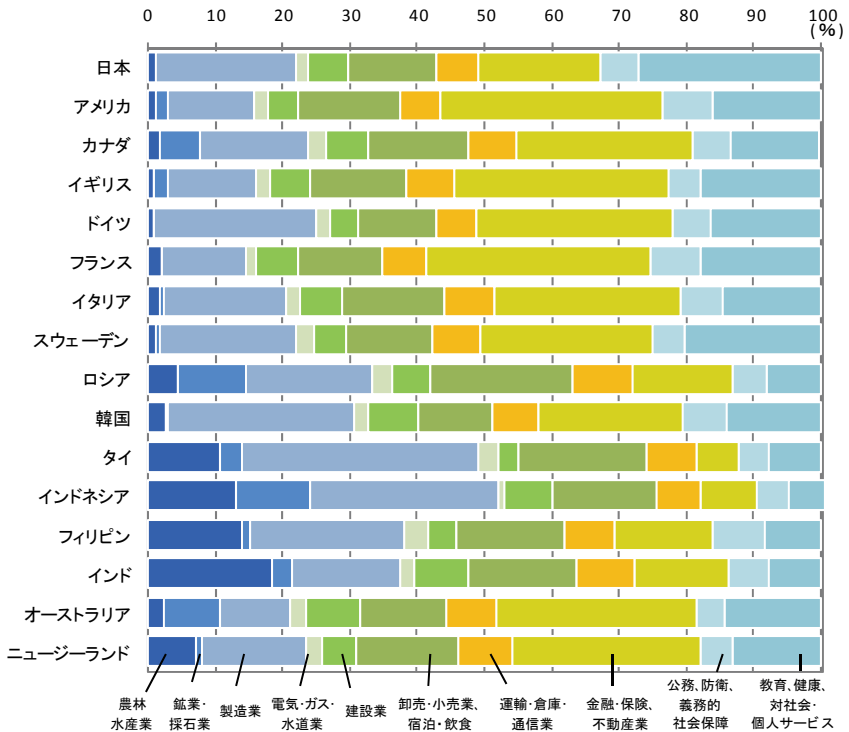
国民所得(要素価格表示)とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。この数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかでは相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率が比較的低い水準にとどまったものの、為替レートが円高に推移したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばには主要先進諸国のなかで最高水準で推移した。

日本と主要国との実質成長率は、1995年から2000年の平均で、日本1.1%、アメリカ4.0%、イギリス3.4%、ドイツ2.0%などとなっている(「第1-2表 名目・実質国内総生産(GDP)成長率」(p.26)を参照)、為替レートも円安に転じたことなどにより、一人当たりの国民所得は2002年まではアメリカに次ぐ水準で推移したが、その後2003年からはスウェーデン、イギリスを下回り、2005年にはフランス、カナダとほぼ同水準となった。さらに2006年にはドイツ、フランス、カナダを下回り、2008年には、G7(先進7か国)の中でイタリアに次ぐ下位の水準に落ち込んでいる。

1 経済・経営

1-2 経済活動別国内総生産（構成比）



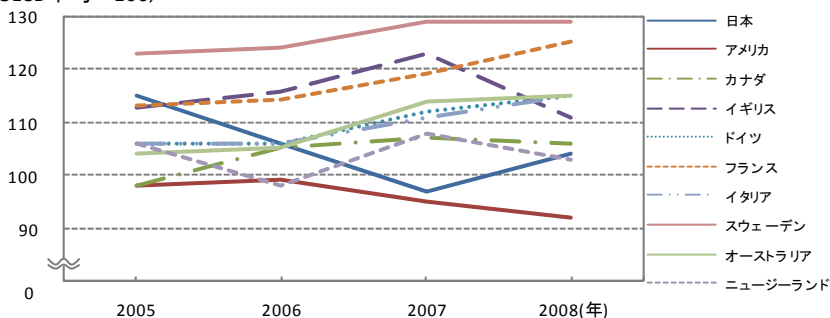
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-5表 経済活動別国内総生産」(p.29)を参照。  
 (注) カナダ、タイ、フィリピンは2006年値、イギリス、インドネシア、インド、ニュージーランドは2005年値、その他は2007年。

グラフは、国内総生産(総付加価値、生産者価格表示)における経済活動を構成別に色分けしたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている(ペティー・クラークの法則)。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうち日本、ドイツ、韓国は、製造業の割合が高いという特徴がある。また、日本は、教育、健康、対地域社会・個人サービスの割合が、先進国のなかでは高い。他方、タイ、インドネシア、フィリピン、インドをみると、農林水産業、製造業の割合が高い。

## 1-3 物価水準（GDPベース）

(OECD平均=100)



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-18表 物価水準」(p.41)を参照。

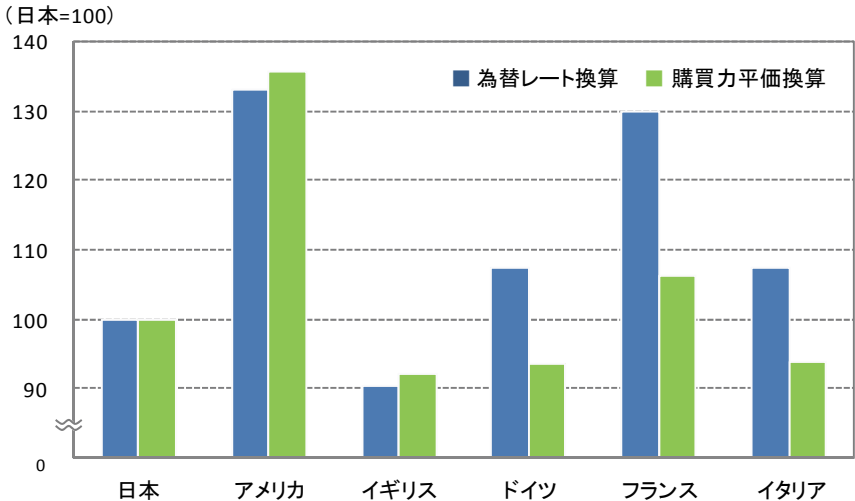
各国の物価水準は、ある一定の財・サービスを購入する際に必要とされる金額により示される。わかり易い例でいえば、例えば、ハンバーガー1個の値段の違いを見れば、ハンバーガーを基準とした物価水準の比較ができる。国内であれば、使用される通貨は同一であり、販売されている商品・サービスも同一なので、容易に地域間の物価水準の比較ができるが、国際比較を行う場合は、各国で使用される通貨が異なることや、商品・サービスも全く同一とは限らないので比較は容易ではない。そこで、物価水準の国際比較を行う場合には、比較を行う商品・サービス等の対象及びウェイトを調整したものをみていく必要がある。

上のグラフは、OECDが国内総生産(GDP)の国際比較を行う際に使用する商品・サービス価格とそのウェイト等を使用して算出された物価水準(GDPベースの物価水準)の国際比較を示したものである。これをみると、我が国の物価水準は、2000年代前半までスウェーデンを除く主要国より高い物価水準にあったが、低下傾向で推移してきたため、2006年以降にはスウェーデンに加え、イギリス、フランスなど主要国より低い水準となっている。

なお、ここで使用した物価水準は、基準時点(2002年)のGDP購買力平価を為替レートで除して算出されたものである。購買力平価と為替レートの比の意味するところは、上述のハンバーガーを例にとると、ハンバーガー1個が日本で100円、米国で1ドルの場合、為替レートが1ドル80円であれば、日本のハンバーガーは1.25(=100/80)ドルと、アメリカに比べて割高であり、1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約0.83(=100/120)ドルと割安となることからわかるように、この比が大きいほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり、両国の物価一定の下で円高(安)になったときにはこの値は大(小)きくなり、日本の物価は割高(安)となる。この指標を、OECD平均が100となる指数で示したものがグラフに示されている。

## 1 経済・経営

### 1-4 労働生産性水準（GDPベース、2007年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-20表 労働生産性水準」(p.43)を参照。  
(注) イギリスは2005年値。

本書で使用した労働生産性は、為替レート及び購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除したものであり、上のグラフは、日本を100とした指数を示したものである。

上記5か国中、日本の労働生産性水準はイギリスよりも高いが、アメリカ、フランスなど主要国より低い水準にとどまっている。一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等がアメリカやフランスなどと比較してGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点がいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、同じ労働生産性とはいってもその数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。



第1-1表 名目国内総生産

Table 1-1: Nominal GDP

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	
日本(10億円)	JPN	495,166	502,990	498,328	501,734	507,365	515,520	505,112
アメリカ(10億USDドル)	USA	7,359	9,899	11,812	12,580	13,336	14,011	14,369
カナダ(10億カナダドル)	CAN	810	1,077	1,291	1,374	1,449	1,533	1,600
イギリス(10億ポンド)	GBR	733	977	1,201	1,253	1,322	1,401	1,443
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	1,848	2,063	2,211	2,242	2,325	2,428	2,496
フランス(10億ユーロ)	FRA	1,195	1,441	1,660	1,726	1,806	1,895	1,950
イタリア(10億ユーロ)	ITA	947	1,191	1,392	1,429	1,485	1,545	1,572
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	1,810	2,250	2,625	2,735	2,901	3,064	3,157
ユーロ圏(10億ユーロ) <sup>1)</sup>	EUR	5,564	6,779	7,854	8,145	8,553	8,999	9,269
ロシア(10億ルーブル) <sup>2)</sup>	RUS	1,429	7,306	17,048	21,625	26,903	33,111	41,668
中国(10億元)	CHN	6,322	9,921	15,988	18,322	21,192	25,731	30,067
香港(10億香港ドル)	HKG	1,116	1,318	1,292	1,383	1,475	1,615	1,677
韓国(1兆ウォン)	KOR	416	603	827	865	909	975	1,024
シンガポール(100万SGPドル)	SGP	118,963	159,840	185,365	201,313	221,143	251,610	257,418
マレーシア(100万リンギット)	MYS	222,473	356,401	474,048	522,445	573,736	641,864	740,721
タイ(10億バーツ)	THA	4,186	4,923	6,503	7,103	7,813	8,469	9,103
インドネシア(1兆ルピア)	IDN	455	1,390	2,296	2,774	3,339	3,949	4,954
フィリピン(10億ペソ)	PHL	1,906	3,355	4,872	5,444	6,033	6,648	7,498
インド(10億ルピー)	IND	11,918	21,023	31,494	35,867	41,292	47,234	53,218
オーストラリア(10億AUDドル)	AUS	518	689	898	967	1,046	1,132	1,232
ニュージーランド(10億NZドル)	NZL	93	116	150	158	166	177	182
ブラジル(10億レアル)	BRA	706	1,179	1,942	2,147	2,370	2,598	2,890
(USDドル換算/in U.S. dollars)								
						(10億USDドル/billion U.S. dollars)		
日本	JPN	5,264	4,667	4,606	4,552	4,363	4,378	4,887
アメリカ	USA	7,359	9,899	11,812	12,580	13,336	14,011	14,369
カナダ	CAN	591	725	992	1,134	1,278	1,427	1,500
イギリス	GBR	1,157	1,478	2,198	2,277	2,432	2,802	2,653
ドイツ	DEU	2,523	1,900	2,745	2,788	2,917	3,323	3,656
フランス	FRA	1,570	1,328	2,061	2,147	2,266	2,593	2,857
イタリア	ITA	1,126	1,097	1,728	1,778	1,863	2,114	2,303
スウェーデン	SWE	254	246	357	366	393	453	479
ユーロ圏 <sup>1)</sup>	EUR	7,277	6,246	9,753	10,129	10,729	12,316	13,577
ロシア <sup>2)</sup>	RUS	313	260	592	765	989	1,294	1,677
中国	CHN	757	1,198	1,932	2,236	2,658	3,382	4,327
香港	HKG	144	169	166	178	190	207	215
韓国	KOR	539	533	722	845	952	1,049	929
シンガポール	SGP	84	93	110	121	139	167	182
マレーシア	MYS	89	94	125	138	156	187	222
タイ	THA	168	123	162	177	206	245	273
インドネシア	IDN	202	165	257	286	365	432	511
フィリピン	PHL	74	76	87	99	118	144	169
インド	IND	368	468	695	813	911	1,142	1,223
オーストラリア	AUS	384	400	660	739	787	947	1,034
ニュージーランド	NZL	61	53	99	111	108	130	128
ブラジル	BRA	769	645	664	882	1,089	1,334	1,576

資料出所 日本:内閣府(2009.12)「平成20年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2009年12月現在その他の国, 為替レート:IMF *International Financial Statistics Online*(<http://www.imfststatistics.org/imf/>) 2009年8月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため, 必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

1) 単一通貨(ユーロ)参加国(オーストラリア, ベルギー, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, アイランド, イタリア, ルクセンブルク, オランダ, ポルトガル, スペイン)の合計。ただし, ギリシャは2001年から参加。

2) ロシアの1995年は, デノミ後の新ルーブルで換算。

## 1 経済・経営

第1-2表 名目・実質国内総生産 (GDP) 成長率

Table 1-2: Nominal and real GDP growth rates

		(%)								
国・地域 Country or region		1995～ 2000	2000～ 2005	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008 年/Year
(名目/nominal)										
日本	JPN	0.5	0.1	1.1	-0.2	1.6	0.7	1.1	1.6	-2.0
アメリカ	USA	5.9	5.2	6.4	4.7	6.5	6.5	6.0	5.1	2.6
カナダ	CAN	5.7	5.8	9.6	5.2	6.4	6.4	5.5	5.8	4.4
イギリス	GBR	5.9	5.1	5.1	6.0	5.3	4.3	5.5	6.0	3.0
ドイツ	DEU	2.5	1.8	2.5	1.0	2.2	1.4	3.7	4.4	2.8
フランス	FRA	3.8	4.0	5.4	3.0	4.1	4.0	4.7	4.9	2.9
イタリア	ITA	5.2	4.0	5.7	3.1	4.2	2.7	3.9	4.0	1.8
スウェーデン	SWE	5.0	4.3	5.9	3.9	4.4	4.2	6.1	5.6	3.0
ユーロ圏 <sup>1)</sup>	EUR	—	4.0	5.3	3.0	4.1	3.7	5.0	5.2	3.0
ロシア	RUS	56.4	28.8	51.5	22.3	28.7	26.8	24.4	23.1	25.8
中国	CHN	12.3	12.7	10.6	12.9	17.7	14.6	15.7	21.4	16.9
香港	HKG	4.1	1.5	4.0	-3.3	4.6	7.0	6.7	9.5	3.8
韓国	KOR	9.4	7.8	9.3	6.5	7.8	4.6	5.0	7.3	5.0
シンガポール	SGP	6.9	6.4	14.2	2.7	14.2	8.6	9.9	13.8	2.3
マレーシア	MYS	10.7	9.8	18.5	9.3	13.2	10.2	9.8	11.9	15.4
タイ	THA	5.4	7.4	6.2	8.8	9.7	9.2	10.0	8.4	7.5
インドネシア	IDN	24.6	16.8	26.4	10.5	14.0	20.8	20.4	18.3	25.4
フィリピン	PHL	12.1	10.6	12.7	8.9	12.9	11.8	10.8	10.2	12.8
インド	IND	13.0	10.7	7.7	12.2	14.3	13.9	15.1	14.4	12.7
オーストラリア	AUS	6.0	7.0	6.9	7.6	6.7	7.8	8.1	8.3	8.9
ニュージーランド	NZL	4.7	6.3	5.7	6.8	7.2	5.3	5.1	7.0	2.5
ブラジル	BRA	26.1	12.4	10.7	15.0	14.2	10.6	10.4	9.6	11.2
(実質/real) <sup>2)</sup>										
日本(2000 base year)	JPN	1.1	1.6	2.9	1.4	2.7	1.9	2.0	2.4	-1.2
アメリカ(2005)	USA	4.0	2.7	4.2	2.5	3.6	3.1	2.7	2.1	0.4
カナダ(2002)	CAN	3.9	3.0	5.2	1.9	3.1	3.0	2.9	2.5	0.4
イギリス(2003)	GBR	3.4	2.7	3.9	2.8	2.8	2.1	2.8	3.0	0.7
ドイツ(2000)	DEU	2.0	1.0	3.2	-0.2	1.2	0.8	3.2	2.5	1.3
フランス(2000)	FRA	2.7	2.0	3.9	1.1	2.5	1.9	2.2	2.3	0.4
イタリア(2000)	ITA	2.1	1.4	3.7	0.0	1.5	0.7	2.0	1.6	-1.0
スウェーデン(2000)	SWE	3.5	2.9	4.4	1.9	4.1	3.3	4.2	2.6	-0.2
ユーロ圏(2000) <sup>1)</sup>	EUR	—	1.9	3.9	0.8	2.2	1.7	3.0	2.8	0.7
ロシア(2003)	RUS	—	6.8	10.0	7.3	7.2	6.4	7.7	8.1	5.6
中国(1995)	CHN	9.0	9.4	8.4	10.0	10.1	10.4	11.7	13.0	—
香港(2007)	HKG	2.7	4.8	8.0	3.0	8.5	7.1	7.0	6.4	2.4
韓国(2005)	KOR	5.3	5.2	8.5	2.8	4.6	4.0	5.2	5.1	2.2
シンガポール(2000)	SGP	6.7	5.4	10.1	3.8	9.3	7.3	8.4	7.8	1.1
マレーシア(2000) <sup>3)</sup>	MYS	5.8	4.8	8.9	5.8	6.8	5.3	5.8	6.3	4.6
タイ(1988)	THA	2.1	5.0	4.8	7.0	6.2	4.5	5.2	5.0	2.9
インドネシア(2000) <sup>3)</sup>	IDN	2.2	4.7	4.9	4.8	5.0	5.7	5.5	6.3	6.1
フィリピン(1990)	PHL	3.8	4.6	4.0	4.9	5.0	4.8	—	—	—
インド(index:2005=100)	IND	6.2	6.6	4.4	8.5	7.5	9.5	9.7	9.0	6.7
オーストラリア(FY'06/'07)	AUS	3.9	3.1	1.9	4.0	2.8	3.0	3.3	3.7	2.3
ニュージーランド(FY'95/'96)	NZL	2.9	3.7	2.4	4.3	3.8	3.0	1.8	3.1	-1.1
ブラジル(2000) <sup>4)</sup>	BRA	2.0	3.0	4.3	1.2	5.7	3.2	4.0	5.7	5.1

資料出所 日本:内閣府(2009.12)「平成20年度国民経済計算確報」  
 日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>)2009年12月現在  
 その他の国, 為替レート:IMF International Financial Statistics Online (<http://www.imfstatistics.org/imf/>)2009年8月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため, 必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお, 日本については, 平成13年版国民経済計算年報以降, 国際基準の93SNAに基づいている。

1) 単一通貨(ユーロ)参加国(オーストラリア, ベルギー, キプロス, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, アイルランド, イタリア, ルクセンブルク, マルタ, オランダ, ポルトガル, スロバキア, スロベニア, スペイン)の合計。ただし, ギリシャは2001年から参加。

2) 各国の括弧内の年は, 実質値の基準年を示す。

3) 実質成長率2000～2005年の欄は2001～2005年平均值。2000年の固定価格基準年はマレーシアが1987年, インドネシアが1993年。

4) 実質成長率1995～2000年の欄は1996～2000年平均值。

第1-3表 一人当たりの国民所得<sup>1)</sup>  
Table 1-3: National income per capita

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本(千円)	JPN	2,939	2,916	2,805	2,829	2,891	2,909	2,974	2,863
アメリカ(USDル)	USA	22,166	28,753	30,588	32,409	34,368	36,296	37,173	37,352
カナダ(カナダドル)	CAN	19,509	25,509	27,881	29,643	31,466	33,370	34,950	36,437
イギリス(ポンド)	GBR	9,388	12,478	14,891	15,576	16,325	16,899	17,935	18,709
ドイツ(ユーロ)	DEU	16,989	18,491	19,411	20,300	20,557	21,582	22,324	22,899
フランス(ユーロ)	FRA	15,278	18,360	19,797	20,372	20,906	21,822	22,821	23,156
イタリア(ユーロ)	ITA	12,153	14,813	16,434	17,030	17,313	17,717	18,226	18,315
スウェーデン(千クローナ)	SWE	152.55	182.87	204.81	210.94	219.40	236.44	250.71	249.48
ロシア(千ルーブル)	RUS	6.06	35.93	67.58	88.33	108.63	135.60	—	—
中国(元) <sup>2)</sup>	CHN	4,748	7,735	10,439	12,241	14,078	16,037	—	—
香港(千HKドル) <sup>2)</sup>	HKG	181.08	185.45	185.39	192.04	201.18	217.13	—	—
韓国(千ウォン)	KOR	7,221	9,618	12,231	13,300	13,742	14,357	15,332	16,140
シンガポール(SGドル)	SGP	28,416	31,264	29,417	31,660	33,157	37,005	41,772	—
マレーシア(リンギット) <sup>2)</sup>	MYS	10,299	14,071	16,032	17,862	19,447	21,321	23,652	—
タイ(バーツ)	THA	52,376	58,307	64,705	70,933	76,673	84,667	—	—
インドネシア(千ルピア) <sup>3)</sup>	IDN	2,185	5,405	7,572	—	—	—	—	—
フィリピン(ペソ) <sup>3)</sup>	PHL	25,535	42,357	51,582	55,894	61,456	67,455	—	—
インド(ルピー)	IND	9,882	16,591	20,738	23,102	25,908	—	—	—
オーストラリア(AUDル)	AUS	19,868	25,177	29,661	31,141	33,155	35,281	37,772	—
ニュージーランド(NZドル)	NZL	16,837	20,064	23,977	24,999	25,552	26,329	27,886	—
ブラジル(レアル) <sup>2)</sup>	BRA	4,301	6,585	9,060	10,241	11,209	—	—	—
(USDル換算 / in U.S. dollars)									
日本	JPN	31,249	27,063	24,193	26,150	26,231	25,010	25,258	27,696
アメリカ	USA	22,166	28,753	30,588	32,409	34,368	36,296	37,173	37,352
カナダ	CAN	14,215	17,176	19,900	22,784	25,967	29,417	32,539	34,147
イギリス	GBR	14,818	18,918	24,337	28,531	29,718	31,139	35,899	34,671
ドイツ	DEU	23,185	17,036	21,908	25,205	25,565	27,074	30,554	33,543
フランス	FRA	20,078	16,915	22,343	25,295	25,999	27,375	31,234	33,919
イタリア	ITA	14,446	13,647	18,547	21,146	21,530	22,226	24,945	26,829
スウェーデン	SWE	21,386	19,959	25,328	28,703	29,358	32,045	37,094	37,850
ロシア	RUS	1,329	1,277	2,202	3,066	3,841	4,987	—	—
中国 <sup>2)</sup>	CHN	569	934	1,261	1,479	1,718	2,011	—	—
香港 <sup>2)</sup>	HKG	23,408	23,803	23,808	24,659	25,867	27,953	—	—
韓国	KOR	9,362	8,504	10,264	11,613	13,418	15,037	16,499	14,645
シンガポール	SGP	20,048	18,135	16,885	18,731	19,921	23,289	27,717	—
マレーシア <sup>2)</sup>	MYS	4,112	3,703	4,219	4,700	5,135	5,813	6,880	—
タイ	THA	2,102	1,454	1,560	1,764	1,906	2,235	—	—
インドネシア <sup>3)</sup>	IDN	972	642	883	—	—	—	—	—
フィリピン <sup>3)</sup>	PHL	993	958	952	997	1,116	1,315	—	—
インド	IND	305	369	445	510	587	—	—	—
オーストラリア	AUS	14,728	14,597	19,236	22,902	25,319	26,568	31,606	—
ニュージーランド	NZL	11,048	9,115	13,923	16,570	17,991	17,074	20,494	—
ブラジル <sup>2)</sup>	BRA	4,687	3,599	2,944	3,501	4,604	—	—	—

資料出所 日本:内閣府(2009.12)「平成20年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2009年12月現在

その他:UN(2008.12) *National Accounts Statistics 2007*

人口・為替レート:IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfststatistics.org/imf/>)

2009年8月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報以降、国際基準の93SNAに基づいている。

- 1) 国民所得は要素費用表示の国民所得(=GNI-固定資本減耗-純間接税)。純間接税=生産・輸入品に課される税-補助金。
- 2) 一人当たりの国民総所得(GNI)。固定資本減耗と純間接税を含む。
- 3) 一人当たりの国民所得(市場価格表示)。純間接税を含む。

## 第1-4表 雇用者報酬

Table 1-4: Compensation of employees

国 Country	1995 年/Year	2000	2004	2005	2006	2007	2008	
日本(10億円)	JPN	268,968	271,076	256,354	258,597	263,594	262,013	263,822
アメリカ(10億USD)	USA	4,199.3	5,793.5	6,699.6	7,071.5	7,483.6	7,863.6	8,044.8
カナダ(100万カナダドル)	CAN	418,825	545,204	657,249	695,093	743,392	784,839	823,116
イギリス(100万ポンド)	GBR	386,035	532,179	648,099	682,205	715,496	745,405	770,530
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	997.8	1,101.7	1,137.8	1,130.8	1,149.3	1,180.4	1,224.0
フランス(10億ユーロ)	FRA	619.2	747.7	866.7	898.3	936.9	976.0	1,007.1
イタリア(100万ユーロ)	ITA	391,250	467,393	555,486	581,995	608,864	631,384	654,986
スウェーデン(1000万クローナ)	SWE	94,800	124,005	145,071	150,003	155,735	167,442	172,143
ロシア(10億ルーブル)	RUS	647.9	2,937.2	7,845.0	9,474.3	11,985.9	15,304.2	19,009.7
中国(10億元)	CHN	3,366.0	5,005.9	7,520.0	—	—	—	—
香港(100万香港ドル)	HKG	529,546	673,323	659,572	689,588	—	—	—
韓国(10億ウォン)	KOR	195,118	258,944	369,205	396,338	419,927	448,994	471,269
シンガポール(100万SPドル) <sup>1)</sup>	SGP	55,380	69,150	76,610	82,750	89,980	100,170	—
タイ(10億バーツ)	THA	1,190	1,495	1,906	2,081	2,257	—	—
フィリピン(10億ペソ)	PHL	483	859	1,346	1,489	1,663	—	—
インド(10億ルピー)	IND	4,232.1	6,603.7	9,367.7	10,520.4	—	—	—
オーストラリア(100万AUD)	AUS	256,060	339,301	431,118	464,511	501,011	539,020	—
ニュージーランド(100万NZドル)	NZL	39,450	48,163	64,237	68,920	73,803	78,242	—
ブラジル(100万レアル)	BRA	300,381	477,334	763,182	860,886	—	—	—
USD換算/in U.S.dollars						(10億ドル/billion U.S. dollars)		
日本	JPN	3,920.0	3,429.0	3,331.1	3,343.1	3,187.6	3,217.8	3,525.5
アメリカ	USA	4,199.3	5,793.5	6,699.6	7,071.5	7,483.6	7,863.6	8,044.8
カナダ	CAN	305.2	367.1	505.2	573.6	655.3	730.7	771.4
イギリス	GBR	609.2	805.2	1,186.6	1,240.4	1,316.5	1,491.5	1,416.5
ドイツ	DEU	1,361.7	1,015.0	1,412.8	1,406.3	1,441.8	1,615.6	1,793.0
フランス	FRA	813.7	688.9	1,076.1	1,117.1	1,175.4	1,335.8	1,475.2
イタリア	ITA	465.1	430.6	689.7	723.8	763.8	864.2	959.4
スウェーデン	SWE	132.9	135.3	197.4	200.7	211.1	247.7	261.2
ロシア	RUS	142.1	104.4	272.3	335.0	440.8	598.3	764.9
中国	CHN	403.0	604.7	908.6	—	—	—	—
香港	HKG	68.5	86.4	84.7	88.7	—	—	—
韓国	KOR	253.0	229.0	322.4	387.0	439.8	483.2	427.6
シンガポール <sup>1)</sup>	SGP	39.3	40.1	45.3	49.7	56.6	66.5	—
タイ	THA	47.8	37.3	47.4	51.7	59.6	—	—
フィリピン	PHL	18.8	19.4	24.0	27.0	32.4	—	—
インド	IND	130.5	146.9	206.7	238.6	—	—	—
オーストラリア	AUS	189.8	196.7	317.1	354.7	377.3	451.0	—
ニュージーランド	NZL	25.9	21.9	42.6	48.5	47.9	57.5	—
ブラジル	BRA	327.3	260.9	260.9	353.6	—	—	—

資料出所 日本:内閣府(2009.12)「平成20年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database "National Accounts" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年12月現在その他:UN(2009.12) *National Accounts Statistics 2007*

為替レート:IMF International Financial Statistics Online(2009年8月現在)

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報以降、国際基準の93SNAに基づいている。統合勘定を使用。

1) 1995年の欄は、1996年値。

第1-5表 経済活動別国内総生産（2007年）

Table 1-5: GDP by economic activity, 2007

国 Country	国内 総生産 <sup>1)a)</sup>	農林 水産業 <sup>b)</sup>	鉱業・ 採石業 <sup>c)</sup>	製造業 <sup>d)</sup>	電気・ガス・ 水道業 <sup>e)</sup>	
(実額/at current prices)						
日本(10億円)	JPN	527,817	7,402	408	108,696	10,206
アメリカ(10億ドル)	USA	13,742	168	275	1,756	281
カナダ(100万カナダドル) <sup>3)</sup>	CAN	1,165,585	23,783	66,723	188,545	32,618
イギリス(100万ポンド) <sup>4)</sup>	GBR	1,138,578	10,241	25,458	148,097	24,953
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,171,210	20,020	4,500	519,550	48,070
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,697,407	37,591	2,577	209,341	27,185
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,371,833	27,926	4,920	251,834	28,081
スウェーデン(100万クローナ)	SWE	2,683,447	38,023	16,722	535,828	74,662
ロシア(10億ルーブル)	RUS	29,101	1,349	2,953	5,387	886
韓国(10億ウォン)	KOR	874,782	25,209	2,001	241,442	19,155
タイ(100万バーツ) <sup>5)</sup>	THA	7,830,329	841,134	256,750	2,748,488	238,852
インドネシア(10億ルピー) <sup>4)</sup>	INA	2,774,281	363,929	308,339	771,724	26,694
フィリピン(100万ペソ) <sup>5)</sup>	PHL	6,032,624	855,452	75,557	1,381,171	216,062
インド(千マルピー) <sup>4)</sup>	IND	3,334,089	623,079	94,723	537,717	69,248
オーストラリア(100万AUDドル) <sup>6)</sup>	AUS	1,039,829	26,497	86,672	108,834	24,827
ニュージーランド(100万NZドル) <sup>7)</sup>	NZL	131,456	9,769	1,171	20,214	2,967
(構成比/as a percentage of total value added)						
						(%)
日本	JPN	100.0	1.4	0.1	20.6	1.9
アメリカ	USA	100.0	1.2	2.0	12.8	2.0
カナダ	CAN	100.0	2.0	5.7	16.2	2.8
イギリス	GBR	100.0	0.9	2.2	13.0	2.2
ドイツ	DEU	100.0	0.9	0.2	23.9	2.2
フランス	FRA	100.0	2.2	0.2	12.3	1.6
イタリア	ITA	100.0	2.0	0.4	18.4	2.0
スウェーデン	SWE	100.0	1.4	0.6	20.0	2.8
ロシア	RUS	100.0	4.6	10.1	18.5	3.0
韓国	KOR	100.0	2.9	0.2	27.6	2.2
タイ	THA	100.0	10.7	3.3	35.1	3.1
インドネシア	INA	100.0	13.1	11.1	27.8	1.0
フィリピン	PHL	100.0	14.2	1.3	22.9	3.6
インド	IND	100.0	18.7	2.8	16.1	2.1
オーストラリア	AUS	100.0	2.5	8.3	10.5	2.4
ニュージーランド	NZL	100.0	7.4	0.9	15.4	2.3

資料出所 日本:内閣府(2009.8)「平成19年度国民経済計算年報」

日本を除くOECD諸国:OECD(2009.7) *National Accounts 2009, vol.2*その他:UN(2009.12) *National Accounts Statistics 2007*

- 1) 日本は帰属利子(控除)、輸入税・関税、総資本形成に係る消費税(控除)を含まない。その他は、総付加価値の総計。なお、統計上の不突合が掲載されている場合には、これを含む。
- 2) 日本は、卸売・小売業のみ。他は自動車及び家庭用品修理を含む。
- 3) 2000年基準による2006年の実質価格。
- 4) 2005年値。
- 5) 2006年値。
- 6) 2007年度値。
- 7) 2000年基準による2005年度の実質価格。

## 1 経済・経営

第1-5表 経済活動別国内総生産（2007年）（続き）

Table 1-5: GDP by economic activity, 2007 (cont.)

国 Country	建設業 <sup>f)</sup>	卸売・小売 業、宿泊・ 飲食 <sup>g)</sup>	運輸・ 倉庫・ 通信業 <sup>h)</sup>	金融・保険、 不動産業 <sup>i)</sup>	公務、防衛、 義務的社 会保障 <sup>j)</sup>	教育、健康、 対社会・個人 サービス <sup>k)</sup>	
(実額/at current prices)							
日本	JPN	31,019	68,835	33,721	95,634	29,441	142,454
アメリカ	USA	611	2,077	819	4,533	1,038	2,183
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	70,855	172,264	83,944	306,843	64,863	153,427
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	65,923	164,843	81,059	360,427	54,935	202,642
ドイツ	DEU	87,150	255,880	126,530	634,820	123,220	351,470
フランス	FRA	106,699	210,112	108,701	566,875	126,171	302,155
イタリア	ITA	85,971	205,089	103,723	379,089	87,118	198,084
スウェーデン	SWE	132,232	340,432	192,135	680,417	130,125	542,871
ロシア	RUS	1,671	6,098	2,670	4,285	1,495	2,307
韓国	KOR	64,979	96,284	59,099	188,581	55,516	122,516
タイ <sup>5)</sup>	THA	234,958	1,496,570	567,149	492,352	350,060	604,016
インドネシア <sup>4)</sup>	INA	195,776	430,154	180,969	230,587	135,133	140,508
フィリピン <sup>5)</sup>	PHL	235,189	982,983	446,224	880,021	452,642	507,322
インド <sup>4)</sup>	IND	265,544	540,440	282,258	464,135	201,060	255,886
オーストラリア <sup>6)</sup>	AUS	82,139	132,283	77,320	310,240	43,048	147,968
ニュージーランド <sup>7)</sup>	NZL	6,812	19,897	10,543	36,727	6,379	17,074
(構成比/as a percentage of total value added)							(%)
日本	JPN	5.9	13.0	6.4	18.1	5.6	27.0
アメリカ	USA	4.4	15.1	6.0	33.0	7.6	15.9
カナダ	CAN	6.1	14.8	7.2	26.3	5.6	13.2
イギリス	GBR	5.8	14.5	7.1	31.7	4.8	17.8
ドイツ	DEU	4.0	11.8	5.8	29.2	5.7	16.2
フランス	FRA	6.3	12.4	6.4	33.4	7.4	17.8
イタリア	ITA	6.3	14.9	7.6	27.6	6.4	14.4
スウェーデン	SWE	4.9	12.7	7.2	25.4	4.8	20.2
ロシア	RUS	5.7	21.0	9.2	14.7	5.1	7.9
韓国	KOR	7.4	11.0	6.8	21.6	6.3	14.0
タイ	THA	3.0	19.1	7.2	6.3	4.5	7.7
インドネシア	INA	7.1	15.5	6.5	8.3	4.9	5.1
フィリピン	PHL	3.9	16.3	7.4	14.6	7.5	8.4
インド	IND	8.0	16.2	8.5	13.9	6.0	7.7
オーストラリア	AUS	7.9	12.7	7.4	29.8	4.1	14.2
ニュージーランド	NZL	5.2	15.1	8.0	27.9	4.9	13.0

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying; d) Manufacturing; e) Electricity, gas and water supply; f) Construction; g) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants; h) Transport, storage and communication; i) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; j) Public administration and defence, compulsory social security; k) Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-6表 国内総生産の構成（支出側、名目、2007年）

Table 1-6: GDP by expenditure approach, 2007 (at current prices)

国 Country	国内 総生産 <sup>a)</sup>	政府最終 消費支出 <sup>b)</sup>	民間最終 消費支出 <sup>c)</sup>	在庫品の 増減及び 評価減 <sup>1)d)</sup>	総固定資 本形成 <sup>e)</sup>	財貨・ サービスの 輸出 <sup>f)</sup>	(控除)財貨 ・サービスの 輸入 <sup>g)</sup>	
(実額/at current prices)								
日本(10億円)	JPN	515,520	92,218	292,523	3,911	118,237	90,830	82,198
アメリカ(10億USDドル)	USA	14,011	2,223	9,826	20	2,655	1,656	2,370
カナダ(100万カナダドル)	CAN	1,532,944	294,776	850,921	11,406	346,794	534,557	504,618
イギリス(100万ポンド)	GBR	1,398,882	294,713	892,990	7,360	248,766	371,503	416,450
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,428,200	435,570	1,375,390	-9,990	455,530	1,139,490	967,790
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,894,646	436,927	1,073,276	11,017	408,776	502,296	537,646
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,544,915	304,367	907,595	8,796	327,749	448,224	451,816
スウェーデン (100万クローナ)	SWE	3,063,145	792,081	1,430,136	21,860	581,710	1,612,249	1,374,891
ロシア(10億ルーブル)	RUS	33,111	5,703	16,083	1,175	6,857	10,032	7,185
中国 <sup>2)</sup> (10億元)	CHN	21,087	3,029	8,012	395	9,015	8,464	6,798
韓国(10億ウォン)	KOR	975,013	143,262	530,264	8,750	278,168	408,754	394,026
マレーシア (100万リンギット)	MYS	641,864	78,297	292,724	1,654	139,142	707,156	577,110
タイ <sup>2)</sup> (100万バーツ)	THA	7,830,329	924,609	4,375,478	26,998	2,208,035	5,751,585	5,477,803
インドネシア (10億ルピア)	IDN	3,957,404	329,760	2,511,308	170	983,831	1,161,956	1,002,507
フィリピン <sup>2)</sup> (100万ペソ)	PHL	6,032,624	587,463	4,226,120	30,116	834,415	2,797,986	2,873,562
インド <sup>2)</sup> (10億ルピー)	IND	41,458	4,270	23,121	1,458	13,465	9,157	10,408
オーストラリア (100万AUDドル)	AUS	1,132,172	200,129	626,793	4,694	320,052	234,862	254,783
ニュージーランド (100万NZドル)	NZL	177,472	33,304	103,498	1,394	41,416	51,390	52,946
(構成比/as a percentage of total value added)								
								(%)
日本	JPN	100.0	17.9	56.7	0.8	22.9	17.6	15.9
アメリカ	USA	100.0	15.9	70.1	0.1	18.9	11.8	16.9
カナダ	CAN	100.0	19.2	55.5	0.7	22.6	34.9	32.9
イギリス	GBR	100.0	21.1	63.8	0.5	17.8	26.6	29.8
ドイツ	DEU	100.0	17.9	56.6	-0.4	18.8	46.9	39.9
フランス	FRA	100.0	23.1	56.6	0.6	21.6	26.5	28.4
イタリア	ITA	100.0	19.7	58.7	0.6	21.2	29.0	29.2
スウェーデン	SWE	100.0	25.9	46.7	0.7	19.0	52.6	44.9
ロシア	RUS	100.0	17.2	48.6	3.5	20.7	30.3	21.7
中国 <sup>2)</sup>	CHN	100.0	14.4	38.0	1.9	42.8	40.1	32.2
韓国	KOR	100.0	14.7	54.4	0.9	28.5	41.9	40.4
マレーシア	MYS	100.0	12.2	45.6	0.3	21.7	110.2	89.9
タイ <sup>2)</sup>	THA	100.0	11.8	55.9	0.3	28.2	73.5	70.0
インドネシア	IDN	100.0	8.3	63.5	0.0	24.9	29.4	25.3
フィリピン <sup>2)</sup>	PHL	100.0	9.7	70.1	0.5	13.8	46.4	47.6
インド <sup>2)</sup>	IND	100.0	10.3	55.8	3.5	32.5	22.1	25.1
オーストラリア	AUS	100.0	17.7	55.4	0.4	28.3	20.7	22.5
ニュージーランド	NZL	100.0	18.8	58.3	0.8	23.3	29.0	29.8

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and NPISH's final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; e) Gross fixed capital formation; f) Exports of goods and services; g) Less Imports of goods and services.

資料出所 日本:内閣府(2009.12)「平成20年度国民経済計算確報」  
日本以外のOECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2009年12月現在  
その他:UN(2008.12) National Accounts 2007

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、国際基準の93SNAに基づいている。

1) 日本・カナダ・ドイツ・韓国・マレーシア・タイ・インドネシア・フィリピン・オーストラリア・ニュージーランドは、在庫品増加。

2) 2006年の値。

## 1 経済・経営

第1-7表 国内総生産の構成（生産側、名目、2007年）

Table 1-7: GDP by production approach, 2007 (at current prices)

国・地域 Country or region	国内総生産 GDP	雇業者報酬 Compensation of employees	営業余剰・混 合所得(純) <sup>1)</sup> Operating surplus and mixed income (net)	固定資本 減耗 Consumption of fixed capital	純間接税 <sup>2)</sup> Taxes less subsidies on products	
(実額/Real amount)						
日本(10億円)	JPN	515,805	264,539	94,203	107,034	40,374
アメリカ(10億USDドル)	USA	13,742	7,819	3,386	1,655	963
カナダ(100万カナダドル)	CAN	1,535,646	788,357	384,030	195,229	167,349
イギリス(100万ポンド)	GBR	1,400,526	745,405	329,424	158,850	168,268
ドイツ(100万ユーロ)	DEU	2,422,900	1,183,470	600,210	358,750	280,470
フランス(100万ユーロ)	FRA	1,894,646	976,021	412,215	252,827	253,583
イタリア(100万ユーロ)	ITA	1,544,915	631,384	459,267	242,556	211,708
スウェーデン(100万クローナ)	SWE	3,063,873	1,674,424	548,565	374,323	466,561
ロシア(10億ルーブル) <sup>3)</sup>	RUS	32,987	1,503	11,702	15,124	4,659
韓国(10億ウォン)	KOR	975,013	448,994	284,556	128,904	112,559
シンガポール(100万SGPドル)	MYS	243,169	100,170	89,124	30,706	4,780
タイ(100万バーツ) <sup>4)</sup>	THA	7,095,619	2,080,743	3,319,572	927,391	767,913
フィリピン(100万ペソ) <sup>3)</sup>	PHL	6,032,624	1,663,118	3,172,692	695,064	501,749
インド(10億ルピー) <sup>4)</sup>	IND	35,803	10,520	18,426	3,788	3,069
オーストラリア(100万AUDドル)	AUS	1,132,172	539,020	298,873	172,306	121,672
ニュージーランド(100万NZドル)	NZL	177,472	78,242	52,071	25,082	22,077
ブラジル(100万レアル) <sup>4)</sup>	BRA	2,147,239	860,886	955,941	—	330,412
(構成比/as a percentage of total value added)						
日本	JPN	100.0	51.3	18.3	20.8	7.8
アメリカ	USA	100.0	56.9	24.6	12.0	7.0
カナダ	CAN	100.0	51.3	25.0	12.7	10.9
イギリス	GBR	100.0	53.2	23.5	11.3	12.0
ドイツ	DEU	100.0	48.8	24.8	14.8	11.6
フランス	FRA	100.0	51.5	21.8	13.3	13.4
イタリア	ITA	100.0	40.9	29.7	15.7	13.7
スウェーデン	SWE	100.0	54.7	17.9	12.2	15.2
ロシア <sup>3)</sup>	RUS	100.0	4.6	35.5	45.8	14.1
韓国	KOR	100.0	46.1	29.2	13.2	11.5
シンガポール	SGP	100.0	41.2	36.7	12.6	2.0
タイ <sup>4)</sup>	THA	100.0	29.3	46.8	13.1	10.8
フィリピン <sup>3)</sup>	PHL	100.0	27.6	52.6	11.5	8.3
インド <sup>4)</sup>	IND	100.0	29.4	51.5	10.6	8.6
オーストラリア	AUS	100.0	47.6	26.4	15.2	10.7
ニュージーランド	NZL	100.0	44.1	29.3	14.1	12.4
ブラジル <sup>4)</sup>	BRA	100.0	40.1	44.5	—	15.4

資料出所 日本:内閣府(2009.8)「平成19年度国民経済計算年報」

日本以外のOECD諸国:OECD(2009.7) *National Accounts 2009, vol.2*その他:UN(2008.12) *National Accounts Statistics 2007*

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、国際基準の93SNAに基づいている。

1) ロシアと香港は営業余剰・混合所得(総)。

2) 純間接税は、生産・輸入品に課される税—補助金。

3) 2006年値。

4) 2005年値。



第1-8表 国民貯蓄率<sup>1)</sup>

Table 1-8: National savings rates

国・地域 Country or region		(%)								
		1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本	JPN	13.6	9.6	6.1	5.7	5.9	7.4	7.4	7.8	—
アメリカ	USA	5.6	7.1	2.8	2.1	2.8	3.2	4.3	2.2	-0.3
カナダ	CAN	6.4	12.7	9.1	9.5	11.7	12.9	13.6	12.9	12.4
イギリス	GBR	4.3	4.1	4.5	4.6	4.2	3.8	3.5	4.9	4.4
ドイツ	DEU	7.6	6.3	5.3	5.4	8.4	8.4	11.0	13.3	12.9
フランス	FRA	7.8	10.5	8.2	7.3	7.0	6.4	7.0	7.6	5.9
イタリア	ITA	9.0	7.0	7.0	5.6	6.1	4.8	4.8	5.2	2.5
スウェーデン	SWE	11.2	12.0	10.8	12.3	12.5	12.9	16.5	18.6	18.4
ロシア	RUS	5.0	31.3	23.8	24.0	26.7	27.6	28.6	—	—
香港 <sup>2)</sup>	HKG	—	31.7	30.6	31.9	31.1	32.3	33.3	—	—
韓国	KOR	27.2	22.2	20.2	21.7	24.2	21.7	20.2	20.3	20.2
シンガポール	SGP	44.2	37.1	26.1	29.4	31.1	32.3	36.2	41.3	—
マレーシア <sup>2)</sup>	MYS	36.0	40.0	36.1	37.7	38.3	38.0	39.6	39.4	—
タイ	THA	27.9	19.8	17.2	17.8	18.2	17.7	—	—	—
フィリピン	PHL	10.4	16.2	18.1	19.3	18.4	19.0	18.6	—	—
インド	IND	16.8	15.3	17.5	21.1	23.2	25.8	26.4	—	—
オーストラリア	AUS	3.7	5.0	5.6	6.7	6.2	8.0	8.2	9.1	—
ニュージーランド	NZL	4.9	3.7	6.4	6.4	5.5	2.6	1.2	2.1	—
ブラジル <sup>2)</sup>	NZL	15.7	14.3	15.1	16.4	19.0	17.8	—	—	—

資料出所 日本:内閣府(2009.8)「平成19年度国民経済計算年報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2009年12月現在その他:UN(2008.12) *National Accounts Statistics 2007*

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報より、国際基準の93SNAに基づいている。

1) 国民貯蓄率 = (純貯蓄 / 純国民可処分所得) × 100

2) 国民貯蓄率 = (粗貯蓄 / 粗国民可処分所得) × 100

## 1 経済・経営

## 第1-9表 鉱工業生産指数

Table 1-9: Industrial production indices

(2005年/Year = 100)

国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	94.0	98.4	94.1	98.6	100.0	104.4	107.3	103.8
アメリカ	USA	75.0	96.7	94.5	96.8	100.0	102.3	103.8	101.5
カナダ	CAN	72.4	88.6	94.3	97.3	100.0	102.9	105.4	106.2
イギリス	GBR	96.6	104.4	100.5	101.7	100.0	100.1	100.5	97.5
ドイツ	DEU	82.5	94.0	93.5	96.4	100.0	106.2	113.6	113.9
フランス	FRA	88.5	99.9	97.8	99.8	100.0	100.9	102.4	100.1
イタリア	ITA	96.9	104.3	101.2	100.8	100.0	103.6	105.8	102.3
スウェーデン	SWE	74.9	91.4	94.7	98.1	100.0	105.4	109.4	105.5
韓国	KOR	47.9	74.3	85.2	94.0	100.0	108.4	115.9	119.4
シンガポール <sup>1)</sup>	SGP	57.6	81.4	80.2	91.4	100.0	111.9	118.4	113.5
マレーシア <sup>2)</sup>	MYS	52.9	78.4	86.7	96.1	100.0	104.5	106.9	106.8
インドネシア <sup>1)</sup>	IDN	100.8	84.1	95.5	98.8	100.0	98.4	103.8	—
フィリピン <sup>1)</sup>	PHL	47.2	68.9	83.0	90.7	100.0	101.6	98.2	100.9
インド <sup>2)</sup>	IND	54.7	74.9	85.5	92.7	100.0	110.3	121.7	126.4
オーストラリア	AUS	80.6	95.6	98.9	98.9	100.0	99.6	101.0	103.4
ニュージーランド <sup>1)</sup>	NZL	84.9	89.6	97.3	102.2	100.0	98.5	100.5	99.6
ブラジル	BRA	78.2	85.7	89.5	96.7	100.0	102.9	108.9	112.1

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2009年8月現在

- (注) 1) 製造業のみ。  
2) 季節調整なし。

## 第1-10表 海外生産比率（製造業）

Table 1-10: Overseas production ratio, manufacturing

(%)

国 Country	1985 年度/FY	1990	1995	1997	2000	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	3.0	6.4	9.0	12.4	11.8	15.6	16.2	16.7	18.1	19.1
アメリカ	USA	16.6	26.4	28.7	27.7						
ドイツ	DEU	—	20.2	25.9	32.1						

資料出所 経済産業省(2009.4)「平成19年度海外事業活動基本調査」

1997年以前の数値: 経済産業省(2000.6)「平成10年度海外事業活動基本調査」

(注) 海外生産比率 = 海外現地法人売上高 / (海外現地法人売上高 + 国内法人売上高) × 100

(1997年以前は、海外現地法人売上高 / 国内法人売上高 × 100)

(参考) 「海外現地法人」とは、海外子会社と海外孫会社の総称である。海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人を指し、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人を指している。

第1-11表 経常収支・貿易収支

Table 1-11: Current account and trade balance

(100万USDドル/million U.S. dollars)

国 Country	1995 年/Year	2000	2005	2006	2007	2008
経常収支/Current account						
日本 JPN	111,044	119,660	165,783	170,517	210,490	156,634
アメリカ USA	-113,561	-417,425	-748,688	-803,548	-726,571	-706,066
カナダ CAN	-4,328	19,622	33,243	31,319	29,936	27,281
イギリス GBR	-13,436	-38,800	-59,406	-80,881	-74,729	-45,670
ドイツ DEU	-27,897	-32,279	142,810	190,221	263,056	243,549
フランス FRA	10,840	22,307	-13,565	-15,452	-31,249	-52,911
イタリア ITA	25,076	-5,781	-29,714	-48,045	-51,032	-78,029
スウェーデン SWE	4,940	6,617	25,526	33,296	39,130	40,317
ロシア RUS	6,963	46,839	84,602	94,686	77,012	102,400
中国 CHN	1,618	20,518	160,818	253,268	371,833	426,107
韓国 KOR	-8,665	12,251	14,981	5,385	5,954	-6,350
シンガポール SGP	14,377	10,719	22,223	29,800	39,106	-
マレーシア MYS	-8,644	8,488	19,980	25,488	28,931	-
タイ THA	-13,582	9,313	-7,647	2,316	14,040	-113
インドネシア IDN	-6,431	7,992	278	10,859	10,492	606
フィリピン PHL	-1,980	-2,225	1,984	5,347	7,119	4,227
インド IND	-5,563	-4,601	-7,835	-9,415	-	-
オーストラリア AUS	-19,277	-14,763	-41,032	-41,504	-57,569	-44,040
ニュージーランド NZL	-3,065	-2,679	-9,281	-9,265	-10,635	-11,317
ブラジル BRA	-18,136	-24,225	13,984	13,620	1,551	-28,192
	1995	2000	2005	2006	2007	2008
貿易収支/Trade balance						
日本 JPN	131,787	116,716	93,958	81,303	104,752	38,131
アメリカ USA	-172,330	-452,061	-787,056	-843,544	-826,914	-836,271
カナダ CAN	25,855	45,047	63,266	57,029	59,523	63,700
イギリス GBR	-19,006	-49,850	-124,726	-140,658	-179,740	-172,978
ドイツ DEU	64,210	55,466	193,171	197,779	270,745	265,762
フランス FRA	10,998	-3,173	-27,841	-36,930	-54,883	-90,149
イタリア ITA	38,729	9,549	564	-12,511	4,242	-51
スウェーデン SWE	15,978	15,215	19,701	20,584	17,268	18,119
ロシア RUS	19,816	60,172	118,364	139,269	130,915	179,742
中国 CHN	18,050	34,474	134,189	217,746	315,381	360,682
韓国 KOR	-4,365	16,954	32,683	27,905	29,409	6,051
シンガポール SGP	8,459	13,956	37,036	43,433	49,099	-
マレーシア MYS	-103	20,827	33,156	36,698	37,328	-
タイ THA	-7,968	11,701	3,388	13,844	25,547	17,948
インドネシア IDN	6,533	25,042	17,534	29,660	32,754	23,309
フィリピン PHL	-8,944	-5,971	-7,773	-6,732	-8,391	-12,582
インド IND	-6,719	-10,640	-32,526	-43,078	-	-
オーストラリア AUS	-4,223	-4,862	-13,372	-9,596	-17,770	-4,286
ニュージーランド NZL	817	609	-2,577	-1,997	-1,761	-1,591
ブラジル BRA	-3,157	-698	44,703	46,458	40,032	24,836

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2009年8月現在

第1-12表 対内直接投資額（フロー）

Table 1-12: FDI Inward flows

(100万ドル/million dollars)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	1,753	42	8,323	6,324	7,816	2,775	-6,506	22,549
アメリカ	USA	48,422	58,772	313,997	53,141	135,850	104,809	236,719	232,865
カナダ	CAN	7,582	9,255	66,795	7,482	-445	26,967	62,765	108,655
イギリス	GBR	30,461	19,969	118,764	16,778	55,963	177,901	148,189	223,966
ドイツ	DEU	2,962	12,025	198,277	32,369	-10,188	41,969	55,171	50,925
フランス	FRA	15,629	23,673	43,252	42,498	32,560	84,951	78,154	157,970
イタリア	ITA	6,345	4,817	13,375	16,415	16,815	19,975	39,239	40,199
オランダ	NLD	10,516	12,304	63,854	21,043	4,600	47,694	7,982	99,438
ベルギー	BEL	8,047	10,689	88,739	33,476	43,558	34,317	64,371	40,628
ルクセンブルク	LUX				2,914	5,192	5,828	28,645	-36,483
スウェーデン	SWE	1,971	14,448	23,427	4,985	11,463	10,169	23,162	20,952
スペイン	RUS	13,294	8,070	39,575	25,820	24,761	25,020	26,888	53,385
ロシア	SPN	—	2,066	2,714	7,958	15,444	12,886	32,387	52,475
中国	CHN	3,487	37,521	40,715	53,505	60,630	72,406	72,715	83,521
香港	HKG	3,275	6,213	61,924	13,624	34,032	33,618	45,054	59,899
台湾	TWN	1,330	1,559	4,928	453	1,898	1,625	7,424	8,161
韓国	KOR	759	1,270	9,004	4,384	8,997	7,055	4,881	2,628
シンガポール	SGP	5,575	11,535	16,484	11,664	19,828	13,930	24,743	24,137
マレーシア	MYS	2,611	5,815	3,788	2,473	4,624	3,967	6,048	8,403
タイ	THA	2,575	2,070	3,349	5,235	5,862	8,048	9,010	9,575
フィリピン	PHL	550	1,459	2,240	491	688	1,854	2,921	2,928
インド	IND	237	2,151	3,585	4,323	5,771	7,606	19,662	22,950
オーストラリア	AUS	8,121	11,968	13,963	7,973	36,093	-35,295	25,736	22,266
ニュージーランド	NZL	1,685	2,850	1,347	2,426	2,827	1,666	8,055	2,768
ブラジル	BRA	989	4,405	32,779	10,144	18,146	15,066	18,822	34,585
メキシコ	MEX	2,633	9,526	17,977	16,594	22,883	20,945	19,291	24,686

資料出所 UNCTAD FDI database (<http://www.unctad.org/>) 2009年5月現在

第1-13表 対外直接投資額（フロー）

Table 1-13: FDI Outward flows

(100万ドル/million dollars)

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	48,024	22,630	31,558	28,800	30,951	45,781	50,266	73,549
アメリカ	USA	30,982	92,074	142,626	129,352	294,905	15,369	221,664	313,787
カナダ	CAN	5,237	11,462	44,679	22,924	43,347	29,619	39,117	53,818
イギリス	GBR	17,948	43,562	233,371	62,187	91,019	80,009	86,764	265,791
ドイツ	DEU	24,235	39,049	56,557	5,822	20,546	68,877	94,705	167,431
フランス	FRA	36,233	15,755	177,449	53,147	56,735	114,978	121,370	224,650
イタリア	ITA	7,614	5,732	12,316	9,071	19,262	41,826	42,068	90,781
オランダ	NLD	13,660	20,171	75,635	44,034	29,164	135,804	47,095	31,162
ベルギー	BEL	6,314	11,603	86,362	38,322	34,018	32,608	56,576	49,667
ルクセンブルク	LUX				-41	6,935	9,042	3,647	51,649
スウェーデン	SWE	14,746	11,215	40,971	21,099	21,754	26,540	21,993	37,707
スペイン	RUS	3,349	4,670	58,213	28,718	60,532	41,829	100,249	119,605
ロシア	SPN	—	606	3,177	9,727	13,782	12,767	23,151	45,652
中国	CHN	830	2,000	916	2,855	5,498	12,261	21,160	22,469
香港	HKG	2,448	25,000	59,352	5,492	45,716	27,201	44,979	53,187
台湾	TWN	5,243	2,983	6,701	5,682	7,145	6,028	7,399	11,107
韓国	KOR	1,052	3,552	4,999	3,426	4,658	4,298	8,127	15,276
シンガポール	SGP	2,034	6,787	5,915	2,695	10,803	6,943	12,241	12,300
マレーシア	MYS	129	2,488	2,026	1,369	2,061	2,971	6,041	10,989
タイ	THA	154	887	-22	621	76	503	1,032	1,756
フィリピン	IND	22	98	125	303	579	189	103	3,442
インド	PHL	6	119	509	1,879	2,179	2,978	12,842	13,649
オーストラリア	AUS	993	3,283	3,161	16,201	10,956	-33,523	22,638	24,209
ニュージーランド	NZL	2,363	1,784	610	524	-905	-1,148	1,191	2,840
ブラジル	BRA	625	1,096	2,282	249	9,807	2,517	28,202	7,067
メキシコ	MEX	223	-263	363	1,253	4,432	6,474	5,758	8,256

資料出所 UNCTAD FDI database (<http://www.unctad.org/>) 2009年5月現在

## 1 経済・経営

## 第1-14表 為替レート

Table 1-14: Exchange rates

		(対USドル当たり/per U.S. dollar)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本									(円 Yen)	
JPN	94.06	107.77	125.39	115.93	108.19	110.22	116.30	117.75	103.36	
カナダ									(カナダドル Canadian dollars)	
CAN	1.3724	1.4851	1.5693	1.4011	1.3010	1.2118	1.1344	1.0741	1.0670	
イギリス									(ポンド Pound)	
GBR	0.6335	0.6596	0.6661	0.6119	0.5459	0.5493	0.5427	0.4996	0.5396	
ドイツ <sup>1)</sup>									(ドイツマルク Mark / ユーロ Euros)	
DEU	1.4331	1.0854	1.0626	0.8860	0.8054	0.8041	0.7971	0.7306	0.6827	
フランス <sup>1)</sup>									(フラン Francs / ユーロ Euros)	
FRA	4.9915	1.0854	1.0626	0.8860	0.8054	0.8041	0.7971	0.7306	0.6827	
イタリア <sup>1)</sup>									(リラ Lire / ユーロ Euros)	
ITA	1,628.9	1.0854	1.0626	0.8860	0.8054	0.8041	0.7971	0.7306	0.6827	
スウェーデン									(クローナ Kronor)	
SWE	7.1333	9.1622	9.7371	8.0863	7.3489	7.4731	7.3783	6.7588	6.5911	
ロシア <sup>2)</sup>									(ルーブル Rubles)	
RUS	4.5592	28.1292	31.3485	30.6920	28.8137	28.2844	27.1910	25.5808	24.8529	
中国									(元 Yuan)	
CHN	8.3514	8.2785	8.2770	8.2770	8.2768	8.1943	7.9734	7.6075	6.9487	
香港									(香港ドル Hong Kong dollars)	
HKG	7.7358	7.7912	7.7989	7.7868	7.7880	7.7773	7.7678	7.8014	7.7868	
韓国									(ウォン Won)	
KOR	771.27	1,130.96	1,251.09	1,191.61	1,145.32	1,024.12	954.79	929.26	1,102.05	
シンガポール									(シンガポールドル Singapore dollars)	
SGP	1.4174	1.7240	1.7906	1.7422	1.6902	1.6644	1.5889	1.5071	1.4149	
マレーシア									(リンギット Ringgit)	
MYS	2.5044	3.8000	3.8000	3.8000	3.8000	3.7871	3.6682	3.4376	3.3358	
タイ									(バーツ Baht)	
THA	24.915	40.112	42.960	41.485	40.222	40.220	37.882	34.518	33.313	
インドネシア									(ルピア Rupiah)	
IDN	2,248.6	8,421.8	9,311.2	8,577.1	8,938.9	9,704.7	9,159.3	9,141.0	9,699.0	
フィリピン									(ペソ Pesos)	
PHL	25.715	44.192	51.604	54.203	56.040	55.086	51.314	46.148	44.475	
インド									(ルピー Rupees)	
IND	32.427	44.942	48.610	46.583	45.317	44.100	45.307	41.349	43.505	
オーストラリア									(オーストラリアドル Australian dollars)	
AUS	1.3490	1.7248	1.8406	1.5419	1.3598	1.3095	1.3280	1.1951	1.1922	
ニュージーランド									(ニュージーランドドル New Zealand dollars)	
NZL	1.5239	2.2012	2.1622	1.7221	1.5087	1.4203	1.5421	1.3607	1.4227	
ブラジル									(レアル Reais)	
BRA	—	1.8294	2.9204	3.0775	2.9251	2.4344	2.1753	1.9471	1.8338	

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2009年8月現在

(注) この為替レートは、年平均レートである。

1) 2000年以降は、ユーロ。

2) 1998年1月1日に、1新ルーブル=1,000旧ルーブルのデノミ実施。

第1-15表 卸売物価指数  
Table 1-15: Wholesale price indices

国 Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
(指数/indices)									(2005年/Year =100)	
日本	JPN	106.5	102.4	98.0	97.1	98.4	100.0	102.2	104.0	108.7
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	79.3	84.3	83.3	87.8	93.2	100.0	104.7	109.7	120.5
カナダ <sup>2)</sup>	CAN	89.0	95.8	96.8	95.5	98.5	100.0	102.4	104.0	108.5
イギリス <sup>3)</sup>	GBR	91.0	96.1	95.8	96.8	98.2	100.0	102.2	104.8	112.5
ドイツ <sup>1)</sup>	DEU	88.6	90.1	92.5	94.1	95.6	100.0	105.4	106.8	112.7
フランス <sup>4)</sup>	FRA	—	93.3	94.2	95.1	97.0	100.0	103.4	106.0	110.9
イタリア <sup>1)</sup>	ITA	82.9	90.6	92.1	93.6	96.2	100.0	105.6	109.3	114.5
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	85.7	90.7	94.0	93.1	95.1	100.0	105.4	109.3	115.4
韓国 <sup>1)</sup>	KOR	75.7	91.0	90.3	92.3	97.9	100.0	100.9	102.3	111.1
シンガポール	SGP	81.3	87.7	85.1	86.8	91.2	100.0	105.0	105.3	113.3
マレーシア <sup>1)</sup>	MYS	72.3	83.8	83.6	87.5	93.6	100.0	106.7	111.6	121.1
タイ <sup>1)</sup>	THA	66.7	79.2	82.6	85.9	91.6	100.0	107.1	110.5	124.2
インドネシア <sup>6)</sup>	IDN	22.5	66.2	78.1	80.8	86.8	100.0	113.7	130.4	164.6
フィリピン	PHL	46.2	65.5	75.3	81.8	91.7	100.0	111.2	110.3	114.8
インド	IND	62.1	79.1	85.0	89.6	95.5	100.0	104.7	109.8	119.7
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	84.5	87.5	90.3	90.8	94.4	100.0	107.9	110.5	119.6
ニュージーランド <sup>7)</sup>	NZL	80.2	88.6	94.1	93.3	94.9	100.0	105.7	108.2	119.8
ブラジル	BRA	30.7	51.2	67.2	85.7	94.7	100.0	100.8	106.4	121.0
	2001~ 2005	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
(上昇率/percentage change)										(%)
日本	JPN	0.0	0.0	-2.1	-0.8	1.3	1.7	2.2	1.8	4.6
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	17.3	5.8	-2.3	5.3	6.2	7.3	4.7	4.8	9.8
カナダ <sup>2)</sup>	CAN	3.3	4.3	0.1	-1.4	3.2	1.5	2.4	1.6	4.3
イギリス <sup>3)</sup>	GBR	4.4	1.5	0.0	1.0	1.4	1.8	2.2	2.6	7.3
ドイツ <sup>1)</sup>	DEU	7.7	3.3	-0.4	1.7	1.6	4.6	5.4	1.3	5.5
フランス <sup>4)</sup>	FRA	5.9	4.4	-0.2	0.9	2.1	3.1	3.4	2.5	4.6
イタリア <sup>1)</sup>	ITA	8.3	6.0	-0.2	1.6	2.7	4.0	5.6	3.5	4.8
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	6.9	5.9	0.4	-0.9	2.1	5.2	5.4	3.7	5.6
韓国 <sup>1)</sup>	KOR	10.4	2.0	-0.3	2.2	6.1	2.1	0.9	1.4	8.6
シンガポール	SGP	15.8	10.1	-1.5	2.0	5.1	9.7	5.0	0.3	7.5
マレーシア <sup>1)</sup>	MYS	18.7	3.1	-0.8	4.6	7.0	6.9	6.7	4.6	8.5
タイ <sup>1)</sup>	THA	23.1	3.9	1.7	4.0	6.7	9.1	7.1	3.2	12.4
インドネシア <sup>6)</sup>	IDN	33.6	12.5	4.4	3.4	7.4	15.3	13.7	14.7	26.2
フィリピン	PHL	35.4	17.6	2.0	8.7	12.0	9.1	11.2	-0.7	4.1
インド	IND	20.6	6.6	2.5	5.4	6.6	4.7	4.7	4.8	9.1
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	10.9	7.1	0.2	0.5	4.0	6.0	7.9	2.3	8.3
ニュージーランド <sup>7)</sup>	NZL	6.5	7.6	0.2	-0.8	1.7	5.4	5.7	2.4	10.7
ブラジル	BRA	73.6	18.1	16.7	27.6	10.5	5.6	0.8	5.6	13.7

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2009年8月現在

(注) 卸売物価指数を作成するための方法は、国によって異なる。

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 1) 生産者物価指数。             | 5) 物価:国内供給。  |
| 2) 物価:industry selling。 | 6) 原油を含む。    |
| 3) 物価:製造業生産高。           | 7) 投入物価:全産業。 |
| 4) 生産者物価指数:中間生産財。       |              |

第1-16表 消費者物価指数

Table 1-16: Consumer price indices

国 Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
(指数/indices)		(2005年/Year =100)								
日本	JPN	100.7	102.2	100.5	100.3	100.3	100.0	100.2	100.3	101.7
アメリカ	USA	78.0	88.2	92.1	94.2	96.7	100.0	103.2	106.2	110.2
カナダ	CAN	81.8	89.2	93.5	96.1	97.8	100.0	102.0	104.2	106.7
イギリス	GBR	77.6	88.7	91.8	94.4	97.2	100.0	103.2	107.6	111.9
ドイツ	DEU	87.1	92.7	95.9	96.9	98.5	100.0	101.6	103.9	106.6
フランス	FRA	85.6	90.9	94.2	96.2	98.2	100.0	101.6	103.1	106.1
イタリア	ITA	78.7	88.7	93.4	95.9	98.1	100.0	102.1	104.0	107.4
スウェーデン	SWE	90.9	93.0	97.3	99.2	99.5	100.0	101.4	103.6	107.2
ロシア	BRA	10.3	50.1	70.4	80.1	88.7	100.0	109.7	119.6	136.4
韓国	KOR	69.9	84.9	90.8	94.0	97.3	100.0	102.2	104.8	109.7
シンガポール	SGP	92.6	96.9	97.5	97.9	99.6	100.0	101.0	103.1	109.9
マレーシア	MYS	78.6	91.7	94.7	95.7	97.1	100.0	103.6	105.7	111.5
タイ	THA	72.7	89.4	91.4	93.1	95.7	100.0	104.6	107.0	112.8
インドネシア	IDN	28.2	64.1	80.0	85.2	90.5	100.0	113.1	120.3	132.4
フィリピン	PHL	56.4	77.0	84.7	87.7	92.9	100.0	106.3	109.2	119.4
インド	IND	57.2	82.3	89.1	92.4	95.9	100.0	105.8	112.5	121.9
オーストラリア	AUS	78.3	86.1	92.6	95.2	97.4	100.0	103.5	106.0	110.6
ニュージーランド	NZL	82.4	88.5	93.2	94.9	97.1	100.0	103.4	105.8	110.0
ブラジル	BRA	46.1	66.0	76.5	87.8	93.6	100.0	104.2	108.0	114.1
	2001~ 2005	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
(上昇率/percentage change)										(%)
日本	JPN	-1.4	-0.7	-0.9	-0.2	0.0	-0.3	0.2	0.1	1.4
アメリカ	USA	10.3	3.4	1.6	2.3	2.7	3.4	3.2	2.9	3.8
カナダ	CAN	9.4	2.7	2.3	2.8	1.9	2.2	2.0	2.1	2.4
イギリス	GBR	10.7	2.9	1.6	2.9	3.0	2.8	3.2	4.3	4.0
ドイツ	DEU	5.8	1.5	1.4	1.0	1.7	1.6	1.6	2.3	2.6
フランス	FRA	8.2	1.7	1.9	2.1	2.1	1.8	1.6	1.5	2.9
イタリア	ITA	9.7	2.5	2.5	2.7	2.2	2.0	2.1	1.8	3.3
スウェーデン	SWE	5.0	0.9	2.2	1.9	0.4	0.5	1.4	2.2	3.4
ロシア	BRA	64.4	20.8	15.8	13.7	10.9	12.7	9.7	9.0	14.1
韓国	KOR	13.2	2.3	2.8	3.5	3.6	2.8	2.2	2.5	4.7
シンガポール	SGP	2.2	1.4	-0.4	0.5	1.7	0.4	1.0	2.1	6.5
マレーシア	MYS	7.5	1.5	1.8	1.0	1.5	3.0	3.6	2.0	5.4
タイ	THA	10.1	1.6	0.7	1.8	2.8	4.5	4.6	2.2	5.5
インドネシア	IDN	39.9	3.7	11.9	6.6	6.2	10.5	13.1	6.3	10.1
フィリピン	PHL	21.6	3.9	3.0	3.6	5.9	7.6	6.3	2.8	9.3
インド	IND	17.2	4.0	4.4	3.8	3.8	4.2	5.8	6.4	8.3
オーストラリア	AUS	11.2	4.5	3.0	2.8	2.3	2.7	3.5	2.3	4.4
ニュージーランド	NZL	10.1	2.6	2.7	1.8	2.3	3.0	3.4	2.4	4.0
ブラジル	BRA	41.7	7.0	8.5	14.7	6.6	6.9	4.2	3.6	5.7

資料出所 IMF *International Financial Statistics Online* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2009年8月現在



## 第1-17表 購買力平価

Table 1-17: Purchasing power parities (PPPs)

国 Country	消費購買力 平価 <sup>1)</sup> *	GDP購買力平価 <sup>2)</sup> PPPs for GDP					
		2007年	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	121	130	124	120	117	(円/Yen)
アメリカ	USA	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	(USドル/U.S.Dollar)
カナダ	CAN	1.19	1.21	1.21	1.21	1.23	(カナダドル/Canadian Dollars)
イギリス	GBR	0.617	0.636	0.639	0.646	0.656	(ポンド/Pound)
ドイツ	DEU	0.828	0.867	0.858	0.856	0.852	(ユーロ/Euro)
フランス	FRA	0.879	0.923	0.921	0.911	0.922	(ユーロ/Euro)
イタリア	ITA	0.856	0.867	0.855	0.852	0.850	(ユーロ/Euro)
スウェーデン	SWE	9.17	9.38	9.27	9.14	9.18	(クローナ/Kronor)
オーストラリア	AUS	1.37	1.39	1.41	1.42	1.48	(AUドル/Australian Dollars)
ニュージーランド	NZL	1.47	1.54	1.52	1.55	1.59	(NZドル/New Zealand Dollars)

\* PPPs for actual individual consumption in 2007 (benchmark year 2005)

資料出所 消費購買力平価:OECD(2009.2) *National Accounts Statistics 2009, vol.1*GDP購買力平価:OECD(2009) *Main Economic Indicators, September 2009*

(注) 1) アメリカドルを1.00としたときの数値。

2) アメリカドルを1.00としたときの数値。2005年基準値。

## 第1-18表 物価水準

Table 1-18: Comparative price levels

(OECD 30=100)

国 Country	消費物価水準 <sup>1)</sup> *	GDP物価水準 <sup>2)</sup> Comparative price levels on GDP at average OECD prices				
		2005年/Year	2005	2006	2007	2008
日本	JPN	114	115	106	97	104
アメリカ	USA	97	98	99	95	92
カナダ	CAN	97	98	105	107	106
イギリス	GBR	115	113	116	123	111
ドイツ	DEU	108	106	106	112	115
フランス	FRA	112	113	114	119	125
イタリア	ITA	106	106	106	111	115
スウェーデン	SWE	120	123	124	129	129
オーストラリア	AUS	103	104	105	114	115
ニュージーランド	NZL	105	106	98	108	103

\* Comparative price levels for financial expenditure on GDP at average OECD prices

資料出所 消費物価水準:OECD(2007.12) *Purchasing Power Parities and Real Expenditures 2007: 2005 Benchmark Year*GDP物価水準:OECD(2009) *Main Economic Indicators, September 2009*

(注) 1) 消費物価水準はSNA分類の数値。OECD加盟国平均を100としたときの数値。

2) GDP購買力平価を為替レートで除したもの。OECD加盟国平均を100としたときの数値。

1 経済・経営

第1-19表 購買力平価及び内外価格差<sup>1)</sup>

Table 1-19: Purchasing power parities (PPPs) and comparative price levels

購買力平価(東京)/PPPs (Tokyo)		(円/各国通貨 <sup>2)</sup> (yen/national currency)					
基準都市/Base city		1995 年度/FY	1998	1999	2000	2001	2002
ニューヨーク <sup>3)</sup>	New York	183.6	182.1	168.5	152.6	153.2	148.8
ロンドン	London	247.1	243.9	239.9	233.6	221.6	207.3
パリ	Paris	25.2	25.4	24.8	24.2	145.1	143.2
フランクフルト	Frankfurt	89.6	88.2	86.3	80.9	147.7	143.2
シンガポール	Singapore	—	132.1	135.9	123.5	122.2	120.9
ジュネーブ	Geneva	81.4	82.9	81.1	78.5		

内外価格差(東京)/comparative price levels (Tokyo)		(倍/times)					
基準都市/Base city		1995 年度/FY	1998	1999	2000	2001	2002
ニューヨーク <sup>3)</sup>	New York	1.72	1.49	1.58	1.29	1.15	1.24
ロンドン	London	1.49	1.18	1.37	1.32	1.14	1.06
パリ	Paris	1.17	1.16	1.47	1.42	1.22	1.13
フランクフルト	Frankfurt	1.23	1.21	1.53	1.41	1.24	1.13
シンガポール	Singapore	—	1.77	2.12	1.80	1.67	1.74
ジュネーブ	Geneva	1.02	0.92	1.07	1.23		

資料出所 経済産業省(2003.7)「2002年度消費財・消費者向けサービスに係る内外価格調査」  
 ジュネーブ:内閣府国民生活局(2001.6)「生計費調査(2000年)による購買力平価及び内外価格差の概況」

- (注) 1) 各都市=1としたときの東京の価格の倍率。  
 2) 各国通貨は、ニューヨーク=USDドル、ロンドン=ポンド、パリ=フラン(～2000年)/ユーロ(2001年～)、フランクフルト=マルク(～2000年)/ユーロ(2001年～)、シンガポール=シンガポールドル、ジュネーブ=スイスフラン。  
 3) 1995年はニューヨークとロサンゼルス平均。

第1-20表 労働生産性水準<sup>1)</sup> (2007年)  
Table 1-20: Labour productivity levels, 2007

(日本/Japan = 100)						
為替レート換算 at current exchange rates	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス <sup>2)</sup> GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA
国民経済生産性 <sup>a)</sup>	100.0	133.2	90.3	107.4	129.9	107.3
農林水産業 <sup>b)</sup>	100.0	414.1	331.1	149.8	311.9	194.5
鉱業・採石業 <sup>c)</sup>	100.0	506.4	889.8	101.8	157.3	232.9
製造業 <sup>d)</sup>	100.0	124.1	85.3	114.5	108.2	82.4
電気・ガス・水道業 <sup>e)</sup>	100.0	117.0	177.0	114.1	111.0	151.3
建設業 <sup>f)</sup>	100.0	106.3	165.4	111.2	170.9	125.7
商業 <sup>g)</sup>	100.0	125.3	69.6	83.0	120.6	105.9
運輸・倉庫・通信業 <sup>h)</sup>	100.0	128.2	98.2	102.0	123.1	148.0
金融・不動産業 <sup>i)</sup>	100.0	59.4	34.4	43.6	55.4	47.8
公共事業・国防 <sup>j)</sup>	100.0	93.9	38.5	51.7	60.4	70.4
サービス業 <sup>4)k)</sup>	100.0	108.3	87.4	105.3	128.4	96.5
換算レート (JPN = 1)		117.75 円/ドル (Yen/US\$)	200.40 円/ポンド (Yen/£)	161.17 円/ユーロ (Yen/Euro)	161.17 円/ユーロ (Yen/Euro)	161.17 円/ユーロ (Yen/Euro)
購買力平価換算 at PPP rates						
国民経済生産性 <sup>a)</sup>	100.0	135.8	92.1	93.4	106.2	93.7
農林水産業 <sup>b)</sup>	100.0	422.0	337.7	130.3	254.9	169.9
鉱業・採石業 <sup>c)</sup>	100.0	516.1	907.6	88.6	128.5	203.5
製造業 <sup>d)</sup>	100.0	126.5	87.0	99.6	88.5	72.0
電気・ガス・水道業 <sup>e)</sup>	100.0	119.3	180.6	99.3	90.7	132.2
建設業 <sup>f)</sup>	100.0	108.3	168.7	96.8	139.7	109.9
商業 <sup>g)</sup>	100.0	127.7	71.0	72.2	98.5	92.6
運輸・倉庫・通信業 <sup>h)</sup>	100.0	130.7	100.1	88.7	100.6	129.4
金融・不動産業 <sup>i)</sup>	100.0	60.5	35.1	37.9	45.3	41.8
公共事業・国防 <sup>j)</sup>	100.0	95.7	39.2	45.0	49.4	61.5
サービス業 <sup>4)k)</sup>	100.0	110.3	89.2	91.6	104.9	84.3
換算レート (JPN = 1)		120.00 円/ドル (Yen/US\$)	204.40 円/ポンド (Yen/£)	140.19 円/ユーロ (Yen/Euro)	131.72 円/ユーロ (Yen/Euro)	140.85 円/ユーロ (Yen/Euro)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting, forestry, and fishing; c) Mining and quarrying; d) Manufacturing; e) Electricity, gas and water supply; f) Construction; g) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants; h) Transport, storage and communication; i) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; j) Public administration, defence and compulsory social security; k) Education; health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

資料出所 日本:内閣府(2009.8)「平成19年度国民経済計算年報」

その他:OECD(2009.7) *National Accounts 2009, vol.2*

為替, 購買力平価:OECD(2009.1) *National Accounts 2009, vol.1*

(注) 1) 労働生産性水準は, 為替レートとGDPベースの購買力平価(OECD試算)により算出。

国民経済生産性 = 粗付加価値の国内総生産 / 総就業者数

経済活動別労働生産性 = 経済活動別国内総生産 / 経済活動別就業者数

2) イギリスは2005年値。

3) 商業は卸売・小売・自動車及び家庭用品等修理・宿泊・飲食業。

4) サービス業は教育・医療・福祉・社会および個人サービス事業・その他のサービス業を含む。

第1-21表 労働分配率

Table 1-21: Labour share

		(%)								
国 Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	73.0	73.4	73.2	72.4	71.1	70.1	71.1	69.2	72.4
アメリカ	USA	70.0	70.0	70.4	70.3	68.9	68.0	67.4	68.5	69.1
カナダ	CAN	73.3	69.6	71.4	70.4	69.3	68.4	68.3	68.2	67.9
イギリス	GBR	70.8	72.4	70.4	69.4	69.4	69.3	69.9	68.2	67.3
ドイツ	DEU	72.0	72.6	71.8	70.9	68.0	66.8	64.6	64.2	65.0
フランス	FRA	69.9	68.9	70.6	70.2	70.2	70.4	70.0	69.3	70.1
イタリア	ITA	56.3	55.2	56.0	56.3	56.0	57.3	58.3	58.4	60.0
スウェーデン	SWE	70.4	76.5	78.7	76.6	76.3	75.4	72.3	72.9	75.0
ロシア	RUS	72.0	55.7	63.9	63.8	61.7	60.9	62.0	—	—
韓国	KOR	60.5	58.0	57.9	59.1	58.6	60.6	61.2	61.1	60.6
シンガポール	SGP	56.0	55.0	60.3	60.0	57.6	58.5	55.7	53.5	—
タイ	THA	37.8	41.1	42.3	42.1	41.2	41.2	40.1	—	—
フィリピン <sup>1)</sup>	PHL	27.0	26.1	25.4	24.8	28.7	28.3	28.3	—	—
インド	IND	44.9	38.2	36.9	35.9	36.4	35.9	—	—	—
オーストラリア	AUS	71.1	70.3	68.9	67.8	68.7	68.7	68.8	68.4	—
ニュージーランド	NZL	63.6	62.1	61.6	61.8	63.2	65.6	67.5	66.9	—

資料出所 日本:内閣府(2009.12)「平成20年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2009年12月現在その他:UN(2008.12) *National Accounts Statistics 2007*

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。なお、日本については、平成13年版国民経済計算年報以降、国際基準の93SNAに基づいている。

労働分配率=雇員報酬(※)/要素費用表示の国民所得×100 ※第1-4表の数値を使用。

1) =雇員報酬/(純間接税を含む)市場価格表示の国民所得×100

第1-22表 時間当たり労働生産性上昇率(製造業)

Table 1-22: Average annual labour productivity growth rates, manufacturing

		(%)						
国 Country	1979-'07 年/Year	1979-'90	'90-'95	'95-2000	'00-'07	'05-'06	'06-'07	
日本	JPN	3.6	3.8	3.3	3.4	3.7	1.0	3.5
アメリカ	USA	4.0	2.8	3.7	5.6	5.0	4.7	4.7
カナダ	CAN	2.4	2.1	3.4	3.8	1.3	2.2	2.7
イギリス	GBR	3.6	4.1	2.8	2.7	4.1	5.1	2.6
ドイツ <sup>1)</sup>	DEU	3.1	2.1	2.9	3.7	4.3	8.4	4.9
フランス	FRA	3.8	3.8	3.4	4.6	3.5	4.0	2.6
イタリア	ITA	2.2	3.4	3.8	1.4	-0.2	-0.4	-0.5
オランダ	NLD	3.4	3.3	3.7	3.3	3.2	3.2	2.8
ベルギー	BEL	3.4	4.2	3.1	2.4	3.1	3.7	4.4
デンマーク	DNK	2.4	2.2	2.7	1.8	2.7	4.6	0.4
スウェーデン	SWE	4.5	2.1	5.5	6.8	6.0	9.4	0.5
ノルウェー	NOR	1.8	1.9	0.1	1.4	3.0	-2.0	-0.2
台湾	TWN	5.8	6.1	4.7	5.6	6.4	6.8	8.7
韓国	KOR	—	—	9.4	10.8	7.6	10.1	8.7
オーストラリア	AUS	2.2	2.3	1.3	3.4	1.9	1.0	1.9

資料出所 Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor(2009.3) *International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Costs Trends 2007*

(注) 1) 1990年以前は、旧西ドイツ地域。

第1-23表 単位労働費用(製造業)

Table 1-23: Unit labour cost, manufacturing

		(USDルベース, 各国の1996年=100) (U.S.dollar basis, Year: 1996=100)							
国 Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	120.2	93.9	81.2	80.3	81.3	75.6	70.1	66.7
アメリカ	USA	102.0	97.7	96.0	96.6	92.9	92.8	92.2	91.2
カナダ <sup>1)</sup>	CAN	97.4	86.1	86.9	100.9	111.2	120.5	129.9	138.4
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	100.5	106.3	108.9	119.3	132.0	134.2	137.7	146.7
ドイツ	DEU	103.2	67.8	70.8	83.7	89.2	85.5	82.9	87.6
フランス <sup>1)</sup>	FRA	101.0	65.2	68.4	80.2	88.5	87.8	89.3	97.8
イタリア	ITA	90.2	74.6	81.9	104.0	116.5	118.8	122.7	137.5
オランダ	NLD	105.4	71.1	77.4	94.3	101.2	98.4	98.9	108.1
ベルギー <sup>2)</sup>	BEL	104.7	69.4	74.8	90.0	96.6	97.0	97.8	107.6
デンマーク	DNK	96.2	70.3	78.2	96.1	103.7	106.0	107.3	119.8
スウェーデン <sup>1)</sup>	SWE	90.0	63.6	61.4	71.5	72.9	69.8	66.6	75.7
ノルウェー	NOR	100.8	86.9	101.9	110.1	112.7	119.4	130.0	149.4
台湾 <sup>2)</sup>	TWN	104.6	79.9	65.4	64.6	64.5	64.7	61.7	57.9
韓国	KOR	98.4	59.6	56.2	57.9	61.7	69.3	73.3	74.6
オーストラリア <sup>1)</sup>	AUS	93.1	75.0	72.9	89.3	104.7	114.6	119.7	137.6
		(USDルベース, 各国の1996年=100) (U.S.dollar basis, Year: 1996=100)							
上昇率 (annual percentage change)	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	JPN	4.7	-0.4	-5.7	-1.1	1.2	-7.0	-7.3	-4.8
アメリカ	USA	-1.9	1.4	-3.0	0.6	-3.8	-0.1	-0.6	-1.1
カナダ <sup>1)</sup>	CAN	0.7	-2.6	0.2	16.1	10.2	8.4	7.8	6.5
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	6.6	-6.8	6.9	9.5	10.7	1.6	2.6	6.5
ドイツ	DEU	17.4	-14.8	7.2	18.2	6.5	-4.1	-3.1	5.7
フランス <sup>1)</sup>	FRA	10.2	-14.8	7.4	17.2	10.4	-0.8	1.8	9.5
イタリア	ITA	-0.2	-15.5	9.9	27.0	12.0	2.0	3.3	12.0
オランダ	NLD	12.0	-15.3	8.1	21.9	7.3	-2.8	0.5	9.3
ベルギー <sup>2)</sup>	BEL	11.7	-15.1	6.7	20.3	7.4	0.4	0.8	10.1
デンマーク	DNK	15.8	-15.0	9.4	22.9	7.8	2.3	1.2	11.7
スウェーデン <sup>1)</sup>	SWE	7.2	-12.3	1.0	16.3	2.0	-4.2	-4.7	13.8
ノルウェー	NOR	17.9	-9.2	16.1	8.0	2.4	5.9	8.9	15.0
台湾 <sup>2)</sup>	TWN	0.7	0.0	-12.9	-1.1	-0.2	0.3	-4.5	-6.2
韓国	KOR	15.4	3.5	3.7	2.9	6.6	12.3	5.8	1.8
オーストラリア <sup>1)</sup>	AUS	8.8	-11.2	5.4	22.5	17.3	9.4	4.5	15.0

資料出所 Bureau of Labor Statistics, U.S.Department of Labor (2009.3) *International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Cost Trends, 1950-2007*

単位労働費用=人時間当たり労働費用/人時間当たり産出額

- (注) 1) 実際の雇用のコストを推定するため、政府の補助金や雇用税を調整している。  
2) 雇用者。その他の国は就業者のデータによる。

## ＜コラム1＞ 購買力平価

各国で公表される賃金やGDPなどのデータの国際比較の方法としては、為替レートによる通貨の換算が一般的であるが、為替レートは、①貿易の対象にはならない国内の物価(例えば、教育、医療、建設、政府サービス等)は反映されない、②投機や国家間の資本移動の影響を受けやすい——といった問題がある。そこで、国際比較を行う際に、国内の広い範囲の商品・サービスを反映し、かつ資本移動の影響を受けにくく安定性のある換算レートとして用いられるのが「購買力平価(Purchasing Power Parity:PPP)」である。

### 【購買力平価とは】

購買力平価とは、ある一定の商品やサービスを購入できる金額を異なる通貨間でそれぞれ等しい価値をもつと考えると決められる交換比率である。例えば、りんご1個が日本で100円、米国で1ドルであれば、購買力平価は1ドル=100円となる。こうすると、各国間の物価水準の違いを取り除き、異なる通貨の購買力の比較ができる。なお、購買力平価を為替レートで割った数値が内外価格差である。

購買力平価は、比較的歴史が新しく、1960年代に生まれたものである。新しい換算レートの開発に向け国連統計部は、国連統計委員会の勧告に基づき、国連国際比較プログラム(International Comparison Program:ICP事業)を1969年にスタートし、国際連合統計部とペンシルベニア大学の共同プロジェクトとして検討が続けられ、その後OECDや世界銀行などいくつかの国際機関で購買力平価が算定されている。日本も、第3期事業(1975年対象)からICP事業に参加しており、調査対象品目の価格データ、支出ウェイトのデータ提供を継続し、現在は、世界銀行の主導により開始された2005年を対象年とする世界事業にも参加している。また、ICP事業の一環としてOECDとEurostat(欧州連合統計局)の主導の下に1980年からスタートした購買力平価プログラムにも参加しており、現在2008年ラウンド(2006～2009年)調査を実施中である。

実際の購買力算定には、価格の調査に膨大な労力と時間を要するのももちろんのこと、どのような商品やサービスを算定の対象とするか(バスケットの違い)、また、同種の商品でも、国によって品質や銘柄が異なる——といった様々な問題がある。また、その国の文化によって、重要視される商品・サービスが異なることから、どのようなウェイトを使って平均するかを決めるのも容易ではない。こうした技術的な問題により、購買力平価の算定には唯一完全な推計方法が確立されているわけではなく、いくつかの方法が提案されている。

**【OECDのGDP購買力平価】**

最も代表的な購買力平価は、OECDによるGDP購買力平価で、GDPに対応すると考えられる商品群を算定の対象として計測したものである。この手法は、もともとはECの加盟分担金の算定を目的に始められたもので、その後、OECDが独自に作成を行っている。数値は1980年から公表されており、直近の2005年を基準年とする購買力平価の算定プロジェクトでは、約3,000の商品・サービスが比較対象となった(詳細な情報は、統計局HP「国際比較プログラム(ICP)への参加(<http://www.stat.go.jp/info/meetings.icp/index.htm>)」を参照)。なお、OECDの購買力平価は、「エルティト＝ケベス＝スザルク(EKS)法」で算出・集計されている(表1)。

**【ビッグマック購買力平価】**

このほかユニークなものとして、イギリスの経済専門誌『エコノミスト』が考案した「ビッグマック指数」がある。ビッグマック指数とは、マクドナルドの販売するビッグマックの価格をもとに購買力平価を算出するもので、①ほぼ全世界で同一品質のものが販売されている、②原材料費や店舗の光熱費・店員の労働賃金などさまざまな要因を元に単価が決定される——などの理由から総合的な購買力の比較に使いやすいために、ビッグマックが基準とされている。特定の一商品だけを基準にした算定であるため、他の厳密な算定とは比較できないが、シンプルで明快な算定概念が注目を集めた。ちなみに、このビッグマック購買力平価によると、1ドル=81.9円(2009年)となっている(表2)。

**【内閣府の生活費ベース購買力平価】**

日本の内閣府も、欧米主要都市と比較した東京の生計費ベースの購買力平価を算出している。OECDの購買力平価が「GDPを構成する商品・サービス」を対象に算定しているのに対して、内閣府の購買力平価は「一世代の生計を営むために必要な商品・サービス」を対象としている。2000年の生計費調査による比較では、ニューヨーク(410品目)、ロンドン(415品目)、パリ(422品目)、ベルリン(415品目)、ジュネーブ(370品目)及び東京の「小売物価統計調査」をもとに購買力平価を算出している。この結果(表3)をみると、東京とニューヨークを比較した場合、1ドル=131円、為替レートでは1ドル=107.8円となっている(2000年)。こうした2国間(2都市間)の比較は、多国間の比較を目的とするOECD購買力平価と比べて技術的問題が少なく、日本の支出ウェイトで算定したものと、相手国の支出ウェイトで算定したものの幾何平均を購買力平価としている点が特徴的である。

表 1

国・地域 Country or region		GDP購買力平価 PPPs for GDP (National Currency)		(2008年/Year)
				為替 Exchange rates (National Currency per US\$)
オーストラリア	AUS	1.48	AUD (オーストラリア・ドル)	1.192
カナダ	CAN	1.23	CAD (カナダドル)	1.067
スイス	CHE	1.63	CHF (スイス・フラン)	1.083
チェコ*	CZE	14.4	CZK (チェコ・コルナ)	17.07
デンマーク*	DNK	8.68	DKK (デンマーク・クローネ)	5.098
アイルランド*	IRL	0.976	EUR (ユーロ)	0.683
イタリア*	ITA	0.850	EUR (ユーロ)	0.683
オーストリア*	AUT	0.893	EUR (ユーロ)	0.683
オランダ*	NLD	0.874	EUR (ユーロ)	0.683
ギリシャ*	GRC	0.738	EUR (ユーロ)	0.683
スペイン*	ESP	0.752	EUR (ユーロ)	0.683
スロバキア*	SVK	0.564	EUR (ユーロ)	0.709
ドイツ*	DEU	0.852	EUR (ユーロ)	0.683
フィンランド*	FIN	0.984	EUR (ユーロ)	0.683
フランス*	FRA	0.922	EUR (ユーロ)	0.683
ベルギー*	BEL	0.920	EUR (ユーロ)	0.683
ポルトガル*	PRT	0.676	EUR (ユーロ)	0.683
ルクセンブルク*	LUX	0.966	EUR (ユーロ)	0.683
ユーロ圏	Euro Area	0.850	EUR (ユーロ)	0.683
イギリス*	GBR	0.656	GBP (UKポンド)	0.544
アイスランド	ISL	126	ISK (アイスランド・クローナ)	87.95
ノルウェー	NOR	9.15	NOK (ノルウェー・クローネ)	5.640
ハンガリー*	HUN	137	HUF (フォリント)	172.1
ポーランド*	POL	1.89	PLN (ズウォティ)	2.409
スウェーデン*	SWE	9.18	SEK (スウェーデン・クローナ)	6.591
ロシア	RUS	18.42	RUB (ロシア・ルーブル)	24.85
トルコ	TUR	0.952	TRY (新トルコ・リラ)	1.302
日本	JPN	117	JPY (円)	103.4
韓国	KOR	754	KRW (ウォン)	1,102
アメリカ	USA	1.00	USD (USドル)	1.000
メキシコ	MEX	7.86	MXN (メキシコ・ペソ)	11.13
ニュージーランド	NZL	1.59	NZD (ニュージーランド・ドル)	1.423

資料出所 OECD database "Annual National Accounts — Purchasing Power Parities for GDP" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年8月現在

(注) \*印はEU加盟国。



表 2

国・地域 Country or region		ビッグマック 価格(USドル) Big Mac prices in U.S. dollars	購買力平価 Implied PPPs of the dollar	対ドル評価(%) Valuation against the dollar
日本	JPN	3.23	81.9	-9
アメリカ	USA	3.54	—	—
カナダ	CAN	3.36	1.18	-5
イギリス	GBR	3.30	1.55	-7
デンマーク	DNK	5.07	8.33	43
スウェーデン	SWE	4.58	10.7	29
ユーロ圏	Euro area	4.38	1.04	24
ロシア	RUS	1.73	17.5	-51
中国	CHN	1.83	3.53	-48
香港	HKG	1.72	3.76	-52
台湾	TWN	2.23	21.2	-37
シンガポール	SGP	2.61	1.12	-26
マレーシア	MYS	1.52	1.55	-57
タイ	THA	1.77	17.5	-50
インドネシア	IDN	1.74	5,593	-51
フィリピン	PHL	2.07	27.7	-42
オーストラリア	AUS	2.19	0.97	-38
ニュージーランド	NZL	2.48	1.38	-30
ブラジル	BRA	3.45	2.27	-2
メキシコ	MEX	2.30	9.32	-35

資料出所 The Economist Newspaper Limited (2009.2) *Big Mac index*

表 3

東京 Tokyo	購買力平価 (円/各国通貨) PPPs (yen/national currency)			年平均為替レート (円/各国通貨) Annual average exchange rates (yen/national currency)			内外価格差(倍) Comparative price levels (times)		
	1999 年/Year	2000	改善率 improve- ment rates	1999	2000	変化率 rates of change (%)	1999	2000	変化率 rates of change (%)
基準都市 Base city									
ニューヨーク New York	137	131	4.4	113.9	107.8	5.4	1.20	1.22	0.02
ロンドン London	206	198	3.9	184.3	163.4	11.4	1.12	1.21	0.09
パリ Paris	24.9	24.2	2.8	18.5	15.1	18.2	1.35	1.60	0.25
ベルリン Berlin	88.4	86.6	2.0	62.1	50.8	18.2	1.42	1.71	0.29
ジュネーブ Geneva	81.1	78.5	3.2	75.8	63.8	15.8	1.07	1.23	0.16

資料出所 内閣府(2001.6)「生計費調査(2000年)による購買力平価及び内外価格差の概況」

**【購買力平価による賃金比較】**

賃金の換算をする場合には、為替レートによる換算は、賃金をコストとして比較する場合に適しており、購買力平価による換算は、賃金を生活水準の観点から比較する場合に適しているとされている。両者に差が生じるのは、物価の内外価格差があるためである。

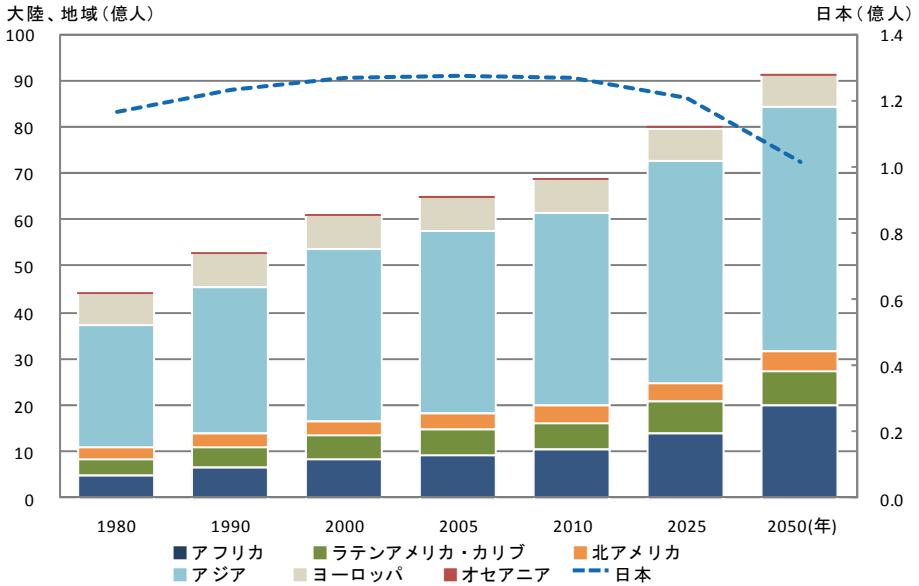
賃金水準の国際比較が、勤労者の生活水準の比較を目的とするものであれば、様々な消費財に対する賃金の購買力での比較が適していると考えられる。本書では、製造業の時間当たり賃金について、OECD の購買力平価と為替レートの双方で試算を行っている（「第5-1表 時間当たり賃金（製造業、試算）」(p.173)を参照）。これによると、日本の賃金は、為替レートベース及び購買力平価ベースの、いずれも欧米諸国を下回っていることがわかる。

## 2. 人口・労働力人口

### **Population and Labour Force**



## 2-1 世界、大陸及び主要地域の人口



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-1表 総人口」(p.59)を参照。

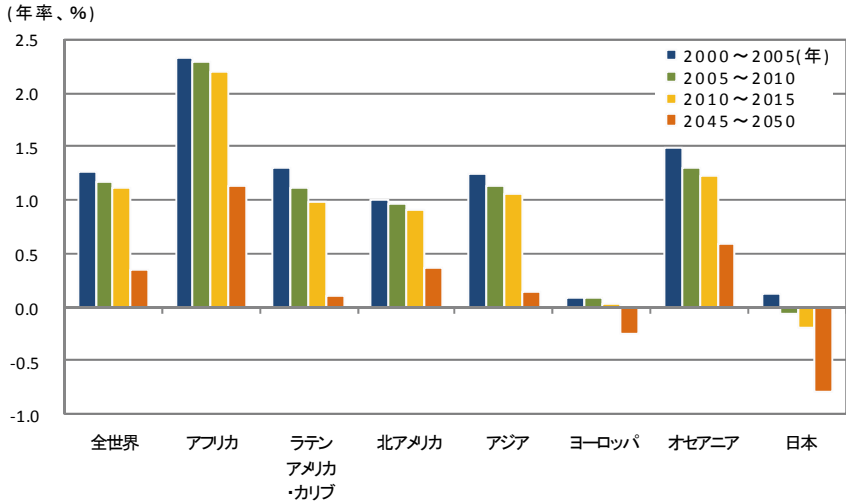
20世紀初頭に約15億人であった世界人口は、1950年以降飛躍的に増加し、1975年以降増加率は低下したものの、2000年には61億人に、2005年には65億人に達した。

国連が隔年ベースで公表する『世界人口予測』の2008年改訂版(本書の資料出所)によれば、2005年から2010年にかけては年率1.18%、年間7,928万人の人口増加が見込まれ、2050年には中位推計で約91億人に達する見通しである。予測される人口増加の大半は発展途上地域であるが、たとえ出生率が低下しても大きな人口増加が見込まれるのは、人口規模の大きいインド、中国、パキスタン、ナイジェリア、アメリカ合衆国、インドネシア、バングラディシュ——の7か国で、世界全体の人口増加の過半数を占める。

現在の先進地域の人口は約12億人で、2050年には約13億人と、ほぼ同水準で推移する予測であるが、年間平均240万人規模と見込まれる途上地域から先進地域への移民規模を下回れば、さらに減少する見通しである。一方、発展途上地域の人口は、2008年時点で55億人であったものが、2050年には79億人に増加する見込みで、とりわけアフガニスタン、ブルンジ共和国、コンゴ、ギニアビサウ共和国、リベリア、ニジェール共和国、東ティモール民主共和国、ウガンダといった最後発諸国(LDC)の人口は2倍以上増加する予測である。2050年には、人口の86%が発展途上地域に属すると推測されている。

## 2 人口・労働力人口

### 2-2 人口増加率

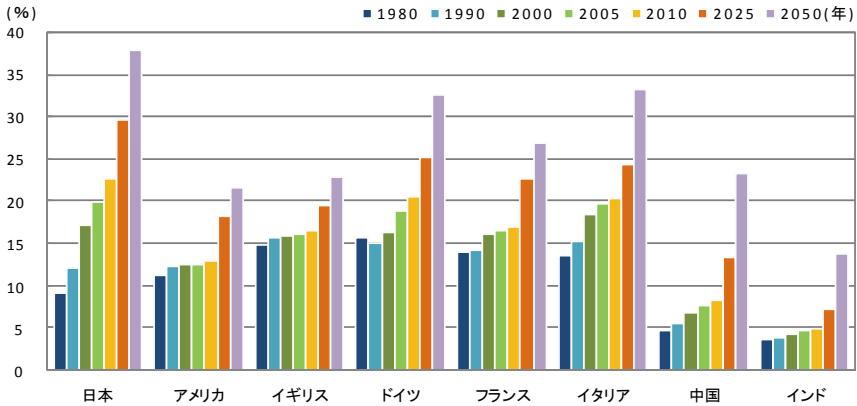


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-2表 人口増加率」(p.60)を参照。

国連の2008年版世界人口予測によると、全世界の人口は、2000年の61億人から2005年には65億人(年率1.26%)、その後2010年までに69億人(年率1.18%)、さらに2050年までには91億人と、2005年からの45年間で約26億人の増加が推計(中位推計)されている。2006年版世界人口予測では、2050年の世界人口の中位推計は92億人であったが、今回の推計では4千万人ほど少ない予測となっている。

上のグラフをみると、ヨーロッパ地域及び日本の2000年から2005年の人口増加率は各々0.08%、0.12%と低水準で、2005年以降はマイナスに転じ、2045年～2050年には各々-0.26%、-0.79%へと落ち込む見込みである。他方、アジア地域及び中南米地域については、増加率は低下するものの、2010年までは1%を上回る水準で推移する予測となっている。しかしながら、これらの地域の少子化のスピードが先進地域よりも急速であることから、2050年までには増加率は各々0.15%、0.1%へと落ち込む予測となっている。今後2050年までに最も人口増加率が高い地域はアフリカ地域で、2015年までは年率2%を上回り、2045年以降も1%を上回る水準で推移する見通しである。

## 2-3 老年人口比率（65歳以上人口）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-5表 老年人口(65歳以上人口)」(p.63)を参照。

出生率の低下と平均寿命の伸長により、高齢化が進む諸国が増加傾向にある。2005年から2050年間の世界人口の増加の半数は60歳以上人口の増加によるもので、これと対照的に、15歳未満人口は著しく減少する見通しである。2005年時点で6億6,600万人であった60歳以上人口は、2050年には20億人に達するとされている。とりわけ先進地域における高齢化の進展が顕著で、2005年時点の2億4,500万人から2050年には4億200万人とほぼ倍増する一方で、60歳未満人口は9億7,200万人から8億5,900万人に減少すると推計されている。

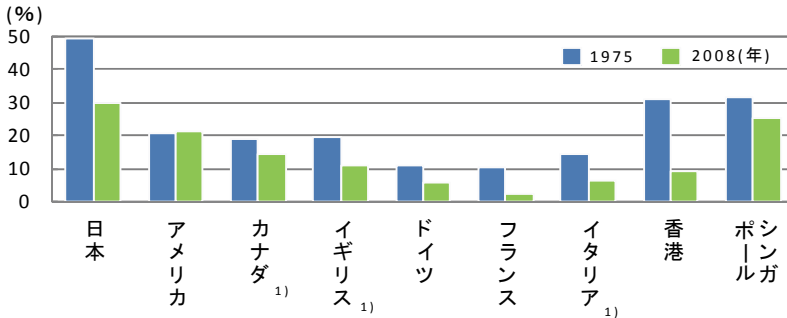
上のグラフは主要国における老年人口(65歳以上)比率の推計を示すものである。2005年における全世界の人口に占める老年人口比率は7.3%(4億7,300万人)であるが、2025年には10.4%(8億3,200万人)に及び、2050年には16.2%(14億8,700万人)に達すると推計されている。このうち特に80歳以上人口の伸びが顕著で、2005年時点の1.3%(8,700万人)から、2050年には4.3%(3億9,500万人)にまで及ぶ見通しである。

このうち先進地域の老年人口の動向をみると、2005年時点で既に人口比率が15%を超えており、2025年には20%を上回るとの推計となっている。上のグラフのとおり、とりわけ日本の高齢化は急速で、2010年、2025年、2050年のいずれの推計でも欧米先進諸国を上回っており、極めて老年人口の割合の高い国になると予測されている。

他方、現在は比較的出生率が高い途上地域でも、出生率の低下と平均寿命の伸長により、高齢化の進展は急速であるとされており、2005年時点では5.4%に過ぎない老年人口比率は、2050年には14.6%に達する見通しである。上のグラフからも、中国やインドの高齢化が先進諸国より急速であることがわかる。

## 2 人口・労働力人口

### 2-4 65歳以上男性の労働力率



▶ グラフの具体的な数値は下部(参考)欄、資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.71)を参照。

(注) 1) 1975年は、カナダ:1976年、イギリス:1971年、イタリア:1977年の数値。

2008年の65歳以上男性の労働力率は、1975年に比して概ね低下している。こうした傾向の背景としては、経済発展に伴って各国が年金制度を充実させたことに加え、産業構造の変化に応じて雇用者割合の高い第2次、第3次産業の就業者が増加し、高年齢者でも比較的就業しやすい業種や家族従業者割合の高い第1次産業の就業者数が減少しているといった要因が考えられる。

各国・地域の傾向をみると、北米、EU諸国では概して低く、日本、シンガポールなどのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけではなく、地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも低下の一因である。しかしながら、近年は、雇用における年齢差別撤廃の動きと、それに伴う高齢者雇用の促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えている年齢が高いことが挙げられる。高年齢者の労働意欲は高く、これが高年齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

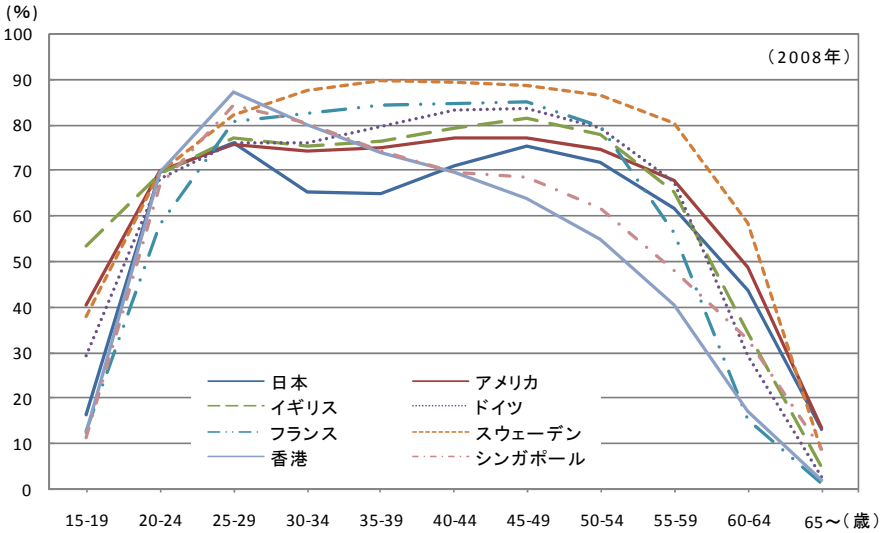
今後、各国の高齢化に伴い、高齢者がより重要な労働力になることが予想され、各国の高齢者の労働力率の動きが注目される。

(参考) 65歳以上男性の労働力率(%)

	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	香港	シンガポール
1975(年)	49.7	20.8	19.2	19.3	11.0	10.6	14.1	31.3	31.7
2008	29.7	21.5	14.2	10.9	5.7	2.2	6.3	9.1	25.1



## 2-5 年齢階級別女性労働力率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.71)を参照。

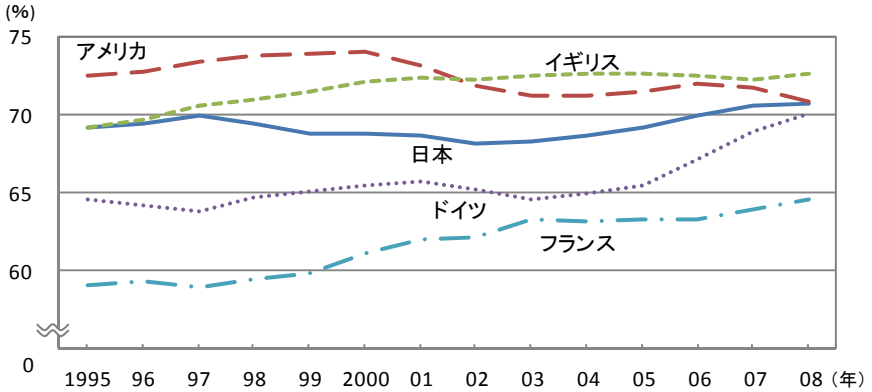
女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列でみれば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25-29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2008年には76.1%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

(参考) 日本の女性労働力率(%)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65~(歳)
1975(年)	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
2008	16.2	69.7	76.1	65.1	64.9	71.1	75.5	71.6	61.6	43.6	13.0

## 2 人口・労働力人口

### 2-6 就業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-12表 就業率(15~64歳)」(p.80)を参照。

就業率とは、生産年齢人口(本書では15~64歳とする)に占める就業者の割合である。経済成長の促進、高齢化への対応、社会的統合の強化等を背景にEUは、就業率の向上を雇用戦略目標(具体的な数値目標は、2010年までにEU全体：70%、女性：60%、高齢者：50%)として掲げている。就業率の向上と失業率の低下は同義のように思われるが、必ずしもそうではなく、失業率は労働力人口に占める失業者の割合であり、失業者が求職活動を止め、非労働力化すると低下する。「2-4 65歳以上男性の労働力率(p. 56)」で言及したとおり、EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが、就業率という観点からはこうした政策は意味がないことになる。他方、就業意欲を促進する政策を採ると、労働供給を増やすため、失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが、就業率の向上につながる。このように、就業率を重視する政策上の意味は、労働需要の確保のみならず、仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど、労働供給面の対策を通じて、就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると、2008年の日本の就業率は男女計で70.7%と、イギリス(72.7%)、アメリカ(70.9%)を下回るが、ドイツ(70.2%)、フランス(64.6%)を上回る水準である。しかし、男女別でみると、男性の就業率は81.6%とグラフ中のいずれの主要国も上回るものの、女性は59.7%と低水準で、いずれの主要国をも下回っている。日本の女性就業率は向上する余地があり、中途採用機会の拡大、仕事と家庭の両立支援、短時間正社員制度の普及などを通じた構造的な問題の解決が求められている。また、高齢者、とりわけ男性高齢者の就業率が高いことも日本の大きな特徴として挙げられる(「第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(p. 82)」参照)。

第2-1表 総人口  
Table 2-1: Total population

		(千人/thousands)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
全世界 World	4,437,609	5,290,452	6,115,367	6,512,276	6,908,688	8,011,533	9,149,984	
アフリカ Africa	482,236	638,729	819,462	921,073	1,033,043	1,400,184	1,998,466	
ラテンアメリカ・カリブ Latin America, and the Caribbean	362,655	442,310	521,228	556,512	588,649	669,533	729,184	
北アメリカ Northern America	254,097	282,688	318,654	335,175	351,659	397,522	448,464	
アジア Asia	2,622,565	3,178,810	3,698,296	3,936,536	4,166,741	4,772,523	5,231,485	
ヨーロッパ Europe	693,113	720,989	726,568	729,421	732,759	729,264	691,048	
オセアニア Oceania	22,943	26,926	31,160	33,559	35,838	42,507	51,338	
日本 JPN	116,794	123,191	126,706	127,449	126,995	120,793	101,659	
アメリカ USA	229,469	254,865	287,842	302,741	317,641	358,735	403,932	
カナダ CAN	24,516	27,701	30,687	32,307	33,890	38,659	44,414	
イギリス GBR	56,314	57,237	58,907	60,261	61,899	66,601	72,365	
ドイツ DEU	78,289	79,433	82,075	82,409	82,057	79,258	70,504	
フランス FRA	53,950	56,842	59,128	61,013	62,637	65,769	67,668	
イタリア ITA	56,307	56,998	57,116	58,645	60,098	60,018	57,066	
スウェーデン SWE	8,310	8,559	8,860	9,066	9,293	9,915	10,571	
ロシア RUS	138,655	148,065	146,670	143,170	140,367	132,345	116,097	
中国 CHN	980,929	1,142,090	1,266,954	1,312,253	1,354,146	1,453,140	1,417,045	
香港 HKG	5,039	5,704	6,667	6,883	7,069	7,969	8,623	
韓国 KOR	37,459	42,983	46,429	47,566	48,501	49,484	44,077	
シンガポール SGP	2,415	3,016	4,018	4,267	4,837	5,362	5,221	
マレーシア MYS	13,763	18,103	23,274	25,633	27,914	33,770	39,664	
タイ THA	47,264	56,673	62,347	65,946	68,139	72,628	73,361	
インドネシア IDN	146,582	177,385	205,280	219,210	232,517	263,287	288,110	
フィリピン PHL	48,112	62,427	77,689	85,496	93,617	117,270	146,156	
インド IND	692,637	862,162	1,042,590	1,130,618	1,214,464	1,431,272	1,613,800	
オーストラリア AUS	14,695	17,091	19,171	20,395	21,512	24,703	28,724	
ニュージーランド NZL	3,147	3,386	3,868	4,111	4,303	4,831	5,349	
ブラジル BRA	121,618	149,570	174,174	186,075	195,423	213,802	218,512	

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

参考表 日本の将来推計人口  
Reference table: Population prospects of Japan

(千人/thousands)						
2005 年/Year	2007	2008	2009	2010	2015	2020
127,768	127,694	127,568	127,395	127,176	125,430	122,735
2025 年/Year	2030	2035	2040	2045	2050	2055
119,270	115,224	110,679	105,695	100,443	95,152	89,930

資料出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2006年12月中位推計)

## 2 人口・労働力人口

## 第2-2表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

国・地域 Country or region		(年率/annual percentage change: %)					
		1990～ 1995年/Year	1995～ 2000	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2045～ 2050
全世界	World	1.54	1.36	1.26	1.18	1.11	0.34
アフリカ	Africa	2.57	2.41	2.34	2.29	2.20	1.14
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, and the Caribbean	1.73	1.55	1.31	1.12	0.99	0.10
北アメリカ	Northern America	1.19	1.20	1.01	0.96	0.91	0.37
アジア	Asia	1.63	1.40	1.25	1.14	1.05	0.15
ヨーロッパ	Europe	0.18	-0.02	0.08	0.09	0.03	-0.26
オセアニア	Oceania	1.52	1.40	1.48	1.31	1.23	0.59
日本	JPN	0.36	0.20	0.12	-0.07	-0.19	-0.79
アメリカ	USA	1.20	1.23	1.01	0.96	0.90	0.36
カナダ	CAN	1.12	0.92	1.03	0.96	0.92	0.43
イギリス	GBR	0.28	0.30	0.45	0.54	0.52	0.29
ドイツ	DEU	0.54	0.11	0.08	-0.09	-0.17	-0.56
フランス	FRA	0.40	0.39	0.63	0.53	0.40	0.00
イタリア	ITA	0.07	-0.03	0.53	0.49	0.17	-0.28
スウェーデン	SWE	0.62	0.08	0.46	0.49	0.44	0.25
ロシア	RUS	0.06	-0.25	-0.48	-0.40	-0.34	-0.51
中国	CHN	1.17	0.90	0.70	0.63	0.61	-0.33
香港	HKG	1.71	1.41	0.64	0.54	0.91	0.15
韓国	KOR	0.76	0.78	0.48	0.39	0.27	-0.77
シンガポール	SGP	2.86	2.88	1.20	2.51	0.90	-0.45
マレーシア	MYS	2.58	2.45	1.93	1.71	1.47	0.41
タイ	THA	1.19	0.72	1.12	0.65	0.52	-0.12
インドネシア	IDN	1.53	1.39	1.31	1.18	0.98	0.10
フィリピン	PHL	2.28	2.09	1.92	1.82	1.66	0.60
インド	IND	2.01	1.79	1.62	1.43	1.27	0.25
オーストラリア	AUS	1.17	1.13	1.24	1.07	0.99	0.49
ニュージーランド	NZL	1.70	0.97	1.22	0.92	0.86	0.27
ブラジル	BRA	1.56	1.49	1.32	0.98	0.75	-0.13

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

第2-3表 若年人口（15歳未満人口）  
Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

(1) 実数/De facto population aged 0-14		(千人/thousands)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	27,533	22,569	18,499	17,575	16,756	13,319	11,399
アメリカ	USA	51,576	55,374	62,030	63,062	64,227	66,637	68,879
カナダ	CAN	5,575	5,733	5,856	5,693	5,529	6,212	6,927
イギリス	GBR	11,832	10,876	11,176	10,826	10,748	11,550	11,882
ドイツ	DEU	14,474	12,775	12,816	11,802	10,955	9,821	8,862
フランス	FRA	12,044	11,402	11,141	11,243	11,518	11,036	10,988
イタリア	ITA	12,509	9,361	8,169	8,323	8,516	7,602	7,690
スウェーデン	SWE	1,628	1,535	1,633	1,578	1,531	1,708	1,744
ロシア	RUS	30,018	34,027	26,685	21,602	21,011	21,494	18,804
中国	CHN	348,280	324,117	325,823	288,716	269,411	262,433	216,351
香港	HKG	1,286	1,226	1,123	990	816	948	973
韓国	KOR	12,708	11,013	9,680	9,064	7,863	6,403	5,020
シンガポール	SGP	653	647	875	835	753	666	584
マレーシア	MYS	5,413	6,770	7,789	8,033	8,114	7,937	7,243
タイ	THA	18,642	17,008	15,674	15,127	14,629	14,026	12,690
インドネシア	IDN	59,305	63,520	62,268	62,241	62,029	55,750	50,224
フィリピン	PHL	20,743	25,408	29,334	30,409	31,331	33,050	30,775
インド	IND	272,127	326,416	365,268	374,118	374,159	353,832	293,987
オーストラリア	AUS	3,711	3,760	3,965	4,024	4,062	4,414	4,784
ニュージーランド	NZL	856	781	878	884	871	898	885
ブラジル	BRA	46,318	52,777	51,558	51,257	49,768	39,058	32,098

(2) 対全人口比率/Proportion aged 0-14 among the total population		(%)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	23.6	18.3	14.6	13.8	13.2	11.0	11.2
アメリカ	USA	22.5	21.7	21.6	20.8	20.2	18.6	17.1
カナダ	CAN	22.7	20.7	19.1	17.6	16.3	16.1	15.6
イギリス	GBR	21.0	19.0	19.0	18.0	17.4	17.3	16.4
ドイツ	DEU	18.5	16.1	15.6	14.3	13.4	12.4	12.6
フランス	FRA	22.3	20.1	18.8	18.4	18.4	16.8	16.2
イタリア	ITA	22.2	16.4	14.3	14.2	14.2	12.7	13.5
スウェーデン	SWE	19.6	17.9	18.4	17.4	16.5	17.2	16.5
ロシア	RUS	21.6	23.0	18.2	15.1	15.0	16.2	16.2
中国	CHN	35.5	28.4	25.7	22.0	19.9	18.1	15.3
香港	HKG	25.5	21.5	16.9	14.4	11.5	11.9	11.3
韓国	KOR	33.9	25.6	20.8	19.1	16.2	12.9	11.4
シンガポール	SGP	27.1	21.5	21.8	19.6	15.6	12.4	11.2
マレーシア	MYS	39.3	37.4	33.5	31.3	29.1	23.5	18.3
タイ	THA	39.4	30.0	25.1	22.9	21.5	19.3	17.3
インドネシア	IDN	40.5	35.8	30.3	28.4	26.7	21.2	17.4
フィリピン	PHL	43.1	40.7	37.8	35.6	33.5	28.2	21.1
インド	IND	39.3	37.9	35.0	33.1	30.8	24.7	18.2
オーストラリア	AUS	25.3	22.0	20.7	19.7	18.9	17.9	16.7
ニュージーランド	NZL	27.2	23.1	22.7	21.5	20.2	18.6	16.5
ブラジル	BRA	38.1	35.3	29.6	27.5	25.5	18.3	14.7

資料出所 UN(2009) World Population Prospects: The 2008 Revision

## 2 人口・労働力人口

第2-4表 生産年齢人口（15～64歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

(1) 実数/De facto population aged 15-64		(千人/thousands)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	78,689	85,875	86,365	84,487	81,572	71,652	51,790
アメリカ	USA	152,171	168,053	190,190	202,189	212,260	227,147	247,925
カナダ	CAN	16,636	18,847	20,961	22,379	23,575	24,531	26,146
イギリス	GBR	36,072	37,358	38,379	39,734	40,883	42,141	43,930
ドイツ	DEU	51,604	54,776	55,835	55,063	54,302	49,542	38,739
フランス	FRA	34,340	37,367	38,448	39,725	40,493	39,864	38,468
イタリア	ITA	36,211	38,988	38,419	38,799	39,297	37,757	30,399
スウェーデン	SWE	5,328	5,502	5,704	5,934	6,059	6,055	6,280
ロシア	RUS	94,483	99,094	101,846	101,828	101,236	87,392	70,086
中国	CHN	586,128	755,147	855,056	924,229	973,303	996,521	870,115
香港	HKG	3,427	3,995	4,808	5,051	5,343	5,257	4,841
韓国	KOR	23,305	29,827	33,344	34,073	35,289	33,527	23,981
シンガポール	SGP	1,647	2,200	2,855	3,069	3,590	3,468	2,936
マレーシア	MYS	7,848	10,670	14,583	16,483	18,446	22,884	25,947
タイ	THA	26,789	37,041	42,715	46,134	48,259	49,207	45,827
インドネシア	IDN	82,216	107,107	133,005	144,868	156,355	183,935	184,276
フィリピン	PHL	25,833	35,003	45,632	51,792	58,263	76,481	96,838
インド	IND	395,564	502,790	632,992	704,611	780,571	972,464	1,097,969
オーストラリア	AUS	9,571	11,412	12,802	13,732	14,460	15,570	17,108
ニュージーランド	NZL	1,984	2,228	2,533	2,728	2,875	3,061	3,222
ブラジル	BRA	70,303	90,165	113,063	123,339	132,174	150,299	137,166

(2) 対全人口比率/Proportion aged 15-64 among the total population		(%)						
国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	67.4	69.7	68.2	66.3	64.2	59.3	50.9
アメリカ	USA	66.3	65.9	66.1	66.8	66.8	63.3	61.4
カナダ	CAN	67.9	68.0	68.3	69.3	69.6	63.5	58.9
イギリス	GBR	64.1	65.3	65.2	65.9	66.0	63.3	60.7
ドイツ	DEU	65.9	69.0	68.0	66.8	66.2	62.5	54.9
フランス	FRA	63.7	65.7	65.0	65.1	64.6	60.6	56.8
イタリア	ITA	64.3	68.4	67.3	66.2	65.4	62.9	53.3
スウェーデン	SWE	64.1	64.3	64.4	65.4	65.2	61.1	59.4
ロシア	RUS	68.1	66.9	69.4	71.1	72.1	66.0	60.4
中国	CHN	59.8	66.1	67.5	70.4	71.9	68.6	61.4
香港	HKG	68.0	70.0	72.1	73.4	75.6	66.0	56.1
韓国	KOR	62.2	69.4	71.8	71.6	72.8	67.8	54.4
シンガポール	SGP	68.2	72.9	71.0	71.9	74.2	64.7	56.2
マレーシア	MYS	57.0	58.9	62.7	64.3	66.1	67.8	65.4
タイ	THA	56.7	65.4	68.5	70.0	70.8	67.8	62.5
インドネシア	IDN	56.1	60.4	64.8	66.1	67.2	69.9	64.0
フィリピン	PHL	53.7	56.1	58.7	60.6	62.2	65.2	66.3
インド	IND	57.1	58.3	60.7	62.3	64.3	67.9	68.0
オーストラリア	AUS	65.1	66.8	66.8	67.3	67.2	63.0	59.6
ニュージーランド	NZL	63.1	65.8	65.5	66.4	66.8	63.4	60.3
ブラジル	BRA	57.8	60.3	64.9	66.3	67.6	70.3	62.8

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

第2-5表 老年人口（65歳以上人口）

Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

(1) 実数/De facto population aged 65 or over (千人/thousands)

国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	10,573	14,746	21,843	25,387	28,667	35,822	38,469
アメリカ	USA	25,722	31,438	35,622	37,490	41,155	64,951	87,127
カナダ	CAN	2,306	3,121	3,870	4,236	4,786	7,915	11,340
イギリス	GBR	8,410	9,003	9,352	9,700	10,269	12,910	16,553
ドイツ	DEU	12,211	11,882	13,424	15,544	16,799	19,895	22,902
フランス	FRA	7,565	8,074	9,539	10,045	10,626	14,868	18,211
イタリア	ITA	7,587	8,649	10,528	11,523	12,285	14,660	18,977
スウェーデン	SWE	1,354	1,522	1,524	1,555	1,702	2,152	2,546
ロシア	RUS	14,154	14,943	18,138	19,740	18,120	23,460	27,207
中国	CHN	46,521	62,826	86,075	99,308	111,432	194,186	330,579
香港	HKG	325	483	735	842	910	1,764	2,809
韓国	KOR	1,446	2,143	3,405	4,429	5,349	9,554	15,076
シンガポール	SGP	114	169	289	363	494	1,229	1,701
マレーシア	MYS	503	663	901	1,117	1,354	2,949	6,474
タイ	THA	1,833	2,625	3,958	4,684	5,251	9,394	14,844
インドネシア	IDN	5,062	6,758	10,007	12,101	14,133	23,602	53,610
フィリピン	PHL	1,536	2,016	2,723	3,295	4,023	7,739	18,543
インド	IND	24,945	32,955	44,330	51,890	59,734	104,976	221,843
オーストラリア	AUS	1,413	1,919	2,404	2,639	2,990	4,718	6,832
ニュージーランド	NZL	307	376	457	499	558	873	1,242
ブラジル	BRA	4,998	6,629	9,554	11,479	13,481	24,444	49,248

(2) 対全人口比率/Proportion aged 65 or over among the total population (%)

国・地域 Country or region	1980 年/Year	1990	2000	2005	2010	2025	2050	
日本	JPN	9.1	12.0	17.2	19.9	22.6	29.7	37.8
アメリカ	USA	11.2	12.3	12.4	12.4	13.0	18.1	21.6
カナダ	CAN	9.4	11.3	12.6	13.1	14.1	20.5	25.5
イギリス	GBR	14.9	15.7	15.9	16.1	16.6	19.4	22.9
ドイツ	DEU	15.6	15.0	16.4	18.9	20.5	25.1	32.5
フランス	FRA	14.0	14.2	16.1	16.5	17.0	22.6	26.9
イタリア	ITA	13.5	15.2	18.4	19.6	20.4	24.4	33.3
スウェーデン	SWE	16.3	17.8	17.2	17.2	18.3	21.7	24.1
ロシア	RUS	10.2	10.1	12.4	13.8	12.9	17.7	23.4
中国	CHN	4.7	5.5	6.8	7.6	8.2	13.4	23.3
香港	HKG	6.5	8.5	11.0	12.2	12.9	22.1	32.6
韓国	KOR	3.9	5.0	7.3	9.3	11.0	19.3	34.2
シンガポール	SGP	4.7	5.6	7.2	8.5	10.2	22.9	32.6
マレーシア	MYS	3.7	3.7	3.9	4.4	4.8	8.7	16.3
タイ	THA	3.9	4.6	6.3	7.1	7.7	12.9	20.2
インドネシア	IDN	3.5	3.8	4.9	5.5	6.1	9.0	18.6
フィリピン	PHL	3.2	3.2	3.5	3.9	4.3	6.6	12.7
インド	IND	3.6	3.8	4.3	4.6	4.9	7.3	13.7
オーストラリア	AUS	9.6	11.2	12.5	12.9	13.9	19.1	23.8
ニュージーランド	NZL	9.8	11.1	11.8	12.1	13.0	18.1	23.2
ブラジル	BRA	4.1	4.4	5.5	6.2	6.9	11.4	22.5

資料出所 UN(2009) World Population Prospects: The 2008 Revision

## 2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2005年）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2005

年齢階級 Age group	日本 JPN		アメリカ USA		カナダ CAN		イギリス GBR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	62,194	65,255	149,149	153,591	16,000	16,307	29,480	30,781
0～4歳/Age	2,905	2,750	10,723	10,201	875	833	1,765	1,681
5～9	3,018	2,877	10,518	10,004	947	903	1,819	1,730
10～14	3,085	2,940	11,073	10,543	1,095	1,040	1,967	1,864
15～19	3,368	3,208	11,123	10,582	1,106	1,052	2,036	1,935
20～24	3,859	3,680	10,856	10,374	1,117	1,075	1,965	1,906
25～29	4,333	4,141	10,421	10,082	1,114	1,080	1,858	1,858
30～34	4,996	4,860	10,470	10,274	1,121	1,101	2,072	2,094
35～39	4,397	4,308	10,769	10,744	1,190	1,177	2,297	2,342
40～44	4,055	3,990	11,515	11,657	1,382	1,366	2,293	2,341
45～49	3,875	3,848	11,174	11,525	1,315	1,317	1,992	2,035
50～54	4,418	4,440	9,897	10,295	1,148	1,166	1,819	1,857
55～59	5,103	5,207	8,376	8,876	1,002	1,024	1,931	1,988
60～64	4,070	4,328	6,315	6,864	748	778	1,524	1,592
65～69	3,483	3,855	4,825	5,443	578	622	1,306	1,411
70～74	2,997	3,570	3,928	4,719	489	555	1,082	1,250
75～79	2,220	2,960	3,267	4,308	375	487	838	1,112
80～	2,010	4,290	3,901	7,100	398	733	916	1,785

年齢階級 Age group	ドイツ DEU		フランス FRA		イタリア ITA		スウェーデン SWE	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	40,301	42,107	29,645	31,368	28,459	30,186	4,492	4,575
0～4歳/Age	1,862	1,767	1,971	1,878	1,441	1,368	252	239
5～9	2,024	1,922	1,896	1,808	1,380	1,301	243	231
10～14	2,168	2,058	1,888	1,803	1,456	1,378	314	299
15～19	2,476	2,362	1,991	1,917	1,476	1,395	303	288
20～24	2,463	2,381	2,009	1,960	1,620	1,549	272	260
25～29	2,408	2,334	1,908	1,886	1,970	1,910	280	270
30～34	2,623	2,539	2,135	2,130	2,338	2,283	314	305
35～39	3,516	3,333	2,138	2,162	2,445	2,397	332	318
40～44	3,663	3,488	2,167	2,222	2,317	2,311	321	308
45～49	3,177	3,076	2,079	2,160	2,001	2,027	298	289
50～54	2,799	2,800	2,041	2,110	1,819	1,878	294	288
55～59	2,329	2,345	1,980	2,033	1,859	1,941	320	317
60～64	2,433	2,519	1,320	1,376	1,564	1,697	279	277
65～69	2,513	2,754	1,206	1,362	1,526	1,733	201	212
70～74	1,672	2,022	1,103	1,388	1,279	1,596	160	186
75～79	1,209	1,816	881	1,279	974	1,404	134	177
80～	966	2,591	932	1,894	992	2,018	174	312



(千人/thousands)

年齢階級 Age group	ロシア RUS		中国 CHN		香港 HKG		韓国 KOR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	66,400	76,770	680,544	631,709	3,292	3,591	23,561	24,006
0～4歳/Age	3,590	3,408	48,130	39,328	122	113	1,267	1,172
5～9	3,302	3,147	51,544	43,256	164	152	1,640	1,524
10～14	4,163	3,993	57,101	49,358	226	214	1,808	1,654
15～19	6,198	5,970	64,594	58,648	219	206	1,643	1,497
20～24	6,188	6,069	52,301	49,086	235	241	1,937	1,790
25～29	5,468	5,464	48,382	45,695	230	274	1,835	1,848
30～34	5,081	5,159	60,609	57,484	240	308	2,093	2,102
35～39	4,652	4,787	63,167	59,825	253	332	2,130	2,084
40～44	5,443	5,832	52,034	49,391	317	385	2,099	2,054
45～49	5,627	6,328	41,448	38,970	316	343	1,929	1,967
50～54	4,847	5,766	41,515	39,904	254	263	1,400	1,463
55～59	3,528	4,547	29,997	28,263	201	196	1,125	1,174
60～64	1,971	2,904	22,145	20,771	124	115	897	1,006
65～69	2,826	4,679	18,607	17,906	124	117	765	941
70～74	1,642	3,166	14,147	14,676	110	114	514	745
75～79	1,300	3,147	8,645	9,936	81	95	276	505
80～	576	2,403	6,180	9,210	75	124	203	482

年齢階級 Age group	シンガポール SGP		マレーシア MYS		タイ THA		インドネシア IDN	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	2,147	2,120	13,026	12,607	32,461	33,484	109,513	109,697
0～4歳/Age	111	103	1,404	1,328	2,475	2,367	10,776	10,359
5～9	147	137	1,363	1,292	2,531	2,420	10,451	10,081
10～14	174	163	1,354	1,292	2,723	2,611	10,459	10,114
15～19	146	136	1,281	1,237	2,730	2,616	10,510	10,213
20～24	135	126	1,208	1,191	2,766	2,679	10,488	10,334
25～29	133	124	1,056	1,028	2,717	2,700	9,849	9,821
30～34	158	152	976	950	2,701	2,852	9,104	9,129
35～39	186	191	905	875	2,634	2,893	8,239	8,196
40～44	208	209	863	833	2,569	2,757	7,169	7,075
45～49	203	202	748	712	2,339	2,448	6,064	5,971
50～54	170	168	595	561	1,885	1,986	4,706	4,656
55～59	131	130	449	421	1,326	1,461	3,420	3,725
60～64	79	81	304	291	995	1,080	2,883	3,317
65～69	64	68	230	244	850	983	2,328	2,756
70～74	46	53	141	162	613	766	1,591	1,974
75～79	31	38	84	105	362	477	924	1,190
80～	25	38	64	86	246	387	553	786

## 2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2005年）（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2005 (cont.)

年齢階級 Age group	(千人/thousands)							
	フィリピン PHL		インド IND		オーストラリア AUS		ニュージーランド NZL	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
総数/Total	43,081	42,415	585,075	545,543	10,131	10,264	2,027	2,084
0～4歳/Age	5,332	5,083	66,535	61,290	659	626	145	138
5～9	5,191	4,963	64,785	59,346	687	651	148	140
10～14	5,023	4,818	63,834	58,328	719	682	161	152
15～19	4,645	4,473	59,384	54,607	716	683	157	150
20～24	4,103	3,978	54,618	50,203	721	695	145	140
25～29	3,599	3,512	49,141	45,259	694	684	131	133
30～34	3,075	3,022	43,134	39,681	756	763	134	146
35～39	2,677	2,654	38,281	35,243	737	748	148	160
40～44	2,310	2,310	34,015	31,409	764	775	160	167
45～49	1,950	1,971	29,883	27,698	730	739	147	149
50～54	1,605	1,648	25,478	23,866	667	675	126	127
55～59	1,190	1,194	17,759	17,439	623	617	115	116
60～64	912	963	13,630	13,882	476	469	89	91
65～69	649	738	10,408	11,273	374	382	70	75
70～74	442	521	7,049	7,881	300	326	58	63
75～79	224	310	4,150	4,674	249	299	47	56
80～	154	256	2,994	3,461	260	449	47	83

年齢階級 Age group	ブラジル BRA	
	男性 Male	女性 Female
	総数/Total	91,780
0～4歳/Age	8,829	8,481
5～9	8,835	8,514
10～14	8,437	8,161
15～19	8,814	8,576
20～24	9,055	8,899
25～29	8,077	8,186
30～34	7,034	7,290
35～39	6,524	6,817
40～44	6,187	6,538
45～49	5,150	5,523
50～54	4,211	4,582
55～59	3,223	3,580
60～64	2,367	2,708
65～69	1,892	2,255
70～74	1,308	1,639
75～79	923	1,225
80～	914	1,322

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

第2-7表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

出生率/Crude birth rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
国・地域 Country or region	1950~55 年/Year	1970 ~1975	1980 ~1985	1990 ~1995	1995 ~2000	2000 ~2005	2005 ~2010	2020 ~2025	
日本	JPN	23.8	19.0	12.8	9.9	9.4	8.9	8.2	6.9
アメリカ	USA	24.3	15.7	15.5	15.7	14.5	14.2	14.2	12.4
カナダ	CAN	27.8	15.6	14.8	13.8	11.6	10.6	10.6	10.9
イギリス	GBR	15.9	14.5	13.5	13.2	12.2	11.6	12.2	11.9
ドイツ	DEU	16.0	11.4	10.8	10.0	9.5	8.8	8.1	8.1
フランス	FRA	18.9	16.1	14.2	12.7	12.7	12.9	12.2	10.7
イタリア	ITA	18.2	16.3	10.9	9.7	9.2	9.2	9.3	7.7
スウェーデン	SWE	15.5	13.6	11.3	13.6	10.3	10.8	11.7	11.5
ロシア	RUS	26.5	15.3	16.8	10.9	8.9	9.9	10.8	9.8
中国	CHN	43.8	28.6	21.5	18.9	15.9	14.0	13.5	11.6
香港	HKG	37.7	19.5	15.7	12.4	10.0	8.4	8.2	7.0
韓国	KOR	35.8	30.4	20.4	16.0	13.7	10.4	9.5	8.4
シンガポール	SGP	44.4	21.2	16.7	17.9	14.0	10.2	8.2	8.9
マレーシア	MYS	45.2	34.7	32.6	27.8	24.5	22.6	20.5	15.7
タイ	THA	43.6	34.2	24.6	18.8	16.5	15.3	14.6	12.7
インドネシア	IDN	42.7	39.1	31.8	24.3	22.0	20.7	18.8	14.2
フィリピン	PHL	48.2	39.3	35.7	31.7	28.9	26.4	25.0	19.9
インド	IND	43.4	37.3	34.4	30.7	27.7	25.4	23.0	17.2
オーストラリア	AUS	23.0	19.6	15.5	14.7	13.4	12.7	12.7	11.9
ニュージーランド	NZL	25.7	20.8	15.9	16.7	15.0	14.1	13.8	12.3
ブラジル	BRA	44.0	33.7	30.8	22.6	21.6	19.8	16.4	11.8

死亡率/Crude death rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
国・地域 Country or region	1950~55 年/Year	1970 ~1975	1980 ~1985	1990 ~1995	1995 ~2000	2000 ~2005	2005 ~2010	2020 ~2025	
日本	JPN	9.4	6.6	6.3	7.0	7.5	7.9	9.1	12.0
アメリカ	USA	9.5	9.2	8.7	8.7	7.9	7.9	7.8	8.2
カナダ	CAN	8.7	7.3	6.9	7.1	7.2	7.2	7.4	8.3
イギリス	GBR	11.7	11.8	11.8	11.0	10.9	10.3	9.9	9.9
ドイツ	DEU	11.1	12.3	12.1	11.2	10.7	10.3	10.3	12.4
フランス	FRA	12.8	10.9	10.4	9.5	9.5	9.1	8.6	9.6
イタリア	ITA	9.9	10.0	10.0	10.0	10.3	9.9	9.9	11.5
スウェーデン	SWE	9.8	10.4	11.0	10.9	10.7	10.4	10.1	9.9
ロシア	RUS	9.5	9.1	11.4	13.3	14.4	16.0	15.1	14.7
中国	CHN	25.1	6.3	7.3	7.1	6.7	6.6	7.0	8.3
香港	HKG	8.9	5.0	4.8	5.3	5.2	5.4	6.1	7.8
韓国	KOR	16.4	8.8	6.6	5.6	5.6	5.3	5.5	8.3
シンガポール	SGP	10.6	5.2	5.4	4.7	4.9	4.9	5.1	8.2
マレーシア	MYS	19.9	8.8	6.2	5.0	4.7	4.5	4.5	5.4
タイ	THA	14.9	9.1	6.2	6.8	7.8	8.5	8.9	9.7
インドネシア	IDN	26.1	15.9	11.2	8.2	7.2	6.6	6.3	6.6
フィリピン	PHL	18.3	10.4	8.2	6.3	5.5	5.0	4.8	4.9
インド	IND	25.5	15.2	12.0	10.4	9.5	8.9	8.5	7.9
オーストラリア	AUS	9.4	8.5	7.4	7.2	7.1	6.8	6.9	7.5
ニュージーランド	NZL	9.3	8.4	8.2	7.8	7.5	7.1	7.0	7.6
ブラジル	BRA	15.4	9.9	8.3	6.8	6.5	6.4	6.4	7.2

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

## 2 人口・労働力人口

## 第2-8表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

国・地域 Country or region		1950～1955 年/Year			2000～2005			2005～2010		
		平均 Average	男性 Male	女性 Female	平均 Average	男性 Male	女性 Female	平均 Average	男性 Male	女性 Female
日本	JPN	62.1	60.4	63.9	82.1	78.3	85.7	82.7	79.0	86.2
アメリカ	USA	68.9	66.1	72.0	78.3	75.8	80.6	79.2	76.9	81.4
カナダ	CAN	69.1	66.8	71.7	79.8	77.3	82.3	80.7	78.3	82.9
イギリス	GBR	69.2	66.7	71.8	78.5	76.1	80.7	79.4	77.2	81.6
ドイツ	DEU	67.5	65.3	69.6	78.7	75.8	81.4	79.9	77.1	82.4
フランス	FRA	67.1	64.1	69.9	79.5	75.8	83.1	81.2	77.6	84.7
イタリア	ITA	66.3	64.4	68.1	80.2	77.2	83.1	81.2	78.1	84.1
スウェーデン	SWE	71.8	70.4	73.3	80.1	77.8	82.3	80.9	78.7	83.0
ロシア	RUS	64.5	60.5	67.3	64.8	58.5	71.8	66.5	60.3	73.1
中国	CHN	40.8	39.3	42.3	72.0	70.5	73.7	73.0	71.3	74.8
香港	HKG	61.0	57.2	64.9	81.5	78.6	84.5	82.2	79.4	85.1
韓国	KOR	47.9	46.0	49.9	77.5	73.9	80.9	79.4	75.9	82.5
シンガポール	SGP	60.4	58.8	62.1	78.8	76.8	80.8	80.3	77.9	82.8
マレーシア	MYS	48.5	47.0	50.0	73.0	70.8	75.5	74.2	72.0	76.7
タイ	THA	51.6	49.8	53.5	68.2	64.0	72.8	68.8	65.7	72.0
インドネシア	IDN	37.5	36.9	38.1	68.6	66.7	70.5	70.7	68.7	72.7
フィリピン	PHL	47.8	46.0	49.6	70.3	68.2	72.5	71.7	69.5	74.0
インド	IND	37.9	38.7	37.1	62.0	60.9	63.3	63.5	62.1	65.0
オーストラリア	AUS	69.6	66.9	72.4	80.5	78.0	83.0	81.5	79.1	83.8
ニュージーランド	NZL	69.6	67.5	71.8	79.3	77.0	81.4	80.2	78.2	82.2
ブラジル	BRA	50.9	49.2	52.6	71.0	67.2	74.9	72.3	68.7	76.0

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

## 参考表 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命

Reference table: Japan's average life expectancy

	完全生命表 Complete life table			簡易生命表 Abridged life table		
	1995年/Year	2000	2005	2006	2007	2008
	男性/Male	76.38	77.72	78.56	79.00	79.19
女性/Female	82.85	84.60	85.52	85.81	85.99	86.05

資料出所 厚生労働省(2007.3)「第20回完全生命表」、厚生労働省(2009.7)「平成20年簡易生命表」

(注) 完全生命表は、国勢調査による日本人人口(確定数)や人口動態統計(確定数)をもとに5年ごとに作成しており、簡易生命表は、推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計(概数)をもとに毎年作成している。平均寿命は、推計時における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を平均余命指標(生命関数)によって表したものの。

第2-9表 合計特殊出生率<sup>1)</sup>

Table 2-9: Total fertility rates

国・地域 Country or region	1960 ～1965 年/Year	1985 ～1990	1990 ～1995	1995 ～2000	2000 ～2005	2005 ～2010	2020 ～2025	
日本	JPN	1.99	1.66	1.48	1.37	1.30	1.27	1.35
アメリカ	USA	3.31	1.92	2.03	1.99	2.04	2.09	1.88
カナダ	CAN	3.68	1.62	1.69	1.56	1.52	1.57	1.72
イギリス	GBR	2.81	1.81	1.78	1.70	1.70	1.84	1.85
ドイツ	DEU	2.49	1.43	1.31	1.34	1.35	1.32	1.44
フランス	FRA	2.85	1.81	1.71	1.76	1.88	1.89	1.85
イタリア	ITA	2.47	1.34	1.28	1.22	1.26	1.38	1.49
スウェーデン	SWE	2.32	1.91	2.01	1.56	1.67	1.87	1.85
ロシア	RUS	2.55	2.12	1.55	1.25	1.30	1.37	1.58
中国	CHN	5.61	2.63	2.01	1.80	1.77	1.77	1.85
香港	HKG	5.31	1.31	1.29	1.08	0.98	1.02	1.11
韓国	KOR	5.63	1.60	1.70	1.51	1.22	1.22	1.34
シンガポール	SGP	4.93	1.71	1.76	1.57	1.36	1.27	1.39
マレーシア	MYS	6.72	4.00	3.47	3.10	2.85	2.58	2.00
タイ	THA	6.34	2.30	2.05	1.86	1.81	1.81	1.85
インドネシア	IDN	5.62	3.40	2.90	2.55	2.38	2.19	1.85
フィリピン	PHL	6.85	4.55	4.14	3.73	3.34	3.11	2.48
インド	IND	5.82	4.15	3.86	3.46	3.11	2.76	2.12
オーストラリア	AUS	3.27	1.86	1.86	1.78	1.75	1.83	1.85
ニュージーランド	NZL	4.02	2.03	2.07	1.95	1.95	2.02	1.88
ブラジル	BRA	6.15	3.10	2.60	2.45	2.25	1.90	1.52

資料出所 UN (2009) *World Population Prospects: The 2008 Revision*

(注) 1) 合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり、その算出方法は女性(15～49歳)の年齢別出生率の総和によって求められる。

国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	1.54	1.42	1.36	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37
アメリカ	USA	2.08	1.98	2.06	2.04	2.05	2.05	2.10	* 2.12	
カナダ	CAN	1.83	1.64	1.49	1.53	1.53	1.54	1.59	1.66	
イギリス	GBR	1.83	1.71	1.64	1.71	1.76	1.78	1.84	1.90	
ドイツ	DEU	1.45	1.25	1.38	1.34	1.36	1.34	1.33	1.37	1.38
フランス	FRA	1.78	1.70	1.89	1.89	1.92	1.94	2.00	1.98	2.00
イタリア	ITA	1.33	1.19	1.26	1.29	1.33	1.32	1.35	1.37	
オランダ	NLD	1.62	1.53	1.72	1.75	1.72	1.71	1.72	1.72	1.77
ベルギー	BEL	1.62	1.56	1.66	1.66	1.72	1.76			
デンマーク	DNK	1.67	1.80	1.77	1.76	1.78	1.80	1.85	1.84	1.89
スウェーデン	SWE	2.13	1.73	1.54	1.71	1.75	1.77	1.85	1.88	1.91
香港	HKG	1.21	1.15	0.90	0.90	0.92	0.96	0.98	1.02	1.06
韓国	KOR	1.57	1.63	1.47	1.18	1.15	1.08	1.12	1.25	1.19
シンガポール	SGP	1.83	1.67	1.60	1.27	1.26	1.26	1.28	1.29	1.28
オーストラリア	AUS	1.90	1.82	1.76	1.75	1.76	1.79	1.82	1.93	

資料出所 日本:厚生労働省(2010.1)「平成21年人口動態統計の年間推計」

アメリカ: Centers for Disease Control and Prevention (2009.3) *National Vital Statistics Reports*

カナダ: カナダ統計局 (<http://www.statcan.gc.ca/>) 2009年9月現在

欧州: Eurostat (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2010年1月現在

香港: 香港統計局 ([http://www.censtatd.gov.hk/hong\\_kong\\_statistics/](http://www.censtatd.gov.hk/hong_kong_statistics/)) 2010年2月現在

韓国: 韓国統計局 (<http://www.kosis.kr/eng/>) 2010年2月現在

シンガポール: シンガポール統計局 (2009.8) *Yearbook of Statistics 2009 -Demography*

オーストラリア: Australian Bureau of Statistics (2008.10) *Births, Australia, 2007*

国立社会保障・人口問題研究所 (2010)「2010年版人口統計資料集」

(注) \*は暫定値。

## 2 人口・労働力人口

## 第2-10表 労働力人口

Table 2-10: Labour force

(千人/thousands)

国 Country or region	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本 JPN	66,660	67,660	66,660	66,420	66,500	66,570	66,690	66,500
(65歳/years old～)	4,460	4,940	4,880	4,900	5,040	5,210	5,490	5,660
アメリカ	132,304	140,863	146,510	147,401	149,320	151,428	153,124	154,287
(65～) USA	3,819	4,200	4,792	4,997	5,278	5,484	5,803	6,243
カナダ	14,689	15,847	16,959	17,182	17,343	17,593	17,946	18,245
(65～) CAN	202	215	281	296	319	332	366	429
イギリス	28,026	28,742	29,235	29,369	29,556	29,945	30,006	31,119
(65～) GBR	459	469	537	552	590	637	650	709
ドイツ	40,083	39,731	40,195	40,407	41,150	41,601	41,771	41,875
(65～) DEU	327	375	444	454	524	546	601	649
フランス	26,083	26,226	27,125	27,447	27,636	27,607	27,787	27,984
(65～) FRA	130	124	130	125	115	108	134	146
イタリア	22,734	23,720	24,229	—	24,451	24,662	24,728	25,097
(65～) ITA	318	336	353	—	353	375	378	400
スウェーデン	4,319	4,362	4,450	4,459	4,533	4,586	4,838	4,898
(60/65～) SWE	213	230	297	325	340	370	90	103
EU-15	167,566	173,604	177,766	180,378	183,203	185,622	187,370	190,138
(65～)	2,031	2,085	2,256	2,255	2,464	2,599	2,751	2,924
ロシア <sup>1)</sup>	69,469	69,731	72,391	72,950	73,432	74,146	75,159	75,756
(60/65～72) RUS	2,333	688	1,066	1,175	1,228	1,226	1,253	1,170
香港	3,001	3,383	3,501	3,551	3,538	3,581	3,630	3,649
(65～) HKG	50	44	43	44	45	46	44	43
韓国	20,797	21,951	22,916	23,417	23,743	23,978	24,216	24,347
(60/65～) KOR	1,737	1,064	1,146	1,252	1,361	1,445	1,524	1,541
シンガポール	1,748	2,192	2,150	—	2,367	1,881	1,918	1,928
(65～) SGP	23	25	36	—	33	46	48	52
タイ <sup>2)</sup>	32,749	33,972	35,311	36,291	36,843	36,867	37,612	38,345
(60～) THA	1,680	1,928	2,258	2,516	2,604	2,580	2,787	2,811
インドネシア	86,361	97,433	—	—	105,802	106,282	109,941	111,947
(60/65～) IDN	3,182	5,502	—	—	8,388	8,012	4,683	4,707
フィリピン	28,040	30,908	35,120	35,629	35,494	35,511	35,918	37,058
(65～) PHL	1,318	1,471	1,435	1,483	1,484	1,390	1,423	1,463
オーストラリア	9,001	9,682	10,061	10,178	10,498	10,736	11,000	11,211
(65～) AUS	122	145	157	166	193	211	242	261
ニュージーランド	1,742	1,892	2,015	2,099	2,152	2,200	2,235	2,283
(65～) NZL	23	33	44	51	54	61	70	78
ブラジル	74,138	77,467	88,803	92,860	—	97,528	98,846	—
(60/65～) BRA	4,246	3,290	2,798	2,801	—	3,221	3,151	—

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年11月現在イギリス, EU-15: OECD Database "LFS by sex and age" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年11月現在

(注) 各国の労働力人口の定義, 調査対象については第2-11表(p.71)の注に準ずる。

高齢者: スウェーデンの1995～2006年, ロシアの1995年, 韓国の1995年, インドネシアの2005・2006年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。

1) 2000年欄は1999年値。

2) 1995年欄は1996年値。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2008年)  
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2008

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(% )		
日本 <sup>1)</sup> /JPN									
0-14	17,210	8,820	8,390	—	—	—	—	—	—
15-19	6,190	3,170	3,020	1,000	510	490	16.2	16.1	16.2
20-24	7,140	3,660	3,470	4,950	2,530	2,420	69.3	69.1	69.7
25-29	7,670	3,910	3,760	6,540	3,690	2,860	85.3	94.4	76.1
30-34	9,070	4,600	4,470	7,350	4,440	2,910	81.0	96.5	65.1
35-39	9,570	4,840	4,730	7,750	4,680	3,070	81.0	96.7	64.9
40-44	8,350	4,210	4,150	7,030	4,080	2,950	84.2	96.9	71.1
45-49	7,770	3,900	3,870	6,690	3,780	2,920	86.1	96.9	75.5
50-54	7,860	3,920	3,940	6,580	3,750	2,820	83.7	95.7	71.6
55-59	9,940	4,920	5,030	7,650	4,550	3,100	77.0	92.5	61.6
60-64	8,870	4,330	4,540	5,300	3,310	1,980	59.8	76.4	43.6
65-69	7,960	3,810	4,160	2,980	1,890	1,080	37.4	49.6	26.0
70-74	6,960	3,210	3,750	1,540	980	560	22.1	30.5	14.9
75~	13,140	4,960	8,190	1,140	690	450	8.7	13.9	5.5
15-64	82,430	41,460	40,980	60,840	35,320	25,520	73.8	85.2	62.3
65~	28,060	11,980	16,100	5,660	3,560	2,090	20.2	29.7	13.0
計/Total (15~)	110,490	53,440	57,080	66,500	38,880	27,610	60.2	72.8	48.4
計/Total	127,710	62,260	65,450	66,500	38,880	27,620	52.1	62.4	42.2
アメリカ <sup>2)</sup> /USA									
16-19	17,075	8,660	8,415	6,858	3,472	3,385	40.2	40.1	40.2
20-24	20,409	10,249	10,160	15,174	8,065	7,109	74.3	78.7	70.0
25-29	20,815	10,451	10,363	17,293	9,431	7,862	83.1	90.2	75.9
30-34	19,179	9,548	9,631	16,039	8,871	7,168	83.6	92.9	74.4
35-39	20,537	10,142	10,395	17,218	9,404	7,814	83.8	92.7	75.2
40-44	21,162	10,425	10,737	17,843	9,568	8,275	84.3	91.8	77.1
45-49	22,644	11,108	11,536	18,870	9,962	8,908	83.3	89.7	77.2
50-54	21,316	10,404	10,912	17,133	8,966	8,167	80.4	86.2	74.8
55-59	18,444	8,929	9,515	13,480	7,035	6,445	73.1	78.8	67.7
60-64	15,047	7,194	7,852	8,135	4,310	3,825	54.1	59.9	48.7
65-69	11,242	5,246	5,995	3,451	1,866	1,585	30.7	35.6	26.4
70-74	8,639	3,912	4,728	1,534	858	676	17.8	21.9	14.3
75~	17,281	6,844	10,437	1,258	711	547	7.3	10.4	5.2
16-64	196,628	97,110	99,516	148,043	79,084	68,958	75.3	81.4	69.3
65~	37,162	16,002	21,160	6,243	3,435	2,808	16.8	21.5	13.3
計/Total (16~)	233,790	113,112	120,676	154,286	82,519	71,766	66.0	73.0	59.5

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年11月現在  
 イギリス, EU-15: OECD Database "LFS by sex and age" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年11月現在

- (注) 1) 総務省「労働力調査年報」による。国内に3か月以上住む日本人と外国人を対象とし、外国の外交官、在留米軍などは含まない。自衛隊と矯正施設の被収容者は含む。  
 2) 米国商務省Current Population Survey (CPS)による。16歳以上の非施設人口を対象。軍人、施設人口、外国の外交官、海外居住の米国人は含まない。

## 2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2008年)(続き)  
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2008 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
カナダ <sup>3)</sup> /CAN									
15-19	2,157	1,104	1,053	1,207	601	606	56.0	54.5	57.5
20-24	2,219	1,129	1,090	1,743	912	830	78.5	80.8	76.2
25-29	2,255	1,133	1,122	1,941	1,025	916	86.1	90.5	81.6
30-34	2,209	1,106	1,103	1,921	1,027	894	87.0	92.8	81.1
35-39	2,258	1,112	1,146	1,980	1,040	940	87.7	93.5	82.1
40-44	2,534	1,283	1,251	2,235	1,189	1,046	88.2	92.6	83.6
45-49	2,662	1,317	1,345	2,332	1,202	1,131	87.6	91.2	84.1
50-54	2,505	1,252	1,253	2,097	1,105	992	83.7	88.2	79.2
55-59	2,115	1,041	1,074	1,512	803	709	71.5	77.1	66.0
60-64	1,767	867	901	850	480	370	48.1	55.3	41.1
65~	4,243	1,907	2,336	429	271	158	10.1	14.2	6.8
15-64	22,682	11,345	11,337	17,816	9,383	8,433	78.6	82.7	74.4
計/Total (15~)	26,925	13,252	13,673	18,245	9,654	8,591	67.8	72.9	62.8
イギリス <sup>4)</sup> /GBR									
15-19	3,171	1,628	1,543	1,698	873	824	53.5	53.6	53.4
20-24	4,137	2,100	2,037	3,097	1,679	1,418	74.9	80.0	69.6
25-29	4,044	2,021	2,023	3,429	1,864	1,565	84.8	92.3	77.4
30-34	3,805	1,886	1,919	3,228	1,775	1,453	84.8	94.1	75.7
35-39	4,425	2,184	2,241	3,743	2,025	1,718	84.6	92.7	76.7
40-44	4,691	2,323	2,369	4,029	2,145	1,884	85.9	92.4	79.5
45-49	4,318	2,127	2,191	3,731	1,940	1,791	86.4	91.2	81.7
50-54	3,782	1,867	1,915	3,126	1,629	1,498	82.7	87.2	78.2
55-59	3,627	1,784	1,843	2,635	1,428	1,207	72.6	80.0	65.5
60-64	3,604	1,759	1,845	1,694	1,056	637	47.0	60.0	34.5
65-69	2,733	1,315	1,418	471	295	176	17.2	22.5	12.4
70-74	2,365	1,107	1,258	167	113	55	7.1	10.2	4.4
75~	4,355	1,772	2,583	70	51	20	1.6	2.9	0.8
15-64	39,603	19,679	19,924	30,409	16,414	13,996	76.8	83.4	70.2
65~	9,453	4,194	5,259	709	458	251	7.5	10.9	4.8
計/Total (15~)	49,056	23,873	25,183	31,119	16,872	14,246	63.4	70.7	56.6

3) カナダ統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。フルタイムの軍人、施設人口、居留地の先住民は含まない。

4) イギリス統計局「労働力調査」による。16歳以上の非施設人口を対象。職業軍人は含むが徴兵は含まない。



年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
ドイツ <sup>5)</sup> /DEU									
0-9	7,052	3,596	3,456	—	—	—	—	—	—
10-14	3,867	2,007	1,860	—	—	—	—	—	—
15-19	4,655	2,425	2,230	1,514	862	652	32.5	35.5	29.2
20-24	4,878	2,517	2,361	3,497	1,880	1,617	71.7	74.7	68.5
25-29	4,948	2,486	2,462	4,033	2,156	1,877	81.5	86.7	76.2
30-34	4,683	2,357	2,326	4,007	2,229	1,777	85.6	94.6	76.4
35-39	5,822	2,956	2,866	5,134	2,839	2,295	88.2	96.0	80.1
40-44	7,232	3,686	3,547	6,491	3,524	2,967	89.8	95.6	83.6
45-49	6,572	3,310	3,262	5,855	3,119	2,737	89.1	94.2	83.9
50-54	5,837	2,910	2,927	4,978	2,644	2,334	85.3	90.9	79.7
55-59	5,402	2,664	2,738	4,065	2,218	1,847	75.2	83.3	67.5
60-64	4,363	2,146	2,217	1,651	1,001	651	37.8	46.6	29.4
65-69	5,404	2,566	2,839	413	254	160	7.6	9.9	5.6
70-74	4,499	2,084	2,415	164	106	58	3.6	5.1	2.4
75~	6,920	2,522	4,398	72	47	25	1.0	1.9	0.6
15-64	54,392	27,457	26,936	41,225	22,472	18,754	75.8	81.8	69.6
65~	16,823	7,172	9,652	649	407	243	3.9	5.7	2.5
計/Total (15~)	71,215	34,629	36,588	41,874	22,879	18,997	58.8	66.1	51.9
計/Total	82,135	40,231	41,904	41,875	22,878	18,997	51.0	56.9	45.3
フランス <sup>6)</sup> /DEU									
15-19	3,744	1,900	1,845	601	368	234	16.1	19.4	12.7
20-24	3,763	1,865	1,897	2,343	1,240	1,103	62.3	66.5	58.1
25-29	3,842	1,890	1,952	3,338	1,760	1,579	86.9	93.1	80.9
30-34	3,850	1,904	1,946	3,448	1,835	1,613	89.6	96.4	82.9
35-39	4,308	2,131	2,178	3,895	2,051	1,844	90.4	96.3	84.7
40-44	4,327	2,120	2,207	3,908	2,032	1,876	90.3	95.9	85.0
45-49	4,254	2,083	2,171	3,815	1,964	1,851	89.7	94.3	85.3
50-54	4,104	1,990	2,114	3,489	1,802	1,687	85.0	90.5	79.8
55-59	4,093	1,989	2,104	2,422	1,233	1,189	59.2	62.0	56.5
60-64	3,405	1,647	1,758	578	314	264	17.0	19.1	15.0
65-69	2,347	1,108	1,239	98	59	39	4.2	5.4	3.1
70-74	2,382	1,063	1,319	31	20	11	1.3	1.9	0.8
75~	5,035	1,914	3,121	18	10	8	0.3	0.5	0.2
15-64	39,689	19,517	20,171	27,836	14,598	13,238	70.1	74.8	65.6
65~	9,764	4,085	5,679	146	89	58	1.5	2.2	1.0
計/Total (15~)	49,453	23,602	25,850	27,982	14,687	13,295	56.6	62.2	51.4

5) ドイツ統計局「マイクロセンサス」及び「EU労働力調査」による。15歳以上の国内居住者を対象。軍人、施設人口を含む。外国の外交官、在留外国軍は含まない。

6) 「労働力調査」による15歳以上人口。

## 2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2008年)(続き)  
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2008 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
イタリア <sup>7)</sup> /ITA									
0-9	5,684	2,913	2,771	—	—	—	—	—	—
10-14	2,697	1,393	1,304	—	—	—	—	—	—
15-19	2,977	1,529	1,448	328	206	122	11.0	13.4	8.4
20-24	3,092	1,568	1,524	1,549	908	642	50.1	57.9	42.1
25-29	3,603	1,811	1,792	2,605	1,463	1,141	72.3	80.8	63.7
30-34	4,434	2,235	2,199	3,573	2,046	1,527	80.6	91.6	69.4
35-39	4,799	2,419	2,380	3,907	2,271	1,637	81.4	93.9	68.8
40-44	4,897	2,457	2,439	3,935	2,304	1,630	80.4	93.8	66.8
45-49	4,341	2,159	2,182	3,412	2,021	1,391	78.6	93.6	63.7
50-54	3,874	1,910	1,964	2,842	1,715	1,127	73.4	89.8	57.4
55-59	3,742	1,829	1,913	1,839	1,141	699	49.2	62.4	36.5
60-64	3,423	1,656	1,767	706	497	210	20.6	30.0	11.9
65-69	3,277	1,546	1,731	255	196	58	7.8	12.7	3.4
70-74	2,878	1,303	1,574	94	74	20	3.3	5.7	1.3
75~	5,619	2,120	3,499	52	43	9	0.9	2.0	0.3
15-64	39,182	19,574	19,608	24,696	14,571	10,125	63.0	74.4	51.6
65~	11,774	4,970	6,805	400	313	88	3.4	6.3	1.3
計/Total (15~)	50,956	24,543	26,413	25,097	14,884	10,213	49.3	60.6	38.7
計/Total	59,336	28,849	30,488	25,097	14,884	10,213	42.3	51.6	33.5
スウェーデン <sup>8)</sup> /SWE									
15-19	639	329	310	217	99	118	34.0	30.1	38.1
20-24	568	290	277	416	223	193	73.2	76.9	69.7
25-29	557	285	272	480	257	224	86.2	90.2	82.4
30-34	587	300	288	537	284	253	91.5	94.7	87.8
35-39	625	318	307	578	303	276	92.5	95.3	89.9
40-44	673	344	329	621	326	295	92.3	94.8	89.7
45-49	595	302	292	539	280	259	90.6	92.7	88.7
50-54	582	294	288	514	265	249	88.3	90.1	86.5
55-59	592	297	295	495	257	238	83.6	86.5	80.7
60-64	629	315	314	396	212	184	63.0	67.3	58.6
65-69	471	233	238	81	51	30	17.2	21.9	12.6
70-74	362	171	190	22	16	6	6.1	9.4	3.2
15-64	6,047	3,074	2,972	4,793	2,506	2,289	79.3	81.5	77.0
65~	833	404	428	103	67	36	12.4	16.6	8.4
計/Total (15-74)	6,880	3,478	3,400	4,896	2,573	2,325	71.2	74.0	68.4

7) イタリア統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設、一般世帯人口を対象。

8) スウェーデン統計局「労働力調査」による。対象は市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人で、軍人、徴兵も含む。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
EU-15									
15-19	21,504	11,034	10,470	6,354	3,496	2,859	29.5	31.7	27.3
20-24	23,448	11,908	11,540	15,744	8,523	7,221	67.1	71.6	62.6
25-29	25,478	12,836	12,642	21,268	11,463	9,805	83.5	89.3	77.6
30-34	26,467	13,357	13,111	22,860	12,627	10,233	86.4	94.5	78.1
35-39	29,191	14,710	14,480	25,313	13,960	11,353	86.7	94.9	78.4
40-44	31,037	15,579	15,458	26,963	14,727	12,236	86.9	94.5	79.2
45-49	28,702	14,274	14,428	24,617	13,302	11,315	85.8	93.2	78.4
50-54	25,889	12,809	13,079	20,940	11,460	9,479	80.9	89.5	72.5
55-59	24,480	12,030	12,451	15,896	8,925	6,971	64.9	74.2	56.0
60-64	21,948	10,690	11,258	7,260	4,494	2,766	33.1	42.0	24.6
65-69	19,407	9,186	10,221	1,828	1,180	647	9.4	12.9	6.3
70-74	14,937	6,855	8,082	543	372	171	3.6	5.4	2.1
75~	25,857	9,986	15,871	245	173	72	0.9	1.7	0.5
15-64	258,144	129,226	128,918	187,214	102,976	84,239	72.5	79.7	65.3
65~	66,663	28,734	37,929	2,924	1,918	1,005	4.4	6.7	2.6
計(15~)	324,807	157,960	166,847	190,138	104,894	85,244	58.5	66.4	51.1
ロシア <sup>9)</sup> /RUS									
0-9	14,133	7,249	6,884	—	—	—	—	—	—
10-14	6,826	3,488	3,338	—	—	—	—	—	—
15-19	9,734	4,967	4,767	1,728	1,031	696	17.8	20.8	14.6
20-24	12,668	6,410	6,258	8,335	4,600	3,735	65.8	71.8	59.7
25-29	11,684	5,857	5,827	9,812	5,282	4,530	84.0	90.2	77.7
30-34	10,586	5,234	5,352	9,355	4,871	4,483	88.4	93.1	83.8
35-39	9,778	4,815	4,963	8,766	4,458	4,308	89.7	92.6	86.8
40-44	9,602	4,630	4,972	9,257	4,506	4,751	96.4	97.3	95.6
45-49	11,819	5,571	6,248	10,882	5,180	5,702	92.1	93.0	91.3
50-54	11,072	5,026	6,046	9,169	4,306	4,863	82.8	85.7	80.4
55-59	9,475	4,126	5,349	5,729	3,063	2,665	60.5	74.2	49.8
60-64	5,336	2,197	3,139	1,554	830	724	29.1	37.8	23.1
65~	19,243	6,109	13,134	1,170	552	617	6.1	9.0	4.7
15-64	101,754	48,833	52,921	74,587	38,127	36,457	73.3	78.1	68.9
計/Total (15~)	120,997	54,942	66,055	75,757	38,679	37,074	62.6	70.4	56.1
計/Total	141,956	65,679	76,277	75,756	38,681	37,076	53.4	58.9	48.6

9) ロシア統計局 Population Sample Survey of Employment (PSSE) による定住人口。15歳から72歳までの非施設人口を対象。施設人口、6か月以上不在の者は含まない。

## 2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2008年)(続き)  
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2008 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
香港 <sup>10)</sup> /HKG									
0-9	502	262	241	—	—	—	—	—	—
10-14	398	204	194	—	—	—	—	—	—
15-19	443	227	215	56	30	27	12.7	13.0	12.4
20-24	458	217	241	310	143	167	67.7	65.8	69.5
25-29	528	229	299	477	216	261	90.3	94.3	87.3
30-34	541	229	312	471	221	250	87.0	96.6	80.0
35-39	574	240	334	478	232	247	83.3	96.5	73.8
40-44	621	276	344	504	265	240	81.3	95.9	69.6
45-49	667	319	347	523	302	222	78.5	94.5	63.8
50-54	585	289	295	421	260	161	72.1	89.8	54.7
55-59	455	228	228	266	174	92	58.5	76.4	40.5
60-64	301	154	147	98	73	25	32.6	47.6	17.1
65-69	222	116	106	27	22	5	12.3	19.1	4.9
70-74	230	112	117	11	9	2	4.7	8.1	1.4
75~	371	160	211	5	4	1	1.3	2.5	0.5
15-64	5,171	2,408	2,763	3,606	1,914	1,692	69.7	79.5	61.2
65~	823	388	435	43	35	8	5.3	9.1	1.8
計/Total (15~)	5,994	2,796	3,198	3,649	1,949	1,700	60.9	69.7	53.2
計/Total	6,894	3,261	3,633	3,649	1,949	1,700	52.9	59.8	46.8
韓国 <sup>11)</sup> /KOR									
15-19	3,202	1,670	1,532	232	108	124	7.3	6.5	8.1
20-24	2,735	1,147	1,588	1,439	542	896	52.6	47.3	56.5
25-29	3,918	1,987	1,931	2,859	1,543	1,316	73.0	77.7	68.2
30-34	3,933	2,005	1,929	2,886	1,849	1,036	73.4	92.2	53.7
35-39	4,349	2,206	2,142	3,347	2,091	1,256	77.0	94.8	58.6
40-44	4,101	2,078	2,023	3,313	1,966	1,347	80.8	94.6	66.6
45-49	4,181	2,098	2,083	3,305	1,952	1,354	79.1	93.0	65.0
50-54	3,401	1,704	1,697	2,535	1,528	1,007	74.5	89.7	59.3
55-59	2,472	1,230	1,242	1,645	1,016	629	66.6	82.6	50.6
60-64	2,007	975	1,032	1,130	678	453	56.3	69.5	43.9
65-69	1,861	851	1,010	806	469	338	43.3	55.1	33.4
70-74	1,430	615	815	470	256	215	32.9	41.6	26.3
75~	1,580	517	1,063	247	125	122	15.6	24.2	11.4
15-64	34,299	17,101	17,198	22,692	13,274	9,418	66.2	77.6	54.8
65~	4,871	1,983	2,889	1,524	850	674	31.3	42.9	23.3
計/Total (15~)	39,170	19,084	20,086	24,216	14,124	10,092	61.8	74.0	50.2

10) 香港センサス・統計局「一般家計調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。海上生活者、軍人、施設収容者は含まない。

11) 韓国統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の非施設の国内居住者。軍人、施設人口、在留外国人は含まない。2007年の数値。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
シンガポール <sup>12)</sup> /SGP									
15-19	267	139	128	34	19	15	12.8	13.9	11.6
20-24	221	115	106	147	76	71	66.5	66.1	67.0
25-29	236	113	123	209	105	104	88.7	93.3	84.5
30-34	274	127	148	243	124	119	88.6	98.1	80.5
35-39	308	148	160	264	145	119	85.6	97.7	74.4
40-44	314	153	161	262	149	113	83.4	97.5	69.9
45-49	316	160	156	262	155	107	82.8	96.6	68.7
50-54	290	145	145	225	135	90	77.5	93.0	62.0
55-59	228	115	113	152	98	54	66.6	84.9	48.0
60-64	160	80	81	78	52	27	48.8	64.8	33.0
65~	324	144	180	52	36	16	16.1	25.1	8.9
15-64	2,615	1,294	1,322	1,876	1,057	819	71.8	81.7	62.0
計/Total (15~)	2,939	1,437	1,502	1,928	1,093	835	65.6	76.1	55.6
タイ <sup>13)</sup> /THA									
0-14	14,274	7,297	6,977	—	—	—	—	—	—
15-19	5,269	2,694	2,576	1,413	916	497	26.8	34.0	19.3
20-24	5,254	2,677	2,576	3,742	2,151	1,591	71.2	80.3	61.8
25-29	5,335	2,698	2,637	4,688	2,537	2,151	87.9	94.0	81.5
30-34	5,422	2,691	2,730	4,909	2,588	2,322	90.5	96.1	85.0
35-39	5,568	2,695	2,872	5,119	2,620	2,500	91.9	97.2	87.0
40-49	10,512	5,080	5,432	9,490	4,915	4,575	90.3	96.8	84.2
50-59	7,462	3,573	3,890	6,173	3,315	2,858	82.7	92.8	73.5
60~	7,417	3,282	4,134	2,811	1,650	1,162	37.9	50.3	28.1
計/Total (15~)	52,238	25,390	26,848	38,345	20,691	17,654	73.4	81.5	65.8
計/Total	66,512	32,687	33,825	38,345	20,691	17,654	57.7	63.3	52.2
インドネシア <sup>14)</sup> /IDN									
15-19	22,901	11,855	11,047	8,154	4,816	3,338	35.6	40.6	30.2
20-24	19,538	9,657	9,881	13,430	8,104	5,326	68.7	83.9	53.9
25-29	20,619	10,122	10,497	15,372	9,659	5,713	74.6	95.4	54.4
30-34	19,462	9,502	9,960	14,653	9,255	5,398	75.3	97.4	54.2
35-39	17,987	8,838	9,149	14,054	8,667	5,387	78.1	98.1	58.9
40-44	15,686	7,806	7,880	12,513	7,646	4,867	79.8	97.9	61.8
45-49	13,496	6,760	6,736	10,868	6,585	4,283	80.5	97.4	63.6
50-54	11,169	5,782	5,386	8,760	5,498	3,262	78.4	95.1	60.6
55-59	7,872	4,076	3,796	5,713	3,598	2,116	72.6	88.3	55.7
60-64	6,063	2,946	3,117	3,723	2,304	1,418	61.4	78.2	45.5
65-69	4,620	2,239	2,382	2,473	1,549	923	53.5	69.2	38.8
70-74	3,479	1,561	1,918	1,325	834	491	38.1	53.4	25.6
75~	3,748	1,697	2,052	909	629	280	24.3	37.1	13.6
15-64	154,793	77,345	77,448	107,240	66,132	41,108	69.3	85.5	53.1
65~	11,848	5,496	6,352	4,707	3,012	1,694	39.7	54.8	26.7
計/Total (15~)	166,641	82,841	83,800	111,947	69,144	42,803	67.2	83.5	51.1

12) シンガポール労働省「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。旅行者や短期滞在者、海外からの通勤者は含まない。

13) タイ統計局「労働力調査」による。13歳以上の非施設人口を対象。施設人口、軍人は含まない。

14) インドネシア統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。6か月以上不在のものは含まない。

## 2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2008年)(続き)  
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2008 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
フィリピン <sup>15)</sup> /PHL									
0-14	30,728	15,700	15,028	—	—	—	—	—	—
15-24	17,699	8,999	8,700	7,953	5,000	2,953	44.9	55.6	33.9
25-34	13,323	6,643	6,680	9,805	6,258	3,547	73.6	94.2	53.1
35-44	10,547	5,300	5,246	8,274	5,088	3,186	78.4	96.0	60.7
45-54	7,894	3,947	3,947	6,262	3,728	2,534	79.3	94.5	64.2
55-64	4,864	2,386	2,479	3,300	1,941	1,359	67.8	81.3	54.8
65～	3,849	1,714	2,136	1,463	857	606	38.0	50.0	28.4
不明/n.a.	4	1	3	1	—	1	25.0	—	33.3
15-64	54,327	27,275	27,052	35,594	22,015	13,579	65.5	80.7	50.2
計/Total (15～)	58,176	28,989	29,188	37,057	22,872	14,185	63.7	78.9	48.6
計/Total	88,910	44,690	44,220	37,058	22,872	14,187	41.7	51.2	32.1
オーストラリア <sup>16)</sup> /AUS									
0-9	2,733	1,402	1,331	—	—	—	—	—	—
10-14	1,403	720	683	—	—	—	—	—	—
15-19	1,462	749	713	842	426	416	57.6	56.9	58.4
20-24	1,503	760	742	1,219	640	579	81.1	84.2	78.0
25-29	1,489	750	739	1,248	685	563	83.8	91.4	76.2
30-34	1,457	726	731	1,202	674	528	82.5	92.9	72.2
35-39	1,583	784	799	1,295	724	571	81.8	92.3	71.5
40-44	1,509	749	760	1,277	682	595	84.6	91.0	78.2
45-49	1,545	764	780	1,310	687	622	84.8	89.9	79.7
50-54	1,409	698	711	1,138	607	531	80.8	87.0	74.7
55-59	1,285	639	646	879	485	394	68.4	75.9	61.0
60-64	1,127	564	563	541	327	214	48.0	58.0	38.0
65-69	835	413	421	176	117	59	21.1	28.3	14.1
70～	2,004	876	1,128	85	62	22	4.2	7.1	2.0
15-64	14,369	7,184	7,185	10,950	5,937	5,013	76.2	82.6	69.8
65～	2,839	1,290	1,549	261	179	82	9.2	13.9	5.3
計/Total (15～)	17,208	8,473	8,734	11,211	6,116	5,095	65.2	72.2	58.3
計/Total	21,344	10,595	10,749	11,211	6,116	5,095	52.5	57.7	47.4

15) フィリピン統計局「労働力調査」による。施設人口、軍人は含まない。

16) オーストラリア統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の居住国民を対象。軍人は含まない。

年齢階級 Age group	人口 Population			労働力人口 Labour force			労働力率 Labour force participation rate		
	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female	合計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
ニュージーランド <sup>17)</sup> /NZL									
0-9	588	301	287	—	—	—	—	—	—
10-14	302	155	147	—	—	—	—	—	—
15-19	323	165	158	173	90	83	53.6	54.5	52.7
20-24	297	150	147	216	116	101	72.7	76.9	68.4
25-29	274	134	139	224	121	103	81.8	89.7	74.2
30-34	271	130	142	222	119	103	81.8	92.1	72.5
35-39	313	149	164	257	136	121	82.1	91.6	73.6
40-44	314	152	163	268	138	130	85.1	90.8	79.8
45-49	320	155	164	276	142	134	86.4	91.7	81.5
50-54	277	136	141	237	123	115	85.8	90.4	81.4
55-59	244	121	124	197	105	91	80.5	87.4	73.7
60-64	211	104	107	135	77	58	64.1	74.4	54.1
65-69	166	81	85	54	32	22	32.5	39.8	25.6
70-74	126	60	66	17	11	6	13.7	18.7	9.1
75~	246	102	144	7	5	2	2.9	4.6	1.6
15-64	2,843	1,395	1,449	2,205	1,167	1,038	77.5	83.7	71.7
65~	538	243	295	78	48	30	14.6	19.8	10.2
計/Total (15~)	3,382	1,638	1,744	2,283	1,215	1,068	67.5	74.2	61.3
計/Total	4,271	2,093	2,178	2,283	1,215	1,068	53.5	58.0	49.1
ブラジル <sup>18)</sup> /BRA									
10-14	17,848	9,182	8,667	1,807	1,206	601	10.1	13.1	6.9
15-19	17,226	8,814	8,412	8,611	5,114	3,497	50.0	58.0	41.6
20-24	16,882	8,411	8,471	13,080	7,332	5,747	77.5	87.2	67.8
25-29	16,158	7,846	8,312	13,345	7,313	6,031	82.6	93.2	72.6
30-34	14,646	7,031	7,615	12,299	6,699	5,600	84.0	95.3	73.5
35-39	13,588	6,525	7,063	11,323	6,174	5,149	83.3	94.6	72.9
40-44	13,318	6,415	6,903	11,039	6,034	5,006	82.9	94.1	72.5
45-49	11,612	5,457	6,155	9,155	4,986	4,168	78.8	91.4	67.7
50-54	10,019	4,738	5,281	7,149	4,082	3,067	71.4	86.2	58.1
55-59	8,110	3,795	4,314	4,949	2,928	2,021	61.0	77.2	46.8
60-64	6,164	2,851	3,312	2,939	1,869	1,070	47.7	65.5	32.3
65-69	4,914	2,256	2,657	1,609	1,029	580	32.7	45.6	21.8
70-74	3,612	1,606	2,006	832	538	294	23.0	33.5	14.7
75~	5,265	2,126	3,140	709	450	260	13.5	21.2	8.3
15-64	127,722	61,883	65,839	93,888	52,531	41,357	73.5	84.9	62.8
65~	13,791	5,988	7,803	3,151	2,017	1,134	22.8	33.7	14.5
計/Total (15~)	141,513	67,871	73,642	97,039	54,548	42,491	68.6	80.4	57.7
計/Total	159,361	77,052	82,309	98,846	55,754	43,091	62.0	72.4	52.4

17) ニュージーランド統計局「労働力調査」による。15歳以上の非施設人口を対象。軍人、施設人口は含まない。

18) ブラジル統計局「労働力調査(サンプル調査)」による。10歳以上の非施設人口を対象。施設人口、また、ロンドニア、アクレ、アマゾナス、ロライマ、パラ及びアマバの農村人口は含まない。2007年の数値。

## 2 人口・労働力人口

第2-12表 就業率（15～64歳）

Table 2-12: Employment/population ratios, 15-64 years old

(男女計/Total)		(%)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	69.2	68.9	68.2	68.4	68.7	69.3	70.0	70.7	70.7
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	72.5	74.1	71.9	71.2	71.2	71.5	72.0	71.8	70.9
カナダ	CAN	67.5	70.9	71.4	72.2	72.5	72.5	72.9	73.6	73.7
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	69.2	72.2	72.3	72.6	72.7	72.6	72.5	72.3	72.7
ドイツ	DEU	64.6	65.6	65.3	64.6	65.0	65.5	67.2	69.0	70.2
フランス	FRA	59.1	61.1	62.0	63.3	63.1	63.2	63.3	64.0	64.6
イタリア	ITA	51.2	53.9	55.6	56.2	57.4	57.5	58.4	58.7	58.7
オランダ	NLD	65.1	72.1	73.2	72.6	71.8	71.9	73.2	74.8	76.1
ベルギー	BEL	56.3	60.9	59.7	59.3	60.5	61.0	60.4	61.6	62.0
ルクセンブルク	LUX	58.5	62.7	63.0	62.2	62.5	63.6	63.6	63.6	64.4
デンマーク	DNK	73.9	76.4	76.4	75.1	76.0	75.5	76.9	77.3	78.4
スウェーデン <sup>1)</sup>	SWE	72.2	74.2	74.9	74.3	73.5	73.9	74.5	75.7	75.7
フィンランド	FIN	61.9	67.5	68.3	67.9	67.8	68.5	69.6	70.5	71.3
ノルウェー	NOR	73.5	77.9	77.1	75.8	75.6	75.2	75.5	76.9	78.1
EU-15		60.3	63.5	64.3	64.5	64.9	65.4	66.2	67.0	67.4
韓国	KOR	63.5	61.5	63.3	63.0	63.6	63.7	63.8	63.9	63.8
オーストラリア	AUS	67.7	69.3	69.4	70.0	70.3	71.5	72.2	72.8	73.2
ニュージーランド	NZL	70.1	70.7	72.4	72.5	73.5	74.6	75.2	75.4	74.9

(男性/Male)		(%)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	81.9	80.9	79.9	79.8	80.0	80.4	81.0	81.7	81.6
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	79.5	80.6	78.0	76.9	77.2	77.6	78.1	77.8	76.4
カナダ	CAN	73.4	76.2	75.9	76.4	76.7	76.7	76.8	77.2	77.2
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	76.1	78.9	78.6	78.9	78.9	78.8	78.4	78.4	78.5
ドイツ	DEU	73.7	72.9	71.7	70.4	70.8	71.4	72.8	74.7	75.9
フランス	FRA	66.7	68.1	68.6	69.1	68.7	68.6	68.4	68.6	69.2
イタリア	ITA	67.0	68.2	69.2	69.7	69.7	70.5	70.7	70.3	
オランダ	NLD	76.0	81.2	81.4	80.3	79.3	78.9	79.9	81.0	81.9
ベルギー	BEL	66.9	69.8	68.1	67.1	67.9	67.7	67.0	68.2	68.3
ルクセンブルク	LUX	74.3	75.0	75.5	73.3	72.8	73.3	72.6	72.8	72.8
デンマーク	DNK	80.7	80.7	80.2	79.7	79.9	80.1	80.6	81.3	82.4
スウェーデン <sup>1)</sup>	SWE	73.5	76.2	76.4	75.7	75.0	75.9	76.8	78.0	78.1
フィンランド	FIN	64.8	70.5	70.4	70.1	70.0	70.5	71.8	72.4	73.4
ノルウェー	NOR	78.1	81.7	80.2	78.7	78.4	78.3	78.6	79.7	80.6
EU-15		70.8	72.9	72.9	72.8	72.8	73.1	73.7	74.4	74.4
韓国	KOR	76.8	73.1	74.9	75.0	75.2	75.0	74.6	74.7	74.4
オーストラリア	AUS	76.4	77.1	76.7	77.0	77.6	78.5	78.8	79.6	79.6
ニュージーランド	NZL	78.6	78.2	79.8	79.4	80.8	81.5	82.1	82.1	81.0



(女性/Female)		(%)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	56.4	56.7	56.5	56.8	57.4	58.1	58.8	59.5	59.7
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	65.8	67.8	66.1	65.7	65.4	65.6	66.1	65.9	65.5
カナダ	CAN	61.6	65.6	67.0	67.9	68.4	68.3	69.0	70.1	70.1
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	62.5	65.6	66.3	66.4	66.6	66.7	66.8	66.3	66.9
ドイツ	DEU	55.3	58.1	58.8	58.7	59.2	59.6	61.4	63.2	64.3
フランス	FRA	51.6	54.3	55.8	57.6	57.7	58.0	58.2	59.4	60.1
イタリア	ITA	35.4	39.6	42.0	42.7	45.2	45.3	46.3	46.6	47.2
オランダ	NLD	53.9	62.7	64.8	64.7	64.1	64.8	66.4	68.5	70.2
ベルギー	BEL	45.4	51.9	51.1	51.4	53.0	54.1	53.6	54.9	55.7
ルクセンブルク	LUX	42.2	50.0	51.5	50.9	51.9	53.7	54.6	54.5	55.8
デンマーク	DNK	67.0	72.1	72.6	70.5	72.0	70.8	73.2	73.3	74.4
スウェーデン <sup>1)</sup>	SWE	70.9	72.2	73.4	72.8	71.8	71.8	72.1	73.2	73.2
フィンランド	FIN	59.0	64.5	66.1	65.7	65.5	66.5	67.3	68.5	69.0
ノルウェー	NOR	68.8	74.0	73.9	72.7	72.7	72.0	72.3	74.0	75.4
EU-15		49.9	54.2	55.6	56.2	57.0	57.7	58.7	59.6	60.4
韓国	KOR	50.5	50.0	52.0	51.1	52.2	52.5	53.1	53.2	53.2
オーストラリア	AUS	59.0	61.4	62.0	63.0	63.0	64.6	65.5	66.1	66.7
ニュージーランド	NZL	61.7	63.5	65.3	65.7	66.5	68.0	68.4	69.0	69.0

資料出所 OECD Database "LFS by sex and age" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年11月現在

(注) EU-15とは、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、オーストリア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガルの15か国。

1) 16～64歳の値。

## 2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(2008年)

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2008

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
日本/JPN	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
15-19	6,190	3,170	3,020	920	460	460	14.9	14.5	15.2
20-24	7,130	3,660	3,470	4,590	2,340	2,250	64.4	63.9	64.8
25-29	7,670	3,910	3,760	6,160	3,460	2,700	80.3	88.5	71.8
30-34	9,070	4,600	4,470	7,010	4,250	2,760	77.3	92.4	61.7
35-39	9,570	4,840	4,730	7,460	4,520	2,940	78.0	93.4	62.2
40-44	8,360	4,210	4,150	6,810	3,960	2,850	81.5	94.1	68.7
45-49	7,770	3,900	3,870	6,490	3,670	2,820	83.5	94.1	72.9
50-54	7,860	3,920	3,940	6,390	3,640	2,750	81.3	92.9	69.8
55-59	9,950	4,920	5,030	7,410	4,390	3,020	74.5	89.2	60.0
60-64	8,870	4,330	4,540	5,070	3,140	1,930	57.2	72.5	42.5
65-69	7,970	3,810	4,160	2,880	1,820	1,060	36.1	47.8	25.5
70-74	6,960	3,210	3,750	1,520	960	560	21.8	29.9	14.9
75~	13,150	4,960	8,190	1,140	690	450	8.7	13.9	5.5
15-64	82,440	41,460	40,980	58,310	33,830	24,480	70.7	81.6	59.7
65~	28,080	11,980	16,100	5,540	3,470	2,070	19.7	29.0	12.9
計/Total (15~)	110,520	53,440	57,080	63,850	37,300	26,550	57.8	69.8	46.5
アメリカ/USA	17,075	8,660	8,415	5,573	2,736	2,837	32.6	31.6	33.7
20-24	20,409	10,249	10,160	13,629	7,145	6,484	66.8	69.7	63.8
25-29	20,814	10,451	10,363	16,171	8,774	7,397	77.7	84.0	71.4
30-34	19,179	9,548	9,631	15,212	8,409	6,803	79.3	88.1	70.6
35-39	20,537	10,142	10,395	16,408	8,971	7,437	79.9	88.5	71.5
40-44	21,162	10,425	10,737	17,048	9,126	7,922	80.6	87.5	73.8
45-49	22,644	11,108	11,536	18,106	9,541	8,565	80.0	85.9	74.2
50-54	21,316	10,404	10,912	16,423	8,582	7,841	77.0	82.5	71.9
55-59	18,444	8,929	9,515	12,969	6,770	6,199	70.3	75.8	65.1
60-64	15,046	7,194	7,852	7,843	4,149	3,694	52.1	57.7	47.0
65-69	11,241	5,246	5,995	3,307	1,779	1,528	29.4	33.9	25.5
70-74	8,640	3,912	4,728	1,462	818	644	16.9	20.9	13.6
75~	17,281	6,844	10,437	1,210	685	525	7.0	10.0	5.0
16-64	196,626	97,110	99,516	139,382	74,203	65,179	70.9	76.4	65.5
65~	37,162	16,002	21,160	5,979	3,282	2,697	16.1	20.5	12.7
計/Total (16~)	233,788	113,112	120,676	145,361	77,485	67,876	62.2	68.5	56.2
カナダ/CAN	2,157	1,104	1,053	1,019	498	521	47.2	45.1	49.5
15-19	2,219	1,129	1,090	1,588	817	771	71.6	72.4	70.7
25-29	2,255	1,133	1,122	1,826	960	866	81.0	84.7	77.2
30-34	2,209	1,106	1,103	1,821	970	851	82.4	87.7	77.2
35-39	2,258	1,112	1,146	1,880	988	892	83.3	88.8	77.8
40-44	2,534	1,283	1,251	2,122	1,127	995	83.7	87.8	79.5
45-49	2,662	1,317	1,345	2,223	1,142	1,081	83.5	86.7	80.4
50-54	2,505	1,252	1,253	1,998	1,049	949	79.8	83.8	75.7
55-59	2,115	1,041	1,074	1,433	760	673	67.8	73.0	62.7
60-64	1,768	867	901	799	448	351	45.2	51.7	39.0
65-69	1,306	630	676	268	164	104	20.5	26.0	15.4
70-74	1,061	493	568	94	63	31	8.9	12.8	5.5
75~	1,877	785	1,092	55	37	18	2.9	4.7	1.6
15-64	22,682	11,344	11,338	16,709	8,759	7,950	73.7	77.2	70.1
65~	4,244	1,908	2,336	417	264	153	9.8	13.8	6.5
計/Total (15~)	26,926	13,252	13,674	17,126	9,023	8,103	63.6	68.1	59.3

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(% )		
イギリス/GBR									
16-19	3,171	1,628	1,543	1,366	675	691	43.1	41.5	44.8
20-24	4,137	2,100	2,037	2,752	1,469	1,283	66.5	70.0	63.0
25-29	4,044	2,021	2,023	3,252	1,760	1,492	80.4	87.1	73.8
30-34	3,805	1,886	1,919	3,080	1,698	1,383	81.0	90.0	72.1
35-39	4,425	2,184	2,241	3,595	1,952	1,644	81.3	89.4	73.4
40-44	4,691	2,323	2,369	3,888	2,060	1,828	82.9	88.7	77.2
45-49	4,318	2,127	2,191	3,612	1,877	1,735	83.7	88.2	79.2
50-54	3,782	1,867	1,915	3,028	1,566	1,462	80.1	83.9	76.3
55-59	3,627	1,784	1,843	2,550	1,372	1,178	70.3	76.9	63.9
60-64	3,604	1,759	1,845	1,656	1,028	628	45.9	58.4	34.1
65-69	2,733	1,315	1,418	462	288	174	16.9	21.9	12.3
70-74	2,365	1,107	1,258	165	110	55	7.0	9.9	4.4
75~	4,355	1,772	2,583	69	50	19	1.6	2.8	0.7
16-64	39,603	19,679	19,924	28,780	15,456	13,324	72.7	78.5	66.9
65~	9,453	4,194	5,259	696	448	248	7.4	10.7	4.7
計/Total (16~)	49,056	23,873	25,183	29,476	15,904	13,572	60.1	66.6	53.9
ドイツ/DEU									
15-19	4,636	2,412	2,224	1,346	769	577	29.0	31.9	25.9
20-24	4,853	2,501	2,352	3,132	1,672	1,460	64.5	66.9	62.1
25-29	4,925	2,469	2,456	3,682	1,957	1,725	74.8	79.3	70.2
30-34	4,668	2,347	2,321	3,690	2,053	1,637	79.0	87.5	70.5
35-39	5,802	2,943	2,859	4,783	2,650	2,133	82.4	90.0	74.6
40-44	7,207	3,670	3,537	6,072	3,308	2,764	84.3	90.1	78.1
45-49	6,547	3,296	3,251	5,465	2,920	2,545	83.5	88.6	78.3
50-54	5,812	2,893	2,919	4,609	2,450	2,159	79.3	84.7	74.0
55-59	5,376	2,648	2,728	3,701	2,030	1,671	68.8	76.7	61.3
60-64	4,340	2,133	2,207	1,523	922	601	35.1	43.2	27.2
65-69	5,363	2,543	2,820	407	250	157	7.6	9.8	5.6
70-74	4,450	2,065	2,385	162	105	57	3.6	5.1	2.4
75~	6,478	2,440	4,038	70	46	24	1.1	1.9	0.6
15-64	54,166	27,312	26,854	38,003	20,731	17,272	70.2	75.9	64.3
65~	16,291	7,048	9,243	639	401	238	3.9	5.7	2.6
計/Total (15~)	70,457	34,360	36,097	38,642	21,132	17,510	54.8	61.5	48.5
フランス/FRA									
15-19	4,121	2,099	2,022	473	301	172	11.5	14.3	8.5
20-24	3,694	1,846	1,848	1,927	1,016	911	52.2	55.1	49.3
25-29	3,902	1,947	1,955	3,089	1,661	1,429	79.2	85.3	73.1
30-34	3,891	1,957	1,934	3,258	1,781	1,478	83.7	91.0	76.4
35-39	4,320	2,143	2,178	3,657	1,949	1,708	84.6	91.0	78.4
40-44	4,343	2,138	2,205	3,707	1,955	1,753	85.4	91.4	79.5
45-49	4,241	2,056	2,185	3,606	1,847	1,759	85.0	89.8	80.5
50-54	4,069	1,993	2,076	3,280	1,713	1,567	80.6	86.0	75.5
55-59	4,051	1,973	2,078	2,285	1,162	1,123	56.4	58.9	54.0
60-64	3,380	1,638	1,742	554	300	254	16.4	18.3	14.6
65-69	2,318	1,108	1,209	94	57	37	4.0	5.1	3.0
70-74	2,355	1,055	1,300	29	20	9	1.2	1.9	0.7
75~	4,974	1,918	3,056	17	10	7	0.3	0.5	0.2
15-64	40,012	19,789	20,223	25,836	13,684	12,152	64.6	69.2	60.1
65~	9,647	4,082	5,565	140	87	53	1.4	2.1	1.0
計/Total (15~)	49,659	23,870	25,788	25,976	13,771	12,205	52.3	57.7	47.3

## 2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(2008年)(続き)

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2008 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
イタリア/ITA	(千人/thousands)			(千人/thousands)			(%)		
15-19	2,977	1,529	1,448	214	143	71	7.2	9.3	4.9
20-24	3,092	1,568	1,524	1,264	760	504	40.9	48.5	33.1
25-29	3,603	1,811	1,792	2,318	1,326	993	64.3	73.2	55.4
30-34	4,434	2,235	2,199	3,313	1,927	1,386	74.7	86.2	63.0
35-39	4,799	2,419	2,380	3,684	2,179	1,506	76.8	90.1	63.3
40-44	4,897	2,457	2,439	3,734	2,216	1,518	76.2	90.2	62.2
45-49	4,341	2,159	2,182	3,267	1,955	1,312	75.3	90.6	60.1
50-54	3,874	1,910	1,964	2,750	1,665	1,085	71.0	87.2	55.2
55-59	3,742	1,829	1,913	1,780	1,102	678	47.6	60.3	35.4
60-64	3,423	1,656	1,767	686	482	204	20.0	29.1	11.6
65-69	3,278	1,546	1,731	249	193	56	7.6	12.5	3.2
70-74	2,878	1,303	1,574	93	73	20	3.2	5.6	1.3
75~	5,619	2,120	3,499	52	43	9	0.9	2.0	0.3
15-64	39,182	19,574	19,608	23,011	13,754	9,256	58.7	70.3	47.2
65~	11,774	4,970	6,805	394	309	85	3.3	6.2	1.2
計/Total (15~)	50,956	24,543	26,413	23,405	14,064	9,341	45.9	57.3	35.4
オランダ/NLD									
15-19	998	509	489	601	306	295	60.2	60.1	60.3
20-24	975	492	483	764	391	373	78.4	79.5	77.2
25-29	977	488	489	856	448	408	87.6	91.8	83.4
30-34	1,007	502	505	891	472	419	88.5	94.0	83.0
35-39	1,244	623	621	1,090	588	502	87.6	94.4	80.8
40-44	1,289	651	638	1,116	604	512	86.6	92.8	80.3
45-49	1,251	629	622	1,060	572	488	84.7	90.9	78.5
50-54	1,140	572	568	910	503	407	79.8	87.9	71.7
55-59	1,077	542	535	727	425	302	67.5	78.4	56.4
60-64	1,011	507	504	332	207	125	32.8	40.8	24.8
65-69	677	328	349	64	44	20	9.5	13.4	5.7
70~	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15-64	10,969	5,515	5,454	8,347	4,516	3,831	76.1	81.9	70.2
65~	2,306	1,021	1,285	108	77	31	4.7	7.5	2.4
計/Total (15~)	13,275	6,536	6,739	8,455	4,593	3,862	63.7	70.3	57.3
スウェーデン/SWE									
16-19	515	265	250	139	63	76	27.0	23.8	30.5
20-24	568	291	277	357	192	166	63.0	66.0	59.8
25-29	557	285	272	448	241	207	80.5	84.5	76.3
30-34	587	300	288	512	272	240	87.2	90.9	83.4
35-39	625	318	307	556	292	264	88.9	91.7	85.9
40-44	673	344	329	599	317	282	88.9	92.1	85.7
45-49	595	302	292	518	269	249	87.2	89.1	85.2
50-54	582	294	288	497	256	241	85.3	87.1	83.4
55-59	592	297	295	477	248	230	80.7	83.4	77.9
60-64	629	315	314	380	203	177	60.4	64.4	56.5
65-69	471	233	238	79	50	29	16.8	21.5	12.2
70-74	362	171	190	22	16	6	6.0	9.2	3.0
75~	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16-64	5,923	3,011	2,913	4,484	2,352	2,132	75.7	78.1	73.2
65~	832	404	428	101	66	35	12.1	16.3	8.1
計/Total (16~)	6,756	3,415	3,341	4,585	2,418	2,167	67.9	70.8	64.9

年齢階級 Age group	人口 Population			就業者数 Total employment			就業率 Employment/population ratios		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
韓国/KOR	(千人/thousands)								
15-19	3,238	1,687	1,551	190	83	107	5.9	4.9	6.9
20-24	2,682	1,129	1,553	1,219	439	780	45.5	38.9	50.2
25-29	3,903	1,987	1,916	2,675	1,404	1,271	68.5	70.7	66.3
30-34	3,876	1,982	1,894	2,739	1,759	980	70.7	88.7	51.7
35-39	4,373	2,228	2,145	3,271	2,040	1,231	74.8	91.6	57.4
40-44	4,116	2,092	2,024	3,241	1,933	1,308	78.7	92.4	64.6
45-49	4,237	2,133	2,104	3,307	1,946	1,361	78.1	91.2	64.7
50-54	3,557	1,788	1,769	2,631	1,578	1,053	74.0	88.3	59.5
55-59	2,534	1,260	1,274	1,670	1,009	661	65.9	80.1	51.9
60-64	2,047	994	1,053	1,107	666	441	54.1	67.0	41.9
65-69	1,883	857	1,026	799	455	344	42.4	53.1	33.5
70-74	1,490	630	860	473	257	216	31.7	40.8	25.1
75~	1,665	559	1,106	257	135	122	15.4	24.2	11.0
15-64	34,563	17,280	17,283	22,050	12,857	9,193	63.8	74.4	53.2
65~	5,038	2,046	2,992	1,529	847	682	30.3	41.4	22.8
計/Total (15~)	39,601	19,326	20,275	23,579	13,704	9,875	59.5	70.9	48.7
オーストラリア/AUS	(千人/thousands)								
15-19	1,462	749	713	754	383	371	51.5	51.1	52.1
20-24	1,503	760	742	1,154	602	552	76.8	79.2	74.4
25-29	1,489	750	739	1,195	659	537	80.3	87.9	72.6
30-34	1,457	726	731	1,160	655	505	79.6	90.3	69.1
35-39	1,583	784	799	1,255	706	549	79.3	90.1	68.7
40-44	1,509	749	760	1,234	664	571	81.8	88.6	75.1
45-49	1,545	764	781	1,273	672	601	82.4	87.9	77.0
50-54	1,409	698	711	1,106	592	515	78.5	84.7	72.4
55-59	1,285	639	647	860	473	386	66.9	74.1	59.7
60-64	1,127	564	563	524	316	208	46.5	56.1	36.9
65-69	835	414	421	176	117	59	21.1	28.3	14.0
70~	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15-64	14,369	7,184	7,185	10,515	5,721	4,793	73.2	79.6	66.7
65~	2,839	1,290	1,549	263	180	83	9.3	14.0	5.3
計/Total (15~)	17,208	8,473	8,735	10,777	5,902	4,876	62.6	69.7	55.8
ニュージーランド/NZL	(千人/thousands)								
15-19	317	162	155	145	74	70	45.6	45.8	45.3
20-24	294	150	144	201	108	93	68.2	72.1	64.1
25-29	272	135	137	215	118	98	79.0	87.0	71.2
30-34	264	127	138	212	115	97	80.0	90.7	70.2
35-39	303	144	159	244	130	114	80.7	90.6	71.7
40-44	307	148	159	256	133	124	83.5	89.5	77.8
45-49	314	153	161	267	138	128	85.0	90.7	79.5
50-54	272	134	138	230	119	111	84.5	88.9	80.2
55-59	241	119	122	192	103	89	79.4	86.0	72.9
60-64	208	102	105	131	75	56	63.1	73.1	53.3
65-69	163	79	84	53	32	21	32.4	39.7	25.4
70-74	123	59	64	17	11	6	14.0	19.0	9.3
75~	218	94	124	7	5	2	3.2	4.9	1.9
15-64	2,792	1,374	1,418	2,091	1,113	978	74.9	81.0	69.0
65~	504	232	272	77	47	30	15.2	20.4	10.9
計/Total (15~)	3,296	1,607	1,689	2,168	1,160	1,008	65.8	72.2	59.7

資料出所 OECD Database "LFS by sex and age" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年11月現在

## 2 人口・労働力人口

第2-14表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

		(千人/thousands)										
国 Country	1998 年/Year	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
(外国人人口/foreign population)												
日本 <sup>1)</sup>	JPN	1,512	1,556	1,686	1,778	1,852	1,915	1,974	2,012	2,085	2,153	2,217
ドイツ <sup>2)</sup>	DEU	7,320	7,344	7,297	7,319	7,336	7,335	6,717	6,756	6,751	6,745	6,728
フランス <sup>3)</sup>	FRA	—	3,263	—	—	—	—	—	3,501	—	—	—
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	2,207	2,208	2,342	2,587	2,584	2,742	2,857	3,035	3,392	3,824	—
アメリカ <sup>5)</sup>	USA	28,337	28,052	29,489	30,658	33,474	34,620	35,635	36,348	37,023	38,961	—
韓国 <sup>6)</sup>	KOR	148	169	210	230	252	438	469	485	631	766	854

		(%)										
国 Country	1998 年/Year	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
(外国人人口割合/% of total population)												
日本	JPN	1.2	1.2	1.3	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7
ドイツ	DEU	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.1	8.2	8.2	8.2	8.2
フランス	FRA	—	5.4	—	—	—	—	—	5.6	—	—	—
イギリス	GBR	3.8	3.8	4.0	4.4	4.4	4.6	4.8	5.0	5.6	6.3	—
アメリカ	USA	10.5	10.3	10.5	10.8	11.6	11.9	12.2	12.3	12.4	12.9	—
韓国	KOR	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.9	1.0	1.0	1.3	1.6	1.8

資料出所

各国注を参照。

(注) 1)

90日以上滞在し、外国人登録をした者の数。

資料出所: 法務省入国管理局

- 2) 人口登録による外国人総数。2004年以降は、在住登録及び中央外国人登録のクロスチェックにより測定しており、重複分が除かれているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所: Statistisches Bundesamt, *Ausländische Bevölkerung, Fachserie 1, Reihe 2*

- 3) 外国人総数。いわゆる étrangers を指す。これとは別に、immigrés (外国生まれの外国人のほか、外国生まれの仏国籍取得者を含むもの) の概念も使われることがあるが、2005年(1月)で4,959千

資料出所: INSEE, *Enquêtes annuelles de recensement 2004 à 2006; Le recensement de 1999*

- 4) 各年の労働力調査に基づく推計値(外国人居住者数)。2004年以降は、新たな加重システムを活用して測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所: Office for National Statistics

- 5) 外国人人口統計が公表されていないため、参考値として、「外国生まれ人口」(外国生まれで、かつ、出生時に外国籍を保有していた者の人口)を掲載。外国人人口割合の欄には、「外国生まれ人口比率」を掲載。Current Population Surveyによる推計値。

資料出所: U.S. Census Bureau

- 6) 90日以上韓国に滞在し人口登録された外国人。2003年における大幅な増加は、主に2003年半ばに実施された合法化措置による。

資料出所: 韓国法務部, 総人口: UN (2009) *World Population Prospects, The 2008 Revision*

第2-15表 就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）<sup>1)</sup>  
Table 2-15: Inflow of foreign workers

国		(千人/thousands)										
Country	1998 年/Year	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>2)</sup>	JPN	101.9	108.0	129.9	142.0	145.1	155.8	158.9	125.4	81.4	77.9	72.1
ドイツ <sup>3)</sup>	DEU	—	—	101.1	—	—	90.2	79.8	—	—	—	—
フランス <sup>4)</sup>	FRA	8.4	11.1	13.5	18.4	17.3	16.6	16.7	19.0	20.7	—	—
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	37.6	42.0	64.7	83.6	86.8	90.2	96.0	103.8	118.7	116.1	95.4
アメリカ <sup>6)</sup>	USA											
(永住) <sup>a)</sup>		77.4	56.7	106.6	178.7	173.8	81.7	155.3	246.9	159.1	162.2	166.5
(一時滞在) <sup>b)</sup>		134.5	163.1	186.9	214.2	170.2	160.5	190.7	180.6	192.6	217.4	199.3

a) Permanent resident status; employment-based; b) Non-permanent status.

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 季節労働者は含まない。

2) 就労目的の在留資格を有する新規入国者。

資料出所:法務省出入国管理統計

3) 新規に雇用承認が発給された者。EU市民も含む。

資料出所:Bundesagentur für Arbeit

4) 新規の労働許可取得者。

資料出所:ANAEM (2007) *Rapport d'activite annees 2005-2006*, OMI (2005) *Les flux d'entree controles par l'O.M.I. en 2004*

5) 労働許可付与者。2002年以降は、高度人材移民プログラム (HSMP, 2002年1月開始) を含む。

資料出所:Overseas Labour Service *Work Permits*, OECD *SOPEMI*

6) 永住:永住目的で入国する者のうち、雇用査証を発給された者。

一時滞在:一時的滞在を目的として入国する者のうち、就労を目的とする者:一時滞在査証

(H, O, P, Q, R, NAFTAカテゴリー。ただし、H2A(農業季節労働)、H2B・H2R(その他サービス臨時労働)及びH3(研修)区分、家族構成員への発給数を除く。)の発給総数。

資料出所:Office of Immigration Statistics, Homeland Security, *Yearbooks of Immigration Statistics* (永住), United States Department of State, *2000-2009 Reports of the VISA Office* (一時滞在)

## 2 人口・労働力人口

第2-16表 外国人労働力人口（ストック）

Table 2-16: Stock of foreign labour force

		(千人/thousands)										
国 Country	1997 年/Year	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
(外国人労働者(ストック)/stock of foreign labour force)												
日本 <sup>1)</sup>	JPN	408	423	447	516	568	614	655	695	723	753	—
ドイツ <sup>2)</sup>	DEU	3,575	3,501	3,545	3,546	3,615	3,633	3,703	3,701	3,823	3,528	3,874
フランス <sup>3)</sup>	FRA	1,570	1,587	1,594	1,578	1,618	1,624	1,527	1,467	1,392	1,407	1,485
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	949	1,039	1,005	1,107	1,229	1,251	1,322	1,445	1,504	1,773	2,035
アメリカ <sup>5)</sup>	USA	16,677	17,345	17,055	18,029	18,994	20,918	21,564	21,985	22,422	23,343	24,778
韓国 <sup>6)</sup>	KOR	97 (245)	58 (158)	82 (217)	97 (286)	74 (330)	73 (363)	251 (389)	232 (422)	165 (346)	238 (425)	—

		(%)										
国 Country	1997 年/Year	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
(労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合/% of total labour force)												
日本	JPN	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	—
ドイツ	DEU	8.9	8.7	8.8	8.8	9.1	9.2	9.4	9.1	9.3	8.5	9.4
フランス	FRA	6.1	6.1	5.8	6.0	6.2	6.1	5.7	5.5	5.2	5.2	5.4
イギリス	GBR	3.4	3.7	3.5	3.9	4.3	4.3	4.5	4.9	5.0	5.8	6.6
アメリカ	USA	12.3	12.7	12.3	12.9	13.4	14.6	14.8	15.1	15.2	15.6	16.3
韓国	KOR	0.4 (1.1)	0.3 (0.7)	0.4 (1.0)	0.4 (1.3)	0.3 (1.5)	0.3 (1.6)	1.1 (1.7)	1.0 (1.8)	0.7 (1.5)	1.0 (1.8)	—

資料出所

各国注を参照。

- (注) 1) 就労目的の在留資格を有する者のほか、身分に基づき在留する者で就労する者、技能実習生、留学生のアルバイト等を含めた総労働者数。厚生労働省推計値。
- 2) 労働・社会省推計。
- 3) INSEEによる労働力調査に基づくOECDの推計値。なお、2003年以降は、OECDにおいて推計方法が変更されたため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。
- 4) Office for National Statisticsによる各年の労働力調査に基づく推計値。推計に使用された労働力調査は、2004年以降、新たな加重システムを使用してデータを測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。
- 5) 外国人労働力人口が公表されていないため、参考値として「外国生まれの労働力人口」(在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口)を掲載。外国人労働力人口割合の欄には、「外国生まれ労働力人口割合」を掲載。米国の労働力人口を基にOECDにて推計。
- 6) 登録外国人労働者数(就労査証所持者及び産業研修生の合計)。2003年の大幅な増加は、主に2003年半ばの合法化措置による。( )内の数値は、不法残留者を含む。2000年以降の数値は、韓国労働部資料、1999年以前は韓国法務部資料による。

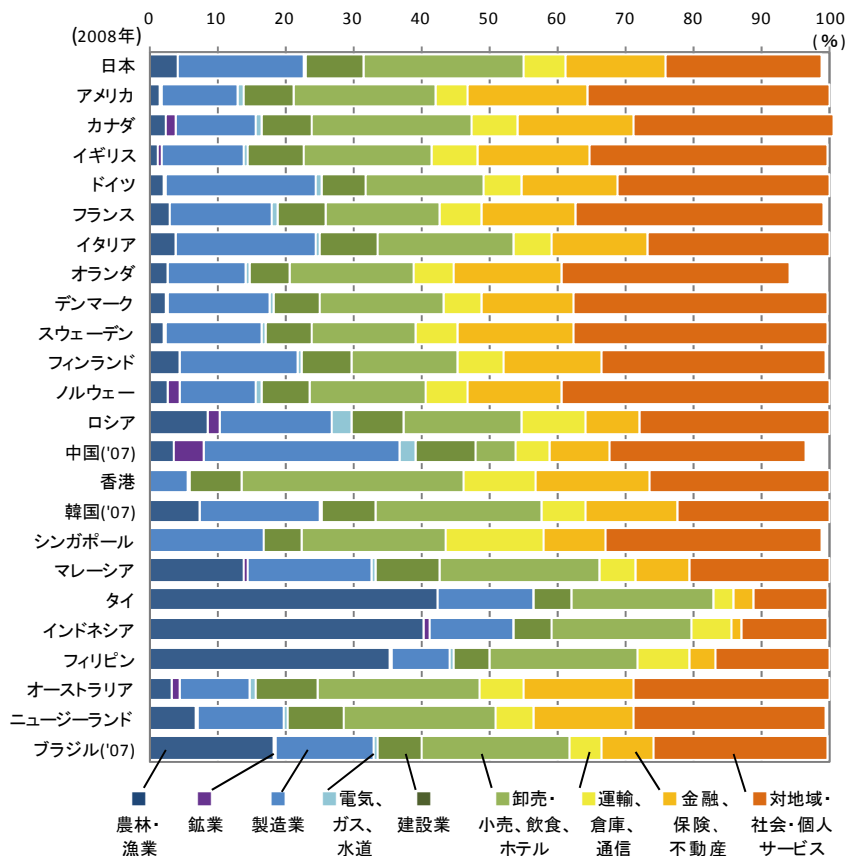


### 3. 就業構造

#### **Employment Structure**



## 3-1 就業者の産業別構成比



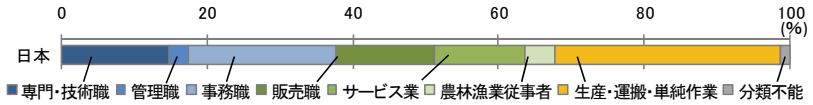
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-2表 就業者の産業別構成比(2008年)」(p.101)を参照。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国とよばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際、日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸、倉庫、通信」「卸売・小売、飲食、ホテル」「金融、保険、不動産」「対地域・社会・個人サービス」部門の割合が約7～8割に及んでいる。一方で、タイ、インドネシア、フィリピンなどは第1次産業である「農林、漁業」の割合が4割前後となっている。

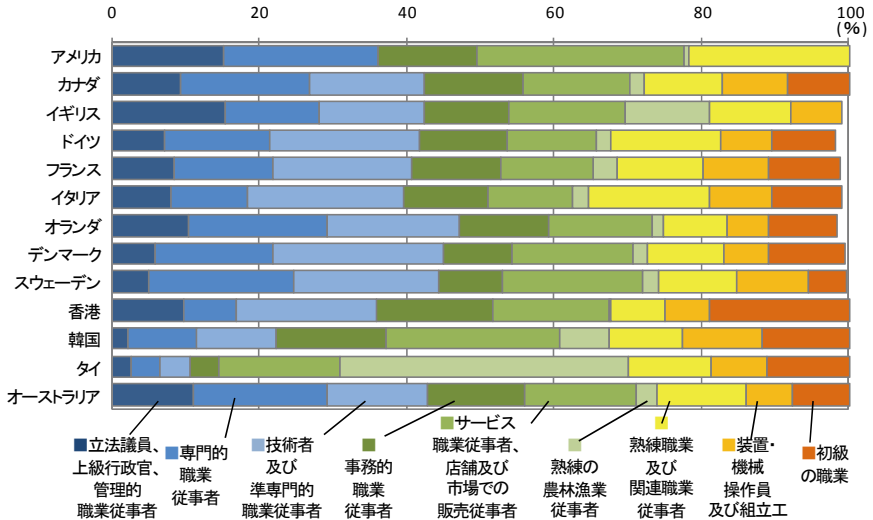
### 3 就業構造

#### 3-2 就業者の職業別構成比（2008年）

（ISCO-68基準）



（ISCO-88基準）

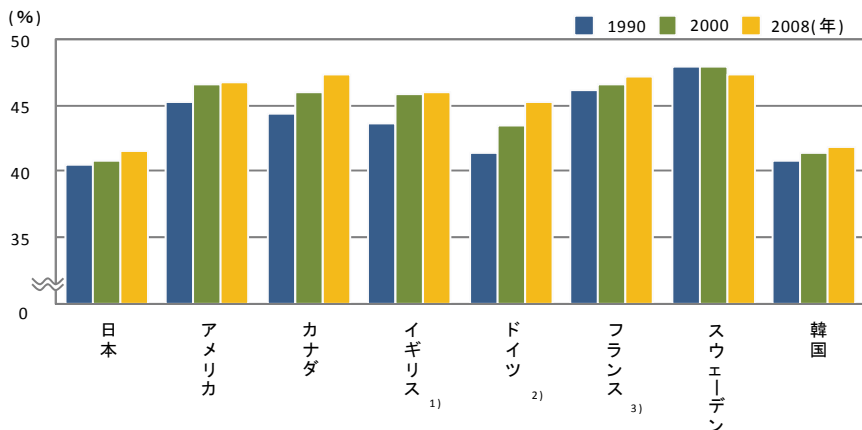


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-5表 就業者の職業別構成比(2008年)」(p.115)を参照。

国際職業分類は1988年に改定となり、ISCO-88が導入されたが、従来の分類であるISCO-68分類に基づく国もあるので、本書では併記している。ISCO-68では各職業における仕事の特徴により職業を分類しているが、ISCO-88では各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。このため、両者の概念上の違いが大きく、単純比較は難しいことに留意が必要である。

ISCO-68に準拠する日本では「生産・運搬・単純作業」や「事務職」の割合が大きく、「農林漁業従事者」の割合が小さいといえる。ISCO-88準拠の国をみると、欧米・オセアニアの先進国では、「立法議員・上級行政官・管理的職業従事者」「専門的職業従事者」「技術者及び準専門的職業従事者」の割合が4割前後と非常に高い。経済発展に伴う産業構造のサービス業へのシフトなどにより職業の専門化が進行している状況が観察される。

## 3-3 就業者に占める女性の割合



▶ □ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-4表 性別・職業別就業者数」(p.107)を参照。

(注) 1) イギリスの1990年は1991年の値、2000年は2001年の値。

2) ドイツの1990年は1993年の値。

3) フランスの1990年は2003年の値、2000年は2005年の値。

就業者に占める女性の割合は、全体としてみれば1990年から2008年にかけて上昇傾向にある。ただし、スウェーデンは1990年時点で既に女性就業者の割合が高水準で、以降横ばいの推移となっており、またアメリカは1990年から2000年にかけて増加した後、ほぼ同水準での推移となっている。

上のグラフをみると、日本は主な先進国のなかで女性の割合が最も低いのがわかる。「2-5 女性年齢階級別労働力率(p.57)」のように、日本においては、出産・育児等のために特定の階層で女性の労働力率が低下するというM字カーブが現在でもみられることが、ひとつの要因として挙げられる。

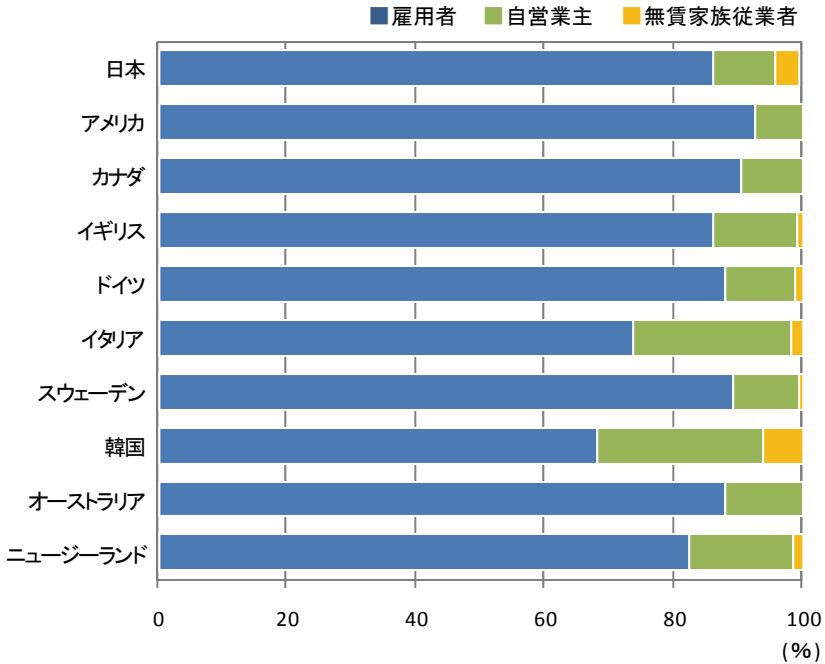
(参考) 就業者に占める女性の割合(%)

	1990	2000	2008(年)
日本	40.6	40.8	41.6
アメリカ	45.2	46.5	46.7
カナダ	44.4	46.0	47.3
イギリス <sup>1)</sup>	43.6	45.9	46.0
ドイツ <sup>2)</sup>	41.5	43.5	45.3
フランス <sup>3)</sup>	46.1	46.6	47.2
スウェーデン	48.0	47.9	47.3
韓国	40.8	41.4	41.9

表中の注番号はグラフ(注)に準ずる。

### 3 就業構造

#### 3-4 就業者の従業上の地位別構成比（2007年）

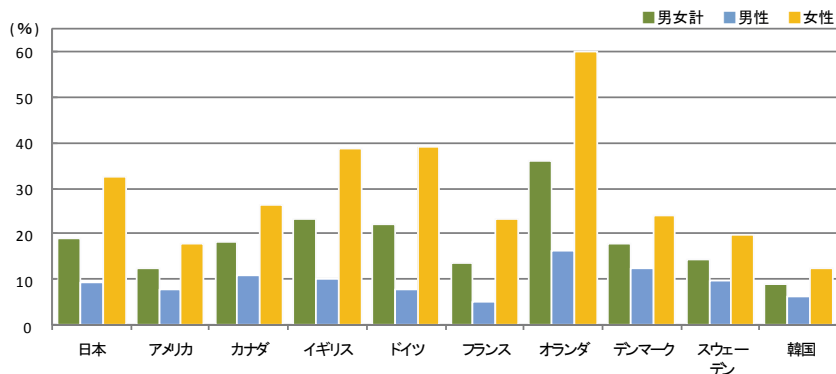


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-7表 就業者の従業上の地位別構成比」(p.116)を参照。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用人」、人を雇用していないにもかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用人」の占める割合が高く、イタリア、韓国を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇用人」は7割前後と他国に比べて低く、「自営業主」が2.5割前後と比較的大きなシェアを占めるのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇用人割合が8割を超えていたが、大まかにみれば、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に増加した点が特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用人割合の大きい製造業へ、さらに雇用人割合の大きいサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

## 3-5 就業者に占める短時間労働者の割合（2008年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.117)を参照。

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合(2008年)を各国別・男女別に示したものである。ただし、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

まず、いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが目立っている。国別では、欧米主要国のなかで短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(36.1%)で、とりわけ女性の割合が6割と極めて高い。オランダでは、オイルショック以降の景気低迷と物価上昇による経済停滞からの脱出に向けて1982年に政労使三者による「ワッセナー合意」が締結されて以降、積極的にワークシェアリングを促進し、その過程で、短時間労働者の雇用創出と均等待遇の確保が進んだことが影響している。オランダに限らずEU諸国では、1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令(パートタイム指令)」が制定され、これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を義務化する法制化が図られており、北米諸国に比して短時間労働者の比率が概して高い。

他方、日本の短時間労働者の割合を時系列でみると全体として緩やかな上昇傾向にあったが、2003年をピークに横ばいの推移を続け、2007年には若干上昇がみられた。短時間労働者の比率が高まった背景には、サービス産業化や就業構造の変化に伴って、特に小売業で顕著であるが、サービス等に対する需要が特定の日・時間に集中する傾向が強くなったことなどが挙げられる。2008年における短時間労働者の割合は19.6%と、全体としてはオランダ、イギリス、ドイツを下回り、カナダ、デンマークとほぼ同水準、アメリカ、フランス、スウェーデン、韓国を上回る水準であるが、性別にみると、女性の割合は3割を超えている。

### 3 就業構造

#### 第3-1表 産業別就業者数

#### Table 3-1: Total employment by economic activity

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		全産業 <sup>1)</sup> All industries			農林漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
日本 <sup>2)</sup>	JPN	64,460	63,560	63,850	3,260	2,820	2,680
アメリカ <sup>2)3)</sup>	USA	135,208	141,730	145,362	3,457	2,197	2,168
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	14,764	16,170	17,126	487	440	403
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	27,399	28,665	29,475	421	386	433
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	36,604	36,566	38,734	988	868	872
フランス <sup>7)</sup>	FRA	24,696	24,978	25,913	1,033	906	789
イタリア	ITA	21,225	22,563	23,405	1,120	947	895
オランダ	NLD	7,798	7,958	8,457	250	273	228
デンマーク <sup>8)</sup>	DNK	2,722	2,733	2,827	90	80	74
スウェーデン <sup>9)</sup>	SWE	4,159	4,263	4,593	98	86	101
フィンランド <sup>10)</sup>	FIN	2,356	2,421	2,553	142	116	115
ノルウェー <sup>11)</sup>	NOR	2,269	2,289	2,524	93	75	70
ロシア <sup>12)</sup>	RUS	65,070	68,169	70,965	9,431	6,935	6,135
中国 <sup>13)</sup>	CHN	720,850	114,040	120,244	333,550	4,463	4,263
香港 <sup>14)</sup>	HKG	3,207	3,337	3,519	9	9	8
韓国 <sup>15)</sup>	KOR	21,156	22,856	23,433	2,243	1,815	1,726
シンガポール <sup>16)</sup>	SGP	1,583	1,797	1,852	—	—	—
マレーシア <sup>17)</sup>	MYS	9,322	10,045	10,660	1,712	1,470	1,488
タイ <sup>18)</sup>	THA	33,001	36,302	37,837	16,096	15,449	16,067
インドネシア <sup>19)</sup>	IDN	89,838	93,958	102,553	40,677	41,310	41,331
フィリピン <sup>20)</sup>	PHL	27,452	32,313	34,089	10,181	11,628	12,030
オーストラリア <sup>21)</sup>	AUS	8,951	9,969	10,740	444	355	355
ニュージーランド <sup>21)</sup>	NZL	1,779	2,085	2,188	154	149	152
ブラジル <sup>22)</sup>	BRA	65,630	87,189	90,786	12,119	17,831	16,579

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年11月現在

(注) 1) 全産業には分類されない「その他」を含む。特に注記が存在しない限り15歳以上を対象。「対地域・社会・個人サービス」には、公務・防衛、教育、保健・社会福祉事業、国際機関・治外法権機関を含む。

2) 2000年のホテル業は、「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。

3) 16歳以上を対象。軍人を除く。

4) フルタイムの軍人、居留地の先住民は含まない。

5) 16歳以上を対象。3～5月の調査。

6) 2000年は4月調査、2005年以降は5月調査。

7) 2000年の欄は2003年の値。

8) 15歳から66歳までを対象。軍人と徴集兵を含む。

9) 16歳から64歳までを対象。2008年は15歳から74歳までを対象。

10) 15歳から74歳までを対象。軍人と徴集兵を含む。

11) 16歳から74歳までを対象。2008年は15歳から74歳までを対象。

12) 15歳から72歳までを対象。

13) 2000年は全て国営産業、軍人・再就職者を除く。2005年以降は、国有経営単位、都市集団経営単位、その他の経営単位を対象。「適切な分類が不可能な経済活動」を内訳に計上していないため、産業計と内訳は一致しない。同年12月調査。2008年の欄は2007年の値。

14) 陸・海軍と施設人口を除く。

15) 軍人を除く。2008年の欄は2007年の値。



(千人/thousands)

国・地域 Country or region	鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing			
	2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008	
	日本 <sup>2)</sup>	JPN	50	30	30	13,210	11,690
アメリカ <sup>2)3)</sup>	USA	521	624	819	19,940	16,253	15,904
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	160	211	264	2,249	2,207	2,041
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	105	106	127	4,619	3,804	3,547
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	152	123	109	8,542	8,032	8,516
フランス <sup>7)</sup>	FRA	35	42	26	4,119	4,015	3,877
イタリア	ITA	64	40	36	4,918	4,825	4,805
オランダ	NLD	12	7	11	1,096	1,033	973
デンマーク <sup>8)</sup>	DNK	3	—	4	510	442	426
スウェーデン <sup>9)</sup>	SWE	9	7	9	757	652	655
フィンランド <sup>10)</sup>	FIN	4	6	5	467	436	438
ノルウェー <sup>11)</sup>	NOR	33	35	42	290	265	286
ロシア <sup>12)</sup>	RUS	1,294	1,236	1,350	12,178	12,534	11,663
中国 <sup>3)</sup>	CHN	5,970	5,092	5,350	80,430	32,109	34,654
香港 <sup>14)</sup>	HKG	—	—	—	334	224	191
韓国 <sup>15)</sup>	KOR	17	17	18	4,293	4,234	4,119
シンガポール <sup>16)</sup>	SGP	—	—	—	308	302	312
マレーシア <sup>17)</sup>	MYS	27	36	55	2,126	1,989	1,945
タイ <sup>18)</sup>	THA	39	40	55	4,785	5,350	5,231
インドネシア <sup>19)</sup>	IDN	452	904	1,071	11,642	11,953	12,549
フィリピン <sup>20)</sup>	PHL	108	123	158	2,745	3,077	2,926
オーストラリア <sup>21)</sup>	AUS	67	106	133	1,125	1,084	1,102
ニュージーランド <sup>21)</sup>	NZL	4	4	4	282	287	278
ブラジル <sup>22)</sup>	BRA	235	318	379	8,757	12,336	13,105

16) 2000年の欄は2001年の値、2005年の欄は2006年の値。「電気、ガス、水道業」は、農林漁業・鉱業・その他の産業を含む。2005年以降は国民と永住登録者を対象。

17) 15歳から64歳までを対象。軍人を除く。

18) 2000年は「電気、ガス、水道業」に衛生サービス、「製造業」に修理業、「卸売・小売、飲食、ホテル業」に金融、保険、不動産業を含み、「飲食、ホテル業」は「対地域・社会・個人サービス」に含まれ、13歳以上を対象とする。軍人を除く。第3四半期の調査。

19) 各年8月調査。2005年は11月調査。

20) 駐屯する正規軍人を除く。2000年は10月調査。飲食、ホテル業は、「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。

21) 軍人を除く。

22) 10歳以上を対象とし、ロンドニア、アクレ、アマゾンナス、ロライマ、パラ及びアマパの農村人口は含まない。2000年の「鉱業」には電気・ガス・水道・下水道サービス業が含まれ、「対地域・社会・個人サービス」にレストラン・ホテル・倉庫業が含まれ、「金融、保険、不動産」に国際機関、治外法権機関の活動が含まれる。同年9月調査。2000年は8月の国勢調査による。

## 3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

(千人/thousands)

国・地域 Country or region	電気, ガス, 水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction			
	2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008	
	日本 <sup>2)</sup>	JPN	340	350	320	6,530	5,680
アメリカ <sup>2)3)</sup>	USA	1,447	1,176	1,225	9,433	11,197	10,974
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	115	125	152	803	1,012	1,232
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	199	175	199	1,952	2,266	2,380
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	290	315	346	3,118	2,400	2,521
フランス <sup>7)</sup>	FRA	229	219	201	1,625	1,640	1,860
イタリア	ITA	167	163	144	1,618	1,913	1,970
オランダ	NLD	35	43	40	472	488	509
デンマーク <sup>8)</sup>	DNK	15	15	18	184	193	193
スウェーデン <sup>9)</sup>	SWE	30	27	24	225	253	306
フィンランド <sup>10)</sup>	FIN	22	19	17	149	158	184
ノルウェー <sup>11)</sup>	NOR	20	16	18	147	159	183
ロシア <sup>12)</sup>	RUS	1,686	1,959	2,116	3,329	4,575	5,413
中国 <sup>13)</sup>	CHN	2,840	2,999	3,034	35,520	9,266	10,508
香港 <sup>14)</sup>	HKG	17	15	14	302	264	269
韓国 <sup>15)</sup>	KOR	64	71	86	1,580	1,814	1,850
シンガポール <sup>16)</sup>	SGP	14	23	—	100	95	106
マレーシア <sup>17)</sup>	MYS	48	57	61	799	904	998
タイ <sup>18)</sup>	THA	173	107	103	1,280	1,853	2,012
インドネシア <sup>19)</sup>	IDN	71	195	201	3,497	4,565	5,439
フィリピン <sup>20)</sup>	PHL	122	117	130	1,479	1,708	1,834
オーストラリア <sup>21)</sup>	AUS	65	82	99	690	855	987
ニュージーランド <sup>21)</sup>	NZL	9	8	12	118	163	179
ブラジル <sup>22)</sup>	BRA	329	359	363	4,568	5,642	6,107

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		卸売・小売、飲食、ホテル業 Wholesale and retail trade, hotels and restaurants			運輸、倉庫、通信業 Transport, storage and communication		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
		日本 <sup>2)</sup>	JPN	14,740	15,290	15,030	4,140
アメリカ <sup>2)3)</sup>	USA	27,832	30,710	30,380	8,294	6,184	6,501
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	3,487	3,844	4,025	1,123	1,154	1,148
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	5,374	5,604	5,599	1,861	1,973	1,963
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	6,409	6,552	6,749	2,008	1,949	2,147
フランス <sup>7)</sup>	FRA	4,096	4,186	4,292	1,567	1,585	1,641
イタリア	ITA	4,191	4,476	4,720	1,190	1,239	1,294
オランダ	NLD	1,526	1,472	1,523	469	489	512
デンマーク <sup>8)</sup>	DNK	443	470	512	176	175	159
スウェーデン <sup>9)</sup>	SWE	636	652	711	279	269	274
フィンランド <sup>10)</sup>	FIN	354	378	403	172	172	174
ノルウェー <sup>11)</sup>	NOR	419	421	430	168	152	156
ロシア <sup>12)</sup>	RUS	8,811	11,680	12,241	5,484	6,249	6,560
中国 <sup>13)</sup>	CHN	46,860	7,252	6,927	20,290	6,139	6,231
香港 <sup>14)</sup>	HKG	982	1,094	1,146	357	357	378
韓国 <sup>15)</sup>	KOR	5,752	5,806	5,726	1,260	1,429	1,498
シンガポール <sup>16)</sup>	SGP	359	430	390	190	249	269
マレーシア <sup>17)</sup>	MYS	1,790	2,292	2,513	423	545	583
タイ <sup>18)</sup>	THA	4,802	7,597	7,988	951	1,076	1,091
インドネシア <sup>19)</sup>	IDN	18,489	17,909	21,222	4,554	5,653	6,180
フィリピン <sup>20)</sup>	PHL	4,484	7,008	7,399	1,986	2,451	2,590
オーストラリア <sup>21)</sup>	AUS	2,214	2,457	2,555	588	634	696
ニュージーランド <sup>21)</sup>	NZL	404	461	488	111	121	123
ブラジル <sup>22)</sup>	BRA	13,971	18,690	19,660	3,319	3,967	4,374

## 3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

国・地域 Country or region		金融、保険、不動産業 Financing, insurance, and real estate			対地域・社会・個人サービス <sup>1)</sup> Community, social and personal services		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
		日本 <sup>2)</sup>	JPN	6,160	8,860	9,350	15,640
アメリカ <sup>2)3)</sup>	USA	16,515	24,496	25,768	47,770	48,891	51,623
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	2,339	2,699	2,962	4,000	4,477	4,961
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	4,228	4,493	4,881	8,565	9,792	10,245
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	4,256	4,829	5,473	10,841	11,495	12,002
フランス <sup>7)</sup>	FRA	3,193	3,300	3,578	8,462	8,795	9,448
イタリア	ITA	2,140	3,016	3,271	5,818	5,943	6,270
オランダ	NLD	1,211	1,203	1,344	2,366	2,561	2,838
デンマーク <sup>8)</sup>	DNK	335	342	379	960	999	1,053
スウェーデン <sup>9)</sup>	SWE	586	663	791	1,533	1,645	1,716
フィンランド <sup>10)</sup>	FIN	287	322	367	751	810	838
ノルウェー <sup>11)</sup>	NOR	256	282	345	838	883	993
ロシア <sup>12)</sup>	RUS	2,871	5,001	5,764	19,988	17,997	19,722
中国 <sup>13)</sup>	CHN	4,270	9,520	10,468	20,250	33,554	34,799
香港 <sup>14)</sup>	HKG	453	503	580	755	870	933
韓国 <sup>15)</sup>	KOR	2,113	2,783	3,159	3,833	4,886	5,250
シンガポール <sup>16)</sup>	SGP	289	146	167	323	553	586
マレーシア <sup>17)</sup>	MYS	462	706	829	1,935	2,045	2,189
タイ <sup>18)</sup>	THA	—	991	1,113	4,865	3,791	4,138
インドネシア <sup>19)</sup>	IDN	883	1,142	1,460	9,574	10,266	13,001
フィリピン <sup>20)</sup>	PHL	711	1,075	1,321	5,630	5,127	5,702
オーストラリア <sup>21)</sup>	AUS	1,395	1,588	1,728	2,364	2,808	3,086
ニュージーランド <sup>21)</sup>	NZL	231	299	322	459	588	618
ブラジル <sup>22)</sup>	BRA	4,588	5,944	6,681	16,908	21,902	23,330

第3-2表 就業者の産業別構成比（2008年）

Table 3-2: Sectoral composition of employment, 2008

		(%)								
国・地域 Country or region	農林 漁業 Agriculture, fishery	鉱業 Mining	製造業 Manufacturing	電気、 ガス、 水道 Electricity, gas, water supply	建設業 Construction	卸売・小 売、飲食、 ホテル Wholesale and retail trade, hotels and restaurants	運輸、 倉庫、 通信 Transport, storage and communication	金融、 保険、 不動産 Finance, insurance, and real estate	対地 域・社 会・個 人サー ビス Other services	
日本	JPN	4.2	0.0	18.4	0.5	8.4	23.5	6.1	14.6	23.0
アメリカ	USA	1.5	0.6	10.9	0.8	7.5	20.9	4.5	17.7	35.5
カナダ	CAN	2.4	1.5	11.9	0.9	7.2	23.5	6.7	17.3	29.0
イギリス	GBR	1.5	0.4	12.0	0.7	8.1	19.0	6.7	16.6	34.8
ドイツ	DEU	2.3	0.3	22.0	0.9	6.5	17.4	5.5	14.1	31.0
フランス	FRA	3.0	0.1	15.0	0.8	7.2	16.6	6.3	13.8	36.5
イタリア	ITA	3.8	0.2	20.5	0.6	8.4	20.2	5.5	14.0	26.8
オランダ	NLD	2.7	0.1	11.5	0.5	6.0	18.0	6.1	15.9	33.6
デンマーク	DNK	2.6	0.1	15.1	0.6	6.8	18.1	5.6	13.4	37.2
スウェーデン	SWE	2.2	0.2	14.3	0.5	6.7	15.5	6.0	17.2	37.4
フィンランド	FIN	4.5	0.2	17.1	0.7	7.2	15.8	6.8	14.4	32.8
ノルウェー	NOR	2.8	1.7	11.3	0.7	7.3	17.0	6.2	13.7	39.3
ロシア	RUS	8.6	1.9	16.4	3.0	7.6	17.2	9.2	8.1	27.8
中国 <sup>1)</sup>	CHN	3.5	4.4	28.8	2.5	8.7	5.8	5.2	8.7	28.9
香港	HKG	0.2	—	5.4	0.4	7.6	32.6	10.7	16.5	26.5
韓国 <sup>1)</sup>	KOR	7.4	0.1	17.6	0.4	7.9	24.4	6.4	13.5	22.4
シンガポール	SGP	—	—	16.8	—	5.7	21.0	14.5	9.0	31.7
マレーシア	MYS	14.0	0.5	18.2	0.6	9.4	23.6	5.5	7.8	20.5
タイ	THA	42.5	0.1	13.8	0.3	5.3	21.1	2.9	2.9	10.9
インドネシア	IDN	40.3	1.0	12.2	0.2	5.3	20.7	6.0	1.4	12.7
フィリピン	PHL	35.3	0.5	8.6	0.4	5.4	21.7	7.6	3.9	16.7
オーストラリア	AUS	3.3	1.2	10.3	0.9	9.2	23.8	6.5	16.1	28.7
ニュージーランド	NZL	6.9	0.2	12.7	0.5	8.2	22.3	5.6	14.7	28.2
ブラジル <sup>1)</sup>	BRA	18.3	0.4	14.4	0.4	6.7	21.7	4.8	7.4	25.7

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年11月現在

(注) 第3-1表(p.96)に準ずる。

「その他」の産業も含めて全産業を定義しているため、上記の数値を国ごとに合計しても100にはならない。

1) 2007年の数値。

## 3 就業構造

## 第3-3表 産業別雇用者数

Table 3-3: Paid employment by economic activity

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		全産業 <sup>1)</sup> All industries			農林・漁業 Agriculture, hunting, forestry and fishing		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
日本 <sup>2)</sup>	JPN	53,560	53,930	55,240	420	430	540
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	131,706	133,638	137,009	—	—	—
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	12,391	13,658	14,496	204	193	172
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	27,289	28,568	29,365	402	369	416
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	32,638	32,066	33,486	510	440	443
フランス <sup>7)</sup>	FRA	22,063	22,238	23,188	354	286	292
イタリア <sup>8)</sup>	ITA	15,276	16,534	17,446	451	436	425
オランダ	NLD	6,863	6,868	7,311	120	136	112
デンマーク <sup>9)</sup>	DNK	2,487	2,495	2,582	42	42	39
スウェーデン <sup>10)</sup>	SWE	3,731	3,844	4,115	37	37	38
フィンランド <sup>11)</sup>	FIN	2,016	2,098	2,207	40	36	35
ノルウェー <sup>12)</sup>	NOR	2,099	2,116	2,328	34	30	27
ロシア <sup>13)</sup>	RUS	58,512	62,871	65,774	5,605	4,287	3,905
中国 <sup>14)</sup>	CHN	112,590	108,503	115,154	4,940	4,142	3,624
香港 <sup>15)</sup>	HKG	2,476	2,504	2,630	—	—	—
韓国 <sup>16)</sup>	KOR	13,360	15,185	15,970	178	162	174
シンガポール <sup>17)</sup>	SGP	1,339	1,526	1,573	—	—	—
マレーシア <sup>18)</sup>	MYS	7,056	7,583	7,951	521	575	574
インドネシア <sup>19)</sup>	IDN	89,838	35,888	39,468	40,677	7,713	8,603
フィリピン <sup>20)</sup>	PHL	13,925	16,316	17,846	2,482	2,718	3,107
インド <sup>21)</sup>	IND	27,960	26,458	—	1,418	1,479	—
オーストラリア <sup>22)</sup>	AUS	7,691	8,678	9,472	203	181	175
ニュージーランド <sup>23)</sup>	NZL	1,406	1,702	1,811	64	73	82
ブラジル <sup>24)</sup>	BRA	26,229	54,709	58,815	1,107	4,913	4,745

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年11月現在

(注) 1) 全産業には分類されない「その他」を含む。特に注記がない限り15歳以上を対象。「対地域・社会・個人サービス」には、公務・防衛、教育、保健・社会福祉事業、国際機関・治外法権機関を含む。

2) 2000年のホテル業は「対地域、社会、個人サービス業」に含まれる。

3) 16歳以上を対象。下水処理・衛生事業は「電気、ガス、水道業」に含まれる。

4) フルタイムの軍人、居留地の先住民は含まない。

5) 16歳以上を対象。第2四半期の調査。賃金労働者と個人事業主を対象。

6) 2005年より推計方法の変更。2000年は5月、その他は4月調査。

7) 2000年は12月31日。2003年以降労働力調査。

8) 2004年より推計方法の変更。

9) 15歳から66歳までを対象。

10) 15歳から74歳までを対象。2006年以前は16歳から74歳までを対象。職業軍人を含み、兵役を除く。2005年より推計方法の変更。

11) 15歳から74歳までを対象。

12) 15歳から74歳までを対象。2005年以前は16歳から74歳までを対象。

13) 15歳から72歳までを対象。

14) 同年12月調査。国有経営単位、都市集団経営単位、その他の経営単位を対象。一時的解雇は雇用者に含まない。「鉱業」には採石を含まない。「卸売・小売、飲食、ホテル業」にケータリングを含める。「運輸・倉庫・通信」には通信を含まず、郵便を含める。「金融・保険・不動産業」には対事業所サービスを含まない。「対地域・社会・個人サービス」に文化・芸術・ラジオ・テレビ活動を含める。

(千人/thousands)

国・地域 Country or region		鉱業 Mining and quarrying			製造業 Manufacturing		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
日本 <sup>2)</sup>	JPN	50	30	30	12,050	10,850	11,050
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	520	562	717	18,329	15,150	14,333
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	150	190	243	2,163	2,110	1,934
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	105	106	127	4,609	3,796	3,540
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	149	119	105	8,141	7,613	8,017
フランス <sup>7)</sup>	FRA	41	41	25	3,900	3,791	3,668
イタリア <sup>8)</sup>	ITA	56	36	32	4,060	4,086	4,078
オランダ	NLD	12	7	11	1,043	968	915
デンマーク <sup>9)</sup>	DNK	3	—	—	488	424	409
スウェーデン <sup>10)</sup>	SWE	9	7	9	721	616	616
フィンランド <sup>11)</sup>	FIN	3	5	4	437	412	412
ノルウェー <sup>12)</sup>	NOR	33	35	41	284	256	277
ロシア <sup>13)</sup>	RUS	1,276	1,233	1,348	11,934	12,277	11,358
中国 <sup>14)</sup>	CHN	5,810	4,976	5,256	32,400	30,965	33,293
香港 <sup>15)</sup>	HKG	0.15	0.13	0.10	226	167	152
韓国 <sup>16)</sup>	KOR	15	16	18	3,564	3,603	3,520
シンガポール <sup>17)</sup>	SGP	—	—	—	291	285	293
マレーシア <sup>18)</sup>	MYS	26	35	53	2,019	1,819	1,746
インドネシア <sup>19)</sup>	IDN	452	535	656	11,642	8,422	7,708
フィリピン <sup>20)</sup>	PHL	81	67	98	1,988	2,277	2,169
インド <sup>21)</sup>	IND	1,005	1,093	—	6,615	5,619	—
オーストラリア <sup>22)</sup>	AUS	67	104	132	1,039	1,006	1,030
ニュージーランド <sup>23)</sup>	NZL	3.4	3.9	3.7	246	254	249
ブラジル <sup>24)</sup>	BRA	110	245	333	4,821	8,991	9,902

15) 「電気、ガス、水道業」は水道業を除く。建設業は肉体労働者のみ。卸売業は行商人・小売商人を除く。運輸業はタクシー・公共バス・トラック・船渡し・艇船・港湾従事者を除く。保険業は事業登録していない自営を除く。2005年以前は12月調査。

16) 軍人を除く。2000年は国勢調査に基づく推計。2008年の欄は2007年の数値。

17) 2000年の欄は2001年の数値、2005年の欄は2006年の数値。国民、永住居住者を対象。6月調査。2001年、2006年より推計方法の変更。

18) 15歳から64歳までを対象。軍人を除く。2000年の欄は2001年の数値。

19) 賃金俸給者を対象。8月調査。

20) 駐屯する正規軍人を除く。2000年の飲食、ホテル業は「対地域・社会・個人サービス」に含まれる。10月調査。

21) 公共部門と10人以上雇用する非農業民間事業所を対象とする。労働する経営者も含む。3月調査。

22) 軍人を除く。

23) 軍人を除く。2003年より推計方法の変更。

24) 10歳以上を対象とし、ロンドニア、アクレ、アマゾナス、ロライマ、パラ及びアマパの農村人口は含まない。9月調査。2008年の欄は2007年の数値。2000年は社会情勢年次報告(RAIS)、12月調査による。

## 3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Paid employment by economic activity(cont.)

国・地域 Country or region		電気、ガス、水道業 Electricity, gas and water			建設業 Construction		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
		(千人/thousands)					
日本 <sup>2)</sup>	JPN	340	350	320	5,390	4,580	4,370
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	601	554	560	6,787	7,336	7,215
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	114	125	152	529	694	860
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	199	175	199	1,937	2,253	2,368
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	287	310	339	2,711	1,940	2,032
フランス <sup>7)</sup>	FRA	212	218	201	1,231	1,309	1,512
イタリア <sup>8)</sup>	ITA	159	156	139	984	1,186	1,250
オランダ	NLD	35	41	39	404	384	389
デンマーク <sup>9)</sup>	DNK	15	15	18	157	159	155
スウェーデン <sup>10)</sup>	SWE	30	26	24	181	201	247
フィンランド <sup>11)</sup>	FIN	22	18	17	120	122	142
ノルウェー <sup>12)</sup>	NOR	20	16	18	128	137	155
ロシア <sup>13)</sup>	RUS	1,668	1,954	2,108	3,245	4,373	5,112
中国 <sup>14)</sup>	CHN	2,820	2,937	2,968	7,440	8,543	9,712
香港 <sup>15)</sup>	HKG	8.2	8.0	7.8	84	54	49
韓国 <sup>16)</sup>	KOR	64	70	85	1,228	1,347	1,423
シンガポール <sup>17)</sup>	SGP	13	21	22	77	75	83
マレーシア <sup>18)</sup>	MYS	57	56	60	665	693	751
インドネシア <sup>19)</sup>	IDN	71	168	165	3,497	3,892	4,546
フィリピン <sup>20)</sup>	PHL	114	115	125	1,338	1,566	1,711
インド <sup>21)</sup>	IND	987	910	—	1,148	960	—
オーストラリア <sup>22)</sup>	AUS	64	80	98	454	580	703
ニュージーランド <sup>23)</sup>	NZL	8.3	8.3	11.6	69	106	122
ブラジル <sup>24)</sup>	BRA	198	358	359	1,095	2,766	3,025



国・地域 Country or region		卸売・小売、飲食、ホテル業 Wholesale and retail trade, hotels and restaurants			運輸、倉庫、通信業 Transport, storage and communication		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
		(千人/thousands)					
日本 <sup>2)</sup>	JPN	11,970	12,840	12,910	3,930	3,650	3,730
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	32,480	33,159	33,994	6,687	6,206	6,274
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	2,986	3,339	3,545	963	998	981
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	5,342	5,582	5,569	1,853	1,968	1,961
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	5,408	5,506	5,560	1,852	1,794	1,956
フランス <sup>7)</sup>	FRA	3,594	3,489	3,632	1,575	1,519	1,563
イタリア <sup>8)</sup>	ITA	2,052	2,553	2,879	979	1,040	1,084
オランダ	NLD	1,320	1,260	1,328	440	456	473
デンマーク <sup>9)</sup>	DNK	392	422	463	164	164	148
スウェーデン <sup>10)</sup>	SWE	531	555	610	254	245	251
フィンランド <sup>11)</sup>	FIN	298	324	352	148	150	153
ノルウェー <sup>12)</sup>	NOR	395	399	405	156	139	143
ロシア <sup>13)</sup>	RUS	7,195	10,067	10,663	5,270	5,950	6,158
中国 <sup>14)</sup>	CHN	9,770	6,748	6,652	6,590	5,792	5,826
香港 <sup>15)</sup>	HKG	1,009	1,024	1,063	177	184	195
韓国 <sup>16)</sup>	KOR	2,747	3,014	3,101	879	889	901
シンガポール <sup>17)</sup>	SGP	271	344	311	148	194	214
マレーシア <sup>18)</sup>	MYS	1,249	1,441	1,579	372	435	460
インドネシア <sup>19)</sup>	IDN	18,489	3,854	4,617	4,554	1,878	2,107
フィリピン <sup>20)</sup>	PHL	1,285	2,506	2,741	1,160	1,369	1,430
インド <sup>21)</sup>	IND	493	559	—	3,146	2,837	—
オーストラリア <sup>22)</sup>	AUS	1,957	2,219	2,324	504	548	616
ニュージーランド <sup>23)</sup>	NZL	333	394	424	92	105	108
ブラジル <sup>24)</sup>	BRA	5,045	10,538	11,474	1,391	2,646	2,922

## 3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Paid employment by economic activity (cont.)

国・地域 Country or region		金融、保険、不動産業 Financing, insurance, and real estate			対地域・社会・個人サービス <sup>1)</sup> Community, social and personal services		
		2000 年/Year	2005	2008	2000	2005	2008
日本 <sup>2)</sup>	JPN	5,630	7,820	8,360	13,580	12,910	13,480
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	24,514	25,143	25,949	41,898	45,593	48,048
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	1,736	2,013	2,221	3,530	3,995	4,433
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	4,214	4,481	4,862	8,553	9,773	10,223
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	3,518	3,880	4,363	10,062	10,463	10,666
フランス <sup>7)</sup>	FRA	3,427	2,982	3,204	7,727	8,314	8,901
イタリア <sup>8)</sup>	ITA	1,362	1,860	2,060	5,174	5,181	5,498
オランダ	NLD	1,054	997	1,095	2,180	2,353	2,579
デンマーク <sup>9)</sup>	DNK	294	301	328	927	958	1,011
スウェーデン <sup>10)</sup>	SWE	495	567	678	1,469	1,582	1,640
フィンランド <sup>11)</sup>	FIN	249	284	317	693	742	763
ノルウェー <sup>12)</sup>	NOR	237	256	310	808	845	951
ロシア <sup>13)</sup>	RUS	2,772	4,899	5,612	19,549	17,830	19,508
中国 <sup>14)</sup>	CHN	3,870	8,392	9,707	30,670	32,666	34,380
香港 <sup>15)</sup>	HKG	434	464	528	355	447	482
韓国 <sup>16)</sup>	KOR	1,771	2,361	2,737	2,913	3,724	4,014
シンガポール <sup>17)</sup>	SGP	251	121	136	289	487	515
マレーシア <sup>18)</sup>	MYS	515	637	733	1,633	1,893	1,995
インドネシア <sup>19)</sup>	IDN	883	959	1,160	9,574	8,456	9,872
フィリピン <sup>20)</sup>	PHL	627	923	1,131	4,846	4,775	5,336
インド <sup>21)</sup>	IND	1,653	1,931	—	11,493	11,072	—
オーストラリア <sup>22)</sup>	AUS	1,219	1,364	1,506	2,183	2,596	2,890
ニュージーランド <sup>23)</sup>	NZL	166	224	241	418	530	561
ブラジル <sup>24)</sup>	BRA	3,544	4,628	5,233	8,919	19,605	20,759

## 第3-4表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Total employment by occupation and sex

## ISCO-68基準

- 0/1. 専門・技術職/Professional, technical and related workers
2. 管理職/Administrative and managerial workers
3. 事務職/Clerical and related workers
4. 販売職/Sales workers
5. サービス業/Service workers
6. 農林漁業従業者/Agricultural, animal husbandry and forestry workers, fishermen and hunters
- 7/8/9. 生産・運搬・単純作業/Production and related workers, transport equipment operators and labourers
- X. 分類不能/Workers not classifiable by occupation
- AF. 軍隊/Members of the armed forces

## ISCO-88基準

1. 立法議員, 上級行政官, 管理的職業従事者/Legislators, senior officials and managers
2. 専門的職業従事者/Professionals
3. 技術者及び準専門的職業従事者/Technicians and associate professionals
4. 事務的職業従事者/Clerks
5. サービス職業従事者, 店舗及び市場での販売従事者/Service workers and shop and market sales workers
6. 熟練の農林漁業従事者/Skilled agricultural and fishery workers
7. 熟練職業及び関連職業従事者/Craft and related trades workers
8. 装置・機械操作員及び組立工/Plant and machine operators and assemblers
9. 初級の職業/Elementary occupations
0. 軍隊/Armed forces
- x. その他/Others

日本 <sup>1)</sup> JPN		(千人/thousands)								
ISCO 68	1990年/Year			2000			2008			
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	62,490	37,130	25,360	64,460	38,180	26,300	63,850	37,290	26,560	
0/1	6,900	4,010	2,900	8,560	4,750	3,810	9,500	5,070	4,430	
2	2,390	2,200	190	2,060	1,860	190	1,720	1,560	160	
3	11,570	4,620	6,950	12,850	5,090	7,770	12,920	5,030	7,890	
4	9,400	5,790	3,600	9,110	5,700	3,410	8,700	5,420	3,280	
5	5,350	2,450	2,900	6,770	2,990	3,790	7,890	3,430	4,450	
6	4,480	2,350	2,130	3,210	1,820	1,390	2,640	1,580	1,050	
7/8/9	22,120	15,530	6,590	21,520	15,730	5,790	19,790	14,780	5,010	
X	300	190	110	370	230	140	690	410	280	

アメリカ <sup>2)</sup> USA		(千人/thousands)								
ISCO 68	1990年/Year			2000			ISCO 88	2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	118,793	65,104	53,689	135,208	72,293	62,915	計/Total	145,362	77,486	67,876
0/1	19,666	9,702	9,964	25,498	11,846	13,652	1	22,059	12,647	9,412
2	14,802	8,872	5,931	19,774	10,814	8,960	2/3	30,702	13,301	17,401
3	18,762	3,834	14,928	18,717	3,939	14,778	4	19,249	4,845	14,404
4	14,285	7,247	7,038	16,340	8,231	8,110	5	40,746	18,692	22,053
5	16,012	6,470	9,543	18,278	7,245	11,034	6	988	780	208
6	3,450	2,907	544	3,399	2,698	701	7/8	31,619	27,221	4,398
7/8/9	31,816	26,074	5,743	33,201	27,520	5,682				

## 3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数 (続き)

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

カナダ <sup>3)</sup> CAN		(千人/thousands)							
ISCO 88	1990年/Year			2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	13,165	7,320	5,845	14,759	7,970	6,789	17,126	9,021	8,105
1	1,336	887	449	1,440	929	511	1,597	1,022	575
2	1,809	886	923	2,336	1,133	1,203	3,009	1,426	1,582
3	1,562	783	779	2,054	875	1,179	2,653	1,032	1,621
4	2,029	416	1,613	2,036	443	1,593	2,289	542	1,746
5	1,813	637	1,175	2,089	761	1,327	2,482	906	1,577
6	481	369	113	431	330	101	362	279	83
7	1,360	1,260	100	1,519	1,397	122	1,801	1,643	158
8	1,483	1,191	292	1,626	1,285	342	1,530	1,253	277
9	1,289	889	401	1,207	803	404	1,374	898	476
0	3	2	1	5	3	1	2	2	1

イギリス <sup>4)</sup> GBR		(千人/thousands)							
ISCO 88	1991年/Year			2001			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	26,400	14,887	11,512	27,643	14,961	12,681	29,475	15,904	13,572
1	3,744	2,596	1,148	3,765	2,598	1,167	4,558	2,981	1,577
2	2,470	1,519	951	3,265	1,941	1,324	3,767	2,148	1,619
3	2,327	1,184	1,143	3,673	1,953	1,720	4,212	2,041	2,171
4	4,188	1,056	3,132	3,741	763	2,978	3,329	697	2,632
5	4,374	1,540	2,835	4,171	964	3,207	4,659	1,143	3,516
6.9	2,347	1,134	1,213	3,391	1,811	1,580	3,403	1,907	1,496
7	4,005	3,575	430	3,247	2,968	278	3,208	2,959	249
8	2,650	2,068	582	2,335	1,925	410	2,080	1,827	253
0	97	91	7	—	—	—	167	142	25
x	197	125	72	55	37	18	92	58	34

ドイツ <sup>5)</sup> DEU		(千人/thousands)							
ISCO 88	1993年/Year			2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	36,380	21,296	15,084	36,604	20,680	15,924	38,734	21,188	17,546
1	2,190	1,629	561	2,067	1,510	557	2,764	1,719	1,045
2	3,563	2,306	1,257	4,583	2,888	1,695	5,571	3,340	2,231
3	6,771	2,992	3,779	7,433	3,150	4,283	7,900	3,351	4,549
4	4,768	1,567	3,201	4,658	1,505	3,153	4,544	1,484	3,061
5	3,765	991	2,774	4,227	1,105	3,122	4,729	1,214	3,515
6	815	573	242	765	525	240	709	491	218
7	6,897	6,189	708	6,337	5,732	605	5,753	5,201	551
8	2,886	2,434	452	2,705	2,277	428	2,748	2,327	421
9	3,021	1,436	1,585	2,983	1,355	1,628	3,312	1,582	1,731
0	470	470	—	340	334	6	222	211	11
x	1,235	710	525	506	299	207	481	269	212

フランス FRA				(千人/thousands)					
ISCO 88	2003年/Year			2005			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	24,696	13,303	11,393	24,978	13,350	11,628	25,913	13,670	12,243
1	1,951	1,269	682	2,039	1,277	762	2,205	1,356	849
2	3,212	1,808	1,404	3,359	1,876	1,483	3,474	1,885	1,589
3	4,264	2,133	2,131	4,433	2,178	2,255	4,886	2,367	2,519
4	3,241	778	2,463	3,078	745	2,332	3,116	760	2,356
5	3,003	823	2,180	3,133	840	2,293	3,234	869	2,365
6	1,079	779	300	979	721	259	849	630	219
7	2,981	2,729	251	2,961	2,717	245	3,042	2,794	248
8	2,362	1,892	470	2,301	1,826	475	2,280	1,853	427
9	2,268	797	1,471	2,346	857	1,489	2,505	869	1,636
0	285	260	25	324	291	33	296	264	32
x	51	34	16	25	23	2	28	24	4

イタリア <sup>6)</sup> ITA				(千人/thousands)					
ISCO 88	1993年/Year			2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	20,705	13,635	7,069	21,225	13,461	7,764	23,405	14,064	9,341
1	565	480	85	691	562	130	1,913	1,277	636
2	1,827	839	989	2,109	976	1,133	2,425	1,323	1,102
3	2,721	1,792	930	3,458	2,164	1,293	4,942	2,572	2,370
4	2,708	1,331	1,377	2,903	1,316	1,587	2,694	1,069	1,625
5	3,199	1,739	1,459	3,348	1,730	1,619	2,660	1,126	1,535
6	953	637	316	687	489	198	509	387	122
7	4,370	3,664	706	3,757	3,179	577	3,836	3,310	525
8	1,880	1,523	358	2,023	1,597	427	1,975	1,613	362
9	2,043	1,209	834	1,847	1,075	772	2,206	1,148	1,058
0	399	399	—	351	351	—	245	239	6
x	38	23	15	51	24	27	—	—	—

オランダ <sup>7)</sup> NLD				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	6,356	3,951	2,405	計/Total	7,798	4,459	3,339	8,457	4,594	3,863
0/1	1,509	867	642	1	1,017	748	270	888	644	244
2	274	237	37	2	1,313	765	548	1,591	851	740
3	1,122	471	651	3	1,325	653	672	1,513	708	805
4	692	396	296	4	923	297	626	1,027	311	716
5	778	230	548	5	954	292	662	1,191	353	838
6	314	239	75	6	139	98	41	113	82	31
7/8/9	1,535	1,394	141	7	747	708	39	743	709	33
X	45	31	14	8	484	430	55	476	426	50
				9	633	324	309	774	411	363
				0	37	33	3	37	33	4
				x	226	111	115	104	67	37

## 3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数 (続き)

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

デンマーク <sup>8)</sup> DNK				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,640	1,419	1,221	計/Total	2,722	1,458	1,264	2,827	1,497	1,330
0/1	633	237	396	1	194	149	45	168	128	40
2	108	93	16	2	379	227	152	454	260	194
3	497	173	324	3	532	234	299	654	270	384
4	203	106	97	4	302	81	220	259	74	185
5	283	78	205	5	412	89	323	467	120	346
6	124	109	15	6	59	50	9	56	47	9
7/8/9	778	615	163	7	312	295	17	291	277	15
X	14	8	6	8	182	136	46	170	136	34
				9	320	171	149	291	170	121
				0	16	15	1	15	14	1
				x	14	11	3	—	—	—

スウェーデン <sup>9)</sup> SWE				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	4,485	2,333	2,152	計/Total	4,159	2,167	1,992	4,593	2,422	2,171
0/1	1,434	525	909	1	192	135	56	235	160	76
3	732	261	472	2	689	337	351	901	445	455
4	424	217	207	3	844	449	396	906	448	458
5	422	144	278	4	436	123	313	398	124	274
6	154	117	37	5	762	160	601	872	220	651
7/8/9	1,306	1,059	247	6	90	69	21	92	71	21
X	13	10	3	7	452	424	28	491	464	27
				8	462	378	84	450	383	67
				9	211	73	138	233	92	141
				0	11	11	—	9	9	1
				x	9	6	3	7	5	2

フィンランド <sup>10)</sup> FIN				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,525	1,329	1,196	計/Total	2,356	1,248	1,108	2,553	1,337	1,217
0/1	609	235	374	1	193	142	50	253	179	75
2	114	87	27	2	370	188	182	457	226	231
3	358	89	269	3	396	183	212	408	161	247
4	244	107	138	4	193	34	158	168	34	134
5	266	75	191	5	349	75	275	399	79	319
6	226	145	81	6	130	87	43	106	71	35
7/8/9	672	558	114	7	294	268	26	309	287	22
X	4	2	2	8	206	162	44	213	178	35
AF	32	31	1	9	190	75	115	201	87	114
				0	31	31	1	31	30	1
				x	4	3	2	7	4	3

ノルウェー <sup>11)</sup> NOR				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,030	1,115	915	計/Total	2,269	1,212	1,057	2,524	1,332	1,192
0/1	478	208	270	1	182	136	46	150	103	47
2	130	97	33	2	238	139	98	300	162	138
3	216	46	170	3	497	235	262	647	298	349
4	218	103	115	4	202	58	144	173	63	110
5	273	69	204	5	477	136	341	602	185	417
6	128	93	35	6	83	61	22	60	48	12
7/8/9	542	458	84	7	255	234	22	277	259	18
X	46	43	3	8	180	150	29	185	155	29
				9	128	37	91	111	42	69
				0	26	24	2	19	18	1

ロシア <sup>12)</sup> RUS				(千人/thousands)					
ISCO 88	1997年/Year			2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	60,021	31,554	28,467	65,070	33,574	31,496	70,965	36,139	34,826
1	3,763	2,351	1,411	2,852	1,836	1,016	4,952	3,115	1,836
2	9,456	3,674	5,782	10,129	4,046	6,083	13,124	5,027	8,097
3	8,917	2,572	6,345	9,889	3,044	6,844	10,799	3,530	7,269
4	1,897	191	1,706	2,191	245	1,946	2,082	212	1,869
5	6,438	2,131	4,304	7,710	2,640	5,070	9,814	2,857	6,956
6	1,655	873	782	4,071	1,856	2,215	2,884	1,388	1,497
7	10,067	7,661	2,406	10,635	7,975	2,661	10,505	8,202	2,304
8	8,798	7,703	1,096	8,801	7,652	1,149	8,851	7,798	1,053
9	9,031	4,395	4,635	8,791	4,278	4,513	7,955	4,010	3,946

香港 <sup>13)</sup> HKG				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	2,712	1,725	987	計/Total	3,207	1,855	1,353	3,519	1,870	1,649
0/1	220	128	92	1	233	177	57	348	245	103
2	116	97	18	2	183	124	59	250	156	95
3	521	187	333	3	550	331	219	667	369	298
4	343	235	108	4	588	162	426	552	147	405
5	471	276	194	5	462	256	205	558	261	297
6	24	17	7	6	9	6	3	6	4	1
7/8/9	1,017	783	234	7	333	323	10	260	251	9
X	0	0	—	8	263	227	37	216	200	16
				9	587	249	338	661	237	424

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

韓国 <sup>14)</sup> KOR				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	18,085	10,709	7,376	計/Total	21,156	12,387	8,769	23,577	13,703	9,874
0/1	1,307	752	555	1	465	442	23	542	489	52
2	268	257	11	2	1,403	787	615	2,208	1,208	999
3	2,352	1,413	939	3	2,074	1,487	587	2,540	1,595	945
4	2,627	1,380	1,247	4	2,512	1,227	1,285	3,503	1,736	1,768
5	2,018	788	1,230	5	5,501	2,137	3,364	5,534	2,124	3,411
6	3,216	1,726	1,490	6	2,115	1,131	984	1,575	884	691
7/8/9	6,298	4,394	1,904	7	2,688	2,065	623	2,358	1,998	360
				8	2,292	1,987	305	2,564	2,239	326
				9	2,107	1,124	983	2,754	1,432	1,322

シンガポール <sup>15)</sup> SGP				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2001			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	1,469	896	574	計/Total	1,583	938	644	1,852	1,054	799
0/1	185	114	70	1	224	168	56	285	195	90
2	113	83	30	2	196	116	80	288	172	116
3	225	66	159	3	281	154	128	372	190	182
4	177	119	58	4	232	51	181	250	58	192
5	195	84	111	5	191	104	87	208	107	101
6	7	6	1	6	2	1	0	1	1	—
7/8/9	503	360	143	7	102	93	8	90	80	10
X	63	62	1	8	177	130	46	156	126	30
				9	116	59	57	140	64	76
				0,x	63	62	1	63	61	1

マレーシア <sup>16)</sup> MYS				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			2000			ISCO 88	2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	6,685	4,311	2,374	9,322	6,086	3,236	計/Total	10,660	6,851	3,809
0/1	520	278	242	985	545	440	1	749	567	181
2	145	127	18	371	296	75	2	614	334	279
3	656	318	338	990	419	572	3	1,496	899	597
4	759	503	256	1,051	655	396	4	1,053	320	733
5	763	431	332	1,150	581	569	5	1,776	1,012	764
6	1,751	1,156	595	1,713	1,263	450	6	1,271	958	313
7/8/9	2,093	1,498	595	3,061	2,327	734	7	1,154	997	157
							8	1,344	985	359
							9	1,202	778	424



ISCO 68	1990年/Year			2000			ISCO 88	2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	30,842	16,456	14,386	33,001	18,165	14,836	計/Total	37,839	20,405	17,432
0/1	1,033	501	531	2,113	941	1,173	1	999	762	237
2	442	358	84	921	677	244	2	1,532	633	899
3	878	420	459	1,146	467	679	3	1,543	733	811
4	2,688	1,064	1,624	4,274	1,764	2,510	4	1,428	490	938
5	1,108	485	623	1,681	814	867	5	6,200	2,437	3,763
6	19,755	10,413	9,342	16,178	9,117	7,061	6	14,866	8,333	6,533
7/8/9	4,909	3,195	1,714	6,681	4,381	2,300	7	4,212	2,929	1,283
X	30	20	10	6	4	2	8	2,875	1,984	890
							9	4,150	2,088	2,063
							x	33	17	17

ISCO 68	1990年/Year			2000			ISCO 88	2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	22,532	14,347	8,185	27,452	17,193	10,259	計/Total	34,089	20,959	13,129
0/1	1,401	516	886	1,664	603	1,062	1	4,327	1,955	2,372
2	264	191	73	613	397	216	2	1,526	479	1,047
3	987	451	537	1,307	547	760	3	876	431	444
4	3,025	1,048	1,977	4,230	1,383	2,848	4	1,715	621	1,095
5	2,084	874	1,209	2,967	1,264	1,704	5	3,394	1,678	1,716
6	10,037	7,504	2,534	10,072	7,651	2,422	6	5,999	5,143	856
7/8/9	4,634	3,708	926	6,560	5,326	1,235	7	2,730	2,133	597
X	99	57	42	38	24	15	8	2,354	2,129	225
							9	11,021	6,262	4,759
							0	147	128	19

ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	7,859	4,600	3,259	計/Total	8,951	5,006	3,945	10,740	5,879	4,861
0/1	866	658	208	1	1,031	692	339	1,189	753	437
2	996	587	409	2	1,566	778	787	1,946	922	1,024
3	460	254	206	3	1,154	471	683	1,469	660	809
4	1,207	1,086	121	4	1,210	375	835	1,420	380	1,040
5	1,345	307	1,038	5	1,228	417	812	1,615	591	1,025
6	1,171	426	745	6	275	207	67	311	242	69
7/8/9	1,792	1,265	527	7	1,119	1,048	71	1,290	1,233	57
				8	731	652	79	679	589	90
				9	627	360	266	821	511	309
				0	12	6	6	—	—	—

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

ニュージーランド <sup>20)</sup> NZL				(千人/thousands)						
ISCO 68	1990年/Year			ISCO 88	2000			2008		
	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female
計/Total	1,472	831	641	計/Total	1,800	982	818	2,188	1,165	1,023
0/1	268	135	133	1	233	144	89	299	180	120
2	92	69	22	2	233	99	134	368	162	206
3	244	56	188	3	218	107	111	272	123	149
4	178	93	86	4	214	50	164	264	58	206
5	164	57	107	5	278	98	180	325	117	208
6	156	111	45	6	157	109	47	147	103	44
7/8/9	366	308	59	7	172	158	13	204	195	9
X	4	3	1	8	165	132	33	178	149	29
				9	124	80	44	122	74	48
				0	8	4	3	10	6	4

ブラジル <sup>21)</sup> BRA				(千人/thousands)							
ISCO 68	1992年/Year			2001			ISCO 88	2007			
	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female		計 Total	男性 Male	女性 Female	
計/Total	65,395	40,028	25,367	計/Total	75,458	44,748	30,710	計/Total	90,786	52,363	38,423
0/1	4,643	1,674	2,969	1	6,650	2,533	4,117	1	4,482	2,865	1,617
3	8,207	5,031	3,176	2	9,543	5,268	4,275	2	6,061	2,507	3,554
4	7,159	4,269	2,890	3	9,554	5,100	4,454	3	6,987	3,723	3,264
5	6,578	862	5,716	4	8,719	1,169	7,550	4	7,469	3,087	4,381
6	17,673	11,481	6,192	5	14,986	10,079	4,907	5	13,579	5,765	7,815
7/8/9	14,306	11,642	2,664	6	17,181	14,196	2,985	6	16,185	10,890	5,295
X	6,829	5,069	1,760	7	8,825	6,403	2,422	7	10,827	9,488	1,338
				8				8	8,491	6,248	2,243
				9				9	16,073	7,198	8,875
				0				0	596	567	29
				x				x	36	24	12

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年11月現在

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。

- 1) 分類5は自衛官を含み清掃職を除く。分類7/8/9は清掃職を含む。
- 2) 16歳以上を対象。軍人を除く。1994年に統計手法の変更。1990年は国勢調査に基づく推計。
- 3) フルタイムの軍人、居留地の先住民を除く。1999年に統計手法の変更。
- 4) 16歳以上を対象。第2四半期調査。1998年以前は3～5月調査。
- 5) 2005年に統計手法の変更。1993年は4月、2000年は5月、2004年以降は3月調査。
- 6) 2004年に統計手法の変更。
- 7) 1990年は15歳から64歳までを対象。軍人を含む。1992年に推計方法の変更。
- 8) 15歳から66歳までを対象。軍人と徴収兵を含む。1990年は15歳から74歳までを対象。第2四半期調査。
- 9) 15歳から74歳(2006年以前は16歳から64歳)までを対象。職業軍隊は含むが義務兵役は含まない。1990年の分類3は管理・経営者を含む。1993年と2005年に統計手法の変更。
- 10) 15歳から74歳までを対象。2000年以降は軍人と徴収兵を含む。
- 11) 15歳から74歳までを対象。2005年以前は16歳から74歳までを対象。2006年に統計手法の変更。
- 12) 15歳から72歳を対象。
- 13) 2000年、2008年は海上生活者、軍人、施設収容者を除く。
- 14) 軍人を除く。2000年は国勢調査に基づく推計。
- 15) 6月調査。2001年以降は国民と永住登録者を対象。
- 16) 15歳から64歳までを対象。軍人を除く。
- 17) 13歳以上を対象。第3四半期調査。
- 18) 駐屯する正規軍人を除く。2000年以前の分類5は一般家庭に居住する軍人を含む。10月調査。
- 19) 軍人を除く。
- 20) 軍人を除く。1997、1999年に統計手法の変更。
- 21) 10歳以上を対象。9月調査。2003年に統計手法の変更。2002年以前は、ロンドンア、アクレ、アマゾン、ロライマ、パラ及びアマパの農村人口を除く。2002年以前の分類3は事務従事者を含み、郵便配達員、電信・電話交換手は分類7/8/9に含まれる。分類Xは軍人を含む。

第3-5表 就業者の職業別構成比（2008年）

Table 3-5: Occupational composition of employment, 2008

ISCO-68基準	(%)								
	0/1 専門・ 技術職	2 管理職	3 事務職	4 販売職	5 サービ ス業	6 農林漁業 従事者	7/8/9 生産・運 搬・単純 作業	X 分類不能	
日本	JPN	14.9	2.7	20.2	13.6	12.4	4.1	31.0	1.1

ISCO-88基準	(%)								
	1 立法議 員、上級 行政官、 管理的職 業従事者	2 専門的職 業従事者	3 技術者及 び準専門 的職業従 事者	4 事務的職 業従事者	5 サービ ス職 業従事 者、店 舗及 び市場 での販 売従事 者	6 熟練の農 林漁業従 事者	7 熟練職 業及 び関連 職業従 事者	8 装置・機 械操作 員及 び組 立工	9 初級の職 業
国・地域	Country or region								
アメリカ	USA	15.2	21.1	13.2	28.0	0.7	21.8		—
カナダ	CAN	9.3	17.6	15.5	13.4	14.5	2.1	10.5	8.0
イギリス	GBR	15.5	12.8	14.3	11.3	15.8	11.5	10.9	7.1 <sup>1)</sup>
ドイツ	DEU	7.1	14.4	20.4	11.7	12.2	1.8	14.9	7.1
フランス	FRA	8.5	13.4	18.9	12.0	12.5	3.3	11.7	8.8
イタリア	ITA	8.2	10.4	21.1	11.5	11.4	2.2	16.4	8.4
オランダ	NLD	10.5	18.8	17.9	12.1	14.1	1.3	8.8	5.6
デンマーク	DNK	6.0	16.1	23.1	9.2	16.5	2.0	10.3	6.0
スウェーデン	SWE	5.1	19.6	19.7	8.7	19.0	2.0	10.7	9.8
フィンランド	FIN	9.9	17.9	16.0	6.6	15.6	4.1	12.1	8.4
ノルウェー	NOR	5.9	11.9	25.6	6.9	23.9	2.4	11.0	7.3
ロシア	RUS	7.0	18.5	15.2	2.9	13.8	4.1	14.8	12.5
香港	HKG	9.9	7.1	19.0	15.7	15.9	0.2	7.4	6.1
韓国	KOR	2.3	9.4	10.8	14.9	23.5	6.7	10.0	10.9
シンガポール	SGP	15.4	15.6	20.1	13.5	11.2	0.1	4.8	8.4
マレーシア	MYS	7.0	5.8	14.0	9.9	16.7	11.9	10.8	12.6
タイ	THA	2.6	4.0	4.1	3.8	16.4	39.3	11.1	7.6
フィリピン	PHL	12.7	4.5	2.6	5.0	10.0	17.6	8.0	6.9
オーストラリア	AUS	11.1	18.1	13.7	13.2	15.0	2.9	12.0	6.3
ニュージーランド	NZL	13.7	16.8	12.4	12.1	14.8	6.7	9.3	8.1
ブラジル <sup>2)</sup>	BRA	4.9	6.7	7.7	8.2	15.0	17.8	11.9	9.4

ISCO-68 0/1. Professional, technical and related workers; 2. Administrative and managerial workers; 3. Clerical and related workers; 4. Sales Workers; 5. Service workers; 6. Agricultural, animal husbandry and forestry workers, fishermen and hunters; 7/8/9. Production and related workers, transport equipment operators and labourers. X. Workers not classifiable by occupation.

ISCO-88 1. Legislators, senior officials and managers; 2. Professionals; 3. Technicians and associate professionals; 4. Clerks; 5. Service workers and shop and market sales workers; 6. Skilled agricultural and fishery workers; 7. Craft and related trades workers; 8. Plant and machine operators and assemblers; 9. Elementary occupations.

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年11月現在

(注) 第3-4表(p.114)に準ずる。

1) 分類6に含まれる。

2) 2007年の値。

3  
就  
業  
構  
造

### 3 就業構造

#### 第3-6表 従業上の地位別就業者数

#### Table 3-6: Employment by professional status

(千人/thousands)

国 Country	自営業主 Employers and persons working on own account			無賃家族従業者 Unpaid family workers		
	1995 年/Year	2000	2007	1995	2000	2007
日本 JPN	7,840	7,310	6,220	3,970	3,400	2,360
アメリカ USA	10,482	10,013	10,413	156	141	131
カナダ CAN	1,349	1,520	1,546	57	42	25
イギリス GBR	3,549	3,218	3,698	423	252	209
ドイツ DEU	3,373	3,650	4,160	458	320	396
フランス <sup>1)</sup> FRA	2,372	2,179	2,235	—	—	—
イタリア ITA	4,935	5,110	5,633	886	838	421
デンマーク DNK	215	210	229	31	25	16
スウェーデン SWE	428	415	468	18	13	13
フィンランド FIN	299	304	300	26	15	14
ノルウェー NOR	172	158	188	19	8	6
韓国 KOR	5,569	5,864	6,049	1,946	1,931	1,413
オーストラリア AUS	1,190	1,189	1,229	77	72	29
ニュージーランド NZL	337	360	348	18	15	24

資料出所 SourceOECD "Employment and Labour Market Statistics" (<http://www.sourceoecd.org>) 2009年5月現在

(注) 軍人を除く。

1) 無賃家族従業者は自営業主に含まれる。

#### 第3-7表 就業者の従業上の地位別構成比 (2007年)

#### Table 3-7: Composition of employment by professional status, 2007

(%)

国 Country	就業者計 <sup>1)</sup> Civil employment, all status	雇用者 Employees	自営業主 Employers and persons working on own account	無賃家族従業者 Unpaid family workers
日本 JPN	100.0	86.1	9.7	3.7
アメリカ USA	100.0	92.8	7.1	0.1
カナダ CAN	100.0	90.7	9.2	0.1
イギリス GBR	100.0	86.2	13.1	0.7
ドイツ DEU	100.0	88.0	11.0	1.0
フランス <sup>2)</sup> FRA	100.0	91.1	8.9	—
イタリア ITA	100.0	73.6	24.5	1.8
デンマーク DNK	100.0	91.1	8.3	0.6
スウェーデン SWE	100.0	89.4	10.3	0.3
フィンランド FIN	100.0	87.4	12.1	0.6
ノルウェー NOR	100.0	92.0	7.7	0.2
韓国 KOR	100.0	68.2	25.8	6.0
オーストラリア AUS	100.0	88.0	11.8	0.3
ニュージーランド NZL	100.0	82.6	16.1	1.1

資料出所 SourceOECD "Employment and Labour Market Statistics" (<http://www.sourceoecd.org>) 2009年5月現在

(注) 1) 軍人を除く。

2) 家族従業者は自営業主に含まれる。

第3-8表 就業者に占める短時間労働者<sup>1)</sup>の割合

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment

(男女計/Total) (％)

国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>2)3)</sup>	JPN	—	16.3	18.2	18.1	18.3	18.0	18.9	19.6
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	14.0	12.6	13.2	13.2	12.8	12.6	12.0	12.2
カナダ	CAN	18.8	18.1	18.9	18.5	18.3	18.1	18.2	18.4
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	22.3	23.0	23.7	24.0	23.4	23.3	23.0	22.9
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	14.2	17.6	19.6	20.1	21.8	22.0	22.2	22.1
フランス <sup>5)</sup>	FRA	14.2	14.2	12.9	13.3	13.4	13.3	13.4	13.4
イタリア <sup>5)</sup>	ITA	10.5	12.2	12.0	14.8	14.6	14.9	15.1	16.3
オランダ <sup>5)</sup>	NLD	29.4	32.1	34.6	35.0	35.7	35.5	36.1	36.1
デンマーク <sup>5)</sup>	DNK	16.9	16.1	15.7	17.3	17.6	18.1	17.7	18.0
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	15.1	14.0	14.1	14.4	13.5	13.4	14.4	14.4
フィンランド	FIN	8.7	10.4	11.3	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5
ノルウェー	NOR	21.4	20.2	21.0	21.1	20.8	21.1	20.4	20.3
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	4.3	7.0	7.7	8.4	9.0	8.8	8.9	9.3
オーストラリア <sup>5)</sup>	AUS	—	—	24.3	23.8	24.0	23.9	23.7	23.8
ニュージーランド	NZL	20.9	22.2	22.3	22.0	21.7	21.3	22.0	22.4

(男性/Male) (％)

国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>2)3)</sup>	JPN	—	7.4	8.9	8.8	8.8	8.5	9.2	9.9
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	8.3	7.7	8.0	8.1	7.8	7.8	7.2	7.5
カナダ	CAN	10.8	10.3	11.1	10.9	10.8	10.9	11.0	11.3
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	7.4	8.6	9.7	9.7	9.8	9.9	9.8	10.2
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	3.4	4.8	5.9	6.3	7.4	7.6	7.9	8.2
フランス <sup>5)</sup>	FRA	5.6	5.5	4.7	4.7	5.2	5.2	5.0	5.2
イタリア <sup>5)</sup>	ITA	4.8	5.7	4.9	5.6	5.1	5.3	5.4	6.6
オランダ <sup>5)</sup>	NLD	11.8	13.4	14.8	15.1	15.3	15.8	16.2	16.2
デンマーク <sup>5)</sup>	DNK	9.7	9.3	10.4	11.5	11.8	11.4	12.4	12.9
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	6.8	7.3	7.9	8.5	8.5	8.4	9.5	9.6
フィンランド	FIN	5.9	7.1	8.0	8.0	7.9	8.1	8.2	8.2
ノルウェー	NOR	7.6	8.7	9.9	10.3	10.0	10.6	10.5	10.9
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	2.8	5.1	5.3	5.9	6.5	6.3	6.3	6.5
オーストラリア <sup>5)</sup>	AUS	—	—	12.2	12.0	12.0	12.2	12.3	12.3
ニュージーランド	NZL	9.5	10.9	10.8	10.7	10.2	10.1	11.2	11.6

### 3 就業構造

#### 第3-8表 就業者に占める短時間労働者<sup>1)</sup>の割合(続き)

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

(女性/Female)		(%)							
国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>2)3)</sup>	JPN	—	29.1	31.4	31.3	31.7	31.3	32.6	33.2
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	20.2	18.0	18.8	18.8	18.3	17.8	17.1	17.0
カナダ	CAN	28.5	27.2	27.9	27.2	26.9	26.2	26.1	26.4
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	40.8	40.8	40.0	40.3	39.1	38.7	38.4	37.7
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	29.1	33.9	36.3	37.0	39.4	39.1	39.2	38.6
フランス <sup>5)</sup>	FRA	24.8	24.9	22.7	23.4	23.0	22.6	23.1	22.7
イタリア <sup>5)</sup>	ITA	21.1	23.4	23.6	28.7	29.2	29.4	29.9	31.0
オランダ <sup>5)</sup>	NLD	55.1	57.2	59.7	60.2	60.9	59.7	60.0	59.9
デンマーク <sup>5)</sup>	DNK	25.8	24.0	21.8	24.0	24.4	25.6	23.9	23.7
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	24.1	21.4	20.6	20.8	19.0	19.0	19.7	19.6
フィンランド	FIN	11.7	13.9	15.0	14.9	14.8	14.9	15.5	15.1
ノルウェー	NOR	37.5	33.4	33.4	33.2	32.9	32.9	31.6	30.8
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	6.6	9.8	11.2	11.9	12.5	12.3	12.5	13.2
オーストラリア <sup>5)</sup>	AUS	—	—	39.3	38.4	38.7	38.2	37.7	37.7
ニュージーランド	NZL	35.4	35.8	35.8	35.4	35.3	34.5	34.7	35.0

資料出所 OECD database "Incidence of FTPT employment" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年9月現在  
(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年値は総務省「平成12年労働力調査年報(基本集計)」より算出。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。

5) 所定外労働時間又は残業時間を含む。

第3-9表 短時間労働者に占める女性の割合<sup>1)</sup>

Table 3-9: Women's share in part-time employment

		(%)							
国	Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本 <sup>2)3)</sup>	JPN	—	73.1	71.0	71.4	71.8	72.4	71.5	70.4
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	68.7	68.1	68.8	68.3	68.4	67.8	68.8	68.1
カナダ	CAN	68.8	69.2	68.8	68.8	68.6	68.1	68.0	67.8
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	81.7	79.4	78.1	78.3	77.4	77.2	77.0	76.1
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	86.3	84.5	83.3	82.8	81.4	81.2	80.7	79.9
フランス <sup>5)</sup>	FRA	77.9	78.8	80.5	80.7	79.2	78.8	80.3	79.5
イタリア <sup>5)</sup>	ITA	70.8	70.5	74.7	77.1	79.0	78.4	78.5	75.8
オランダ <sup>5)</sup>	NLD	76.2	76.2	76.1	76.0	76.3	75.5	75.4	75.5
デンマーク <sup>5)</sup>	DNK	68.1	69.4	64.5	64.5	63.8	66.2	62.8	61.7
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	76.8	72.9	70.8	69.5	67.1	67.3	65.0	64.6
フィンランド	FIN	64.6	63.8	63.5	63.3	63.6	62.9	63.7	63.0
ノルウェー	NOR	80.7	77.0	75.2	74.1	74.6	73.5	72.9	71.7
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	61.6	57.7	59.4	59.0	57.9	58.5	58.9	59.0
オーストラリア <sup>5)</sup>	AUS	—	—	72.3	71.9	72.3	72.0	71.5	71.7
ニュージーランド	NZL	74.7	73.3	73.7	73.6	74.8	74.4	72.6	72.3

資料出所 OECD database "Incidence of FTPT employment" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年9月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年値は総務省「平成12年労働力調査年報(基本集計)」より算出。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。

5) 所定外労働時間又は残業時間を含む。

## 3 就業構造

## 第3-10表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-10: Temporary employment as a proportion of total employment

国・地域 Country or region		(%)								
		1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	10.5	12.5	13.8	13.9	14.0	14.2	13.9	13.9	
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	5.1	—	—	—	4.2	—	—	—	
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	—	12.5	12.4	12.8	13.2	13.0	12.9	12.3	
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	7.0	6.7	5.9	5.7	5.5	5.6	5.8	5.3	
ドイツ <sup>4)</sup>	DEU	10.4	12.7	12.2	12.4	13.7	14.1	14.2	14.6	
フランス <sup>4)</sup>	FRA	12.3	15.5	13.4	13.0	13.3	13.4	13.7	14.2	
イタリア <sup>4)</sup>	ITA	7.2	10.1	9.5	11.9	12.4	13.0	13.4	14.0	
オランダ <sup>4)</sup>	NLD	10.9	14.0	14.5	14.6	15.2	16.2	18.0	18.3	
ベルギー <sup>4)</sup>	BEL	5.3	9.0	8.6	8.7	9.1	8.9	8.8	7.6	
ルクセンブルク <sup>4)</sup>	LUX	—	3.4	3.1	4.8	5.3	6.1	6.9	7.7	
デンマーク <sup>4)</sup>	DNK	12.1	10.2	9.6	9.8	9.9	9.6	9.1	8.6	
スウェーデン <sup>4)</sup>	SWE	—	15.2	14.7	15.1	15.8	16.8	17.5	16.1	
フィンランド <sup>5)</sup>	FIN	—	16.5	16.4	16.2	16.6	16.4	16.0	15.1	
ノルウェー <sup>6)</sup>	NOR	—	9.3	9.4	9.9	9.5	10.1	9.5	9.0	
韓国 <sup>7)</sup>	KOR	—	—	32.0	36.2	36.1	35.1	35.7	33.6	
オーストラリア <sup>8)</sup>	AUS	—	—	—	4.3	—	5.2	—	—	
EU-15		11.6	13.5	13.1	13.5	14.1	14.6	14.7	14.5	

資料出所 OECD database "Employment by permanency of the job" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年9月現在

(注) Temporary employment ÷ Total declared employment × 100より算出。

- 1) 労働力調査。非農林業雇用者。臨時・季節・日雇を含む。
- 2) CPS supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements (2月)による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。
- 3) Monthly Household Labour Force Survey: 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく雇用に従事する労働者を対象。
- 4) Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) Monthly Labour Force Survey: 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者を対象。
- 6) Quarterly Labour Force Survey: 期間の定めのある雇用又は派遣業者を通じた雇用に従事する労働者、養成・訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者等を対象。
- 7) Monthly Economically Active Population Survey: 契約が1年未満の労働者を対象。
- 8) Supplementary survey Forms of Employment (2001年11月及び1998年8月)による推計値。期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者を対象。



第3-11表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合(2008年)

Table 3-11: Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group, 2008

国・地域 Country or region		男性 Male	女性 Female	歳 Age group			
				15~24	25~54	55~64	65~
日本	JPN	8.7	21.0	26.0	10.6	14.6	46.2
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	4.2	4.2	8.1	3.5	3.3	6.5
カナダ	CAN	11.8	12.7	27.2	8.8	9.5	20.1
イギリス	GBR	4.7	6.0	11.2	4.0	5.1	11.8
ドイツ	DEU	14.3	14.9	55.3	9.7	4.7	6.1
フランス	FRA	13.1	15.4	50.6	10.7	5.9	14.7
イタリア	ITA	12.1	16.4	44.7	12.0	6.4	17.9
オランダ	NLD	16.7	20.0	45.2	13.2	7.1	55.3
ベルギー	BEL	5.9	9.7	27.2	6.0	3.6	3.5
ルクセンブルク	LUX	8.4	6.8	39.9	5.6	1.0	—
デンマーク	DNK	7.8	9.5	23.0	5.9	4.3	18.2
スウェーデン	SWE	13.4	18.7	53.8	11.6	6.5	34.9
フィンランド	FIN	11.3	18.8	39.7	12.5	6.9	26.8
ノルウェー	NOR	7.0	11.1	25.5	6.7	2.9	14.7
韓国	KOR	28.9	40.0	45.8	29.0	51.8	69.0
オーストラリア <sup>2)</sup>	AUS	4.4	5.9	4.5	5.4	4.6	7.2
EU-15		13.5	15.6	40.7	11.7	6.1	14.3

資料出所 OECD Database "Employment by permanency of the job" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年9月現在

(注) 各区分のTemporary employment ÷ Total declared employment × 100より算出。

1) 2005年値。

2) 2006年値。

3) 各国のテンポラリー労働者の定義及びデータの出所については「第3-10表 テンポラリー労働者の割合」(p.120)を参照。

### 3 就業構造

#### 第3-12表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-12: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

		(%)								
国	Country	2000 年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本	JPN	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.6	1.8	2.1	2.2
アメリカ	USA	1.8	1.5	1.4	1.6	1.7	1.9	1.9	2.0	1.8
イギリス	GBR	3.8	3.8	3.8	4.0	4.2	4.3	4.5	4.8	4.1
ドイツ	DEU	0.8	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0	1.3	1.6	1.9
フランス	FRA	2.6	2.5	2.4	2.3	2.4	2.4	2.4	2.5	2.3
イタリア	ITA	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.7	0.7	1.0	—
オランダ	NLD	2.3	2.2	2.1	1.9	1.9	2.2	2.5	2.8	2.9
ベルギー	BEL	1.7	1.7	1.6	1.6	1.8	1.9	2.1	2.2	2.1
ルクセンブルク	LUX	1.9	2.0	2.2	2.3	2.1	2.3	2.4	2.4	2.0
デンマーク	DNK	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.8	0.8	—
スウェーデン	SWE	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	0.8	1.3	1.4
フィンランド	FIN	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7	1.1	1.3
ノルウェー	NOR	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.7	1.0	1.0	1.0
オーストリア	AUT	0.8	0.9	0.8	1.0	1.2	1.2	1.5	1.5	2.0

資料出所 CIETT (2009) *Agency Work Key Indicators*

(注) Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、比較には注意を要する。

(参考) 日本の2008年について総務省統計局(2009.6)「平成20年労働力調査(詳細集計)」を基に算出した値は以下のとおり。

労働者派遣事業所の派遣社員数の役員を除く雇用者に占める割合:2.7%

労働者派遣事業所の派遣社員数の就業者に占める割合:2.2%

第3-13表 従業員の勤続年数（2008年）

Table 3-13: Length of service of employees by sex and age group, 2008

勤続年数別雇用者割合/Composition of employees by length of service		(%)						
国/Country		1年未満 < 1	1年以上 2年未満 1 to < 2	2年以上 5年未満 2 to < 5	5年未満 < 5	5年以上 10年未満 5 to < 10	10年以上 20年未満 10 to < 20	20年以上 20+ (years)
日本 <sup>1)</sup>	JPN	9.2	16.8	11.5	37.5	17.9	23.8	20.8
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	22.9	7.4	22.5	52.8	20.2	16.8	10.3
		< 1	1~< 6	6~< 12 (月/months)	1~< 3	3~< 5	5~< 10	10~ (年/years)
カナダ	CAN	0.0	12.6	10.1	21.7	11.3	17.4	26.9
イギリス	GBR	2.5	5.9	9.8	16.1	15.0	22.3	28.4
ドイツ	DEU	3.1	5.2	7.7	13.1	10.9	19.8	40.1
フランス	FRA	5.1	5.7	5.2	9.9	10.5	21.0	42.5
イタリア	ITA	3.0	5.3	5.7	11.9	11.0	21.3	41.8
ベルギー	BEL	2.4	5.5	6.1	13.5	10.8	19.5	42.3
オランダ	NLD	1.7	3.0	6.2	15.0	11.2	25.0	37.9
デンマーク	DNK	5.3	9.7	11.1	20.8	12.5	15.6	25.0
スウェーデン	SWE	7.8	6.2	7.5	13.6	9.9	20.0	35.0
フィンランド	FIN	7.9	7.2	8.0	14.0	10.2	16.7	36.0
ノルウェー	NOR	3.6	6.4	10.1	17.3	11.4	17.6	33.5
オーストリア	AUT	3.2	6.2	7.0	11.8	13.1	20.5	38.2
韓国	KOR	7.3	18.5	11.4	22.6	10.6	13.5	16.0
オーストラリア	AUS	3.7	8.9	10.6	24.5	14.2	16.4	21.7

性別・年齢階級別平均勤続年数/Average length of service by sex and age group (年/Years)

国/Country	男女計 Total	男性 Male	女性 Female	年齢階級別/By age group (歳/years old)				
				15~24	25~44	45~64	65~	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	11.6	13.1	8.6	2.0	8.9	18.3	15.6
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	4.1	4.2	3.9	1.1	3.8	8.4	10.2
					15~24	25~54	55~64	65~69
イギリス	GBR	8.3	8.7	7.9	2.0	8.4	14.0	13.2
ドイツ	DEU	10.8	11.5	10.1	2.2	10.6	20.3	18.5
フランス	FRA	11.6	11.6	11.5	1.5	11.4	22.8	18.5
イタリア	ITA	11.3	11.6	10.8	2.1	10.8	22.0	23.8
ベルギー	BEL	11.6	11.9	11.3	1.7	11.4	23.8	19.0
オランダ	NLD	10.8	11.7	9.6	2.4	10.2	20.5	8.4
デンマーク	DNK	7.4	7.8	7.0	1.4	7.0	15.8	15.0
スウェーデン	SWE	10.2	9.9	10.7	1.2	9.1	20.5	16.6
フィンランド	FIN	9.9	9.9	10.0	1.1	9.2	20.4	17.3
ノルウェー	NOR	9.3	9.4	9.3	1.7	8.5	19.4	20.5
オーストリア	AUT	10.4	11.4	9.2	2.4	10.7	21.0	16.1

資料出所 日本:厚生労働省(2009.7)「平成20年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:U.S.Department of Labor(2008.9) *Employee Tenure in 2008*その他:OECD Database "Employment by job tenure intervals" (<http://stats.oecd.org/>)  
2010年1月現在

- (注) 1) 2008年6月末現在。1年以上2年未満の欄は1年以上3年未満の数値, 2年以上5年未満の欄は3年以上5年未満の数値。  
2) 2008年1月。16歳以上。平均勤続年数は中位数。年齢階級別15~24歳の欄は16~24歳。男性は16~64歳, 女性は16~59歳が対象。

3 就業構造

第3-14表 青少年（18～24歳）の転職に対する考え方

Table 3-14: Youth's views on job changes, 18-24 years old

(%)

国 Country	調査年 Year	計 Total	一生一つの職 場で働き続け るべき One workplace for one life	転職すること もやむをえな い Job change is unavoidable	不満があれば 転職する方が よい Better to change jobs if unsatisfied	積極的に転職 する方がよい Better to change jobs positively	わからない ・無回答 No idea / No answer
日本	JPN 2008	100.0	12.5	57.5	17.2	10.7	2.1
	2003	100.0	10.3	53.0	17.9	14.2	4.6
	1998	100.0	9.6	45.7	20.8	22.0	2.0
アメリカ	USA 2008	100.0	6.4	20.6	54.5	14.3	4.2
	2003	100.0	2.5	21.9	56.2	15.0	4.4
	1998	100.0	3.4	20.0	49.3	23.7	3.6
イギリス	GBR 2008	100.0	2.4	20.6	55.3	17.0	4.7
	1998	100.0	2.5	24.8	46.9	25.3	0.5
ドイツ	DEU 2003	100.0	2.1	34.4	49.2	11.1	3.1
	1998	100.0	3.0	32.3	47.0	15.9	1.9
フランス	FRA 2008	100.0	4.8	32.3	45.7	15.6	1.5
	1998	100.0	10.8	19.5	46.7	21.8	1.1
スウェーデン	SWE 2003	100.0	0.8	6.1	49.7	42.0	1.5
	1998	100.0	0.3	6.9	40.2	50.7	1.9
ロシア	RUS 1998	100.0	3.9	31.4	51.1	7.6	6.0
韓国	KOR 2008	100.0	10.4	35.3	22.1	29.4	2.8
	2003	100.0	8.4	43.0	19.0	27.7	1.9
	1998	100.0	11.7	42.0	18.9	26.8	0.6
タイ	THA 1998	100.0	23.6	22.5	15.4	38.3	0.2
フィリピン	PHL 1998	100.0	21.9	28.6	27.5	21.9	0.1
ブラジル	BRA 1998	100.0	14.0	50.1	10.2	24.5	1.2

資料出所 内閣府(2009.3)「第8回世界青年意識調査(平成20年)」

(注) 2003年は第7回調査, 1998年は第6回調査の結果。

第3-15表 職業生活から引退すべき年齢  
Table 3-15: The age one ought to retire from work

(%)

国		日本	アメリカ	ドイツ	フランス	スウェーデン	韓国
Country		JPN	USA	DEU	FRA	SWE	KOR
年/Year		2005	2005	2005	2005	2000	2005
性, 年齢階級	sex, age group						
男性	Male						
40歳代ないし それ以前	~about 40 (years old)	0.0	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
50歳ぐらい	about 50	0.0	2.6	0.2	0.9	0.4	0.3
55歳ぐらい	about 55	0.2	4.1	2.4	13.3	2.3	0.9
60歳ぐらい	about 60	11.0	15.7	34.4	59.4	45.8	9.1
65歳ぐらい	about 65	38.5	47.9	53.5	23.2	42.3	18.7
70歳ぐらい	about 70	32.7	14.4	4.6	2.4	3.4	38.3
75歳ぐらい	about 75	7.8	3.4	0.4	0.1	0.4	13.9
80歳ぐらい	about 80	3.6	0.8	0.0	0.0	0.0	10.2
その他	others	5.3	10.5	2.9	0.3	5.5	8.4
女性	Female						
40歳代ないし それ以前	~about 40 (years old)	0.2	1.3	0.1	0.4	0.2	1.4
50歳ぐらい	about 50	2.6	4.0	2.2	8.5	1.1	3.4
55歳ぐらい	about 55	4.8	6.7	14.3	31.4	5.0	4.3
60歳ぐらい	about 60	28.3	19.5	62.4	48.0	52.6	20.7
65歳ぐらい	about 65	34.9	43.4	16.7	10.0	33.2	22.8
70歳ぐらい	about 70	17.6	11.6	1.1	1.1	2.4	25.7
75歳ぐらい	about 75	3.6	2.3	0.0	0.0	0.1	8.5
80歳ぐらい	about 80	1.5	0.7	0.0	0.0	0.0	6.1
その他	others	5.0	10.3	2.7	0.3	5.4	6.9

資料出所 内閣府(2007.3)「第6回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(スウェーデンは第5回調査)

(注) 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1,000人を調査対象としている。

3 就業構造

第3-16表 雇用創出率・雇用消失率・雇用再分配率・雇用純増率

Table 3-16: Job creation rates, job destruction rates, job redistribution rates and job net increase rates

				(%)							
国 Country	産業 Industry	調査期間 (年) Reference period (year)	変動 単位 Estab- lishment size	雇用創出率 (JCR)		雇用消失率 (JDR)		雇用再分配率 (JRR)		雇用純増減率 (NET)	
				事業 拡張 Business expansion	事業 新設 Newly established business	事業 縮小 Business contraction	事業 廃止 Business closure	拡張 ・ 縮小 Expansion or contraction	新設 ・ 廃止 New establishment or closure	拡張 ・ 縮小 Expansion or contraction	新設 ・ 廃止 New establishment or closure
日本 JPN	全産業	1989-94	事業所	4.5	—	3.8	—	8.3	—	0.7	—
		1995-00		3.7	—	4.5	—	8.2	—	-0.8	—
	製造業	1989-00	事業所	4.0	—	4.2	—	8.2	—	-0.2	—
		1989-94		3.4	—	3.8	—	7.2	—	-0.4	—
		1995-00		2.8	—	4.7	—	7.5	—	-1.9	—
1989-00	3.0	—	4.4	—	7.4	—	-1.4	—			
アメリカ <sup>1)</sup> USA	製造業	1985-88	事業所	6.7	1.6	7.6	2.7	14.3	4.3	-0.9	-1.1
		1973-88		9.1		10.3		19.4			-1.2
カナダ <sup>1)</sup> CAN	全産業	1983-91	企業	11.2	3.2	8.8	3.1	20.0	6.3	2.4	0.1
	製造業	1973-86	事業所	10.6		10.0		20.6		0.6	
イギリス <sup>1)</sup> GBR	全産業	1980,84,90	事業所	4.2	—	5.2	—	9.5	—	-1.0	—
	製造業	1980,84,90	事業所	3.8	—	6.9	—	10.7	—	-3.1	—
ドイツ DEU	全産業	1983-90	事業所	6.5	2.5	5.6	1.9	12.1	4.4	0.9	0.6
		1977-89		6.2	2.3	5.8	1.7	12.0	4.0	0.4	0.6
フランス FRA	全産業	1984-92	事業所	6.7	7.2	6.3	7.0	13.0	14.2	0.4	0.2
イタリア ITA	全産業	1984-93	企業	8.1	3.8	7.4	3.7	15.5	7.5	0.7	0.1
	製造業	1984-93	企業	6.8	3.3	6.9	3.6	13.7	6.9	-0.1	-0.3
ベルギー BEL	製造業	1980-83	企業	3.0	—	3.5	—	6.5	—	-0.5	—
デンマーク DNK	全産業	1983-89	事業所	9.9	6.1	8.8	5.0	18.7	11.1	1.1	1.1
フィンランド FIN	全産業	1986-91	事業所	6.5	3.9	8.7	3.4	15.2	7.3	-2.2	0.5

資料出所 玄田有史(2004)「ジョブ・クリエイション」

(注) 「雇用創出率(JCR)」とは、1年間に雇用量が増加した事業所についての雇用増加総数の全雇用者数に対する割合をいい、「雇用消失率(JDR)」とは、1年間に雇用者数が減少した事業所における減少した雇用者総数の全事業所の雇用者総数に対する割合をいう。

「雇用再分配率(JRR)」「雇用純増率(NET)」は、

雇用再分配率(JRR) = 雇用創出率(JCR) + 雇用消失率(JDR)

雇用純増率(NET) = 雇用創出率(JCR) - 雇用消失率(JDR)

により定義される。

- 1) アメリカ(1973-88年)、イギリス、カナダ(製造業)については、雇用創出(消失)率は前年末と今年末の平均雇用者総数に対する割合。

第3-17表 公共職業安定業務

Table 3-17: Public employment security services

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練, 就職支援等)
日本	公共職業安定所(ハローワーク)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テスト(人材銀行, キャリア交流プラザ, 求人開拓)</li> <li>民間委託(職業訓練:離職者訓練の約7割を民間委託, 失業等給付受給者に対する就職支援セミナー等)</li> </ul>
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウイスコンシン州)</li> <li>地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)</li> </ul>
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期失業者向け支援プログラム:エンプロイメントゾーン</li> <li>失業率が特に高い地域において, 公共職業安定機関が選択した(1)就職意欲の喚起, (2)カウンセリング, (3)職業紹介, (4)就職後の職場定着指導等の就職支援を委託。なお, 2009年10月より導入された「フレキシブル・ニューディール」(若年・成人長期失業者向けプログラム)に移行中。</li> </ul>
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業紹介クーポン</li> <li>失業後4か月経過しても就職できない失業者が希望する場合, 公共職業安定機関は, 民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行。(同制度を2010年12月末まで延長, 最大2,500ユーロまで)</li> </ul>
フランス	雇用局(Pôle emploi)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 なお, 2009年1月より, ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され, 名称が雇用局(Pôle emploi)に変更。	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職困難者の再就職支援の民間委託</li> <li>雇用局(Pôle emploi)の業務の一部(求職者の職能に関する審査など)を, 民間に委託することもあ</li> </ul>
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間委託</li> <li>公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に, 失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。</li> </ul>

資料出所 内閣府官民競争入札等監理委員会第6回公共サービス改革小委員会(2007年4月12日)資料, フランス雇用局(Pôle emploi)ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

(注) 欧米先進国(オーストラリアを除く)において, セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は, 「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や, 公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお, オーストラリアには, そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく, したがって, 公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが, 例外的に, 生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して, 公的支払いが行われる。

3 就業構造

第3-18表 有料職業紹介

Table 3-18: Fee-charging employment services

国	有料職業紹介についての法規制	有料職業紹介の現状
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可制で有料職業紹介事業を行うことが認められている。ただし以下の職業については有料職業紹介における取扱いが禁止されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾運送業務の職業</li> <li>建設業務の職業</li> <li>労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあると命令で定められた職業</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2008年度の新規求職申込み件数は約285万件、常用求人数は約193万人。</li> <li>有料職業紹介事業所数は2008年度、17,700事業所あり、約37万人が就職。</li> </ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の職業安定法に該当するような、有料職業紹介所について規定している包括的な連邦法はないが、各州(一部都市)が独自に許可等の規制を行っている。</li> <li>各州の規制の概要(全50州) <ol style="list-style-type: none"> <li>許可制をとっている州 43州</li> <li>料金規制 35州</li> <li>一定期間内に理由なく解雇された場合は手数料返納あり。(マサチューセッツ州, バージニア州, メリーランド州)</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料職業紹介事業所は約10,000事業所と推定される。求職者の利用率は9.3%。</li> </ul>
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料職業紹介事業については、許可制の下で取扱職業を制限することなく認めていたが、1995年1月に許可制も撤廃された。しかしながら、新制度の下でも求職者からの紹介料の徴収は、一部職種を除き禁止され、記録の作成、保存等の義務も課されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者は専門・技術職、管理職中心。</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>2002年に職業紹介業に係る許可制を廃止し、職業紹介パウチャー制を導入。</li> <li>職業紹介パウチャー制度では、一定の水準を満たす求職者に官がパウチャーを渡し、民間の紹介所を活用する仕組み。求職者が就職すると成果報酬を民間の職業紹介機関に支払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パウチャーの額は、それぞれ1,500ユーロ(失業期間6か月まで)、2,000ユーロ(6～9か月)、2,500ユーロ(9か月を超える失業)で、3か月有効。</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>2005年1月施行の社会統合法により、国の機関(ANPE)による職業紹介の独占は廃止された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2008年末時点で、インターネット上や新聞などに、多くの職業紹介所の広告が見られる。しかしながら、紹介所の実態(紹介所の数や職業紹介数)は不明。ただ、職業紹介に関する雇用局(Pôle emploi; 旧ANPE)の役割は、現在でも大きいと言われている。</li> </ul>

資料出所 日本:厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)  
 イギリス: Department of Trade and Industry (<http://www.dti.gov.uk/>)  
 ドイツ: 連邦雇用エージェンシー(BA)ホームページ(<http://www.arbeitsagentur.net/>)  
 フランス: 雇用局(Pôle emploi)及び民間職業紹介所等ホームページ  
 その他: 労働省「雇用政策研究会(1996年12月)」等により労働政策研究・研修機構作成



### 第3-19表 労働者派遣事業

Table 3-19: Temporary employment agency services

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 根拠法:労働者派遣法(1985年)</li> <li>・ 特定労働者派遣事業(労働者派遣の対象となる派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業)は届出制,一般労働者派遣事業(特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業)は許可制。</li> <li>・ 港湾運送業務,建設業務,警備業務,病院等における医療の業務(紹介予定派遣の場合等を除く)<sup>1)</sup>は禁止。</li> <li>・ 派遣期間:ソフトウェア開発等26業務等は制限なし。それ以外は最長3年に制限。</li> <li>・ 派遣先には,派遣元からの労働・社会保険の加入有無の通知はあるが,連帯責任はない。</li> <li>・ 使用者団体は,日本人材派遣協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣労働者数:140万人(雇用者全体に占める割合は2.8%)(2008年,労働力調査,総務省)</li> <li>・ 主な業種:金融・保険,情報通信,電気・ガス・熱供給・水道,製造(2008年派遣労働者実態調査,厚生労働省)</li> <li>・ 主な業務:事務用機器操作33.1%,一般事務28.1%,物の製造14.9%,ファイリング10.1%(2008年,派遣労働者実態調査,厚生労働省)</li> <li>・ 若年層の割合:47.1%(2008年,労働力調査,総務省)</li> <li>・ 男女比:男性39.3%,女性60.7%(2008年,労働力調査,総務省)</li> <li>・ 派遣期間:1か月未満45.9%,1か月以上3か月未満31.5%,3か月以上6か月未満13.4%,6か月以上1年未満6.9%,1年以上3年未満1.9%,その他0.2%(2008年度労働者派遣事業報告,厚生労働省)</li> </ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連邦法レベルでは,人材派遣業に関する規制は存在しないが,州レベルでは,届出・登録を求める規制もみられる(マサチューセッツ州,ニュージャージー州,ノースカロライナ州等)。</li> <li>・ 人材派遣会社及び顧客企業は,派遣労働者の「共同使用者」として差別禁止法の適用を受ける。</li> <li>・ 派遣業界団体は,アメリカ人材派遣業協会(ASA)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣労働者数:122万人(2005年,労働統計局)</li> <li>・ 主な業種:サービス業,製造業,卸小売業</li> <li>・ 主な業務:生産・輸送・運搬職30.1%,事務・管理サポート職24.8%,サービス職15.6%,専門職・関連職12.7%,経営・管理・財務職7.6%,販売職2.1%(2005年,労働統計局)</li> <li>・ 若年層の割合:49.1%(2005年,労働統計局)</li> <li>・ 男女比:男性47.2%,女性52.8%(2005年,労働統計局)</li> <li>・ 派遣期間:6か月未満42.6%,6~12か月28.3%,1~4年未満15.9%,4~9年未満7.0%,9年以上1.0%(1997年,Monthly Labor Review)</li> </ul>

3 就業構造

第3-19表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-19: Temporary employment agency services (cont.)

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
イギリス <sup>2)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠法: 1973年職業紹介法(許可制ベース)。1994年法により、民間職業紹介と同様、1973年法の許可制を廃止。届出も不要。但し、2002年からは農業や食料品加工など一部の業種への派遣について許可制となった。2003年法で派遣規制をさらに緩和し、手続きの簡素化を実施するとともに、派遣労働者の権利拡充(手数料規制強化、派遣先企業における労働安全衛生に対する派遣会社の責任明示、派遣会社に対する労働者への労働条件の周知義務等)。</li> <li>・取扱職種、派遣期間、事由の制限、均等待遇原則(同一労働同一賃金)は設けられていない。ただし、派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。</li> <li>・派遣業者67%をカバーする派遣業界団体であるRECによる自己規制メカニズム(行動規範及び自主監査制度、苦情処理制度)が整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣労働者数: 152万人(雇用者全体に占める割合は5.2%)(派遣事業者調査, 2007年)<sup>2)</sup></li> <li>・主な業種: 農林水産・エネルギー・建設業5%, 製造業20%, 流通・宿泊・飲食店7%, 運輸・通信11%, 銀行・金融・保険27%, 公務29%(労働力調査, 2007年)</li> <li>・主な職種: 秘書・事務26%, 基礎的(非熟練)25%, 加工・工場労働・機械操作15%, 専門職9%, 準専門職・技術職7%, 対人サービス7%, 熟練工4%, 販売・顧客サービス4%, 管理職・上級職2%(労働力調査, 2007年)</li> <li>・若年層の割合<sup>3)</sup>: 61%(労働力調査, 2007年)</li> <li>・男女比: 女性44%(労働力調査, 2007年)</li> <li>・派遣期間: 3か月未満29%, 6か月未満52%, 12か月未満71%(労働力調査, 2007年)</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠法: 1972年労働者派遣法(2002年大幅改正)</li> <li>・労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は、建設業(但し、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能)。</li> <li>・派遣期間の上限は段階的に延長され、同一派遣先に同一派遣労働者を派遣する場合は、当初3か月であったものが2001年までには24か月となっていたが、2002年派遣法改正により、上限規制は撤廃となった。同改正はまた、賃金、労働条件の均等待遇原則を義務化(実施は2004年より。但し、労働協約に別段の定めがある場合等を除く)。</li> <li>・2002年に制定されたハルツ法により、職業安定所所管の人材サービスエージェンシー(PSA)が就職困難者の紹介予定派遣を実施する枠組みを導入。</li> <li>・派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。</li> <li>・派遣業界団体BZAは、行動原則を策定。部門レベルの労働協約あり。BZA以外の業界団体には、IGZ, AMPがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣労働者数: 約67万4千人(雇用者全体に占める割合は2.5%)(2008年, 連邦雇用エージェンシー(BA)統計)</li> <li>・主な業種: データなし</li> <li>・主な業務: 非熟練, 金属・機械, 事務, サービス, 技術(2008年, 連邦雇用局)</li> <li>・若年層の割合<sup>3)</sup>: 62.3%(2003年)</li> <li>・男女比: 男性71.7%, 女性28.3%(2008年, BA統計)</li> <li>・派遣期間: 1週間未満8.7%, 1週間以上3か月未満: 42.4%, 3か月以上48.9%</li> </ul>

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状(2008年)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>根拠法:労働者派遣に係る1990年7月12日法(最初の派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)。</li> <li>営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財政的保証が必要。</li> <li>産業医としての派遣労働は禁止されている。</li> <li>派遣労働の利用禁止事由は、(1)争議参加労働者の代替、(2)危険業務、(3)経済的解雇実施後の6か月間、(4)派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用(代替労働、緊急作業の場合を除く)。</li> <li>恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されており、利用事由は、(1)代替要員の補充、(2)企業の業務量の一時的変化への対応、(3)本来的に一時的な業務(季節労働等)、(4)雇用政策上の措置(訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働)のいずれかでなければならない。</li> <li>派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで(更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可)。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。</li> <li>派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり。</li> <li>派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。</li> <li>2005年1月18日可決の社会統合法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大(職業紹介の解禁)。</li> <li>労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働雇用基金(FPETT)が設けられている。派遣業界団体:PRISME。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣労働者数:約60.4万人(雇用者全体に占める割合は3.3%)</li> <li>主な業種:製造43.7%、サービス34.8%、建設20.8%、農林水産0.7%</li> <li>主な業務:非熟練生産労働者38.4%、熟練生産労働者39.6%、事務系労働者13.1%、幹部職・職長・技術者7.4%、上級幹部職1.6%</li> <li>若年層(34歳以下)の割合:63%</li> <li>男女比:男性71%、女性29%</li> <li>平均派遣期間:1.9週</li> </ul>

資料出所 ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA)統計局(2009) *Arbeitsmarkt in Zahlen -Arbeitnehmerität berlassung 2008*  
 フランス:DARES(2009) *Premières Informations et Premières Synthèses, 2009-N°27.4, Dares, juin 2009*, 社会問題・労働・連帯省ホームページ  
 その他:European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions(2006) *Temporary Agency Work in an Enlarged European Union*, (社)日本人材派遣協会ホームページ, 国際労働財団・雇用能力開発機構(2007)「非正規雇用者の雇用管理と能力開発に関する国際比較調査」等により労働政策研究・研修機構作成

- (注) 1) 2006年より医療関連業務については産休等の代替要員、医師についてはへき地に限り派遣が認められている。  
 2) イギリスの労働力調査による公式数値は26万人程度(2007年時点)であるが、自己申告に基づくデータであるため、実数値を大幅に下回るものである可能性が高い。このため、ビジネス・企業・規制改革省(BERR)が2007年に実施した派遣事業者調査の結果を示した。  
 3) 若年層:34歳以下。

3 就業構造

第3-20表 高齢者の就業促進施策

Table 3-20: Measures to promote the employment of older people

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談, 援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
日本		[高齢者雇用確保措置の実施義務化] ・2006年4月より改正高齢者雇用安定法による65歳までの定年引上げ及び継続雇用制度の導入等を義務付け(2007年4月1日から義務対象年齢は63歳に引上げ)。
	[中高年齢者の再就職の援助・促進]  ・中高年齢者に対する再就職の促進 (1) 公共職業安定所等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介 (2) 地域における関係機関の連携の下、事業主団体等を通じ、定年退職者等を対象とした再就職支援の実施(地域団塊世代雇用支援事業) (3) 中高年齢者トライアル雇用事業の推進 (4) 高齢者職業相談室の運営 (5) 業種別団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、合同面接会等を一体的に実施(シニアワークプログラム事業) (6) 労働者に対する高齢期における職業生活設計に関する相談・援助等  [高齢者の多様な就業・社会参加の促進] ・シルバー人材センター事業の推進 (1) 「教育、子育て、介護、環境」を重点にシルバー人材センターと自治体が共同して企画提案した事業の支援 (2) 高齢者の知識、経験を活かすためのワークショップの開催、企業等とのマッチングを行う「シニア労働力活用事業」の実施  ・45歳以上の高齢者等3人以上による創業に対する支援措置(高齢者等共同就業機会創出助成金)	[中高年齢者の再就職の援助・促進]  ・募集・採用時の年齢制限の禁止(例外事由に該当する場合上限年齢設定理由の明示義務)の周知・啓発 ・離職を余儀なくされる中高年齢者の再就職の援助を行う事業主等に対する指導・援助——求職活動支援書の作成・交付義務の周知・啓発、指導  [高齢者の安定雇用の確保対策] ・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の促進 (1) 高齢者雇用確保措置に係る周知・啓発 (2) 公共職業安定所による事業主への指導、助言及び勧告 (3) 高齢者雇用アドバイザーを活用した相談・援助等 ・「70歳まで働ける企業」の普及・促進——先進事例の収集・情報提供や人事処遇制度の見直しに対するアドバイス等の実施、事業主団体等による70歳までの高齢者の一層の雇用に向けた取組等の支援(「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト) ・70歳まで働ける企業等に対する支援措置(定年引上げ等奨励金) (1) 65歳以上への定年の引上げや希望者全員を65歳以上まで継続雇用する制度を導入した中小企業に対する助成(中小企業定年引上げ等奨励金) (2) 70歳以上まで働くことができるなど、新たな職域を開拓するモデル的な取組を行う企業に対する助成(高齢者雇用モデル企業助成金) (3) 65歳までの高齢者雇用確保措置の導入に伴う雇用環境の整備等に係る相談・指導等を行う事業主団体に対する助成(中小企業高齢者雇用確保実現奨励金)

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
アメリカ	<p>高齢者地域社会サービス雇用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開始年月 1965年</li> <li>・ 適用範囲 55歳以上で低所得の者</li> <li>・ 具体的内容 州・地方政府や指定を受けた非営利団体が、事業の全経費は連邦政府の負担で、事業を実施。対象者は、最低賃金相当の賃金を得ながら週20時間程度、福祉サービス業に従事。</li> <li>・ 利用実績等 定員は約6万人であり、年間延べ約10万人程度の参加見込。</li> </ul>	なし
イギリス	<p>ニューディール50プラス(New Deal 50+)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開始年月 2000年4月</li> <li>・ 適用範囲 50歳以上で、本人又は配偶者が求職者給付(抛出し制及び所得調査制)、就労不能給付などを6か月以上受給している者。なお、プログラムへの参加は任意。</li> <li>・ 具体的内容 公共職業安定所(ジョブセンター・プラス)で、プログラムを通して同一のパーソナル・アドバイザーが対象者に対し、就職促進のため、職業相談に応じ、履歴書の書き方の指導、訓練機会の提供、ボランティアの仕事の提供等を実施。このプログラムの対象者を採用した事業主は対象者の在職訓練のための訓練補助金の受給が可能。</li> <li>・ 実績 就職者 約19万7千人(2000年4月から2009年8月末まで)</li> </ul>	<p>エイジ・ポジティブ(Age Positive)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開始年月 1999年12月</li> <li>・ 具体的内容 年齢差別是正キャンペーンであり、ウェブサイトで政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。事務局は雇用年金省に置かれている。</li> </ul>
ドイツ	<p>中高齢者向けの職業継続訓練の促進(Fbw)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会法典III 417条, "Initiative 50 Plus"</li> <li>・ 適用範囲 従業員250人未満の企業の満45歳以上の労働者で職業継続訓練に参加する者。</li> <li>・ 具体的内容 訓練期間中の訓練受講料、交通費、子の養育費、泊り込みの場合の宿泊・食事費用を支給。</li> </ul> <p>高齢労働者の賃金保障(EGS)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会法典III 421j条, 2003年1月開始</li> <li>・ 適用範囲 50歳以上の失業者で失業給付の受給残日数が120日以上ある者。</li> <li>・ 具体的内容 再就職した対象者は、失業前の手取賃金と新たな職の手取賃金の差額の一部(1年目50%, 2年目30%)を補填する。2年間受給可能。</li> <li>・ 2011年1月1日以降は、それ以前に請求権が発生した場合のみ支給され、遅くとも2012年12月31日に終了する。</li> </ul>	<p>中高年者・統合助成金(EGZ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会法典III 421f条</li> <li>・ 具体的内容 50歳以上で採用前に6か月以上失業していた者を雇い入れる事業主に対し、対象労働者の賃金の30～50%を支給。支給期間は12～36か月。ただし、1年ごとに助成は最低10%減額(2010年12月末日までに届け出られたものについて有効)。</li> </ul> <p>中高齢者統合パウチャー(EGG)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会法典III 223条('08.5.1～'10.12.31)</li> <li>・ 適用範囲 50歳以上で12か月以上失業しており、受給残日数が120日以上ある者。</li> <li>・ 具体的内容 対象者を、社会保険加入義務のある、週最低15時間以上の労働に1年以上雇い入れる事業主に対して、統合助成金を支払う約束手形。</li> </ul>

3 就業構造

第3-20表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 3-20: Measures to promote the employment of older people (cont.)

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
フランス	<p>「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 2004年5月</li> <li>・適用範囲 全ての企業の全被用者が対象</li> <li>・具体的内容 フランスの企業は、被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、被用者の訓練への参加を促進。</li> </ul> <p>例) 45歳以上か20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。</p>	<p>雇用主導契約(CIE) (2009年12月31日まで締結可能、それ以降は、統一参入契約がこれに代替することになっている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 1995年(2005年1月改正、同年5月施行)</li> <li>・具体的内容 雇用局(Pôle emploi)とCIE協定を結び、高齢者や障害者等就職に困難を抱える者をCIEに基づいて雇用した事業主に対し、最低賃金(SMIC)の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施。</li> <li>・利用実績等 2007年のCIE利用者に占める50歳以上の割合は31.4%で同年の新規契約数は37,076件。</li> </ul> <p>求職者を採用する使用者に対する通減支援(ADE)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 2006年1月</li> <li>・具体的内容 50歳以上か失業期間12か月以上の失業保険給付受給者を、期間の定めのない雇用契約(CDI)又は12～18か月の有期雇用契約(CDD)により雇用した企業に対対象者の賃金助成を実施(最長3年間)。</li> </ul>

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」、厚生労働省ホームページ等  
ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA)ホームページ  
フランス:労働省ホームページ

第3-21表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-21: Age-based legal mechanisms including statutory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法、雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2006年雇用均等(年齢)規則 (Employment Equality (Age) Regulations 2006)	一般雇用機会均等法 (Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz: AGG (通称, 反差別法))など	労働法典L.122-45条(差別防止に関する一般規定)など(「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)
施行年月	2006年4月 (60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2006年10月	2006年8月	(2001年11月に改正)
定年制	可(60歳以上) 但し、65歳までの雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入義務有。(定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入、定年年齢の廃止のいずれか)(段階的引上げ: 2007年4月1日～2010年3月31日までの間の義務対象年齢は63歳)	原則不可 例外として、 (1)特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制、 (2)高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制、がある。	可(65歳以上) 但し、65歳未満の定年制も一定要件下では可。	可(65歳以上) 但し、65歳未満の定年制も一定要件下では可。	可(65歳以上) 2010年より70歳以上に引上げられる(2008年12月改正) 但し、年金の満額受給権があり、労働協約等に定めがある場合は60歳以上65歳未満の定年制も可(政府の計画では65歳未満定年制は2009年未だに廃止予定)。
高齢者の解雇に対する特別な保護等		先任権制度  労働協約において勤続年数の長い者はレイオフ(一時的解雇)やリコール(再雇用)等の際に有利に処遇されるセニオリティ・ルール(先任権制度)を定めている場合が多い。	高齢者に対する雇用保護制度の付与(適用除外措置の廃止)  65歳以上の者にも(1)不公正に解雇されない権利及び(2)余剰人員整理解雇手当の請求権を付与した。 65歳以上の者の就労請求権 労働者は、65歳を超えて就労を請求する権利を有しており、使用者はそれを考慮する義務がある。	解雇制限法による高齢者の解雇保護  不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が、50歳以上の場合、和解金が上乗せされる。	高齢者の解雇時の追加負担制度(ドラランド抛出金)の廃止  50歳以上の労働者を解雇する場合、企業が失業保険の抛出金を支払う制度は、2008年1月1日に廃止された。 整理解雇時における高齢者等への配慮義務 企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。

資料出所 厚生労働省(2008.12)「2007～2008年海外情勢報告」、厚生労働省、アメリカ連邦労働省及びフランス首相府等各ホームページにより労働政策研究・研修機構作成



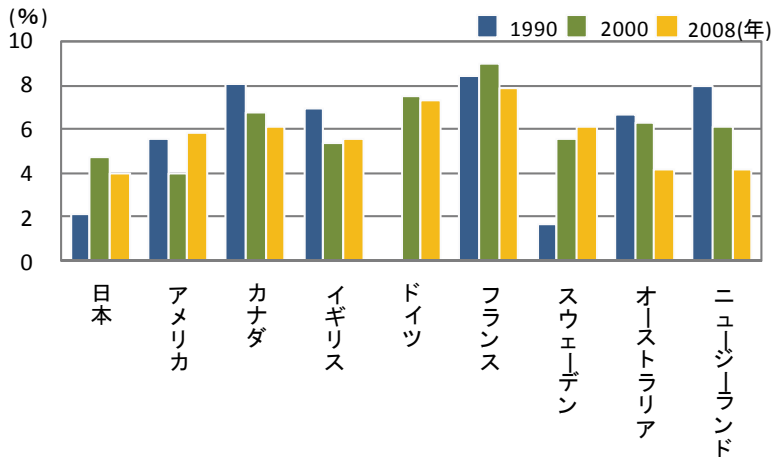


## 4. 失業・失業保険・雇用調整

### **Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment**



## 4-1 ILO定義失業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-1表 調整失業率」(p.142)を参照。

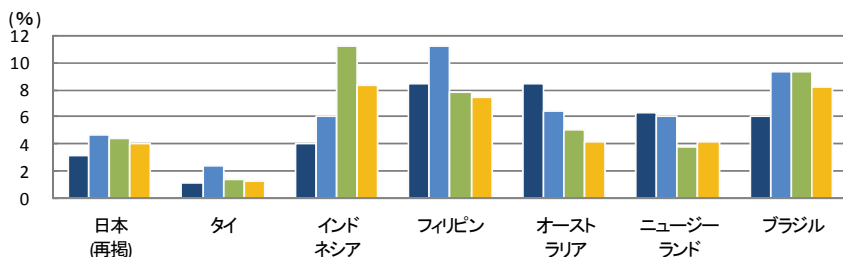
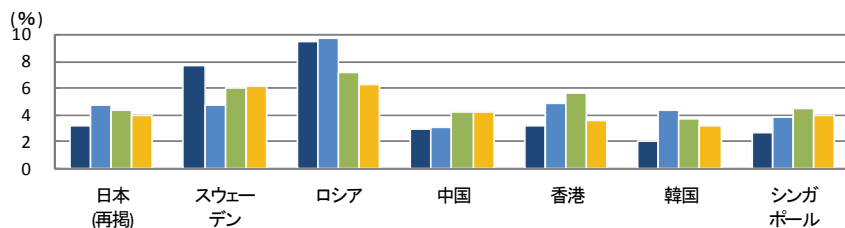
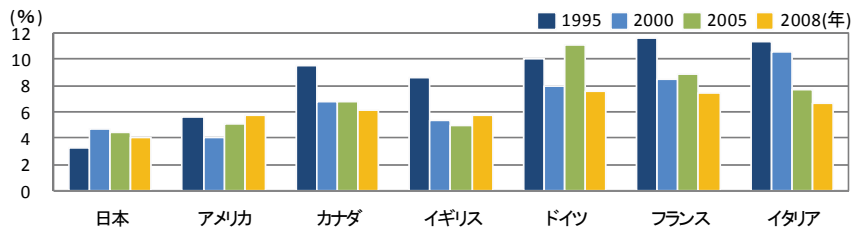
各国で公表されている失業率は、国によって定義が異なるため、そのままでは国際比較ができない。そこでILOでは、ILO指針による失業率を定義している。この定義に基づいて各国の失業率が比較可能となるように試算しているのが、OECDによる「調整失業率」である。なお、調整失業率 (Harmonised unemployment rates) とは、2009年1月以降、これまでの標準化失業率 (Standardised unemployment rates) から名称変更されたものである。

日本の失業率は2003年まで上昇傾向にあったが、2004年から2008年にかけて徐々に低下し、2008年は4.0%と欧米先進諸国に比して低水準にある。上のグラフに挙げた国をみると、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、イギリスで1990年から2008年にかけて失業率の大幅な低下がみられた。一方、ドイツ、フランス、スウェーデンでは1990年から2005年に失業率の上昇傾向が続いたが、その後しばらく低下している。

なお、2008年秋以降、世界的な経済危機によって、多くの先進諸国の失業率は上昇している。

#### 4 失業・失業保険・雇用調整

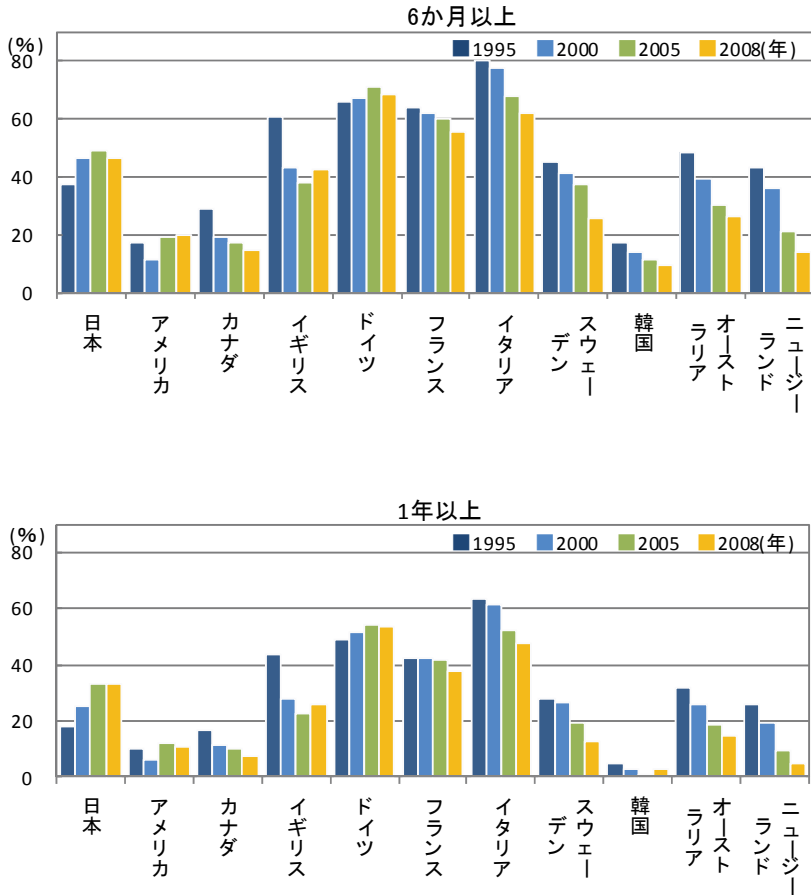
### 4-2 失業率（各国公表値）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-2表 失業率(各国公表値)」(p.143)を参照。  
 (注) シンガポールの2000年は2001年の数値、2005年は2006年の数値。インドネシアの1995年は1996年の数値。ブラジルの2008年は2007年の数値。

各国公表値による失業率の動きをみると、2005～2008年にかけては、上のグラフに挙げたうち、アメリカ、イギリス、スウェーデン、中国、ニュージーランドを除く全諸国で失業率が低下している。1995年以降の推移をみると、失業率が上昇傾向にあったアジア諸国及びブラジルの失業率は、ここ数年総じて低下傾向にあることがわかる。また、1995年時点では高水準であったものの2008年までに顕著な低下を示したのはオセアニア地域やカナダ、イギリス、フランス、イタリア、ロシアである。こうした違いの背景には、成長率の差異等の景気動向のみならず、年齢等の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお、失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。

### 4-3 長期失業者の割合



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-5表 長期失業者の割合」(p.148)を参照。  
(注)スウェーデンの2005年は2004年値。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業者に占める長期失業者の割合は、ドイツ、イタリアなど欧州大陸主要国で高く、2008年の1年以上の長期失業者の割合が5割前後となっている。他方、北米諸国では1年以上の長期失業者の割合は10%前後、韓国では3%以下とかなり低い。

こうした動向の背景には、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第4-1表 調整失業率<sup>1)</sup>

Table 4-1: Harmonised unemployment rates

国		(%)							
Country	1990 年/Year	1995	2000	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	2.1	3.1	4.7	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0
アメリカ	USA	5.6	5.6	4.0	5.5	5.1	4.6	4.6	5.8
カナダ	CAN	8.1	9.5	6.8	7.2	6.8	6.3	6.0	6.1
イギリス	GBR	6.9	8.5	5.4	4.7	4.8	5.4	5.3	5.6
ドイツ	DEU	—	8.0	7.5	9.8	10.6	9.8	8.4	7.3
フランス	FRA	8.4	11.0	9.0	9.3	9.3	9.3	8.3	7.9
イタリア	ITA	8.9	11.2	10.1	8.0	7.7	6.8	6.1	6.8
オランダ	NLD	5.9	6.6	2.8	4.6	4.7	3.9	3.2	2.8
ベルギー	BEL	6.6	9.7	6.9	8.4	8.5	8.3	7.5	7.0
ルクセンブルク	LUX	1.7	2.9	2.2	5.0	4.6	4.6	4.2	4.8
デンマーク	DNK	7.2	6.8	4.3	5.5	4.8	3.9	3.8	3.4
スウェーデン	SWE	1.7	8.8	5.6	6.3	7.3	7.0	6.2	6.1
フィンランド	FIN	3.2	15.1	9.6	8.9	8.3	7.7	6.8	6.4
ノルウェー	NOR	5.8	5.5	3.2	4.3	4.5	3.4	2.6	2.5
オーストリア	AUT	—	3.9	3.6	4.9	5.2	4.7	4.4	3.9
スイス	CHE	—	3.5	2.6	4.4	4.4	4.0	3.6	3.5
アイルランド	IRL	13.4	12.3	4.4	4.5	4.4	4.5	4.6	6.0
スペイン	ESP	13.0	18.4	11.1	10.6	9.2	8.5	8.3	11.4
ポルトガル	PRT	4.7	7.2	4.0	6.7	7.7	7.8	8.1	7.8
韓国	KOR	2.4	2.1	4.4	3.7	3.7	3.5	3.2	3.2
オーストラリア	AUS	6.7	8.2	6.3	5.4	5.0	4.8	4.4	4.2
ニュージーランド	NZL	8.0	6.5	6.1	4.0	3.8	3.8	3.7	4.2

資料出所 OECD database "Labour Force Statistics (MEI)" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年8月現在

(注) 1) ILOガイドラインに基づくもので、失業者は、生産年齢の者で、就業しておらず、就業可能の状態、かつ求職活動(自営開業のための準備等を含む)を積極的に行った者と定義される。失業率は、軍人を除いた労働力人口に占める失業者数の割合で算出された割合である。

本表のデータは可能な限り時系列比較可能性を確保し、ILOガイドラインと整合するようOECDが調整したものである。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。年次調査を実施する国々の月次推計は、補外法あるいは補間法及び行政データの動向を統合することによって得られる。その後、月次推計(失業及び労働力)を平均し、各年数値を算出。月次あるいは四半期調査のある国々については、月次あるいは四半期推計の平均値によって各年数値が得られる。一部の国々の調整手続は、米国労働省労働統計局が活用する調整手続に類似している。EU諸国については、EU統計局の比較失業率(CURs)の算出に用いられる手続に類似する手続を採用している。より詳しい説明については、<http://www.oecd.org/std/>を参照。

なお調整失業率(Harmonised unemployment rates)とは、Eurostatで使われている用語にあわせて、2009年1月以降、OECDにおいてこれまでの標準化失業率(Standardised unemployment rates)から名称が変更されたものである。

## 第4-2表 失業率（各国公表値）

Table 4-2: Unemployment rates (officially published national sources)

国・地域 Country or region		1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本	JPN	3.2	4.7	5.4	5.3	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	5.6	4.0	5.8	6.0	5.5	5.1	4.6	4.6	5.8
カナダ <sup>2)</sup>	CAN	9.5	6.8	7.7	7.6	7.2	6.8	6.3	6.0	6.1
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	8.6	5.4	5.2	5.1	4.8	4.9	5.4	5.3	5.7
ドイツ <sup>3)</sup>	DEU	10.1	7.9	8.7	10.0	11.0	11.1	10.3	8.6	7.5
フランス <sup>4)</sup>	FRA	11.6	8.5	7.9	8.5	8.9	8.9	8.8	8.0	7.4
イタリア <sup>5)</sup>	ITA	11.3	10.5	9.0	8.7	8.0	7.7	6.8	6.1	6.7
スウェーデン <sup>6)</sup>	SWE	7.7	4.7	4.0	4.9	5.5	6.0	5.4	6.1	6.2
ロシア <sup>7)</sup>	RUS	9.5	9.8	7.9	8.0	7.8	7.2	7.2	6.1	6.3
中国 <sup>8)</sup>	CHN	2.9	3.1	4.0	4.3	4.2	4.2	4.1	4.0	4.2
香港	HKG	3.2	4.9	7.3	7.9	6.8	5.6	4.8	4.0	3.6
台湾	TWN	1.8	3.0	5.2	5.0	4.4	4.1	3.9	3.9	4.1
韓国	KOR	2.0	4.4	3.3	3.6	3.7	3.7	3.5	3.2	3.2
シンガポール <sup>9)</sup>	SGP	2.7	3.8	5.6	5.9	5.8	—	4.5	4.0	4.0
マレーシア <sup>10)</sup>	MYS	3.1	3.0	3.5	3.6	3.5	3.5	3.3	3.2	3.3
タイ <sup>11)</sup>	THA	1.1	2.4	1.8	1.5	1.5	1.4	1.2	1.2	1.2
インドネシア <sup>12)</sup>	IDN	4.0	6.1	9.1	9.7	9.9	11.2	10.3	9.1	8.4
フィリピン <sup>13)</sup>	PHL	8.4	11.2	11.4	11.4	11.8	7.8	8.0	7.3	7.4
オーストラリア <sup>14)</sup>	AUS	8.4	6.4	6.4	5.9	5.5	5.0	4.8	4.4	4.2
ニュージーランド <sup>15)</sup>	NZL	6.3	6.1	5.3	4.8	4.0	3.8	3.8	3.7	4.2
ブラジル <sup>16)</sup>	BRA	6.1	9.4	9.2	9.7	8.9	9.3	8.4	8.2	—

資料出所 日本：総務省統計局(2009.6)「平成20年労働力調査年報」

イギリス：National Statistics “Labour Market Trends” (<http://www.statistics.gov.uk/>) 2009年10月現在

その他：ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年11月現在

(注) 失業者の定義については第4-7表(p.150)を参照。対象年齢は原則、15歳以上。

- 1) 16歳以上。
- 2) 1995年と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 3) 1995、2002年は4月、2000、2003年は5月、2004年は3月。2005年より前と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 4) 2002年以前は各年3月。
- 5) 2004年より前と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 6) 15～74歳。2006年以前は16～64歳。2005年より前と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 7) 15～72歳。
- 8) 各年12月。都市部の数値。
- 9) 15歳以上の永住者(1995年は15歳以上人口)。各年6月。2000年欄は2001年の数値。
- 10) 15～64歳。
- 11) 各年第3四半期。2001年迄は13歳以上。
- 12) 各年8月(2005年は11月)。1995年欄は1996年の数値。
- 13) 2005年より前と以降の値は定義が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 14) 軍人を除く。
- 15) 1999年より前と以降の値は計測方法が変更されたため、厳密な比較はできない。
- 16) 10歳以上。各年9月。2002年以前は、6地方都市(ロンドン、アクレ、アマゾナス、ロライマ、パラ及びアマバ)を除く。2000年欄は2001年の数値。

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比（2008年）

Table 4-3: Unemployment by age group, 2008

(男女計/Total)		(千人/thousands, (%))				
国・地域 Country or region	15～19 歳/age group	20～24	25～29	30～34		
日本	JPN	80 (3.0)	350 (13.2)	390 (14.7)	330 (12.5)	
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	1,285 (14.4)	1,545 (17.3)	1,122 (12.6)	827 (9.3)	
カナダ	CAN	188 (16.8)	155 (13.8)	115 (10.3)	100 (9.0)	
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	331 (20.1)	345 (21.0)	177 (10.8)	148 (9.0)	
ドイツ	DEU	166 (5.3)	353 (11.2)	339 (10.8)	307 (9.8)	
フランス	FRA	109 (5.3)	398 (19.2)	316 (15.3)	232 (11.2)	
イタリア	ITA	114 (6.7)	285 (16.9)	286 (16.9)	260 (15.3)	
スウェーデン	SWE	70 (23.0)	58 (19.0)	32 (10.5)	25 (8.2)	
香港	HKG	9.2 (7.1)	22 (17.0)	14 (11.1)	11 (8.7)	
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	22 (2.8)	126 (16.1)	180 (23.0)	107 (13.7)	
シンガポール	SGP	2.7 (3.5)	14 (18.2)	11 (14.8)	7.6 (10.0)	
フィリピン	PHL	1,389 (51.1)		788 (29.0)		
オーストラリア	AUS	104 (22.0)	74 (15.8)	53 (11.2)	44 (9.4)	
ニュージーランド	NZL	28 (29.4)	16 (17.2)	11 (11.3)	7.2 (7.6)	
国・地域 Country or region	35～39	40～44	45～49	50～54		
日本	JPN	290 (10.9)	220 (8.3)	200 (7.5)	190 (7.2)	
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	810 (9.1)	795 (8.9)	764 (8.6)	710 (8.0)	
カナダ	CAN	100 (8.9)	113 (10.1)	109 (9.7)	99 (8.8)	
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	148 (9.0)	142 (8.6)	119 (7.2)	98 (6.0)	
ドイツ	DEU	340 (10.8)	407 (13.0)	380 (12.1)	360 (11.5)	
フランス	FRA	248 (12.0)	217 (10.5)	201 (9.7)	185 (8.9)	
イタリア	ITA	223 (13.2)	201 (11.9)	145 (8.6)	92 (5.5)	
スウェーデン	SWE	23 (7.5)	22 (7.2)	21 (6.9)	18 (5.9)	
香港	HKG	12 (9.3)	15 (11.4)	18 (13.5)	16 (12.2)	
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	90 (11.5)	76 (9.7)	59 (7.5)	53 (6.8)	
シンガポール	SGP	7.0 (9.2)	8.5 (11.2)	8.3 (10.9)	7.2 (9.4)	
フィリピン	PHL	264 (9.7)		172 (6.3)		
オーストラリア	AUS	42 (9.0)	44 (9.4)	39 (8.3)	32 (6.9)	
ニュージーランド	NZL	6.7 (7.1)	7.1 (7.5)	6.8 (7.2)	4.8 (5.1)	
国・地域 Country or region	55～59	60～64	65～	計 Total		
日本	JPN	240 (9.1)	230 (8.7)	120 (4.5)	2,650 (100)	
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	511 (5.7)	292 (3.3)	264 (3.0)	8,924 (100)	
カナダ	CAN	78 (7.0)	50 (4.5)	12 (1.1)	1,119 (100)	
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	84 (5.1)	38 (2.3)	13 (0.8)	1,643 (100)	
ドイツ	DEU	358 (11.4)	125 (4.0)	5.0 (0.2)	3,141 (100)	
フランス	FRA	129 (6.2)	35 (1.7)	—	2,070 (100)	
イタリア	ITA	59 (3.5)	20 (1.2)	6.3 (0.4)	1,692 (100)	
スウェーデン	SWE	17 (5.6)	16 (5.2)	—	305 (100)	
香港	HKG	10 (7.7)	2.4 (1.8)	—	130 (100)	
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	34 (4.3)	26 (3.3)	11 (1.4)	783 (100)	
シンガポール	SGP	5.5 (7.2)	2.6 (3.4)	1.7 (2.2)	76 (100)	
フィリピン	PHL	85 (3.1)		19 (0.7)	2,716 (100)	
オーストラリア	AUS	20 (4.2)	15 (3.3)	2.4 (0.5)	471 (100)	
ニュージーランド	NZL	3.8 (4.0)	2.9 (3.1)	—	95 (100)	



(男性/Male)		(千人/thousands, (%))			
国・地域 Country or region		15~19 歳/age group	20~24	25~29	30~34
日本	JPN	50 (3.1)	190 (11.9)	230 (14.5)	190 (11.9)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	736 (14.6)	920 (18.3)	657 (13.1)	462 (9.2)
カナダ	CAN	103 (16.3)	95 (15.0)	66 (10.4)	57 (9.0)
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	198 (20.4)	210 (21.7)	104 (10.7)	77 (7.9)
ドイツ	DEU	92 (5.4)	200 (11.8)	191 (11.3)	170 (10.1)
フランス	FRA	58 (5.7)	224 (22.0)	152 (14.9)	108 (10.6)
イタリア	ITA	63 (7.7)	147 (18.0)	138 (16.8)	119 (14.5)
スウェーデン	SWE	32 (21.1)	31 (20.4)	16 (10.5)	12 (7.9)
香港	HKG	5.4 (6.8)	13 (15.7)	8.3 (10.5)	6.4 (8.1)
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	10 (1.9)	64 (12.4)	126 (24.4)	75 (14.5)
シンガポール	SGP	0.5 (1.3)	5.6 (14.1)	7.1 (17.9)	3.0 (7.6)
フィリピン	PHL	809 (47.2)		509 (29.7)	
オーストラリア	AUS	52 (21.9)	43 (18.1)	27 (11.4)	21 (8.9)
ニュージーランド	NZL	16 (31.1)	8.7 (17.5)	5.6 (11.2)	3.3 (6.6)
国・地域 Country or region		35~39	40~44	45~49	50~54
日本	JPN	160 (10.1)	120 (7.5)	110 (6.9)	120 (7.5)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	433 (8.6)	442 (8.8)	420 (8.3)	384 (7.6)
カナダ	CAN	52 (8.3)	62 (9.9)	60 (9.4)	56 (8.8)
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	74 (7.6)	85 (8.8)	63 (6.5)	62 (6.4)
ドイツ	DEU	182 (10.8)	208 (12.3)	195 (11.5)	188 (11.1)
フランス	FRA	112 (11.0)	94 (9.2)	91 (8.9)	93 (9.1)
イタリア	ITA	92 (11.2)	89 (10.8)	66 (8.0)	50 (6.0)
スウェーデン	SWE	11 (7.2)	10 (6.6)	11 (7.2)	9.0 (5.9)
香港	HKG	6.3 (7.9)	8.8 (11.1)	10 (12.8)	11 (14.1)
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	63 (12.2)	48 (9.3)	41 (7.9)	37 (7.2)
シンガポール	SGP	3.1 (7.8)	4.0 (10.1)	4.7 (11.9)	4.5 (11.4)
フィリピン	PHL	188 (11.0)		132 (7.7)	
オーストラリア	AUS	19 (7.9)	19 (8.1)	16 (6.7)	16 (6.9)
ニュージーランド	NZL	3.1 (6.2)	3.3 (6.6)	2.9 (5.8)	2.7 (5.4)
国・地域 Country or region		55~59	60~64	65~	計 Total
日本	JPN	170 (10.7)	170 (10.7)	90 (5.7)	1,590 (100)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	265 (5.3)	160 (3.2)	153 (3.0)	5,033 (100)
カナダ	CAN	43 (6.7)	32 (5.0)	7.4 (1.2)	633 (100)
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	56 (5.8)	29 (3.0)	10 (1.0)	969 (100)
ドイツ	DEU	184 (10.9)	77 (4.6)	—	1,690 (100)
フランス	FRA	65 (6.4)	21 (2.1)	—	1,018 (100)
イタリア	ITA	38 (4.7)	15 (1.8)	3.7 (0.4)	820 (100)
スウェーデン	SWE	10 (6.6)	9.0 (5.9)	—	152 (100)
香港	HKG	7.7 (9.7)	2.1 (2.6)	—	79 (100)
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	26 (5.0)	19 (3.7)	8.0 (1.5)	517 (100)
シンガポール	SGP	3.9 (9.8)	1.7 (4.3)	1.4 (3.5)	40 (100)
フィリピン	PHL	65 (3.8)		13 (0.8)	1,714 (100)
オーストラリア	AUS	13 (5.5)	9.8 (4.1)	1.2 (0.5)	237 (100)
ニュージーランド	NZL	2.2 (4.4)	1.9 (3.8)	—	50 (100)

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比(2008年)(続き)

Table 4-3: Unemployment by age group, 2008 (cont.)

(女性/Female)		(千人/thousands, (%))			
国・地域 Country or region	15~19 歳/age group	20~24	25~29	30~34	
日本	JPN	30 (2.8)	160 (15.1)	160 (15.1)	150 (14.2)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	549 (14.1)	625 (16.1)	466 (12.0)	365 (9.4)
カナダ	CAN	85 (17.4)	59 (12.2)	49 (10.2)	43 (8.8)
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	133 (19.7)	135 (20.0)	73 (10.8)	70 (10.4)
ドイツ	DEU	74 (5.1)	153 (10.5)	148 (10.2)	137 (9.4)
フランス	FRA	52 (4.9)	174 (16.5)	163 (15.5)	124 (11.8)
イタリア	ITA	51 (5.8)	138 (15.8)	149 (17.1)	140 (16.1)
スウェーデン	SWE	38 (25.0)	27 (17.8)	16 (10.5)	14 (9.2)
香港	HKG	3.7 (7.3)	9.6 (18.9)	6.1 (12.0)	4.9 (9.7)
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	11 (4.1)	62 (23.3)	54 (20.3)	33 (12.4)
シンガポール	SGP	2.2 (6.0)	8.3 (22.7)	4.2 (11.5)	4.5 (12.3)
フィリピン	PHL	580 (57.9)		279 (27.8)	
オーストラリア	AUS	52 (22.1)	31 (13.4)	26 (11.1)	23 (10.0)
ニュージーランド	NZL	12 (27.4)	7.6 (16.8)	5.2 (11.5)	3.8 (8.4)
国・地域 Country or region	35~39	40~44	45~49	50~54	
日本	JPN	130 (12.3)	100 (9.4)	90 (8.5)	70 (6.6)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	377 (9.7)	353 (9.1)	343 (8.8)	326 (8.4)
カナダ	CAN	48 (9.8)	51 (10.4)	50 (10.2)	43 (8.8)
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	74 (11.0)	57 (8.5)	56 (8.3)	36 (5.3)
ドイツ	DEU	158 (10.9)	199 (13.7)	186 (12.8)	172 (11.9)
フランス	FRA	136 (12.9)	124 (11.8)	110 (10.4)	92 (8.7)
イタリア	ITA	131 (15.0)	112 (12.9)	79 (9.1)	43 (4.9)
スウェーデン	SWE	11 (7.2)	13 (8.6)	10 (6.6)	8.0 (5.3)
香港	HKG	5.8 (11.4)	6.0 (11.8)	7.4 (14.6)	4.6 (9.1)
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	27 (10.2)	28 (10.5)	18 (6.8)	16 (6.0)
シンガポール	SGP	3.9 (10.7)	4.4 (12.0)	3.6 (9.8)	2.6 (7.1)
フィリピン	PHL	76 (7.6)		40 (4.0)	
オーストラリア	AUS	24 (10.2)	25 (10.7)	23 (9.8)	16 (6.9)
ニュージーランド	NZL	3.5 (7.7)	3.8 (8.4)	3.9 (8.6)	2.1 (4.6)
国・地域 Country or region	55~59	60~64	65~	計 Total	
日本	JPN	80 (7.5)	50 (4.7)	30 (2.8)	1,060 (100)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	246 (6.3)	132 (3.4)	111 (2.9)	3,891 (100)
カナダ	CAN	36 (7.4)	19 (3.8)	4.7 (1.0)	487 (100)
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	29 (4.3)	9.0 (1.3)	2.0 (0.3)	674 (100)
ドイツ	DEU	175 (12.1)	48 (3.3)	—	1,451 (100)
フランス	FRA	64 (6.1)	14 (1.3)	—	1,053 (100)
イタリア	ITA	21 (2.4)	5.3 (0.6)	2.6 (0.3)	872 (100)
スウェーデン	SWE	8.0 (5.3)	7.0 (4.6)	—	152 (100)
香港	HKG	2.3 (4.5)	—	—	51 (100)
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	8.0 (3.0)	7.0 (2.6)	2.0 (0.8)	266 (100)
シンガポール	SGP	1.6 (4.4)	0.9 (2.5)	0.4 (1.1)	37 (100)
フィリピン	PHL	21 (2.1)		6.0 (0.6)	1,002 (100)
オーストラリア	AUS	7.0 (3.0)	5.7 (2.4)	1.2 (0.5)	234 (100)
ニュージーランド	NZL	1.5 (3.3)	1.0 (2.2)	—	45 (100)

資料出所 ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年11月現在

日本: 総務省統計局(2009.6)「平成20年労働力調査年報」

(注) 労働力調査ベース。( )内の数字は構成比(%). 各国の注は第4-2表(p.143)に準ずる。

1) アメリカ、イギリスの15~19歳欄は16~19歳の数値。

2) 2007年の数値。

第4-4表 年齢階級別失業率

Table 4-4: Unemployment rates by age group

国・地域 Country or region		2000年/Year			2005			2008		
		15~24 年齢階級 /age group	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64
日本	JPN	9.2	4.1	5.6	8.6	4.2	4.1	7.2	3.9	3.6
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	9.3	3.1	2.5	11.3	4.1	3.3	12.8	4.8	3.7
カナダ	CAN	12.7	5.8	5.5	12.4	5.8	5.4	11.6	5.1	5.5
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	11.7	4.4	4.4	12.2	3.4	2.6	14.1	3.9	2.8
ドイツ	DEU	8.4	7.0	12.3	15.2	10.4	12.7	10.4	7.0	8.5
フランス	FRA	20.7	9.2	7.9	20.2	7.8	5.2	18.1	6.3	4.6
イタリア	ITA	29.7	8.5	4.5	24.0	6.7	3.5	21.3	6.0	3.1
オランダ	NLD	6.1	2.5	2.1	8.8	4.4	4.7	5.6	2.2	3.7
ベルギー <sup>2)</sup>	BEL	15.2	5.8	3.2	19.9	7.2	4.4	14.3	5.8	3.8
ルクセンブルク <sup>2)</sup>	LUX	6.4	2.0	1.4	13.7	3.9	2.1	13.5	4.7	0.9
デンマーク <sup>2)</sup>	DNK	6.7	4.1	4.0	7.9	4.2	4.9	7.2	2.3	2.6
スウェーデン <sup>1)</sup>	SWE	11.9	4.9	6.1	22.3	6.2	4.5	19.4	4.3	3.8
フィンランド	FIN	20.3	8.0	9.4	18.9	6.9	6.9	14.8	4.8	5.5
ノルウェー <sup>1)</sup>	NOR	10.2	2.6	1.3	12.0	4.0	1.7	7.5	2.0	1.0
オーストリア	AUT	5.1	3.1	5.2	10.3	4.4	3.6	8.1	3.3	2.1
スイス	CHE	4.9	2.3	2.8	8.8	3.8	3.7	7.0	2.9	2.6
アイルランド	IRL	6.4	4.0	2.5	8.3	3.7	3.0	10.5	4.6	3.0
スペイン <sup>1)</sup>	ESP	25.3	12.3	9.4	19.7	8.0	6.1	24.6	10.2	7.3
ポルトガル	PRT	8.6	3.5	3.3	16.1	7.3	6.2	16.4	7.3	6.6
チェコ	CZE	17.0	7.7	5.2	19.3	7.1	5.2	9.9	4.0	3.9
ポーランド	POL	35.2	13.9	9.4	37.8	16.0	11.2	17.3	6.1	5.3
EU-15		15.7	7.2	7.5	16.4	7.2	6.3	14.9	6.2	5.2
EU-19		17.7	7.9	7.5	18.3	8.0	6.6	15.1	6.2	5.2
韓国	KOR	10.8	4.0	2.9	10.2	3.4	2.5	9.3	3.0	2.0
オーストラリア	AUS	12.1	5.1	4.3	10.7	3.9	3.4	8.9	3.4	2.6
ニュージーランド	NZL	13.2	4.5	4.6	9.4	2.7	1.9	11.0	2.8	2.0
メキシコ	MEX	5.1	1.8	1.4	6.6	2.8	2.1	6.5	2.9	2.2

資料出所 OECD (2009.9) *Employment Outlook 2009*, 2000年値: OECD database "LFS by sex and age" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年8月現在

- (注) 1) 15~24歳欄は16~24歳の数値。ノルウェーは2005年迄。  
2) EU労働力調査による。

## 第4-5表 長期失業者の割合

Table 4-5: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

国 Country or region		6か月以上/6 months and over					1年以上/1 year and over					(%)
		1995 年	2000	2005	2007	2008	1995	2000	2005	2007	2008	
日本	JPN	37.7	46.9	49.1	48.2	46.9	18.1	25.5	33.3	32.0	33.3	
アメリカ	USA	17.3	11.4	19.6	17.6	19.7	9.7	6.0	11.8	10.0	10.6	
カナダ	CAN	29.5	19.5	17.2	14.8	14.7	16.8	11.2	9.6	7.5	7.1	
イギリス	GBR	60.8	43.2	38.2	41.5	43.0	43.6	28.0	22.3	24.5	25.5	
ドイツ	DEU	65.9	67.6	70.9	71.3	68.9	48.7	51.5	54.1	56.6	53.4	
フランス	FRA	64.1	62.0	60.4	58.5	55.6	42.5	42.6	41.4	40.4	37.9	
イタリア	ITA	80.2	77.6	67.7	65.4	62.3	63.6	61.3	52.2	49.9	47.5	
オランダ	NLD	80.4	—	59.9	59.1	52.5	46.8	—	40.1	41.7	36.3	
ベルギー	BEL	77.7	71.8	68.3	68.1	68.3	62.4	56.3	51.6	50.0	52.6	
デンマーク	DNK	46.6	38.1	43.8	29.5	26.5	27.9	20.0	25.9	18.2	16.1	
スウェーデン	SWE	45.6	41.5	—	27.3	25.9	27.8	26.4	—	13.0	12.4	
フィンランド	FIN	56.6	46.5	41.8	37.9	31.5	37.6	29.0	24.9	23.0	18.2	
ノルウェー	NOR	39.3	16.6	25.3	25.1	18.4	24.2	5.3	9.5	8.5	6.0	
オーストリア	AUT	43.7	39.7	43.2	44.2	42.3	29.1	25.8	25.3	26.8	24.2	
スイス	CHE	50.8	45.7	59.1	56.6	49.3	33.6	29.0	39.0	40.8	34.3	
アイルランド	IRL	78.2	—	52.6	50.1	48.2	61.6	—	34.3	30.3	29.4	
ギリシャ	GRC	72.7	73.5	72.6	68.2	66.4	51.4	56.4	53.7	50.3	49.6	
スペイン	ESP	72.8	64.8	47.7	42.6	40.2	57.1	47.6	32.6	27.6	23.8	
チェコ	CZE	52.9	69.9	72.7	71.6	69.4	31.2	48.8	53.6	53.4	50.2	
ポーランド	POL	63.1	63.0	71.6	64.3	46.7	40.0	37.9	52.2	45.9	29.0	
EU-15		68.3	63.8	61.2	58.1	54.9	50.3	46.9	44.1	41.9	38.6	
EU-19		67.7	64.2	63.8	59.7	55.2	49.1	45.8	46.3	43.2	38.7	
韓国	KOR	17.7	14.1	11.6	11.7	9.7	4.4	2.3	0.8	0.6	2.7	
オーストラリア	AUS	48.3	39.5	30.6	27.1	26.7	32.0	25.5	18.3	15.4	14.9	
ニュージーランド	NZL	43.5	36.3	21.5	16.7	14.5	25.7	19.3	9.4	5.7	4.4	
メキシコ	MEX	8.0	5.1	6.8	5.4	4.2	1.5	1.2	2.3	2.7	1.7	

資料出所 OECD database "LFS by sex and age" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年8月現在

第4-6表 失業期間別構成比（2008年）

Table 4-6: Incidence of unemployment by duration, 2008

(%)

国・地域 Country or region	合計 Total	1か月未満 Less than 1 month	1か月以上 3か月未満 1 to 3 months	3か月以上 6か月未満 3 to 6 months	6か月以上 1年未満 6 to 12 months	1年以上 1 year and more	
日本	JPN	100.0	14.7	21.7	16.7	13.6	33.3
アメリカ	USA	100.0	32.8	31.4	16.0	9.1	10.6
カナダ	CAN	100.0	30.8	39.7	14.9	7.5	7.1
イギリス	GBR	100.0	16.3	22.0	18.6	17.5	25.5
ドイツ	DEU	100.0	5.3	11.8	14.0	15.5	53.4
フランス	FRA	100.0	5.2	21.2	18.0	17.7	37.9
イタリア	ITA	100.0	8.5	13.8	15.3	14.8	47.5
オランダ	NLD	100.0	6.3	22.8	18.3	16.3	36.3
ベルギー	BEL	100.0	5.0	14.1	12.6	15.7	52.6
デンマーク	DNK	100.0	35.8	20.8	16.9	10.4	16.1
スウェーデン	SWE	100.0	32.9	24.7	16.5	13.4	12.4
フィンランド	FIN	100.0	15.0	33.9	19.6	13.3	18.2
ノルウェー	NOR	100.0	39.1	28.3	14.2	12.4	6.0
オーストリア	AUT	100.0	11.8	26.5	19.4	18.1	24.2
スイス	CHE	100.0	11.5	16.6	22.5	15.1	34.3
アイルランド	IRL	100.0	17.3	13.0	21.5	18.8	29.4
ギリシャ	GRC	100.0	5.5	12.9	15.2	16.9	49.6
スペイン	ESP	100.0	12.2	27.7	19.8	16.5	23.8
ポルトガル	PRT	100.0	6.2	12.3	14.1	19.2	48.3
チェコ	CZE	100.0	6.7	10.3	13.6	19.2	50.2
ポーランド	POL	100.0	15.3	18.6	19.4	17.6	29.0
EU-15		100.0	9.5	18.8	16.8	16.3	38.6
EU-19		100.0	9.8	18.2	16.7	16.5	38.7
韓国 <sup>1)</sup>	KOR	100.0	—	58.6	31.7	7.0	2.7
オーストラリア	AUS	100.0	30.3	27.9	15.2	11.8	14.9
ニュージーランド	NZL	100.0	39.4	33.3	12.8	10.0	4.4
メキシコ	MEX	100.0	38.7	37.7	19.4	2.6	1.7

資料出所 OECD database "LFS by sex and age" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年8月現在

1) 1か月以上3か月未満の欄は、1か月未満の失業者を含む。

4 失業・失業  
保険・雇用調整

## 4 失業・失業保険・雇用調整

## 第4-7表 失業者の定義

Table 4-7: Definitions of unemployed

国・地域	失業者の定義	失業率の定義
日本	労働力調査。調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、求職活動を行った15歳以上の者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
アメリカ	人口動態調査(CPS)。調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能(一時的な病気の場合は除く)で、過去4週間以内に求職活動を行った16歳以上の者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口 (軍人を除く)}}$
カナダ	労働力調査。調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上の者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口 (軍人を除く)}}$
イギリス	労働力調査。調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った16歳以上の者。既に就業先が決まっており、待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口 (軍人を除く)}}$
ドイツ <sup>1)</sup>	小規模国勢調査(Mikrozensus)。仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者。 (登録失業者)職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った65歳未満の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口 (軍人を除く)}}$ $\frac{\text{登録失業者数}}{\text{全労働力人口 (軍人を除く)}}$
フランス	雇用統計(Enquête emploi)。調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の15歳以上の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
イタリア	労働力調査。調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口 (軍人を除く)}}$
スウェーデン	労働力調査。調査週において就業しておらず、求職の意思があり、かつ求職活動を行っていた16歳以上65歳未満の者。一時的な理由によって求職活動を行えなかった者、過去4週間以内に行った求職活動の結果を待っている者、及び調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
ロシア	調査期間において、働く意思及び能力を有するにもかかわらず、職業についておらず、職業安定所において求職登録を行っており、現に求職中である者。ただし、一時的に就労していない無給/有給家族従業者は、求職の有無を問わず失業者とみなされる。また、フルタイム及びパートタイムの学生、年金受給者、及び禁治産者等無能力者は、求職中で就業意思があっても失業者とみなされる。6か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	$\frac{\text{登録失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
中国	(都市部労働力標本調査)。調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、求職活動を行った16歳以上の都市部在住者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口 (軍人を除く, 都市部のみ)}}$
香港	調査時点において仕事がなく、調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり、30日以内に求職活動を行った者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$

国・地域	失業者の定義	失業率の定義
台湾	労働力調査。調査週において週1時間以上の有給雇用又は週15時間以上の無給家事労働に従事しておらず、就業可能であって求職活動を行っているか待機中の者。なおレイオフされている者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$ (軍人を除く)
韓国	労働力調査。調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、求職活動を行った15歳以上の者。1か月以内に就職することが決まっており待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$ (軍人を除く)
シンガポール	労働力調査。調査週において仕事がなく、就業が可能で、求職活動を行った15歳以上の者。既に就職先が決まっており待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
マレーシア	労働力調査。調査週において仕事がなく、就業が可能で、調査週に求職活動を行った15歳以上64歳以下の者。一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
タイ	労働力調査。調査週において仕事への従事が週1時間未満であって、就業が可能であり、過去30日以内に求職活動を行った15歳以上(2001年から。2000年までは13歳)の者。病気で求職活動ができない者や新しい仕事、又は農繁期に向け待機中の者、レイオフ中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
フィリピン	労働力調査。調査週において仕事がなく、就業が可能で、求職活動を行った15歳以上の者。一時的な病気、悪天候で働けなかった者、求職活動の結果を待っている者又は就職試験(ジョブ・インタビュー)を待っている者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$ (軍人を除く)
オーストラリア	労働力調査。調査期間中において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上の者。過去4週間以内に仕事が決まり、新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$ (軍人を除く)
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力があつて職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
ブラジル	調査の年に仕事がなく、かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む(年ベース)。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
ILO	仕事への従事が週1時間未満であつて、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った一定年齢以上の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$
EU <sup>2)</sup>	労働力調査。調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査以前4週間以内に求職活動をしている15歳以上74歳以下の者。	$\frac{\text{失業者数}}{\text{全労働力人口}}$

資料出所 厚生労働省(2009.1)「2007-2008年海外情勢報告」

Eurostat(2004) *The European Union Labour Force Survey: Methods and Definitions*

ILO(2004) *Sources and Methods: Labour Statistics vol.3*

アメリカ:労働統計局ホームページ(<http://www.bls.gov>)

フランス:国立統計経済研究所(<http://www.insee.fr/>)

韓国:韓国国家統計庁ホームページ(<http://www.nso.go.kr/>)

フィリピン:統計局資料

(注) 全労働力人口は、軍人を含む。

- 1) 各国の失業者及び失業率の定義はILO基準に準じているが、ドイツは、それとは別に登録失業者及び登録失業率を公表している。
- 2) EUは、欧州統計局による定義。

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	拠出制求職者給付(JSA)
根拠法	雇用保険法	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者給付法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者、公務員及び船員は適用除外	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル(約16万5千円)以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満のイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳のものについては例外がある)
受給要件	(基本手当) ・ 離職前1年間に6か月以上被保険者期間があること。 ・ 公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・ 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職、再就職の能力、意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること (4)パーソナル・アドバイザー <sup>1)</sup> との間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)現在フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の50%。	16～24歳:週50.95ポンド 25歳以上:週64.30ポンド (2009年8月現在)



	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	労働法典L.542-1条及び2009年2月19日の労使協定
被保険者	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」) (2)求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること (3)離職前2年間に於いて通算6か月以上保険料を納付していること(2012年8月1日までの有期特別短期要件) (4)公共職業安定所に失業登録をしていること (5)65歳未満であること	(1)失業保険制度に一定期間加入 ・ 50歳未満: 離職直前28か月間で122日(610時間)以上 ・ 50歳以上: 離職直前36か月間で122日(610時間)以上 (2)正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと (3)就労活動に必要な身体能力があること (4)雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること (5)求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE:Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う) (6)原則として、60歳未満であること
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。 ・ 1077ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の75% ・ 1077～1179ユーロ未満: 支給額(日額)は、26.93ユーロの定額(月額換算では、807.90ユーロ) ・ 1179～1948ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の40.4%+11.04ユーロ ・ 1948～11436ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の57.4%  (2010年1月現在)

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表 失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance scheme (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日 ※離職者の年齢や雇用失業情勢の地域差などを考慮し、特に再就職が困難な場合については給付日数を延長（2009年3月より3年間の暫定措置）。	州毎に異なるが、概ね最長26週 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の13.75%を国庫負担（2007年度からの暫定措置。本則は25%）、残りが保険料。 保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の15.0であり、失業等給付分として1000分の12.0を労使が折半し、残り1000分の3.0を雇用安定事業・能力開発事業分として使用者が負担する（2009年度に限り、失業給付分として1000分の8を労使折半）。	<保険料(2008年)> 事業主が負担する連邦失業税及び州失業税。3つの州を除き、被用者負担はない。 事業主から徴収される連邦失業税は年間支払賃金額の6.2%であるが、一定の条件を満たす場合は5.4ポイント分の控除があるため実際の税率は0.8%。最高56ドルまで。 州失業税率の平均は2.24%（課税対象となる賃金ベース）。	<保険料(2009年)> 賃金の23.8% 被用者: 11.0% 事業主: 12.8% (国家第二年金加入者の国民保険 <sup>2)</sup> 料) <国庫負担> 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理運営。	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。

	ドイツ	フランス
給付期間	50歳未満:6~12か月 50歳以上55歳未満:6~15か月 55歳以上58歳未満:6~18か月 58歳以上:6~24か月 被保険者期間の長短は被保険者期間の長さに応じる。 ※短時間勤務給付は2009年から1年間の時限措置で支給期間を18か月に拡大。	50歳未満: 4か月(122日)~24か月(730日) 50歳以上: 4か月(122日)~36か月(1,095日) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長65歳まで受給可能。
財源	<保険料(2009年)> 賃金の3.0%(労使折半) ※ただし、2009年1月から2010年6月までの18か月間は時限措置として2.8%に引下げ。  <国庫負担> 支出が収入及び積立金で賄えないときに限り、不足分を連邦政府が全額負担。	<保険料(2009年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者:2.4% 事業主:4.0%  <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及び雇用主の拠出金である。(2007年)
管理運営機構	連邦労働・社会省が監督し、連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する失業給付II制度がある(参考表参照)。	失業給付の受給期間を満了した長期失業者などを対象とした連帯失業手当制度がある(参考表参照)。

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005~2006年海外情勢報告」  
 日本:厚生労働省及びハローワークホームページ  
 アメリカ:連邦労働省ホームページ(<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/>)  
 ドイツ:連邦労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)ホームページ  
 フランス:雇用局(Pôle emploi)ホームページ(<http://www.pole-emploi.fr/>)等により労働政策研究・研修機構作成

- (注) 1) パーソナルアドバイザーは、求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職員(個別相談員)。  
 2) 国民保険(National Insurance)は、拠出制求職者給付、基礎年金、国家第二年金、就労不能給付(Incapacity Benefit)等を含む単一の社会保険制度である。

## 第4-8表（参考表） 補足的な失業扶助制度

Reference table 4-8: Supplemental unemployment assistance schemes

	イギリス	ドイツ
制度名	所得調査制求職者給付 (Income-based JSA)	失業給付II (Arbeitslosengeld II)
根拠法令	求職者給付法 (Jobseekers Act 1995)	社会法典第2編 (SGB II) 「求職者のための基礎保障 (Grundversicherung für arbeitssuchende)」
管理運営主体	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体
財源	政府の一般財源 (全額国庫負担)	連邦政府の一般財源 (全額国庫負担)。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)
受給対象者	原則として18歳以上年金受給年齢 (男性65歳、女性60歳) 未満の失業者であるイギリス居住者 (ただし、16歳及び17歳のものについては例外があり)。	働くことはできるが仕事がなく生活に困窮している者 (大半は失業給付の受給期間が終了した者)
受給要件	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3) パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと ※ 60歳から64歳の失業者の場合は、求職活動の義務及び求職者協定の締結義務は免除される。	(1) 15歳以上65歳未満であること (2) 1日3時間以上は就労できる者であること (3) 適当な仕事に就き、資産や収入を利用しても自身の生計を十分に確保できない状態にあること (4) 資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む (以下「対象者等」という) それぞれが、年齢1歳ごとに150ユーロ (最低3,100ユーロ～最高9,750ユーロ) 認められる。また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ (最高16,250ユーロ) 認められる。
給付水準	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情 (障害者、年金受給者がいる等) を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 単身者: 18～24歳 50.95ポンド/週 25歳以上 64.30ポンド/週 両者とも18歳以上のカップル: 100.95ポンド/週 加算金 年金受給者 (カップル) 97.50ポンド/週 (2009年8月現在)	給付基準月額 単身者: 359ユーロ (2009年現在) なお、対象者が就労した場合、一定の範囲で控除が認められるが、それ以上就労した場合は、給付が減額される。 また、満18歳以上のパートナーには基準月額の90%、満14歳以上満25歳以下の子ども及び未成年のパートナーには基準月額の80%、14歳未満の児童には基準月額の60%が別途支給される。
給付期間	所得調査により低所得であることが確認され、求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢 (男性65歳、女性60歳) まで無制限	上限無し (65歳まで受給可能)
給付実績等	約103万人 (グレートブリテン、2009年5月) (拠出制求職者給付の併給者約3万6千人を含む)	受給者 477万人 (2008年12月) 支給総額 424億ユーロ (2008年)
備考		58歳以上の受給者は、求職活動義務を免除されている。 なお、適当な仕事の紹介を拒否した者は、給付の3割が3か月に渡り減額される。

(注) 日本、アメリカには補足的失業扶助制度はない。

フランス	
制度名 根拠法令	連帯失業手当(ASS:Allocation de solidarité spécifique) 労働法典L.351条
管理運営 主体	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局(Pôle emploi)
財源	政府の一般財源(全額国庫負担)
受給対象 者	原則失業給付(雇用復帰支援手当(ARE))の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者
受給要件	(1) 離職前10年間に5年以上就業していたこと(ただし、子どもを育てるために休業していた場合は、3年を上限として子ども一人につき1年、就業年数の条件を軽減できる) なお、離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については、積極的連帯所得手当(RSA:Revenu de solidarité active)を受給できる。 (2) 実際に求職活動を行っていること(ただし、55歳以上の者については免除される) (3) 手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が、一定額(2010年1月1日現在、単身者1,059.80ユーロ、夫婦1,665.40ユーロ)に満たないこと
給付水準	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合、 月収605.60ユーロ未満:454.20ユーロ(月額) 月収605.60～1,059.80ユーロ未満:1,059.80ユーロと収入の差額(月額) 月収1,059.80ユーロ以上:給付ゼロ 夫婦・カップルの場合、 月収1,211.20未満:454.20ユーロ(1人当たり) 月収1,211.20～1,665.40未満:1,665.40ユーロと収入の差額 月収1,665.40ユーロ以上:給付ゼロ (2010年1月1日現在)
給付期間	原則6か月(更新可能)
給付実績 等	受給者 30万7千人(2009年6月) 支給総額(2007年実績) 19億ユーロ(約2500億円)
備考	・ 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長65歳まで受給可能。 ・ 月に78時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは、ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給される。さらに、4か月連続で月78時間を超えるひとつまたは複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給される。

資料出所 厚生労働省(2008.12)「2007～2008年海外情勢報告」、同(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」等

イギリス: Department for Work and Pensions Tabulation Tool, Directgovホームページ  
フランス: 政府公共サービス(Service-Public)ホームページ (<http://vosdroits.service-public.fr/>) 等により労働政策研究・研修機構作成

第4-9表 失業保険給付受給者数

Table 4-9: Number of persons receiving unemployment benefit

		(千人/thousands)								
国 Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	824	1,003	1,048	839	682	628	583	567	607
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	2,639	2,146	3,624	3,573	2,999	2,709	2,521	2,613	—
UI (州)		2,572	2,110	3,585	3,531	2,950	2,661	2,476	2,572	—
初回申請者数 (州)		357	301	407	404	345	328	313	324	—
イギリス <sup>3)</sup>	GBR	—	966	790	798	700	728	812	731	718
抛出制JSA受給者(a)			147	155	160	131	140	135	114	128
所得調査制JSA受給者(b)			800	617	619	555	575	665	605	577
(a) & (b)			19	19	18	14	14	13	12	13
不支給			94	87	88	78	72	84	76	70
ドイツ <sup>4)</sup>	DEU	2,762	3,152	3,591	3,919	4,047	6,710	6,837	6,357	5,927
失業給付I		1,780	1,695	1,899	1,914	1,845	1,728	1,445	1,080	917
失業扶助/失業給付II		982	1,457	1,692	2,005	2,202	4,982	5,392	5,277	5,010
フランス <sup>5)</sup>	FRA	2,247	2,144	2,377	2,589	2,661	2,574	2,351	2,163	2,087
各種失業給付受給者		1,756	1,667	1,954	2,170	2,232	2,130	1,891	1,728	1,687
ASS及びAI受給者		491	477	422	419	429	444	460	435	400

資料出所 日本: 厚生労働省(2009.11)「平成20年度雇用保険事業年報」

アメリカ: G.P.O.(2009) *Economic Report of the President 2009*

イギリス: 国家統計局(2009) *Annual Abstract of Statistics 2009*

ドイツ: 連邦労働社会省(2009.6) *Statistisches Taschenbuch 2009*

フランス: UNEDIC (全国商工業雇用協会連合) ホームページ "Beneficiaires en fin de mois" (<http://info.assedic.fr/unistatis/>) 2009年8月現在

(注) 国により、失業保険給付の支給要件、支給機関等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。

- 1) 年度平均。受給者実人員。一般求職者給付基本手当基本分(短時間分を含む)。
- 2) 各週受給者数の年平均。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE:1995年以降)、鉄道退職者制度(RP)、退役軍人失業補償(UCX:1958年以降)、連邦・州延長給付(失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給)が含まれる。連邦補足的給付(FSB:通常失業給付、延長給付受給後の失業者に支給)、特別失業扶助(SUA:農業従事者、家内労働者、市区町村職員、失業保険制度の被保険者ではない者を対象に支給)、連邦補足的失業補償、短期延長失業補償(TEUC)は除く。失業期間1週間以上の労働者のみ対象。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 各年5月。1995年は、北アイルランド地域のみ1996年2月8日。1996年10月より従来の失業給付と所得補助が統合されて「求職者給付(JSA)」となったため、2000年以降は連続しない。JSAには、抛出制JSAと所得調査制JSAとがある。
- 4) 年平均。失業給付(失業給付I)受給者と失業扶助(失業給付II)受給者の合計。2005年以降の内訳は上段:失業給付I、下段:失業給付II(ただし、2005年数値は推計値)。
- 5) 各月末計の年平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の失業給付受給者(訓練手当を除く)と、失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度(ASS:特定連帯手当及びAI:社会参入手当)の受給者計。

## 第4-10表 雇用調整速度

Table 4-10: Employment adjustment speed

(製造業/Manufacturing)

国 Country	日本 <sup>1)</sup> JPN				アメリカ <sup>1)</sup> USA	日本 <sup>2)</sup> JPN		
	1990～ 1994	1995～ 1999	2000～ 2004	2000～ 2004	1990～ 1994	1995～ 1999	2000～ 2004	
lnL(t-1)	$\beta 1$	0.8406 (17.12)*	0.7162 (25.55)*	0.6678 (13.24)*	0.5371 (13.56)*	0.9522 (12.66)*	0.8719 (20.28)*	0.4329 (5.88)*
lnY(t)	$\beta 2$	0.1148 (8.55)*	0.1481 (12.86)*	0.2763 (11.11)*	0.2532 (12.98)*	0.0016 (0.07)	0.0566 (3.41)*	0.2980 (8.21)*
CG(t)・lnL(t-1)	$\beta 3$	—	—	—	—	-0.6945 (-7.72)*	-0.5570 (-8.82)*	-0.9490 (-5.67)*
CG(t)・lnY(t)	$\beta 4$	—	—	—	—	0.4510 (7.79)*	0.3543 (8.63)*	0.5933 (5.59)*
雇用調整速度	$1-\beta 1$ $-\beta 3$	0.1593	0.2837	0.3321	0.4628	0.0477	0.1280	0.5670
						0.6945	0.5570	0.9490

(非製造業/Non-Manufacturing)

国 Country	日本 <sup>1)</sup> JPN				アメリカ <sup>1)</sup> USA	日本 <sup>2)</sup> JPN		
	1990～ 1994	1995～ 1999	2000～ 2004	2000～ 2004	1990～ 1994	1995～ 1999	2000～ 2004	
lnL(t-1)	$\beta 1$	0.5653 (13.64)*	0.6460 (20.48)*	0.5883 (13.37)*	0.6179 (11.12)*	0.6946 (11.76)*	0.7797 (16.63)*	0.6177 (10.82)*
lnY(t)	$\beta 2$	0.1798 (8.32)*	0.2125 (10.73)*	0.2492 (9.42)*	0.1539 (6.33)*	0.1013 (3.33)*	0.1256 (4.59)*	0.1959 (6.06)*
CG(t)・lnL(t-1)	$\beta 3$	—	—	—	—	-0.4021 (-6.31)*	-0.4786 (-7.03)*	-0.6547 (-7.25)*
CG(t)・lnY(t)	$\beta 4$	—	—	—	—	0.2518 (6.30)*	0.2968 (6.97)*	0.3964 (7.34)*
雇用調整速度	$1-\beta 1$ $-\beta 3$	0.4346	0.3539	0.4116	0.3820	0.3053	0.2202	0.3822
						0.4021	0.4786	0.6547

資料出所 内閣府(2006)「平成18年版経済財政白書」

(注) 1) 雇用者数, 売上高・営業収益で推計。

2) 雇用者数, 売上高・営業収益, 負比率で推計。

推計式

部分調整モデルをもとに, 企業の財務データを取り入れ, 以下の式を用いて推計。

$$\ln L(t) = \alpha + \beta 1 \cdot \ln L(t-1) + \beta 2 \cdot \ln Y(t) + \beta 3 \cdot CG(t) \cdot \ln L(t-1) + \beta 4 \cdot CG(t) \cdot \ln Y(t) + u(t)$$

L(t) : 当期の雇用者数

L(t-1) : 前期の雇用者数

Y(t) : 売上高・営業収益

CG(t) : 財務データ(負債比率: 有利子負債/総資産)

( )はz値, \*は1%水準で有意であることを示す。

使用データ

日本: 日経NEEDSから, 東証一部上場1,126社(製造業: 705社, 非製造業: 421社)のデータを抽出(単独決算)。

アメリカ: オシリスから, 1,439社(製造業635社, 非製造業804社)のデータを抽出(連結決算)。

## 第4-11表 解雇法制

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal

	個別的解雇	集団的解雇
日本	<p>民法上、期間の定めのない契約の解除は原則として自由。労働基準法により、以下のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 使用者は労働者を解雇しようとする場合、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。</li> <li>• 業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間、ならびに女性が産前産後において休業する期間とその後の30日間における解雇は禁じられている。</li> <li>• 国籍、信条、社会的身分を理由とした解雇、女性であることを理由とした解雇、労働組合員であることや正当な組合活動に従事したことなどを理由とする解雇は禁じられている。</li> <li>• 労働契約法(2008年3月施行)は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、権利を乱用したものとして無効とする。」と定めている(労働基準法から移行)。</li> </ul> <p>合理的理由に基づく解雇としては、(1)労務提供不可能、能力・適格性の欠如、(2)義務違反・規律違反(懲戒解雇)、(3)やむを得ない経営上の理由(整理解雇)、(4)ユニオン・シヨップ協定に基づくものなどが挙げられる。</p>	<p>整理解雇について、判例法上、次の基準を判断材料に、「解雇権の濫用」として違法・無効とされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 人員削減の必要性</li> <li>• 整理解雇を選択することの必要性(解雇回避努力義務)を尽くしたこと</li> <li>• 被解雇者選定の妥当性</li> <li>• 手続きの妥当性(労働者又は労働組合との十分な協議)</li> </ul>
アメリカ	<p>解雇は原則自由であるが、連邦制定法により以下の解雇は制限されている。</p> <p>(1)人種・皮膚の色、宗教、性、出身国を理由とする解雇(公民権法第7条)、(2)年齢を理由とする解雇(年齢差別禁止法)、(3)障害を理由とする解雇(障害を持つアメリカ人法)、(4)組合活動や組合加入を理由とする解雇、(5)その他法律上の権利行使や手続の利用に対する報復としての解雇。</p> <p>また、州によっては、差別禁止事由として以下のような解雇が禁止されている。</p> <p>(1)性的志向(ホモセクシュアルやレズビアン等)を理由とする解雇、(2)既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇、(3)過去の逮捕歴を理由とする解雇。</p> <p>州によっては、以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている(「パブリック・ポリシー法理」)。</p> <p>(1)使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇、(2)適法な内部告発を理由とする解雇、など。また、契約上正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては、契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「契約法理」)。契約当事者間の「誠実・公正義務」として、相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず、これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「誠実・公正義務法理」)。なお、モンタナ州においては、唯一、違法解雇を規制する州制定法が定められている。</p> <p>労働協約で、解雇に対して「正当事由」を求める条項がある場合、この協約の適用を受ける労働者は、不当な解雇がなされた場合、労働協約上の苦情処理手続を通じて救済を求めうる。</p>	<p>解雇は原則自由であるが、大量解雇が行われる場合、使用者は、セニョリテールール(先任権制度)を定めている場合には、そのルールに従って被解雇者を選出する。</p> <p>労働者調整・再訓練予告法により、大量解雇の実施について手続的規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業所閉鎖又は大量レイオフを予定する一定の要件に該当する使用者(100人以上のフルタイム労働者を使用するか週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を時間外労働を除き週当たり合計4千時間以上使用する使用者)は、交渉代表労働組合かそれがいない場合には各労働者、ならびに州及び地方政府の関係機関に、60日以上前にその旨を通知しなければならない。ただし、自然災害等により合理的に予見できない場合は予告義務を課されない。</li> <li>• 使用者が予告義務に違反した場合、労働者は予告不足日数分の賃金及び諸給付のバックペイを請求できる。</li> </ul>



	個別的解雇	集団的解雇
イギリス	<p>1996年雇用権法により、次のような解雇規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間</li> <li>解雇事由の開示(勤続年数1年以上の労働者が要求した場合及び妊娠中又は出産休暇中の女性を解雇する場合)</li> </ul> <p>また、被用者は使用者に不公正に解雇されない権利を有する。特に、以下の事由による解雇は当然に不公正解雇とされる。</p> <p>(1)労働組合への加入の有無、(2)労働組合活動への参加、(3)妊娠及び出産、(4)安全衛生問題に関する権利等を主張したこと、(5)法定の権利を主張したこと、(6)一定の条件下で日曜勤務を拒否したこと、(7)業務譲渡に関すること(経済的・技術的等の理由がある場合を除く)、(8)従業員代表としての行動、(9)企業年金の管財人としての任務の遂行又は提案など。</p> <p>不公正解雇について雇用審判所へ救済申立を行うことができる。雇用審判所は、不公正解雇と認められる場合には(1)職場復帰又は再雇用の命令、(2)補償金といった救済を与える。</p>	<p>1992年労働組合・労働関係法及び1996年雇用権法により、一定規模以上の経済的解雇については、労働組合との協議、貿易産業大臣への通知といった一定の要件が課されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被用者に対しては、雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また、勤続2年以上の被用者は、予告期間終了前に求職又は職業訓練の受講のための有給のタイムオフが与えられる。</li> <li>被用者には使用者から、年齢、勤続年数、週給額に応じた剰員整理手当が支払われる。</li> </ul>
ドイツ	<p>民法典第134条は、法の一般原則による解雇無効の可能性並びに性差別禁止及び母性保護等の個別規定による解雇無効の可能性を認めているが、これ以外は、期間の定めのない契約について労働者及び使用者側からの一方的な一定書式による解約を認めている。予告期間は、民法典622条に規定されている。</p> <p>1969年に制定された解雇保護法(2003年改正)は、次の解雇は、社会的に正当な理由がない解雇として無効としている。適用は、従業員10名以上の事業所(パートタイムは比率で考慮される)。</p> <p>(1)労働者の一身に基づく理由がない場合、(2)労働者の行動に基づく理由がない場合、(3)緊急の経営上の必要性に基づかない場合、(4)従業員代表委員会の合意なしに労働者を解雇した場合、(5)労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合等。</p> <p>また、個別の労働法令により次のような特別解雇制限がある。</p> <p>(1)従業員代表委員会委員及び職員委員会委員の解雇(在職中及び終了後1年間)(事業所組織法、職員代表法)、(2)6か月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇(中央福祉事務所の同意が必要)(重度障害者法)、(3)妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇(母性保護法)、(4)法定の育児休暇を取得中の労働者(連邦育児手当法)、(5)兵役についている労働者の解雇及びその前後に兵役を利用したその労働者の解雇(職場保護法)、(6)訓練期間中の労働者の解雇(職業訓練法)、(7)操業短縮中の解雇に就いては別途規定があり、制限されている。</p>	<p>経済的理由による解雇について解雇制限法による規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行おうとする場合(労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等)、使用者は公共職業安定所に届け出なければならない。</li> </ul> <p>労働者が経済的不利益を被る場合、それを緩和するために、従業員代表委員会と使用者との間で、被解雇者選出基準、退職金、解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない。</p>

## 第4-11表 解雇法制（続き）

Table 4-11: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (cont.)

	個別的解雇	集団的解雇
フランス	<p>1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中と産前産後休業中の解雇</li> <li>・労働に起因する傷病期間及び再訓練期間中の解雇</li> <li>・出身・性・家族状況</li> <li>・民族・人種・政治的意見</li> <li>・労働組合権の通常の行使</li> <li>・宗教的信条</li> </ul> <p>また、解雇には真実かつ重大な理由が必要であり、これが存在しないときは、労働裁判所によって不当解雇とされ、補償金の支払いが必要となる。真実かつ重大な理由とは(1)労働契約の履行、労働者自身、その能力、企業組織に関連したものであり、(2)事実に基づいて証明でき、(3)契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう。</p> <p>個別的解雇には、(1)事前面談への召還、(2)事前面談、(3)解雇通知の送付、(4)解雇予告期間の遵守、(5)解雇手当の支払いといった手続が必要。</p>	<p>経済的理由による解雇については、「真実かつ重大な理由」が必要であり、次のような特別な手続が必要。</p> <p>&lt;個人(1人)解雇の場合&gt; (2人以上の解雇の場合も共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解雇される予定の労働者に対する呼出と面談</li> <li>・労働者に対する書面による解雇予告(一定の待機期間がある。)</li> <li>・労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与</li> </ul> <p>&lt;2人以上10人未満の解雇&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業委員会(ない場合には従業員代表委員)に対する情報提供と協議</li> </ul> <p>&lt;10人以上の解雇&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業委員会(ない場合には従業員代表委員)への情報提供と少なくとも2回以上の協議</li> <li>・企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる。</li> <li>・50人以上の労働者を雇用する企業が、30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には、使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務づけられる。行政官庁は、計画を審査し、補充・変更の提案等を行うことができる。</li> <li>・企業、国、商工業雇用協会の三者による職業転換協定(職業訓練の提供、手当の支給を内容とするもの)を締結しなければならない。</li> </ul> <p>このほか、1,000人以上の労働者を雇用する企業等は、解雇対象者に、最大9か月間、労働契約を維持しながら職業訓練や休職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は、解雇対象者に、職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない。</p>

資料出所 厚生労働省海外情報室作成資料、厚生労働省「改正労働基準法の概要」、日本労働研究機構「労働政策レポートvolume.2 解雇法制」、諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」、荒木尚志/山川隆一/労働政策研究・研修機構「諸外国の労働契約法制」、フランス：Mémo Social 2008、ドイツ：連邦労働社会省 (<http://www.bmas.de/>) 等により労働政策研究・研修機構作成

## ＜コラム2＞ 失業率の国際比較

失業率とは、失業者数／労働力人口×100で算定される指標である。労働力人口とは就業者数と失業者数とを合計した人数であり、失業率を求めるためには就業者と失業者が何を指すかを明らかにする必要がある。これらの定義についてILOは、1982年開催の国際労働統計家会議において、現在使われているILO基準の定義を決議している。ILO基準によると、就業者とは、特定の短い期間に「有給就業者」又は「自営業者」である一定年齢以上のすべての者と定義されている。また、失業者は、特定の短い期間に①「仕事を持たず」②「現在就業が可能であり」③「仕事を探していた」一定年齢以上のすべての者とされている。

この決議以降、各国においてILO基準に沿ったかたちで就学・不就業などの把握方法の見直しが行われたほか、国際機関が各国の失業率をILO基準に調整して公表するなど国際比較のための環境は整備されつつある。もっとも、ILO基準に準拠している失業率とはいっても、各国の実情に合わせて定義そのものかなりの柔軟性があるため、公表している国や機関によって厳密な定義は異なっている。

アメリカでは、労働省労働統計局のCurrent Population Surveyが失業率の把握を行っており、各国の失業率をアメリカの基準に合わせた数値も公表している（表1）。

日本では、総務省統計局の労働力調査で失業率が毎月公表されている。従来、失業の周辺情報を詳細に調べていた労働力調査特別調査が2002年1月から労働力調査に統合され、四半期、各年ベースで詳細結果が公表されている。（＜コラム3＞ 日米の失業者の定義の違い(p.165)参照）

EUでは、各国が独自に公表している失業率の他に、EurostatがILO基準の失業率を毎月公表している。1983年よりEUは、EU各国で行われている労働力調査等をベースとして、国際比較が可能な調査を行っている。1998年のCouncil Regulationが現在の調査枠組みを定め、その後、2000年のCommission Regulationが調査事項に関する詳細を定め、これらに基づき調査を行っている。ただし、調査は四半期あるいは各年ベースに実施することとされているなど、国の事情によって実施状況に差がある。

Eurostatの定義による失業者とは、特定の期間に、①「仕事を持たず」②「2週間以内に就業が可能で」③「過去4週間に何か仕事を探していた」15歳から74歳までの者であり、日本、アメリカの定義とは異なっている。

Eurostatにおける失業率の推計手順をみてみよう。まず、労働力調査から当該月の就業者数と失業者数が推計される。労働力調査を年1回ベースでの

#### 4 失業・失業保険・雇用調整

み行っているフランスやドイツなどの失業者数については、公共職業安定所等への失業者の登録データが活用されるが、労働力調査の失業者の定義とは異なるため、公共職業安定所等への失業者の登録の増減状況が労働力調査の失業者数の増減に反映されるように推計される。就業者数についても、労働力調査の結果から推計される。次に、失業者数及び就業者数が、各国ごとに4つの区分(25歳未満の男性・女性、25歳以上の男性・女性)で計算される。その後これらの系列はそれぞれ季節調整され、各国の数値とEUの合計が計算される。こうした推計方法をとっているため、各国の労働力調査の最新結果が利用可能となった際に、公表されていた失業率の値が過去に遡り改定されることがある。

このように雇用問題が大きな関心を集めるなか、失業率の国際比較には様々な取組みがなされていることが分かる。しかしながら、失業率の水準そのものの的確な比較は極めて難しい作業であり、国際比較にあたっては、目的に応じて水準のみならず失業率の動きや性・年齢別などの失業の構造など様々な面からの分析が必要であろう。

参考文献：総務省(2009)「平成20年労働力調査年報(詳細結果)」  
 BLS *Monthly Labor Review*  
 EU *Official Journal of European Communities*  
 Eurostat *Euro-Indicators news release*,  
*European social statistics -Labour force survey results*

表1 アメリカ労働省統計局(BLS)によるアメリカの定義で調整した失業率

国/Country		1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本	JPN	3.2	4.8	5.4	5.3	4.8	4.5	4.2	3.9	4.0
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	5.6	4.0	5.8	6.0	5.5	5.1	4.6	4.6	5.8
カナダ	CAN	8.6	6.1	7.0	6.9	6.4	6.0	5.5	5.3	5.3
イギリス	GBR	8.7	5.5	5.2	5.0	4.8	4.9	5.5	5.4	5.7
ドイツ	DEU	8.2	7.8	8.6	9.3	10.3	11.2	10.4	8.7	7.5
フランス	FRA	11.3	9.1	8.8	9.2	9.6	9.6	9.5	8.6	8.1
イタリア	ITA	11.3	10.2	8.7	8.5	8.1	7.8	6.9	6.2	6.8
オランダ <sup>2)</sup>	NLD	7.1	3.0	2.8	3.7	4.6	4.8	3.9	3.2	2.7
スウェーデン <sup>3)</sup>	SWE	9.1	5.8	5.2	5.8	6.6	7.7	7.0	6.1	6.0
オーストラリア <sup>1)</sup>	AUS	8.2	6.3	6.4	5.9	5.4	5.1	4.8	4.4	4.2

資料出所 Bureau of Labor Statistics (2009.5) "Comparative Civilian Labor Force Statistics, Ten Countries, 1995-2009"

- (注) 1) 本国失業率もアメリカ定義で公表している。  
 2) 2000年にデータ源の変更があった。  
 3) 2005年に新しい調査票が導入された。

### <コラム 3> 日米の失業者の定義の違い

失業者の定義については、日米ともにILOの基準に従い、①仕事をもたず、②現在就業可能であり、③仕事を探していた——との3要件を満たす者とされているが、求職活動期間や家族従業者の取り扱いにおいて下表のとおり若干の違いがある。

また、レイオフ(一時休業)の扱いについて、アメリカではレイオフされた後に復職を待っている者は求職活動の有無を問わず失業者に含めるが、日本の一時休業の場合は、雇用関係が一般に継続しているため、就業者に含まれている。

#### 日・米失業者の定義の相違

	求職活動期間		求職活動の結果を待っている	家族従業者(就業時間)		就業内定者 <sup>注)</sup>
	過去1週間	過去2~4週		週15時間未満	週15時間以上	
日本	失業者	非労働力人口	失業者	就業者	就業者	非労働力人口
アメリカ	失業者	失業者	非労働力人口	非労働力人口	就業者	非労働力人口

注) 就業内定の場合でも、求職活動を行っていれば失業者にカウントされる。

日本定義からアメリカ定義への修正については、おおむね以下の①から③の修正を行うことになる。

- ① 過去2~4週間に求職活動を行った者 : 非労働力人口→失業者
- ② 求職活動の結果を待っている者
  - イ 過去2~4週間に求職活動を行った者 : 変更なし
  - ロ 過去1か月以内に求職活動を行っていない者 : 失業者→非労働力人口
- ③ 家族従業者のうち、週15時間未満の就業者 : 就業者→非労働力人口

2008年について総務省「労働力調査年報詳細結果」を活用して、上記①~③の修正を行い、日本定義の失業者数等をアメリカ定義に変更すると、以下のようなになる。

#### 4 失業・失業保険・雇用調整

(日本定義)

失業者数 : 265万人

労働力人口 : 6,650万人

完全失業率 : 4.0%

(注:上記の数字は、全て2008年の原数値。)

- ① に該当する者(非労働力人口のうち過去1か月に求職活動があり、仕事にすぐ就ける者。ただし、「家事・育児のため仕事があっても続けられそうにない」者を除く)→23万人
- ② の口(に該当する者(完全失業者のうち、過去1か月以内に求職活動を行っていない者)→67万人
- ③ に該当する者(家族従業者のうち、1週間の就業時間が15時間未満の者)→30万人

(アメリカ定義への修正)

失業者数 : 221万人 (=265+23-67)

労働力人口 : 6,553万人 (=6,650-67-30)

完全失業率 : 3.4% (=221÷6,553)×100)

資料出所 厚生労働省(2002)「平成14年版労働経済白書」、総務省(2009)「平成20年労働力調査年報(基本集計、詳細集計)」

当機構で作成している「ユースフル労働統計—労働統計加工指標集—2010」では、日本における各種失業率について試算しているので、興味のある方は参照されたい。

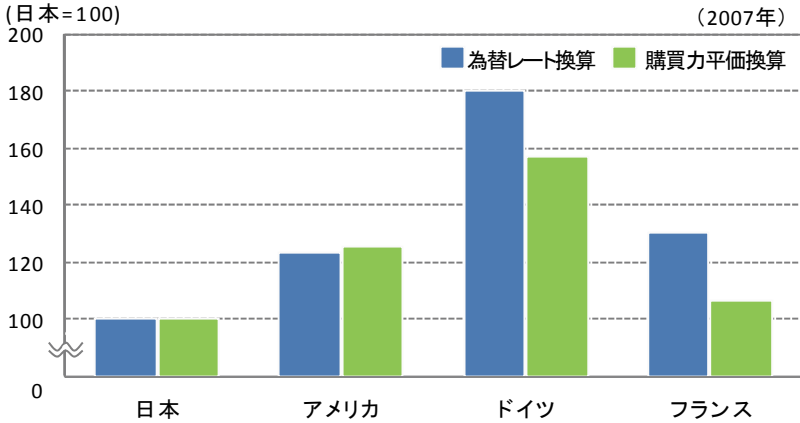
## 5. 賃金・労働費用

### **Wages and Labour Costs**





## 5-1 時間当たり賃金（製造業、試算）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-1表 時間当たり賃金(製造業、試算)」(p.173)を参照。

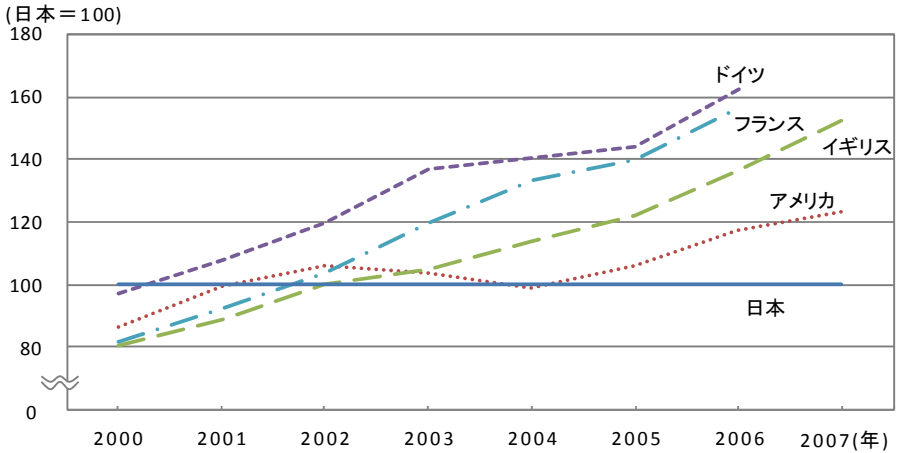
賃金の国際比較を行う場合いくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために換算するレートとして為替レートを使うことは、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないという問題がある。

ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価とで比較した(資料出所及び推計計算方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については日本は5人以上、アメリカは全規模、欧州については10人以上という違いがある。

2007年について為替レート換算でみると、日本を100にすると、アメリカが123、ドイツが181、フランスが131となっており、購買力平価による比較では、日本を100にすると、アメリカが126、ドイツが157、フランスが107、となっており、いずれの場合でも各国を下回っている。

## 5 賃金・労働費用

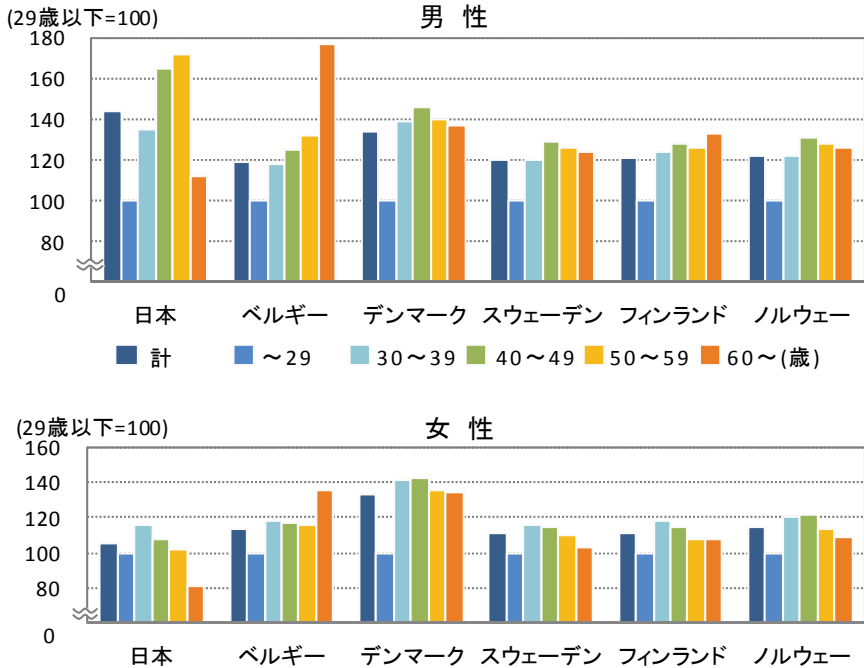
### 5-2 労働費用（製造業、試算：為替レート換算）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-6表 労働費用(製造業、試算：為替レート換算)」(p.178)を参照。

労働費用についても賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行った。我が国の労働費用は、1985年以降傾向的に高まり、2000年には5か国中最も高かったが、2007年をみると為替レート他の影響もあり、5か国中で最も低い水準となっている。

### 5-3 年齢階級別賃金格差（製造業）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-12表 年齢階級別賃金格差(製造業、2006年) (p.182)を参照。

上のグラフは日本、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェーについて、29歳以下の賃金を100としたときの年齢階級別賃金指数(格差)を示したものである。

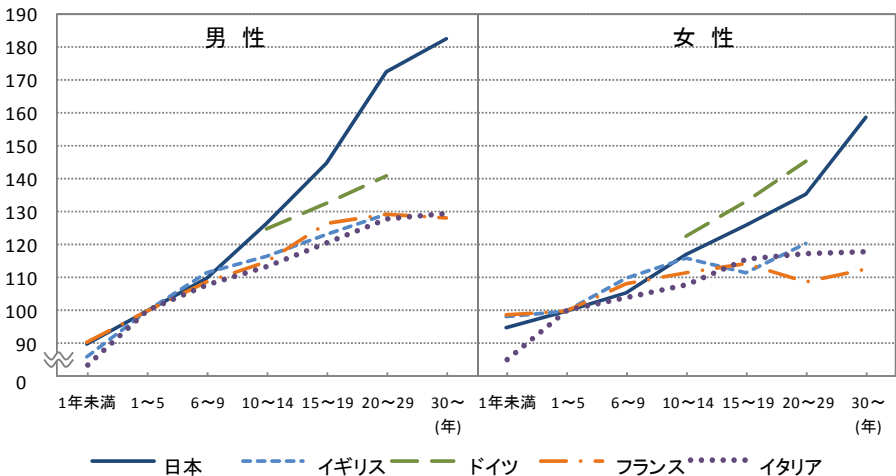
男性についてみると、日本では、年齢階級が高くなるにつれて格差が広がり、50～59歳で最大約1.7倍となるが、60歳以上になると縮小する。日本以外の国々では、29歳以下賃金との最大格差を持つ年齢階級層は、ベルギーでは60歳以上層(1.8倍)、デンマークでは40～49歳層(1.5倍)、スウェーデンでは40～49歳層(1.3倍)、フィンランドでは60歳以上層(1.3倍)、ノルウェーでは40～49歳層(1.3倍)となっている。他方、女性の場合は、男性に比べて年齢階級間の賃金格差は概して小さいが、デンマークでは29歳以下の賃金との格差が、30～39歳層、40～49歳層及び50～59歳層で1.4倍などとなっている。

これらの数値を理解するためには、年齢階層別の労働力率もあわせてみる必要がある。とりわけ、EU諸国において高齢者の労働力率が低いことに注意すべきである。

5 賃金・労働費用

5-4 勤続年数別賃金格差（製造業、2006年）

（勤続年数1～5年=100）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-13表 勤続年数別賃金格差（製造業、2006年）」（p.183）を参照。

（注）日本の勤続年数は、1～5年が1～4年、6～9年が5～9年に相当する。

上のグラフは日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアについて、勤続年数1～5年（日本については1～4年）の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数（格差）を示したものである。

まず男性についてみると、日本については勤続年数が長くなるにつれ、勤続年数別賃金指数が上昇し、勤続年数20～29年までその成長スピードも増す。特に勤続年数30年以上では勤続年数1～4年の1.8倍超に達する。その他の国々については、ドイツでは勤続20～29年で約1.4倍、イギリス、フランスでは勤続年数20～29年で約1.3倍、イタリアでは勤続年数20年以上で約1.3倍となる。一方、女性の場合は、男性に比べて勤続年数間の賃金格差は概して小さくなっている（ドイツは女性の方が男性より大きくなっている）。

第5-1表 時間当たり賃金（製造業、試算）

Table 5-1: Hourly wages, manufacturing (preliminary calculation)

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ <sup>1)</sup> DEU	フランス <sup>2)</sup> FRA
賃金/Wages	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(マルク/Mark)	(フラン/Franc)
1995	2,176	16.06	9.22	38.07 (ユーロ/Euro)	96.65 (ユーロ/Euro)
2000	2,266	18.79	11.55	21.85	16.22
2001	2,276	19.60	12.14	22.53	17.11
2002	2,238	20.23	12.65	23.00	17.76
2003	2,248	20.63	12.82	23.50	18.23
2004	2,289	20.75	13.12	23.54	19.50
2005	2,303	21.58	13.73	23.96	20.11
2006	2,314	22.59	14.22	24.70	20.81
2007	2,253	23.60	—	25.25	18.25
2008	2,288	24.39	—	—	—
日本を100とした場合の格差/Wage gap: JPN = 100 (為替レート換算/Exchange rate conversion)					
1995	100	69	63	115	84
2000	100	89	83	96	71
2001	100	105	93	108	82
2002	100	113	106	121	94
2003	100	106	108	137	106
2004	100	98	114	138	114
2005	100	103	120	143	120
2006	100	114	132	156	131
2007	100	123	—	181	131
2008	100	110	—	—	—
(購買力平価換算/PPP Conversion)					
2005	100	121	121	156	123
2006	100	121	120	155	121
2007	100	126	—	157	107
2008	100	124	—	—	—
換算為替レート <sup>3)</sup>		(ドル/円)	(ポンド/円)	(ユーロ/円)	(ユーロ/円)
Exchange rates for conversion		(Dollar/Yen)	(Pound/Yen)	(Euro/Yen)	(Euro/Yen)
		117.75 (103.36)	235.71	161.17	161.17

資料出所 厚生労働省(2009)「平成20年毎月勤労統計調査」、内閣府(2009.8)「平成19年度国民経済計算年報」

U.S. Bureau of Labour Statistics (2009.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database "Labour Costs" (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>)

OECD (2009) *National Accounts 1996-2007, vol.2*, OECD (2007) *Purchasing Power Parities*

*and Real Expenditures: 2005 Benchmark Year*, OECD Database "PPPs and exchange rates"

(<http://stats.oecd.org/>) 2009年7月現在

IMF *International Financial Statistics* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2009年8月現在

(注) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の5人以上雇用事業所の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。

米国: *Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計した。なお、2002年以降は、第1四半期のデータである。

欧州: *Labour Costs*の10人以上規模製造業全労働者の実労働時間当たり賃金 (total wages and salaries)。ただし、該当数値の掲載がない年は、labour costs annual dataの製造業における時間当たりの労働費用と賃金の労働費用比率から算出した製造業労働者の賃金の伸び率を用いて、実労働時間当たり賃金を算出した。

1) 1995年はマルク、2000年以降はユーロによる表示。

2) 1995年はフラン、2000年以降はユーロによる表示。

3) 2007年の対各国通貨円レート。アメリカの( )内は2008年。

※経年の為替レートは「第1-14表 為替レート(p.38)」を参照。

## 5 賃金・労働費用

## 第5-2表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

(男女計/Total)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	注 <sup>1)</sup>
日本 <sup>2)</sup> (円/月) Yen/month JPN	390,600	406,707	410,817	419,768	419,656	425,059	411,375	411,529	E e
(円/日) Yen/day	19,727	20,645	20,854	21,200	21,411	21,577	20,989	21,104	
(円/時間) Yen/hour	2,383	2,469	2,481	2,503	2,516	2,532	2,455	2,485	
アメリカ <sup>3)</sup> US\$/h USA	12.34	14.32	15.74	16.14	16.56	16.81	17.26	17.74	E e
カナダ <sup>4)</sup> CA\$/h CAN	16.62	18.26	19.36	19.99	20.53	20.50	21.58	21.95	E w
イギリス <sup>5)</sup> Pound/h GBR	7.92	10.10	11.65	12.03	12.51	12.87	13.20		E e
ドイツ <sup>6)</sup> Euro/h DEU	25.46	27.78	15.09	15.40	15.60	15.74	19.09	19.51	E e
フランス <sup>7)</sup> Euro/h FRA	52.78	10.20	12.00	12.30	12.56	12.90	13.30		E w
イタリア <sup>8)</sup> Index ITA	131.3	114.4	93.9	96.9	99.5	103.0	106.0	109.8	R e
スウェーデン <sup>9)</sup> Krona/h SWE	107.0	111.3	122.0	126.1	129.9	133.8	139.5		E w
ロシア <sup>10)</sup> Ruble/m RUS	464,792	1,056	—	—	8,421	10,199	12,879	16,050	E e
中国 <sup>11)</sup> Yuan/m CHN	431	729	1,041	1,169	1,313	1,497	1,740	2,016	E e
香港 HK\$/d HKG	278.0	335.4	322.2	324.3	279.0	321.7	342.8	341.2	R w
韓国 <sup>12)</sup> 1,000 Won/m KOR	1,124	1,602	2,074	2,280	2,458	2,595	2,772	2,758	E e
シンガポール <sup>13)</sup> SG\$/m SGP	2,157	3,036	3,265	3,350	3,495	3,618	3,764	3,955	E e
タイ <sup>14)</sup> Baht/m THA	4,994	6,065	6,432	6,129	6,407	6,942	6,999		R e
フィリピン <sup>15)</sup> Peso/d PHL	6,654	226.2	237.4	239.4	246.6	265.0	277.2	289.6	R e
インド <sup>16)</sup> Rupee/m IND	1,211	1,281	1,079	1,732	1,234	3,526	—		E w
オーストラリア <sup>17)</sup> AU\$/h AUS	15.59	18.16	—	22.77	—	25.36	—		E e
ニュージーランド <sup>18)</sup> NZ\$/h NZL	14.56	16.97	18.50	19.29	19.58	20.51	21.45	22.40	E e
ブラジル <sup>19)</sup> Real/m BRA	631	763	902	—	—	—	—		E e

(男性/Male)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	注 <sup>1)</sup>
日本 <sup>2)</sup> (円/月) Yen/month JPN	475,620	491,697	487,417	490,121	488,997	493,438	484,455	481,716	E e
(円/日) Yen/day	23,901	24,708	24,617	24,629	24,697	24,921	24,467	24,577	
(円/時間) Yen/hour	2,796	2,870	2,834	2,827	2,835	2,842	2,779	2,804	
アメリカ <sup>3)</sup> US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
カナダ <sup>4)</sup> CA\$/h CAN	—	—	—	—	—	—	—	—	E w
イギリス <sup>5)</sup> Pound/h GBR	8.45	10.62	12.13	12.50	12.97	13.36	13.71		E e
ドイツ <sup>6)</sup> Euro/h DEU	26.74	29.10	15.74	16.04	16.24	16.37	20.01	20.46	E e
フランス <sup>7)</sup> Euro/h FRA	55.79	10.60	12.40	12.80	13.01	13.40	13.80		E w
イタリア <sup>8)</sup> Index ITA	—	—	—	—	—	—	—	—	R e
スウェーデン <sup>9)</sup> Krona/h SWE	109.1	113.3	124.1	128.4	132.2	136.1	142.1		E w
ロシア <sup>10)</sup> Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
中国 <sup>11)</sup> Yuan/m CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
香港 HK\$/d HKG	357.7	428.8	406.1	380.4	282.4	420.8	436.4	430.3	R w
韓国 <sup>12)</sup> 1,000 Won/m KOR	1,315	1,826	2,370	2,600	2,799	2,932	3,124		E e
シンガポール <sup>13)</sup> SG\$/m SGP	2,644	3,653	3,881	3,969	4,111	4,218	4,359	4,559	E e
タイ <sup>14)</sup> Baht/m THA	6,234	7,113	7,345	—	—	7,973			R e
フィリピン <sup>15)</sup> Peso/d PHL	7,529	237.2	246.3	247.7	254.0	270.5	290.9	299.1	R e
インド <sup>16)</sup> Rupee/m IND	—	—	—	—	—	—	—	—	E w
オーストラリア <sup>17)</sup> AU\$/h AUS	16.07	19.13	—	23.40	—	26.11	—		E e
ニュージーランド <sup>18)</sup> NZ\$/h NZL	15.52	17.87	19.54	20.24	20.54	21.52	22.54	23.54	E e
ブラジル <sup>19)</sup> Real/m BRA	712	854	1,010	—	—	—	—		E e

(女性/Female)

国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	注 <sup>1)</sup>
日本 <sup>2)</sup> (円/月) Yen/month JPN (円/日) Yen/day (円/時間) Yen/hour	205,726 10,496 1,367	212,515 10,954 1,421	214,646 11,122 1,436	225,593 11,629 1,484	224,533 11,694 1,489	229,071 11,869 1,507	217,796 11,344 1,452	220,701 11,555 1,483	E e
アメリカ <sup>3)</sup> US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
カナダ <sup>4)</sup> CA\$/h CAN	—	—	—	—	—	—	—	—	E w
イギリス <sup>5)</sup> Pound/h GBR	6.01	8.02	9.64	10.02	10.52	10.78	10.99	—	E e
ドイツ <sup>6)</sup> Euro/h DEU	19.72	21.39	11.64	11.89	12.02	12.10	15.27	15.61	E e
フランス <sup>7)</sup> Euro/h FRA	44.31	8.70	10.30	10.70	10.99	11.30	11.70	—	E w
イタリア <sup>8)</sup> Index ITA	—	—	—	—	—	—	—	—	R e
スウェーデン <sup>9)</sup> Krona/h SWE	98.2	103.4	112.9	116.8	119.9	124.1	128.6	—	E w
ロシア <sup>10)</sup> Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
中国 <sup>11)</sup> Yuan/m CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
香港 HK\$/d HKG	233.5	278.1	262.7	280.0	273.8	256.9	259.6	259.9	R w
韓国 <sup>12)</sup> 1,000 Won/m KOR	711	1,056	1,320	1,420	1,556	1,676	1,785	—	E e
シンガポール <sup>13)</sup> SG\$/m SGP	1,541	2,181	2,374	2,442	2,563	2,682	2,815	2,974	E e
タイ <sup>14)</sup> Baht/m THA	4,250	5,122	5,539	—	—	5,997	—	—	R e
フィリピン <sup>15)</sup> Peso/d PHL	5,592	210.6	225.0	227.4	236.5	257.4	257.9	275.8	R e
インド <sup>16)</sup> Rupee/m IND	—	—	—	—	—	—	—	—	E w
オーストラリア <sup>17)</sup> AU\$/h AUS	13.67	16.80	—	19.94	—	23.45	—	—	E e
ニュージーランド <sup>18)</sup> NZ\$/h NZL	11.98	14.44	15.51	16.55	16.84	17.62	18.47	19.16	E e
ブラジル <sup>19)</sup> Real/m BRA	405	524	619	—	—	—	—	—	E e

資料出所 日本:厚生労働省(2009)「平成20年毎月勤労統計調査」

アメリカ:U.S. Bureau of Labor Statistics(2009.10) *Current Employment Statistics*

その他:ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>)2009年10月現在

- (注) 1) E=実収賃金, R=賃金率。e=雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), w=賃金労働者(現場または生産労働者)。俸給雇用とは、事務・管理・技術・専門職労働者。  
 2) 毎月勤労統計調査の30人以上雇用事業所の常用労働者。賞与等の特別に支払われた賃金を含む、労働時間は総実労働時間。  
 3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。  
 4) 時間給の雇用者。残業を含む。  
 5) 毎年4月の数値。北アイルランドを除く。成人フルタイム労働者の賃金率。残業手当を含む。  
 6) 2006年以前は賃金労働者。1995年は旧西ドイツ地域、使用者が直接支払う家族手当を含む。2000年以前はマルク単位。1ユーロ=1.95583マルク。  
 7) 1995年は10月の数値、1996年以後調査対象変更。1995年の単位はフラン/時間。1ユーロ=6.55957フラン。  
 8) 1995年は1990年=100, 2000年は1995年12月=100, 2003~2004年は2000年12月=100, 2005年以降は2000年12月=100とした指数。  
 9) 毎年9月の民間部門の数値。休暇手当、疾病休暇中の手当、残業手当を除く。ただし1995年は、休暇手当、疾病休暇中の手当及び現物給与の評価額を含む第2四半期成人の数値。2000年は9~10月の数値。  
 10) 1997年以降新ルーブル、1新ルーブル=1,000旧ルーブル。2000年の欄は1998年の数値。  
 11) 国有経営単位、都市集合経営単位、その他の経営単位を対象。  
 12) 単位1,000ウォン。正規従業員10人以上の事業所。  
 13) 1998年に統計手法の変更。2006年に産業分類変更。  
 14) 1995年は毎年3月の数値。国営企業を除く所定労働時間に対する賃金率。2000年の欄は2001年の数値。  
 15) 1995年は1か月当たり賃金、20人以上規模企業、年間給与に基づき算出。2000年の欄は2001年の数値。2000年以降は一日当たりの賃金。  
 16) 対象労働者の範囲の変更により変動がある。  
 17) フルタイム非管理職、毎年5月の数値、1996年以降産業分類変更。  
 18) フルタイム従業員0.5人(相当)以上規模企業。毎年2月の数値。  
 19) 毎年12月の数値。2003年の欄は2002年の数値。

第5-3表 産業別賃金（2008年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2008

国・地域 Country or region	非農林漁業 部門 All sectors excluding agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufacturing	鉱業及び 採石業 Mining and quarrying	建設業 Construction	運輸・倉庫、 通信業 Transport, storage and communication	注 <sup>1)</sup>	
日本 <sup>2)</sup>	JPN	379,497	411,529	518,077	437,424	343,987	E e
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	18.08	17.74	22.50	21.87	16.16	E e
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	20.15	21.95	31.52	26.49	22.46	E w
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	13.99	13.20	17.20	13.20	13.00	E e
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	—	19.51	18.72	15.49	15.73	E e
フランス <sup>7)</sup>	FRA	12.60	13.30	13.40	13.00	12.60	E w
スウェーデン <sup>8)</sup>	SWE	133.8	139.5	169.1	147.3	131.9	E w
ロシア <sup>9)</sup>	RUS	33,204	16,050	33,206	18,574	20,761	E e
中国 <sup>10)</sup>	CHN	2,436	2,016	2,867	1,794	2,733	E e
香港 <sup>11)</sup>	HKG	453.3	341.2	—	649.0	522.4	R w
韓国 <sup>12)</sup>	KOR	2,891	2,758	2,724	3,141	2,639	E e
シンガポール <sup>13)</sup>	SGP	3,977	3,955	—	2,861	—	E e
タイ <sup>14)</sup>	THA	7,357	6,999	9,325	5,478	11,746	R e
フィリピン <sup>15)</sup>	PHL	305.67	289.56	242.29	267.83	357.10	R e
インド <sup>16)</sup>	IND	—	3,525.9	—	—	—	E w
オーストラリア <sup>17)</sup>	AUS	25.65	25.36	34.98	24.33	26.80	E e
ニュージーランド <sup>18)</sup>	NZL	23.69	22.40	30.67	21.87	23.19	E e
ブラジル <sup>19)</sup>	BRA	905.8	901.9	1,517.5	637.2	924.3	E e

資料出所 日本：厚生労働省(2009)「平成20年毎月勤労統計調査」

アメリカ：U.S. Bureau of Labor Statistics (2009.10) *Current Employment Statistics*その他：ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年10月現在

単位は第5-2表(p.174)同様、現地通貨。

- (注) 1) E = 実収賃金, R = 賃金率。e = 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), w = 賃金労働者(現場又は生産労働者)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- 2) 事業所規模30人以上の常用労働者。民間部門。現金給与総額の平均月額。運輸、倉庫、通信業の欄は運輸業の数値。情報通信業は515,763円。
- 3) 時間当たり賃金。
- 4) 時間給の労働者。時間当たり賃金。時間外手当を含む。
- 5) 2007年4月の数値。成人フルタイム労働者の時間当たり賃金。時間外手当を含む。
- 6) 時間当たり賃金。
- 7) 2007年値。非農林漁業部門は公共・教育・地域社会事業を除く。
- 8) 2007年9月の数値。時間当たり賃金。休暇手当、疾病休業手当及びその他手当を含まない。非農林漁業部門は全産業計の数値。
- 9) 月当たり賃金。
- 10) 月当たり賃金。国有事業所、都市部の集団事業所、その他の事業所。非農林漁業部門は全産業計の数値。鉱業及び採石業は公営部門の鉱業のみを対象。
- 11) 1日当たりの賃金率。非農林漁業部門は鉱業及び採石業、建設業、卸売・小売・飲食・宿泊業を除いた数値。運輸、倉庫、通信業は倉庫、通信業を除いた数値。建設業は国の事業の労働者。
- 12) 単位1,000ウォン。月額賃金。10人以上規模企業の常用雇用者。
- 13) 月当たり賃金。非農林漁業部門は全産業計の値。
- 14) 2007年値。月当たり賃金。非農林漁業部門は全産業計の値。
- 15) 1日当たりの賃金。
- 16) 2006年値。月当たり実収賃金。
- 17) 2006年3月の数値。時間当たり賃金。フルタイム非管理職。
- 18) 2008年2月の数値。時間当たり賃金。フルタイム常用雇用者。非農林漁業部門の集計は自営及び在外企業の値を含まない。また、公的企業及び教育部門を完全には含まない。
- 19) 2002年12月の数値。



第5-4表 時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）

Table 5-4: Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing

国・地域		(%)									
Country or region		1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本 <sup>1)</sup>	JPN	3.3	2.0	0.0	-1.2	2.4	1.8	0.8	1.3	-0.4	0.1
アメリカ	USA	2.6	3.4	3.1	3.6	2.9	2.6	2.6	1.5	2.7	2.8
カナダ	CAN	1.4	2.6	0.5	1.3	4.2	3.2	2.7	-0.3	5.4	1.7
イギリス	GBR	4.4	4.6	4.3	3.5	3.6	3.6	3.7	5.1	3.5	3.0
ドイツ	DEU	3.7	2.7	1.5	1.7	2.4	2.0	1.1	0.8	—	—
フランス	FRA	2.5	4.9	4.4	3.3	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	3.1
イタリア	ITA	3.1	2.1	1.5	2.7	2.6	2.9	2.7	3.4	2.8	3.4
スウェーデン	SWE	5.4	3.4	2.9	3.4	2.9	2.7	3.0	3.0	3.7	3.9
香港 <sup>2)</sup>	HKG	8.3	0.1	2.2	-1.5	-3.7	-0.1	1.1	3.0	-0.8	0.0
台湾 <sup>3)</sup>	TWN	5.7	3.1	-1.3	0.1	2.9	2.8	3.0	1.3	1.8	-0.1
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	9.9	8.6	6.4	12.0	8.7	10.0	7.8	5.6	6.9	-3.5
シンガポール <sup>3)</sup>	SGP	8.1	4.8	-0.1	2.3	1.1	1.7	2.4	0.2	5.1	8.1
オーストラリア	AUS	6.3	1.7	2.2	9.1	7.7	4.1	2.8	4.2	2.8	5.4
ニュージーランド	NZL	2.6	2.9	3.1	3.6	2.9	2.7	3.4	4.5	4.1	4.4

資料出所 日本:厚生労働省(2009.10)「毎月勤労統計調査(長期時系列表)」

香港,シンガポール:ILO LABORSTA(<http://laborsta.ilo.org/>)2009年10月現在

台湾:台湾行政経済建設委員会(2009.7) *Taiwan Statistical Data Book 2009*

その他:OECD Database "Hourly Earnings (Main Economic Indicators)"

(<http://stats.oecd.org/>)2009年10月現在

(注) 1) 月当たり現金給与総額,事業所規模30人以上。

2) 俸給雇用の月当たり平均賃金額。

3) 平均賃金月額。

第5-5表 フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準(女性)

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers, female

国	Country	%	(年/Year)
日本	JPN	70.3	(2008)
アメリカ	USA	62.5	(1996)
イギリス	GBR	68.8	(2008)
ドイツ	DEU	87.5	(1995)
スウェーデン	SWE	92.3	(1995)

資料出所 日本:厚生労働省(2009.6)「平成20年賃金構造基本統計調査」

イギリス:Office for National Statistics (2008.11) *2008 Annual Survey of Hours and Earnings*

その他:内閣府(2003)「平成15年版男女共同参画白書」

(注) パートタイム・時間当たり賃金のフルタイム・時間当たり賃金(所定内給与)に対する割合。

## 5 賃金・労働費用

第5-6表 労働費用（製造業、試算：為替レート換算）

Table 5-6: Labour costs, manufacturing (preliminary calculation: exchange rate conversion)

年 Year	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
<b>労働費用</b>					
Labour costs					
1995	100	71	60	122	99
2000	100	87	80	97	82
2001	100	100	89	108	92
2002	100	106	100	120	104
2003	100	104	105	137	120
2004	100	99	114	140	133
2005	100	106	122	144	140
2006	100	117	136	162	156
2007	100	123	152	—	—
<b>うち現金給与</b>					
Cash wages					
1995	100	69	63	115	84
2000	100	89	83	96	71
2001	100	105	93	108	82
2002	100	113	106	121	94
2003	100	106	108	137	106
2004	100	98	114	138	114
2005	100	103	120	143	120
2006	100	114	132	156	131
2007	100	123	—	181	131

資料出所 総務省統計局(2009)「平成20年労働力調査」, 厚生労働省(2009)「平成20年毎月勤労統計調査」, 同(2007)「平成18年就労条件総合調査」

U.S.Bureau of Labour Statistics(2009.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database "Labour Costs" (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>)

OECD(2009) *National Accounts 1996-2007 vol.2*, OECD Database "PPPs and exchange rates" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年7月現在

IMF *International Financial Statistics* (<http://www.imfstatistics.org/imf/>) 2009年8月現在

(注) 1) 対象となる事業所規模はアメリカは全規模, EU諸国は10人以上規模, 日本は5人以上規模(推計値)である。

2) アメリカの2002年以降の数値は, 第1四半期のデータである。

3) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 就労条件総合調査の製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに, 製造業の実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。

米国: *Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。

欧州: "Labour Costs"の製造業の実労働時間当たり労働費用を使用して延長推計。

第5-7表 単位労働費用の対前年上昇率

Table 5-7: Annual growth rates for unit labour costs, percentage change from previous year

		(%)								
国 Country	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	-1.1	2.5	-6.7	-6.4	-2.3	-10.1	-11.9	-10.8	7.3
アメリカ	USA	-5.1	5.3	-4.5	-6.5	-8.8	-4.4	-2.1	-5.9	-5.0
カナダ	CAN	2.7	-4.1	2.6	15.0	11.4	9.8	7.8	5.6	0.7
イギリス	GBR	-2.1	3.4	2.5	-3.4	5.1	-1.3	2.5	3.7	-12.4
ドイツ	DEU	9.2	-5.8	1.8	4.5	-0.3	-5.6	-4.1	-2.4	-2.0
フランス	FRA	1.7	-5.5	1.5	2.6	2.5	-1.2	1.5	2.1	0.5
イタリア	ITA	-9.0	-4.8	4.6	11.2	4.6	1.7	1.3	2.9	4.7
スウェーデン	SWE	-3.9	0.7	-3.2	1.9	-3.7	-5.5	-5.1	4.8	0.0
韓国	KOR	11.1	6.7	4.3	-0.7	1.8	11.6	4.1	-2.2	-24.8
オーストラリア	AUS	5.3	-6.2	5.1	15.5	12.6	8.7	1.0	7.6	-3.4

資料出所 OECD (2009.6) *Economic Outlook No.85*

(注) 1) 公共部門を除いた商業部門における従業員一人当たり報酬の対前年伸び率。

第5-8表 労働費用費目別構成 (製造業)

Table 5-8: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

		(%)				
費目 Item	国 Country	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
	(年/Year)	(2005)	(2009)	(2004)	(2004)	(2004)
労働費用計	Total labour costs	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
賃金計	Total wages and salaries	79.8	77.6	75.0	75.3	63.4
うち賃金、俸給	Wages and salaries including apprentices	79.8	(70.0)	(68.0)	(65.5)	(59.2)
不就業給 <sup>1)</sup>	Payments for days not worked (excluding apprentices)					
その他の労働費用計	Other labour costs	20.2	22.3	25.0	24.9	36.9
うち法定福利費	Statutory social security contributions	(10.3)	(8.2)	(6.1)	(15.3)	(25.1)
法定外福利費 <sup>2)</sup>	Non-statutory social contributions	(2.4)	(10.2)	(14.0)	(7.7)	(4.6)
退職金等の費用	Payments to employees savings and retirement schemes	(6.8)	(4.0)	(1.2)	(0.5)	(3.1)
現物給与	Wages and salaries in kind (excluding apprentices)	(0.2)	—	(1.5)	(0.7)	(0.2)
職業訓練費	Vocational training costs	(0.3)	—	(2.2)	(0.5)	(1.7)
募集費	Recruitment costs	(0.1)	—	(0.0)	(0.3)	(2.2)
その他	Other expenditure	(0.1)	—			

資料出所 日本:厚生労働省(2007.2)「平成18年版就労条件総合調査」

アメリカ: Bureau of Labor Statistics (2009.9) *Employer Costs for Employee Compensation - June 2009*欧州: Eurostat (2007.5) *Labour Costs Survey 2004*

(注) 単位未満の数値を含むため、内訳を足し上げても100にならない場合がある。( )内は内数。

日本は本社の常用労働者数が30人以上の企業、アメリカは1人以上の事業所、EUは10人以上の企業又は事業所(国によって異なる)の全労働者を対象。

1) 年次有給休暇、病気休暇、天災等の事由により就業しなかった場合に支給される賃金を指す。

2) アメリカはInsuranceの計。イギリス、ドイツ、フランスは見習の福利費を含む。

## 5 賃金・労働費用

第5-9表 生産労働者の時間当たり労働費用<sup>1)</sup> (製造業)

Table 5-9: Hourly labour costs for production workers, manufacturing

国・地域 Country or region		(アメリカ/USA=100)						
		1996 年/Year	2000	2002	2004	2005	2006	2007
日本	JPN	108	103	81	88	86	81	78
アメリカ	USA	100	100	100	100	100	100	100
カナダ	CAN	86	76	70	84	90	98	104
イギリス	GBR	75	82	83	104	105	108	120
ドイツ	DEU	—	119	117	152	147	154	166
フランス	FRA	127	88	85	109	108	112	123
イタリア	ITA	94	67	68	93	93	96	105
オランダ	NLD	—	85	89	118	117	118	129
ベルギー	BEL	124	89	88	114	113	116	127
デンマーク	DNK	—	98	101	130	132	137	156
スウェーデン	SWE	116	89	85	113	110	114	127
フィンランド	FIN	114	81	83	112	113	118	130
ノルウェー	NOR	—	106	120	145	150	157	180
オーストリア	AUT	142	100	98	123	124	128	141
スイス	CHE	149	100	104	123	121	121	125
アイルランド	IRL	79	66	73	98	99	103	117
スペイン	ESP	69	50	51	69	69	72	80
台湾	TWN	31	30	25	25	26	27	27
韓国	KOR	41	38	36	42	48	55	60
シンガポール	SGP	54	47	45	45	44	46	50
フィリピン	PHL	6	4	3	3	4	4	4
オーストラリア	AUS	90	70	66	95	99	102	114
ニュージーランド	NZL	57	38	37	52	56	54	63
ブラジル	BRA	32	17	11	13	17	20	23
メキシコ	MEX	10	12	13	12	12	12	13

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics (2009.3) *International Comparisons of Hourly Compensation Costs in Manufacturing*

(注) 1) 労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し、アメリカを100とするように基準化したもの。

第5-10表 男女間賃金・勤続年数格差（2008年）

Table 5-10: Gender wage and job tenure gap, 2008

国 Country	賃金格差 <sup>1)</sup> Wage Gap	勤続年数 <sup>2)</sup> Job Tenure		
		男 Male	女 Female	格差 Gap
	(男/male=100)	(年/Year)	(年/Year)	(男/male=100)
日本 JPN	67.8	13.1	8.6	65.6
アメリカ USA	79.9	4.2	3.9	92.9
イギリス GBR	80.2	8.7	7.9	90.0
ドイツ DEU	76.3	11.5	10.1	88.2
フランス FRA	86.8	11.6	11.5	99.5
スウェーデン SWE	89.0	9.9	10.7	108.1
韓国 KOR	63.1	6.7	4.0	59.7

資料出所 日本:厚生労働省(2009.6)「平成20年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:U.S.Department of Labor(2009.2) *The Current Population Survey Jan, 2009*, 同(2008.9) *Emoloyee Tennure in 2008*

韓国(勤続年数):労働部(2008.1)「賃金構造調査2006」

その他:ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年10月現在, OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2009年10月現在

(注) 1) 原則, 全産業の賃金額。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者の1か月当たり所定内給与額。ドイツは製造業。フランス・韓国は2007年値。

2) 韓国は2006年値。

第5-11表 フルタイム雇用者の中位所得における男女賃金格差

Table 5-11: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

国 Country		1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004
日本 JPN		40.6	37.1	33.9	33.9	32.5	32.0	
アメリカ USA		28.5	24.6	24.5	24.1	22.4	21.6	
カナダ <sup>1)</sup> CAN		—	25.4	24.0	24.4	24.0	22.5	22.6
イギリス GBR		31.2	26.6	24.0	23.1	22.1	20.0	
ドイツ DEU		27.2	23.5	23.0	25.1	24.1		
フランス FRA		15.3	10.3	10.8	11.8	11.7		
イタリア <sup>1)</sup> ITA		19.5	17.1	16.7				
オランダ <sup>1)</sup> NLD		25.0	23.1	21.7				
ベルギー BEL		—	—	8.8	7.7	6.8	9.3	
デンマーク <sup>1)</sup> DNK		—	14.1	14.7	14.5	13.7	12.3	12.3
スウェーデン SWE		19.6	19.0	15.5	16.6	15.9	14.9	14.8
フィンランド FIN		22.9	22.4	20.4	21.2	20.4	20.1	
韓国 KOR		—	43.1	40.7	—	39.8		
オーストラリア AUS		18.2	14.5	17.2	14.3	15.0	13.0	14.4

資料出所 OECD(2007) *Society at a Glance: OECD Social Indicators, 2006 Edition*

(注) 男女の平均賃金の差を男性平均賃金で除した数値(平均は中位数)。

1) カナダの1995年は1997年の値, イタリアの2000年は1996年の値, オランダの2000年は1999年の値, デンマークの1995年は1996年の値。

## 5 賃金・労働費用

第5-12表 年齢階級別賃金格差（製造業、2006年）

Table 5-12: Wage gap by age group, manufacturing, 2006

計/Total			(～29歳/years old=100)					
国 Country (年/Year)	性別 Sex	年齢計 age total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～	
日本	男性	143.6	100.0	135.4	165.3	172.3	112.2	
	女性	104.8	100.0	115.4	107.9	101.7	81.4	
イギリス	男性	—	—	—	—	—	—	
	女性	111.7	100.0	131.5	115.0	97.6	—	
ドイツ	男性	157.2	100.0	—	—	180.9	184.9	
	女性	131.2	100.0	—	—	139.0	123.2	
ベルギー	男性	119.3	100.0	117.5	124.9	132.2	176.5	
	女性	113.6	100.0	118.0	117.0	115.5	135.6	
デンマーク	男性	133.5	100.0	138.5	146.4	140.0	136.9	
	女性	133.0	100.0	141.2	143.0	136.0	133.9	
スウェーデン	男性	120.4	100.0	119.6	128.7	126.3	123.6	
	女性	111.2	100.0	115.6	114.8	110.4	102.7	
フィンランド	男性	121.0	100.0	124.4	127.9	126.5	133.0	
	女性	111.3	100.0	118.6	115.0	107.8	107.3	
ノルウェー	男性	121.7	100.0	121.8	130.8	127.9	126.4	
	女性	115.1	100.0	120.1	122.0	113.9	108.5	

生産労働者/Production workers			(～29歳/years old=100)					
国 Country	性別 Sex	計 Total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～	
日本	男性	129.7	100.0	128.5	147.5	152.9	99.8	
	女性	99.1	100.0	105.9	99.1	98.5	82.8	

管理・事務・技術労働者/Administrative, managerial, clerical, and technical workers			(～29歳/years old=100)					
国 Country	性別 Sex	計 Total	～29 years old	30～39	40～49	50～59	60～	
日本	男性	154.1	100.0	137.6	171.5	186.3	130.6	
	女性	116.1	100.0	120.2	126.5	126.0	96.8	

資料出所 日本:厚生労働省(2007.6)「平成18年賃金構造基本統計調査」

その他:EU(2009.7) *Structure of Earnings Survey 2006*

(注) 日本の賃金はきまって支給する現金給与額, EU各国は月間平均収入額(=monthly earnings)。

第5-13表 勤続年数別賃金格差（製造業、2006年）

Table 5-13: Wage gap by length of service, manufacturing, 2006

(勤続年数1～5年(日本は1～4年)の賃金=100)  
(Wages for 1-5 (JPN: 1-4) years of service = 100)

計/Total 国 Country	性別 Sex	勤続年数(年/Years)							
		計/Total	0	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本 JPN	男性 Male	135.8	90.0	100.0	110.1	126.4	144.8	172.2	182.4
	女性 Female	114.0	94.7	100.0	105.4	117.3	126.2	135.2	158.5
		計/Total	0	1～5	6～9	10～14	15～19	20～29	30～
イギリス GBR	男性 Male	109.3	85.9	100.0	111.7	116.7	123.2	129.4	—
	女性 Female	105.7	97.9	100.0	110.1	116.2	111.5	120.2	—
ドイツ DEU	男性 Male	118.1	—	100.0	—	124.8	132.7	140.8	—
	女性 Female	113.8	—	100.0	—	122.7	133.2	145.2	—
フランス FRA	男性 Male	113.9	90.4	100.0	108.5	114.6	126.7	129.2	128.1
	女性 Female	106.8	98.8	100.0	108.1	111.3	114.2	108.9	112.6
イタリア ITA	男性 Male	109.6	83.2	100.0	107.6	113.4	120.5	127.9	129.6
	女性 Female	105.3	85.1	100.0	103.9	108.0	115.4	117.3	117.9

生産労働者/Production workers

国/Country	性別/Sex	計/Total	0	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本 JPN	男性 Male	125.3	90.7	100.0	109.5	122.0	135.3	154.5	169.0
	女性 Female	111.6	97.2	100.0	106.0	114.1	119.8	127.0	155.0

管理・事務・技術労働者/Administrative, managerial, clerical, and technical workers

国/Country	性別/Sex	計/Total	0	1～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
日本 JPN	男性 Male	138.6	90.6	100.0	108.4	123.6	141.7	167.9	179.6
	女性 Female	117.2	93.6	100.0	107.0	120.4	131.9	144.2	160.7

資料出所 日本:厚生労働省(2007.6)「平成18年賃金構造基本統計調査」

その他:EU(2009.7) *Structure of Earnings Statistics 2006*

(注) 日本は月間所定内給与額、EU各国は月間総収入についての数値。

## 5 賃金・労働費用

第5-14表 規模間賃金格差（全産業、2006年）

Table 5-14: Wage gap by establishment size in all industries, 2006

国/Country		企業規模(人)/establishment size (employees) (1,000人以上=100)(over 1,000 people = 100)					
		計/all size	5~29	30~99	100~499	500~999	1,000~
日本	JPN	64.0	51.2	63.7	76.2	91.8	100.0
(製造業/manufacturing)		(67.4)	(48.5)	(57.6)	(73.9)	(86.6)	(100.0)
		1~9	10~49	50~249	250~499	500~999	1,000~
アメリカ	USA	56.6	59.5	70.7	78.7	86.5	100.0
(製造業/manufacturing)		(64.4)	(66.9)	(70.8)	(73.0)	(78.6)	(100.0)
イギリス	GBR	84.3	93.0	102.0	104.8	109.0	100.0
ドイツ	DEU	64.2	68.8	75.9	82.8	91.1	100.0
フランス	FRA	—	85.2	89.4	96.8	98.4	100.0
イタリア	ITA	—	72.5	83.3	89.5	96.7	100.0
スウェーデン	SWE	—	100.6	102.8	106.7	104.7	100.0

資料出所 日本:厚生労働省(2007.6)「平成18年毎月勤労統計調査」

アメリカ:U.S. Census Bureau(2005) *2002 Economic Census*その他:EU(2009.7) *Structure of Earnings Statistics 2006*

- (注) 1) 規模区分は日本とアメリカは事業所規模で, EUは企業規模。  
 2) 日本は常用労働者の現金給与総額(total cash earnings), EU各国は月間平均賃金総額(mean monthly earnings), アメリカは年間給与総額(annual payroll)を雇用者数で除したのからそれぞれ指数を作成。  
 3) 日本の全産業は, 調査産業計の値。アメリカの全産業の値は, 入手可能な産業の数値を集計して作成。日本, アメリカともに農林水産業は含まない。  
 4) アメリカは2002年。

第5-15表 所得のジニ係数

Table 5-15: Gini coefficients of income inequality

国	Country	1990年代半ば Mid-1990s	2000年 2000	2000年代半ば Mid-2000s
日本	JPN	0.3235	0.3367	0.3205
アメリカ	USA	0.3614	0.3567	0.3814
イギリス	GBR	0.3540	0.3700	0.3350
ドイツ	DEU	0.2722	0.2698	0.2981
フランス	FRA	0.2700	0.2700	0.2700
イタリア	ITA	0.3479	0.3432	0.3519
スウェーデン	SWE	0.2113	0.2426	0.2341
オーストラリア	AUS	0.3091	0.3172	0.3011

資料出所 OECD(2008.10) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*

(参考)

	2000	2003	2004	2005	2006	2007年/Year
日本	JPN	0.3997	0.3882	0.3999	0.3948	0.3981

資料出所 厚生労働省(2009.5)「平成20年国民生活基礎調査」

(注) ジニ係数とは, 所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき, 1に近づけば不平等の度合が増す。



第5-16表 五分位階級所得割合<sup>1)</sup>

Table 5-16: Income share by quintiles

国・地域 Country	(年) (Year)	第1十分位	第1五分位	第2五分位	第3五分位	第4五分位	第5五分位	第10十分位	ジニ 係数 Gini index
		Lowest 10%	Lowest 20%	Second 20%	Third 20%	Fourth 20%	Highest 20%	Highest 10%	
		(%)							
日本	JPN (2005)	1.5	4.7	10.5	16.3	24.5	43.9	27.1	0.387
	(1993)	4.8	10.6	14.2	17.6	22.0	35.7	21.7	0.249
アメリカ	USA (2000)	1.9	5.4	10.7	15.7	22.4	45.8	29.9	0.408
カナダ	CAN (2000)	2.6	7.2	12.7	17.2	23.0	39.9	24.8	0.326
イギリス	GBR (1999)	2.1	6.1	11.4	16.0	22.5	44.0	28.5	0.360
ドイツ	DEU (2000)	3.2	8.5	13.7	17.8	23.1	36.9	22.1	0.283
フランス	FRA (1995)	2.8	7.2	12.6	17.2	22.8	40.2	25.1	0.327
イタリア	ITA (2000)	2.3	6.5	12.0	16.8	22.8	42.0	26.8	0.360
ロシア <sup>2)</sup>	RUS (2005)	2.6	6.4	11.0	15.9	22.7	44.1	28.4	0.375
スウェーデン	SWE (2000)	3.6	9.1	14.0	17.6	22.7	36.6	22.2	0.250
中国	CHN (2005)	2.4	5.7	9.8	14.7	22.0	47.8	31.4	0.415
韓国	KOR (1998)	2.9	7.9	13.6	18.0	23.1	37.5	22.5	0.316
オーストラリア	AUS (1994)	2.0	5.9	12.0	17.2	23.6	41.3	25.4	0.352

資料出所 日本(2005年):厚生労働省(2007.8)「平成17年所得再分配調査」

日本(1993年), その他の国:World Bank (2009.4) World Development Indicators 2009

- (注) 1) 五分位階級所得割合とは, 各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの, それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお, 本表では, 五分位階級に加えて, 第1十分位, 第10十分位階級割合も表示している。  
2) ロシアは消費に対する割合。

第5-17表 相対的貧困率<sup>1)</sup>

Table 5-17: Percentage of people with an income below 50% of median income

期/Period	国 Country	(%)								
		日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	スウェー デン SWE	オース トラリア AUS
1990年代半ば/mid-90s		13.7	16.7	9.5	10.9	8.5	7.5	14.2	3.7	11.4
2000年頃/around 2000		15.3	17.1	10.3	10.2	9.2	7.2	11.8	5.3	12.2
2000年代半ば/mid-2000s		14.9	17.1	12	8.3	11	7.1	11.4	5.3	12.4

資料出所 OECD (2008.10) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*

- (注) 1) 相対的貧困率とは, 所得(この場合は等価可処分所得)の分布における中央値の50%に満たない人々の割合である。

## 参考表 日本の相対的貧困率

### Reference table: Japan's relative poverty rates\*

		(%)				
		1997年/Year	2000	2003	2006	
相対的貧困率	Total		14.6	15.3	14.9	15.7
子どもの相対的貧困率	Children		13.4	14.5	13.7	14.2

\* Percentage of people with an income below 50% of median income

資料出所 厚生労働省(2009.10)「相対的貧困率」

- (注) OECDと同様の計算方法で, 「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出したもの。「相対的貧困率」とは, 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合。  
子どもの相対的貧困率は, 17歳以下の子ども全体に占める, 中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合。

## 第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 <sup>1)</sup>	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959)	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会方式  <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。</li> <li>地域別最低賃金と特定最低賃金があり、このうち特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定。</li> <li>労働協約の拡張方式による地域別最低賃金は2008年7月の改正最低賃金法により廃止(ただし、施行後2年間)に限り有効。</li> </ul>	議会決定方式	議会決定方式、審議会方式の併用等
設定方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別(都道府県別)</li> <li>特定最低賃金(都道府県かつ産業別)</li> </ul>	全国一律	州内一律
最低賃金額	<地域別> 713円/時間(加重平均, 2009年11月～)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	2.00ドル/時間 (オクラホマ州) ～8.55ドル/時間 (ワシントン州) (2009年9月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

	イギリス	ドイツ			フランス	
					SMIC	労働協約 拡張方式
根拠規定	最低賃金法(1998)	労働協約法(1949)	労働者送法(2009)	最低労働条件法(2009改正)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式	労働協約拡張方式	審議会方式		審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行なう)	労働協約拡張方式
	最低賃金額は使用者団体、労働組合、独立機関の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	協約当事者の交渉による。	協約当事者の一般拘束宣言申請を受け、労使代表で構成する委員会の勧告を踏まえて労社省が法規命令で定める。	公労使代表で構成する中央委員会で特定業種に対する導入是非を検討後、専門委員会の検討を経て、労社省が法規命令で定める。	〈定時改定方式〉 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。  〈物価スライド方式〉 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。	協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	地域・業種別			全国一律	地域・業種別
最低賃金額	[一般(22歳以上)] 5.80ポンド/時間 (2009年10月～)	各労働協約による	労社省の法規命令による	—	8.82ユーロ/時間 (2009年7月1日～)  2008年12年の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	一定の地域内の業種	一業種内(地域別の違いがあり得る)		フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本 <sup>1)</sup>	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 (1)精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2)試用期間中の者 (3)基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 (4)軽易な業務に従事する者 (5)断続的労働に従事する者</p>	<p>[適用除外] ・管理職、専門職等 ・小規模従業者等 [減額措置] ・20歳未満の労働者(雇い始めから90日間) ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル(時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル(但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない)</p>	州により異なる。
影響率等	2.7% (2008年)	時間給で就業する被用者の3.0% (2008年)	—
罰則等	50万円以下の罰金(地域別最低賃金に係る賃金支払義務違反の場合)	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下罰金。繰り返しの違反に対して従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。
ILO条約 批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	
労働協約	あり	なし	

	イギリス	ドイツ	フランス		
			SMIC	労働協約拡張方式	
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業者</li> <li>・徒弟労働者・学生の一部</li> <li>・軍人、漁師の一部等</li> </ul> <p>[減額措置]</p> <p>16～21歳 18歳～21歳までは時給 4.83ポンド、 16歳及び17歳は時給3.57 ポンド(2009年10月1日～)</p>	<p>[適用除外]</p> <p>自営業者</p>	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握することができない労働者(訪問販売員などの一部)</p> <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満</li> <li>・見習訓練生、研修生等</li> </ul>	—	
影響率等	全被用者の4%(100万人) (2008年)	—	200万人強 (2009年10月現在)	—	
罰則等	5,000ポンド以下の罰金	—	—	労働者一人につき1,500ユーロ以下の罰金(再犯は3,000ユーロ以下)	労働者一人につき罰金750ユーロ以下
ILO条約 批准状況	第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	第26号条約(1929批准) 第131号条約は批准せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)		
労働協約			あり		

資料出所 日本:厚生労働省ホームページ, 厚生労働省国際課海外情報室資料

アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ホームページ

イギリス:低賃金委員会ホームページ

ドイツ:連邦労働社会省ホームページ

フランス:労働・社会関係・連帯省ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

- (注) 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。本改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、罰金の引上げ等の改正が行われた。
- 2) 労働協約拡張方式による最低賃金は改正最低賃金法により廃止されたが、同改正法の施行(2008年7月1日)後2年間は効力を有することになっている。

## 5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オランダ	ベルギー	ルクセンブルク	スペイン	ポルトガル	ギリシャ
最低賃金額	1,356.60 ユーロ/月 (2008年7月1日～)	1,387.49 ユーロ/月 (2008年10月～)	1,641.74 ユーロ/月 (2009年1月～)	20.80 ユーロ/日、 624 ユーロ/月、 8,736 ユーロ/年 (2009年1月～)	426.00 ユーロ/月 (2008年1月～)	591.18 ユーロ/月 (2004年9月～)
改定	年2回(1月1日及び7月1日)の改定。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。	経済成長及び所得水準の変化に基づき、2年に1度政府が改定。その間も生計費の上昇により改定。	労使の意見を聞いた後、物価、生産性等に基づき年に1又は2度政府が法令により改定。	政労使による経済社会委員会の意見を聞いた後、物価、生産性等に基づき毎年政府が改定。	通常2年に1度中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。
影響率等	全被用者の4% (2005年)		フルタイム被用者の15.1% (2005年末)	全被用者の1～3% (2005年末)	フルタイム被用者の4.0% (2005年末)	
適用除外・減額措置	15～22歳は各年齢に応じた減額率を適用(30～85%減)	公的部門の被用者及び養成訓練生は適用除外。 20歳:6%減、 19歳:12%減、 18歳:18%減、 17歳:24%減、 16歳以下: 30%減。	15～17歳は20～25%減、障害者も減額可。	養成訓練生は10～30%減。	障害者最大50%減、養成訓練生20%減。	
労働協約拡張適用制度	あり	あり	あり	あり	あり	あり

	中国	韓国	タイ	インドネシア	フィリピン
最低賃金額	800元／月 (北京市・2009年)	4,000 ウォン／時間 (2009年1月～)	206バーツ／日 (バンコク及びサムットプラカーン・2010年1月～)	111万8,900 ルピア／月 (ジャカルタ特別州・2010年1月～)	非農業： 382ペソ／日、 農業： 345ペソ／日 (マニラ首都圏・2008年6月～。経済危機を理由に2009年の改定は見送った)
改定	全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府労働・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定(毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定)。適用時期は毎年1月1日。	ほぼ毎年、政労使からなる全国最低賃金委員会(委員長:労働次官)が28の地域ごとの日額最低賃金を審議して政府に改定額を答申、閣議の承認を経て決定。	原則として毎年1月1日に改定。各県、市ごとに設置された政労使からなる審議会での審議、州知事に申請し、改定額を州知事令で決定。州単位で最賃額を決める州もある。各地域ごとに業種別最賃も併用。	各地域ごとに設置された17の政労使からなる地域三者賃金生産性委員会がそれぞれ当該地域の最賃を改定。不服のある関係団体は、政労使からなる国家賃金生産性委員会に不服申立が可能。
影響率等		全体の13.1% (209万人) (2008年)			
適用除外・減額措置		労働部長官の認可を受けた者 (1)精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者 (2)その他最低賃金を適用することが適当でないと認められる者	中央・地方の行政機関、農業、営企業等は適用除外。	企業規模10人未満、土地と建物を除外した純資産額2億ルピア未満等の企業については、25%を限度とする減額措置。経営不振で最賃支給が不可能な企業は、最賃が発効する10日前までに当該地域の労働移住局を通じて知事に免除を申請することが可能。	農地の小作人、メイド・個人用運転手等の家庭内使用者、内職者等は適用除外。ベッド数100以下の民間病院、従業員15人以下の小売・サービス業の事業所、正社員10人未満の製造業事業所は、345ペソ／日。最低賃金労働者の所得税は免除。(2008年共和国法9504号)
労働協約拡張適用制度	—	—	—	—	—

資料出所 厚生労働省国際課海外情報室資料、厚生労働省ホームページ  
 オランダ:社会問題雇用省ホームページ  
 中国:労働社会保障部発表資料  
 韓国:韓国労働部ホームページ  
 タイ:労働省資料  
 インドネシア:労働移住省資料  
 フィリピン:労働雇用省資料等により労働政策研究・研修機構作成

## 5 賃金・労働費用

## 第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
日本 <sup>1)</sup> JPN									(円/時間)(Yen/hour)	
	611	659	664	665	668	673	687	703	713	
									(円/日)(Yen/day)	
	4,866	5,256	—	—	—	—	—	—	—	
アメリカ USA									(ドル/時間)(US\$/hour)	
	4.25	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.85	6.55	7.25 <sup>2)</sup>	
カナダ <sup>3)</sup> CAN									(カナダドル/時間)(CA\$/hour)	
	4.75～	5.00～	6.00～	6.00～	5.90～	6.50～	6.70～	7.25～	7.75～	
	6.85	7.20	7.20	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	10.00	
イギリス GBR									(ポンド/時間)(£/hour)	
一般(22歳/years old～)		3.70	4.50	4.85	5.05	5.35	5.52	5.73	5.80 <sup>4)</sup>	
若年者(18～21)		3.20	3.80	4.10	4.25	4.45	4.60	4.77	4.83 <sup>4)</sup>	
若年者(16～17)				3.00	3.00	3.30	3.40	3.53	3.57 <sup>4)</sup>	
フランス <sup>5)</sup> FRA	(フラン/時間)(Franc/hour)								(ユーロ/時間)(Euro/hour)	
	36.98	42.02	7.19	7.61	8.03	8.27	8.44	8.71	8.82	
中国 CHN									(元/月)(Yuan/month)	
深圳市/Shenzhen	380	547	600	610	690	810	850	1,000	1,000	
天津市/Tianjin	210	—	480	530	590	670	740	820	820	
上海市/Shanghai	270	—	570	635	690	750	840	960	960	
北京市/Peking	240	—	545	—	580	640	730	800	800	
韓国 KOR									(ウォン/時間)(Won/hour)	
	1,275	1,865	2,510	2,840	3,100	3,100	3,480	3,770	4,000	
									(ウォン/日)(Won/day)	
	10,200	14,920	20,080	22,720	24,800	24,800	27,840	30,160	32,000	
タイ THA									(バーツ/日)(Baht/day)	
	145	162	170	175	181					
	(バンコク及びサムットプラカーン/Bangkok and Samutprakarn)						184	191	203	203 <sup>6)</sup>
フィリピン <sup>7)</sup> PHL	(マニラ首都圏/Metro Manila)								(ペソ/日)(Peso/day)	
非農業/Non-agriculture	145	250	280	300	325	350	362	382	382 <sup>8)</sup>	
農業/Agriculture	135	213	243	263	288	313	325	345	345 <sup>8)</sup>	
インドネシア <sup>9)</sup> IDN	(ジャカルタ特別州/Jakarta)								(ルピア/月)(Rupiah/month)	
	4,600	286,000	631,554	671,550	711,843	819,100	900,560	972,605	1,069,865	

資料出所 各国労働省及び統計局資料

(注) 1) 日本は地域別最低賃金額の加重平均値, 2002年度以降より時間額表示。

2) 2009年7月24日から。

3) 各年1月1日現在の州別最低賃金。2010年は8.25～10.00カナダドル。

4) 2009年10月から。

5) 毎年7月1日に改定していたが, 2010年より1月1日に改定され, 8.86ユーロ/時間に引上げ。

6) 20010年1月より206バーツ/日に引上げ。

7) 2001年から緊急生活手当(COLA)を含む。

8) 2008年6月から(2009年は改定無し)。

9) 1995年のみ日額表示。なお, 2010年1月より1,118,009ルピア/月に引上げ。

※各国通貨の円換算額については, 「第1-14表 為替レート」(p.38)を参照のこと。

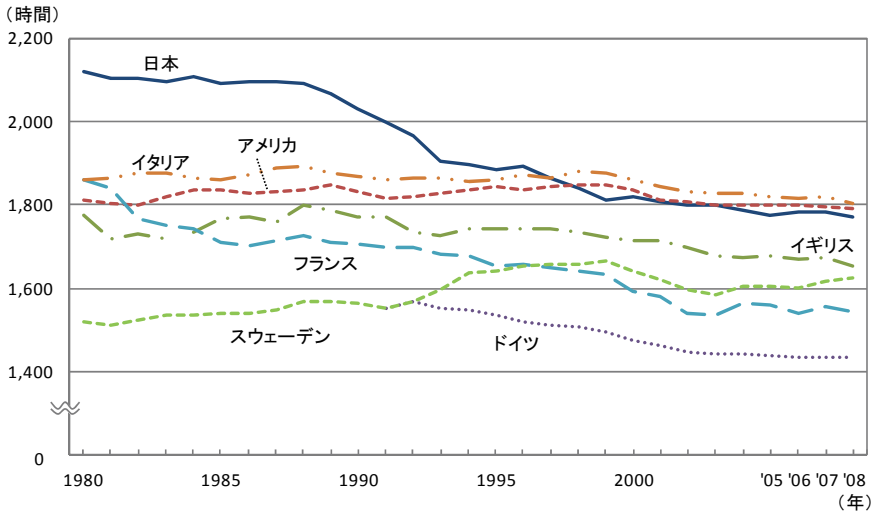


## 6. 労働時間・労働時間制度

### **Hours of Work and Working-time Arrangements**



## 6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



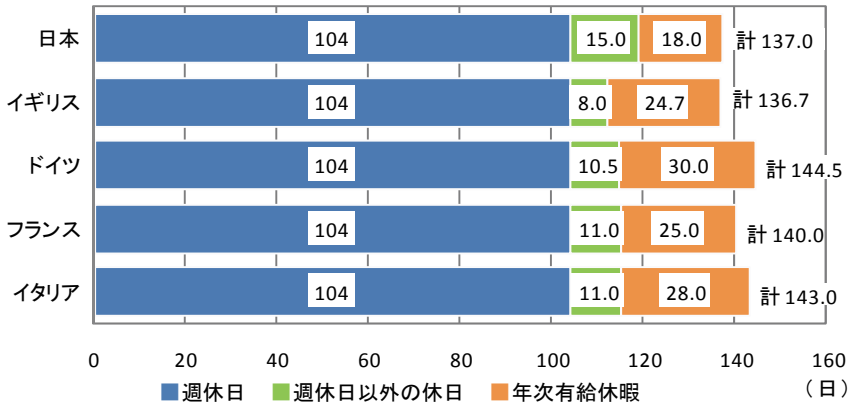
▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」（p.197）を参照。

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続けており、2008年には1,772時間となった。主要諸外国についても減少、横ばい傾向となっており、2008年にはイタリアで1,802時間、アメリカで1,792時間、イギリスで1,653時間、フランスで1,542時間、ドイツで1,432時間などとなっており、スウェーデンでは直近では増加傾向にあって1,625時間となっている。

なお、データは時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の比較には適さないことに留意する必要がある。

6 労働時間・労働時間制度

6-2 年間休日数（2008年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第6-4表 年間休日数」(p.201)を参照。

2008年の日本の年間休日数は137.0日で、イギリス（136.7日）とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのはドイツ（144.5日）で、イタリア（143.0日）、フランス（140.0日）がこれに続いている。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツが30.0日、イタリアが28.0日などとなっており、日本は平均付与日数でみて18.0日となっている。

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

＜就業者/Total employment＞								(時間/Hours)
年/Year	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ <sup>1)</sup> DEU	フランス <sup>2)</sup> FRA	イタリア ITA	オランダ NLD
1990	2,031	1,831	1,776	1,771	1,578	1,705	1,867	1,352
1995	1,884	1,845	1,761	1,743	1,534	1,651	1,859	1,394
2000	1,821	1,836	1,768	1,712	1,473	1,591	1,861	1,374
2001	1,809	1,814	1,762	1,715	1,458	1,579	1,843	1,373
2002	1,798	1,810	1,744	1,696	1,445	1,537	1,831	1,348
2003	1,799	1,800	1,734	1,677	1,439	1,533	1,826	1,363
2004	1,787	1,802	1,752	1,672	1,442	1,561	1,826	1,362
2005	1,775	1,800	1,738	1,676	1,434	1,559	1,819	1,375
2006	1,784	1,801	1,738	1,671	1,432	1,536	1,815	1,389
2007	1,785	1,798	1,735	1,673	1,433	1,553	1,817	1,390
2008	1,772	1,792	1,727	1,653	1,432	1,542	1,802	1,389
年/Year	ベルギー BEL	デン マーク <sup>2)</sup> DNK	スウェー デン SWE	フィンラ ンド <sup>3)</sup> FIN	ノル ウェー NOR	韓国 KOR	オースト リア AUS	ニュージ ーランド NZL
1990	1,658	1,539	1,561	1,769	1,503	2,688	1,795	1,810
1995	1,580	1,541	1,640	1,776	1,488	2,658	1,803	1,842
2000	1,545	1,581	1,642	1,750	1,455	2,520	1,785	1,830
2001	1,577	1,587	1,618	1,734	1,429	2,506	1,749	1,817
2002	1,580	1,579	1,595	1,728	1,414	2,465	1,736	1,817
2003	1,575	1,577	1,582	1,720	1,399	2,434	1,734	1,813
2004	1,549	1,579	1,605	1,724	1,417	2,404	1,740	1,827
2005	1,565	1,579	1,605	1,718	1,420	2,364	1,727	1,810
2006	1,566	1,585	1,599	1,714	1,414	2,357	1,717	1,787
2007	1,560	1,599	1,615	1,710	1,417	2,316	1,717	1,771
2008	1,568	1,610	1,625	1,728	1,422	—	1,721	1,753

資料出所 OECD (2009.9) *Employment Outlook 2009*, OECD Database "Average annual hours actually worked per worker" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年10月現在

(注) データは時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。各国によって母集団等データの取り方に差異があることに留意。

- 1) 1990年は旧西ドイツ地域。
- 2) 2008年の数値は推計値。
- 3) 国民経済計算に基づく推計値。

## 6 労働時間・労働時間制度

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間（続き）

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (cont.)

＜雇用者 <sup>4)</sup> /Dependent employment＞		(時間/Hours)					
年/Year	日本 <sup>5)</sup> JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ <sup>1)</sup> DEU	フランス <sup>2)</sup> FRA	オランダ <sup>2)</sup> NLD
1990	2,064	1,833	1,756	1,711	1,490	1,581	1,433
1995	1,910	1,849	1,748	1,705	1,457	1,542	1,359
2000	1,853	1,835	1,756	1,690	1,387	1,491	1,331
2001	1,836	1,814	1,751	1,693	1,375	1,481	1,330
2002	1,825	1,810	1,738	1,678	1,365	1,443	1,317
2003	1,828	1,800	1,727	1,658	1,360	1,439	1,309
2004	1,816	1,803	1,744	1,652	1,364	1,466	1,309
2005	1,802	1,801	1,735	1,658	1,354	1,459	1,301
2006	1,811	1,802	1,734	1,652	1,351	1,465	1,300
2007	1,808	1,799	1,731	1,660	1,354	1,457	1,297
2008	1,792	1,797	1,725	1,638	1,352	1,461	1,301
年/Year	ベルギー BEL	デン マーク <sup>2)</sup> DNK	フィン ランド <sup>6)</sup> FIN	韓国 <sup>7)</sup> KOR	ニュー ーランド NZL		
1990	1,573	1,515	1,666	—	—		
1995	1,472	1,514	1,672	2,453	1,767		
2000	1,422	1,549	1,638	—	1,769		
2001	1,457	1,554	1,616	—	1,761		
2002	1,452	1,542	1,609	—	1,758		
2003	1,449	1,540	1,596	2,395	1,758		
2004	1,441	1,544	1,622	2,378	1,787		
2005	1,450	1,548	1,605	2,366	1,777		
2006	1,454	1,555	1,600	2,341	1,760		
2007	1,454	1,569	1,594	2,160	1,751		
2008	1,469	1,576	1,610	2,134	1,731		

4) 自営業者は除く。日本と韓国以外の国については事業所規模の区別はない。

5) 常用労働者5人以上の事業所。

6) 労働力調査に基づく推計値。

7) 5人以上の事業所。雇用者の1995年は1994年値。計算方法の変更により、2007年以降は2006年以前と接続しない。

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

		(週当たり時間) (Hours per week)										
国・地域 Country or region		1990 年/Year	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	備考 <sup>1)</sup>
日本(労働) (毎勤, ILO)	JPN	45.7	43.5	43.7	43.0	43.1	43.5	43.5	43.5	42.9	42.4	a / t
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	40.8	41.3	41.3	40.5	40.4	40.8	40.7	41.1	41.2	40.8	a / e
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	38.2	38.7	38.8	38.3	38.1	37.9	37.9	37.9	38.0	37.2	b / w
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	42.4	42.2	41.3	41.0	40.9	41.0	40.6	40.7	40.9	—	b / e
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	39.5	38.3	37.9	37.6	37.7	37.6	37.6	37.9	38.4	38.4	b / e
フランス <sup>6)</sup>	FRA	40.1	40.2	38.6	37.4	36.2	36.8	37.1	37.1	37.2	37.4	a / e
スウェーデン <sup>7)</sup>	SWE	38.5	37.8	—	37.9	37.5	37.5	37.9	37.7	37.6	37.5	a / t
香港	HKG	44.2	43.7	45.3	45.6	45.4	46.5	46.4	45.5	45.8	44.6	a / t
韓国 <sup>8)</sup>	KOR	49.8	49.2	49.3	47.7	47.6	47.4	46.9	46.0	45.5	43.7	a / e
シンガポール <sup>9)</sup>	SGP	48.5	49.3	50.0	49.0	49.2	49.8	50.2	50.5	50.6	—	b / e
タイ <sup>10)</sup>	THA	48.3	49.4	49.6	47.5	50.5	—	—	—	—	—	a / e
フィリピン <sup>11)</sup>	PHL	44.9	44.6	44.9	46.3	46.5	46.5	47.5	46.9	46.6	47.4	a / t
インド <sup>12)</sup>	IND	46.4	46.5	47.2	46.9	47.1	47.0	47.2	46.9	—	—	a / e
オーストラリア <sup>13)</sup>	AUS	38.1	38.8	38.6	38.2	38.2	38.1	38.1	37.9	37.6	37.7	a / t
ニュージーランド <sup>14)</sup>	NZL	40.7	41.8	37.0	37.9	38.0	38.4	38.0	37.8	37.5	37.3	a / t

資料出所 総務省(2009.5)「平成20年労働力調査」、厚生労働省(2009.2)「平成20年毎月勤労統計調査」  
ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年10月現在

- (注) 1) a: 実労働時間, b: 支払労働時間 / e: 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), w: 賃金労働者(現場又は生産労働者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。  
2) 民間部門の生産労働者(管理職除く)を対象とした数値。1990年は賃金労働者に対する支払労働時間。  
3) 時間外勤務を含む。1991年に計測手法に変更があるため厳密な比較はできない。  
4) 毎年4月の数値。フルタイム労働者を対象とした数値。時間外勤務を含む。1990年, 1995年は北アイルランドを除く。  
5) 1990年は旧西ドイツ地域。2007年以降の対象は雇用者。  
6) 1995年以降は、フルタイム労働者を対象とした数値。各年第4四半期。2002年以前は各年3月。1990年の欄は1993年値。  
7) 2005年に統計手法に変更があるため厳密な比較はできない。1995年の欄は1994年値。  
8) 正規従業員10人以上の事業所対象。  
9) 2005年まで従業員25人以上の民間事業所のみ対象。1990年, 1995年は各年9月の数値。  
10) 1995年以前: 毎年3月の数値, 時間外勤務は含まない, 支払労働時間を対象。  
11) 各年10月。  
12) 各年12月の数値。暫定値。  
13) 2000年より分類方法に変更があるため厳密な比較はできない。2000年の欄は1998年値。  
14) 2000年以降: 軍人を除く15歳以上の就業者を対象。2003年に産業分類に変更があるため厳密な比較はできない。1990~1995年: フルタイム労働者2名(相当)以上の事業所で、雇用者の支払労働時間を対象。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下において実際に労働した時間数の中で、休憩時間等は除かれる。厚生労働省「毎月勤労統計調査」(毎勤)の労働時間は実労働時間のことである。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数の中で実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日

休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。

第6-3表 長時間労働者の割合

Table 6-3: Proportion of workers working long hours by gender

(%)

国 Country	時間 区分 Hour cutoff	対象 年齢 Age	性別 Gender	全労働者 Total Employment			雇業者 Employees			
				1995 年/Year	2000	2004 ~2005	1995	2000	2004 ~2005	
				日本	JPN	49+	15+	計 Both	34.3	28.9
				男性 Male	41.0	38.7	39.6	38.9	38.3	39.2
				女性 Female	21.9	14.7	14.7	17.7	12.6	13.0
アメリカ	USA	49+	16+	計 Both	19.9	19.9	18.1	18.6	18.9	17.3
				男性 Male	27.1	26.7	24.3	25.7	25.7	23.5
				女性 Female	11.2	11.8	10.8	10.4	11.2	10.2
カナダ	CAN	49+	25+	計 Both	14.7	11.3	10.6	9.6	5.6	5.0
				男性 Male	21.0	16.5	15.7	14.1	8.7	8.0
				女性 Female	6.9	5.0	4.6	4.6	2.3	2.0
イギリス	GBR	49+	25+	計 Both	—	25.9	25.7 <sup>1)</sup>	—	25.0	24.9 <sup>1)</sup>
				男性 Male	—	35.4	34.5 <sup>1)</sup>	—	34.3	33.5 <sup>1)</sup>
				女性 Female	—	12.4	13.5 <sup>1)</sup>	—	12.1	13.1 <sup>1)</sup>
フランス	FRA	49+	25+	計 Both	11.9	10.5	14.7	6.7	6.1	8.6
				男性 Male	16.7	14.8	20.4	9.6	8.5	11.9
				女性 Female	6.4	5.7	7.9	3.4	3.4	4.9
オランダ	NLD	49+	15+	計 Both	8.5 <sup>2)</sup>	8.1	7.0	1.9 <sup>2)</sup>	2.0	1.4
				男性 Male	12.5 <sup>2)</sup>	12.3	11.0	2.8 <sup>2)</sup>	3.1	2.2
				女性 Female	2.5 <sup>2)</sup>	2.3	1.7	0.5 <sup>2)</sup>	0.5	0.3
フィンランド	FIN	49+	25+	計 Both	10.5	11.4	9.7	3.4	5.1	4.5
				男性 Male	15.0	16.2	13.7	5.1	7.5	6.6
				女性 Female	5.7	6.1	5.3	1.9	2.7	2.4
ノルウェー	NOR	49+	16+	計 Both	7.2 <sup>2)</sup>	6.0	5.3	4.5 <sup>2)</sup>	3.6	3.3
				男性 Male	11.5 <sup>2)</sup>	9.5	8.4	7.4 <sup>2)</sup>	5.9	5.4
				女性 Female	2.2 <sup>2)</sup>	1.9	1.8	1.3 <sup>2)</sup>	1.2	1.2
韓国	KOR	49+	25+	計 Both	—	56.3	49.5	—	54.0	45.7
				男性 Male	—	61.1	54.0	—	60.0	51.6
				女性 Female	—	48.8	42.6	—	43.8	36.4
オーストラリア	AUS	50+	25+	計 Both	22.0	21.0	20.4	17.6	18.4	17.7
				男性 Male	29.3	29.6	29.1	25.4	26.6	26.1
				女性 Female	9.4	9.7	9.2	7.5	8.3	7.8
ニュージーランド	NZL	49+	25+	計 Both	22.6	23.6	23.6	16.6	17.8	16.4
				男性 Male	32.9	34.0	34.0	25.5	26.8	24.9
				女性 Female	9.4	10.8	10.8	6.7	8.5	7.8

資料出所 ILO (2007) *Working time around the world: Trends in working hours, laws, and policies in a global comparative perspective*

(注) 1) 2003年の数値。

2) 1996年の数値。



第6-4表 年間休日数（2008年）

Table 6-4: Number of annual holidays, 2008

		(日/Days)			
国 Country		週休日 <sup>1)</sup> Holidays	週休日以外の休日 Legal holidays	年次有給休暇 <sup>2)</sup> Paid leave	年間休日数(計) Total
日本	JPN	104	15.0	18.0	137.0
イギリス	GBR	104	8.0	24.7	136.7
ドイツ	DEU	104	10.5	30.0	144.5
フランス	FRA	104	11.0	25.0	140.0
イタリア	ITA	104	11.0	28.0	143.0

資料出所 厚生労働省(2009.11)「平成21年就労条件総合調査<sup>3)</sup>」及びEurofound  
(<http://www.eurofound.europa.eu/eiro/studies/tn0903039s/tn0903039s.htm>)

- (注) 1) 週休日とは「日曜日」、「土曜日」などの「会社指定休日」を指し、ここでは完全週休2日制と仮定した。
- 2) 日本は年次有給休暇の平均付与日数。日本以外の国は、労使協約で合意した年次有給休暇の平均付与日数。
- 3) 就労条件総合調査は、2007年より調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」から「常用労働者が30人以上の民営企業」に拡大している。従前の調査方法による2008年の年次有給休暇の付与日数は18.3日。

第6-5表 法定祝日<sup>1)</sup>

Table 6-5: Legal holidays

日本 <sup>2)</sup> 2010年	アメリカ <sup>3)</sup> 2009	カナダ <sup>4)8)</sup> (トロント) 2009	
1.1 元日	1.1 新年	1.1 新年	
1.11 成人の日(1月第2月曜)	1.19 キング牧師誕生日	4.10 聖金曜日	
2.11 建国記念の日	2.16 大統領記念日	4.13 復活祭の翌日	
3.21 春分の日	4.10 キリスト受難日	(イースターマンデー)	
4.29 昭和の日	5.25 戦没者追悼日	5.18 ビクトリア女王誕生日	
5.3 憲法記念日	7.3 独立記念日	7.1 建国記念日	
5.4 みどりの日	9.7 労働感謝の日	9.7 勤労感謝の日	
5.5 こどもの日	10.12 コロンブス記念日	10.12 感謝祭	
7.19 海の日(7月第3月曜)	11.11 退役軍人の日	11.11 戦没者追悼日	
9.20 敬老の日(9月第3月曜)	11.26 感謝祭	12.25 クリスマス	
9.23 秋分の日	11.27 感謝祭休暇	12.26 ボクシングデー	
10.11 体育の日(10月第2月曜)	12.25 クリスマス		
11.3 文化の日			
11.23 勤労感謝の日			
12.23 天皇誕生日			
イギリス <sup>5)8)</sup> (ロンドン) 2009	ドイツ <sup>6)</sup> (デュッセルドルフ・ベ ルリン・ミュンヘン) 2009	フランス (パリ) 2009	イタリア <sup>7)</sup> (ミラノ) 2009
1.1 新年	1.1 新年	1.1 新年	1.1 新年
4.10 聖金曜日	4.10 聖金曜日	4.13 復活祭の翌日	1.6 主顕祭
4.13 復活祭の翌日 (イースターマン デー)	4.13 復活祭の翌 日(イース ターマン デー)	(イースターマン デー)	4.13 復活祭の翌日 (イースターマン デー)
5.4 アーリー・メイ・ バンク・ホリ デー	5.1 メーデー	5.1 メーデー	4.25 解放記念日
5.25 スプリング・バン ク・ホリデー	5.21 キリスト昇天 祭	5.8 第二次大戦戦勝 記念日	5.1 メーデー
8.31 サマー・バン ク・ホリデー	6.1 聖霊降臨祭 (翌日の月曜 日)	5.21 キリスト昇天祭	6.2 共和国記念日
12.25 クリスマス	10.3 ドイツ統一記 念日	6.1 聖霊降臨祭(翌 日の月曜日)	8.15 聖母昇天祭
12.28 ボクシングデー	12.25 クリスマス ~26	7.14 革命記念日	11.1 万聖節
		8.15 聖母昇天祭	12.8 聖母受胎祭
		11.1 万聖節	12.25 クリスマス
		11.11 第一次世界大戦 休戦記念日	12.26 クリスマス(聖ステ ファノの日)
		12.25 クリスマス	

資料出所 日本:内閣府(2009.2)「平成22年の国民の祝日について」

(注) 1) 日付は2009年におけるものである(ただし日本は2010年)。国名の後の( )内の都市名は、当該都市のみの祝祭日であることを示し、その記載がないものは全国一律の祝祭日を意味する。

2) 3/22は休日。

3) ほかに2/12(リンカーン誕生日)など、州や地域によって休みとなる日がある。

4) ほかに2/16(家族の日)、8/3(市民の日)など、州や地域によって休みとなる日がある。

5) 他の地方(スコットランド、北アイルランド)では独自の祝祭日がある。

6) ほかに、州・地域・事業所によって休みとなる日がある。

7) ミラノでは12/7(聖アンブロージョの日)、そのほか地域によって独自の祝祭日がある。

8) ボクシングデー:クリスマス翌日。教会が貧しい人たちのために寄付を募ったクリスマスプレゼントの箱を開ける日であったことが起源。

## 第6-6表 労働時間制度

Table 6-6: Working-time arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法(昭和22年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	労働時間規則(1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む1週平均)※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金。	故意に違反した場合(40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合)、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方。	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林業、水産業</li> <li>・ 管理監督又は機密の事務を取扱う者</li> <li>・ 監視又は継続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者(他の法律の適用)</li> <li>・ 船員</li> <li>・ 公務員</li> </ul>	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職(ホワイトカラーエグゼンプション)</li> <li>・ 季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者</li> <li>・ 水産業の被用者</li> <li>・ 一定の条件の下で雇用された農業労働者</li> <li>・ 小規模地方新聞社の被用者</li> <li>・ 小規模な独立公共電話会社の交換手</li> <li>・ アメリカ船以外の船員</li> <li>・ 臨時的子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者</li> <li>・ 犯罪捜査官</li> <li>・ コンピュータ関連職</li> </ul>	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等</li> <li>・ 幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者</li> <li>・ 家事使用人</li> <li>・ 労働者により署名された書面による個別的オプト・アウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる</li> </ul>

6 労働時間  
労働時間制度

## 6 労働時間・労働時間制度

## 第6-6表 労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法(2009年1月改正)、 2009年欧州指令93/104/ECに準拠。 連邦労働者最低休暇法	労働法典L3121-10 (2008年5月1日より)	労働時間の設定に関する指令(1993年)
法定労働時間	平日1日8時間を越えてはならない(休憩を除いた時間)。(バイエルンとヘッセン州公務員は週42時間労働)	1週35時間又は年1,607時間	7日につき、時間外労働を含め、平均して、48時間を超えないこと(算定期間は最長4か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、15,000ユーロ以下の過料。 さらに、当該行為を(1)故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は(2)執拗に繰り返すことにより行った場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合、6か月の自由刑又は罰金。	最長労働時間(例えば、1日当たり10時間)を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる。)	
適用関係	[適用除外] ・ 事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 ・ 公務機関の長、その代理人、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・ 世話をされる者と共同生活をし、教育、看護又は世話をする労働者 ・ 聖職者(他の法律の適用) ・ 船員(船員法) ・ 製パン業(製菓業:販売を含む)(パン・ケーキ製造・販売業における労働時間に関する法律)  ※ 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは、(1)労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、(2)包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、(3)その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者	[法定労働時間の適用除外] ・ 国有企業(ガス、電気、国鉄等) ・ 商業代理人(判例、学説) ・ 家事使用人(判例、学説) ・ 住込み不動産管理人 ・ 守衛(判例、学説) ・ 取締役 ・ 上級幹部職員(幹部職カードル) ・ 家内労働者	[適用除外] ・ 空路、鉄道、道路、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 [加盟国による適用除外が可能なもの(年次休暇のみ適用)] ・ 役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・ 家族労働者 ・ 教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者  [労働協約等による適用除外が可能なもの(法律等で代償休息を与えることが条件)(週労働時間、年次休暇は適用)] ・ 保安、監視の業務等

	日本	アメリカ	イギリス
法定労働時間の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で10人未満の事業場週44時間制</li> </ul>	特定の業種、企業に関して特例あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業(年間売上100万ドル未満等)。</li> <li>・小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払いを要しない。</li> <li>・タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間(年間14週を限度)等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合。</li> <li>・警備産業の場合。</li> <li>・役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる。</li> <li>・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる。</li> </ul>
弾力的労働時間制度	<p>[1か月単位の変形労働時間]</p> 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。 <p>[1年単位の変形労働時間制度]</p> 1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。1週について52時間、1日について10時間、連続して労働させる日数は6日以内。 <p>[1週間単位の変形労働時間]</p> 1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることが可能。ただし、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ、規模30人未満のもの。	<p>[26週単位の変形制]</p> 労働協約により26週当たり1,040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1,040時間以内であることが必要。ただし、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は1,040時間を超えて労働させた場合は、26週の各々について1週40時間の規定が適用される。 <p>[52週単位の変形制]</p> 労働協約により52週について1,840時間以上2,080時間以下の時間が保障され(労働がなくとも時間分の賃金の支払いは保障される)、かつ、2,240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は2,240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。	基準期間は17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務又は生産の継続が必要な場合(例えば、保険、報道、通信、公益施設)、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可(52時間まで労使協定により延長可)。

## 第6-6表 労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
法定労働時間の特例	<p>・定期的に長時間の手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能。</p> <p>※定期的に長時間の手待時間がある場合とは、10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。</p>	<p>・[法定労働時間の適用除外]の項目参照</p> <p>例えば、ホテル・カフェ・レストラン業の法定労働時間は、特例で39時間と見なされていたが、2007年に、その特例が廃止された。また、公立病院に勤務し、変則勤務や夜勤が多い者については、法定労働時間が短く設定されている。</p>	<p>使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる。</p>
弾力的労働時間制度	<p>[6か月又は24週間単位の変形制]</p> <p>6か月又は24週以内(労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可)の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる(ただし、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内)。</p>	<p>[1年変形労働時間制]</p> <p>使用者は、(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1,607時間を超えないこと、(3)1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること。「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下であること」を要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することができる。</p> <p>[サイクル労働]</p> <p>労働時間の配分がサイクル(数週単位の期間)ごとに同様の形で繰り返される労働について、</p> <p>(1)継続的に操業される企業において、(2)デクレで定められている場合、又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは異義申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合、サイクル労働を実施することができる。この場合、労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。ただし、1日及び1週単位の最長労働時間の規制(1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下)の適用は除外されない。</p>	<p>週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。</p>

	日本	アメリカ	イギリス
時間外労働 (上限規制, 割増賃金率)	<p>[上限規制]</p> <p>36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度基準(告示)</p> <p>1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 3か月120時間 1年間360時間</p> <p>[割増賃金率]</p> <p>法定8時間以上時間外労働:25%以上</p> <p>(1) 36協定の告示の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については, 25%を上回る労使協定を締結するよう努力義務。</p> <p>(2) 1か月60時間を超える時間外労働について, 割増賃金率を50%以上に引上げ(中小企業は当分の間, 適用猶予)</p> <p>(3) 労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて, 有給の休暇を付与できる((1)(2)(3)は2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)</p> <p>深夜(午後10時から午前5時)労働:25%以上 (例:時間外労働との重複は50%以上)</p> <p>休日労働(法定4週4日の休日の労働):35%以上 (例:時間外労働との重複は60%以上)</p>	<p>[上限規制]</p> <p>連邦法上の規定なし</p> <p>[割増賃金率]</p> <p>50%</p>	<p>[上限規制]</p> <p>週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(17週平均)。 ※ 最大52週まで労使協定により延長可。 1日の休息期間を最低連続11時間とする(若年労働者(18歳未満)については12時間以上)。</p> <p>[割増賃金率]</p> <p>法令上の規定なし</p>
休日労働 (割増賃金率)	<p>1週1日又は4週4日以上以上の休日を与えなければならない。</p> <p>[割増賃金率]</p> <p>35%以上</p>	<p>連邦法上の規定なし</p> <p>[割増賃金率]</p> <p>法令上の規定なし</p>	<p>1週1日の休日(若年労働者について2日)</p> <p>[割増賃金率]</p> <p>法令上の規定なし</p>

第6-6表 労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
時間外労働 (上限規制、割増賃金率)	<p>[上限規制] 労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的・長時間の手持時間がある場合(労働協約又は事業所協定の定めが必要)、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。ただし、12か月平均の週労働時間が48時間を越えてはならない(7条)。 緊急事態又は非常事態が発生した場合は、同法の労働/休養時間規定から外れてよい(14条)。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる(15条)。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p> <p>一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止。</p>	<p>[上限規制] 業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限)、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた。 上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはいできない。また、週単位の法定最長労働時間(同じ週で、48時間、12週平均で週44時間)を超えることはできない。ただし、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない。</p> <p>[割増賃金率] 25%</p> <p>従業員数20人未満の小規模企業については、2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが、「労働・雇用・購買力のための法案」可決(2007年8月1日)により、同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した(企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり)。</p>	<p>[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(算定基準期間は4か月以内)。  24時間につき最低連続11時間の休憩時間(裏返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間)。</p>
休日労働 (割増賃金率)	<p>原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。但し、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>	<p>原則として、 (1) 1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止。 (2) 週休は少なくとも継続する24時間。 (3) 日曜日に与えなければならない。ただし、一定の場合に適用除外あり。</p> <p>[割増賃金率] 例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。 (労働法典 L3132-27 条)</p>	



	日本	アメリカ	イギリス
年次有給休暇制度における継続勤務要件	初年度においては6か月間、その後は1年間の継続勤務	法令上の規定なし	13週間
年次有給休暇の付与日数	6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加(最高20日)	連邦法上の規定なし	4労働週
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし	法令上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。5日を超える年次有給休暇については労働協定による計画的付与制度あり。 労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能(2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)。	法令上の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>年次有給休暇は、分割して取得することができる。</li> <li>年次有給休暇は、それが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能。</li> <li>雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。</li> <li>使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。</li> </ul>
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている。	法令上の規定なし	法令上の規定なし

## 6 労働時間・労働時間制度

## 第6-6表 労働時間制度（続き）

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
年次有給休暇制度における継続勤務要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用者の下で最低でも(実働で)10日間勤務すること。	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による。
年次有給休暇の付与日数	1暦年につき24週日(週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)、週5日制の場合は20週日	1年30労働日(1月につき2.5労働日)	最低4週間の年次有給休暇を付与(代償手当は禁止)。
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能。	連続12労働日を超える有給休暇を、1年に1度以上与えなければならない。ただし、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日。	
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定(使用者に決定権)。ただし、従業員代表がある場合には、代表と同意の上で定める。	休暇取得可能時期(労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間)に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない。	一部の企業では、日数を限定して持ち越しを認めているが、原則として未消化の有給休暇は消滅する。ただし、退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される。また、「労働時間貯金制度」を業界、グループ企業、企業、事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる。これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし、消化の有効期限を5年間とする規定があったが、「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に、労働時間貯金の現金化(企業による休暇の買取)も可能となった。	—

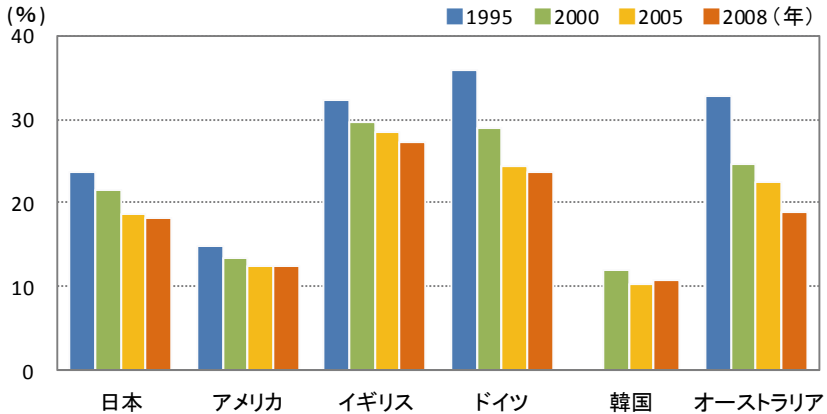
資料出所 労働政策研究・研修機構(2005)「諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究」報告書、中窪裕也(1995)「アメリカ労働法」,「労働時間の設定に関する指令」(1993年11月23日の労働社会相理事会指令)、山口浩一郎他(1988)「変容する労働時間制度」、日本労働協会/日本労働研究機構(1994)「労働時間制度の運用実態」、アメリカ:連邦労働省、ドイツ:連邦社会労働省及び法務省、フランス:労働省等、各国資料により労働政策研究・研修機構作成

# 7. 労働組合・労使関係・労働災害

**Trade Union, Industrial Relations  
and Occupational Accidents**



## 7-1 労働組合組織率の推移



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第7-1表 労働組員数・組織率(各国公式統計)」(p.215)を参照。

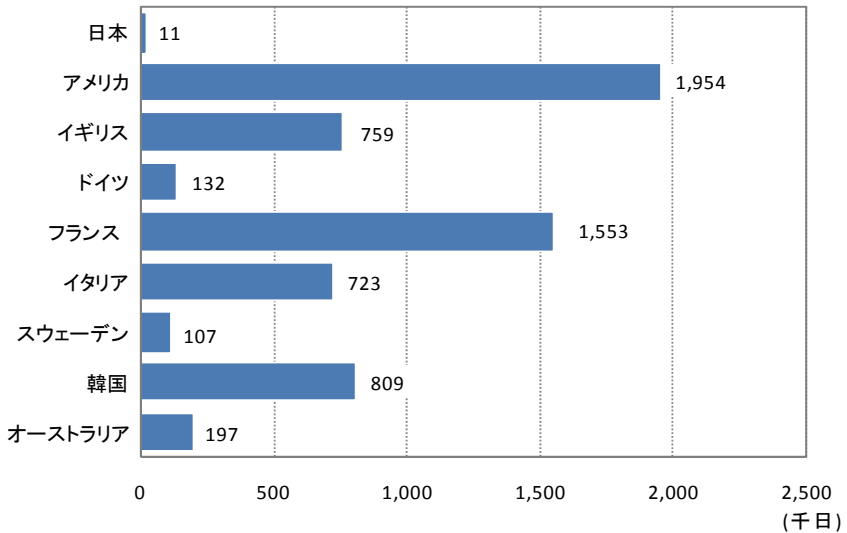
(注) ドイツの2008年は2006年の数値，韓国の2008年は2007年の数値。

主要国の労働組合組織率を最新値と比較すると、イギリス(27.4%, 2008年)が最も高く、ドイツ(23.6%, 2006年)、日本(18.1%, 2008年)、アメリカ(12.4%, 2008年)の順となっている。フランスの労組組織率は入手可能な最新値が2003年時点のものであるが、8.2%といずれの国も下回っている。

また、1995年から2008年までの時系列の変化をみると、いずれの国でも組織率は低下傾向にある。

## 7 労働組合・労使関係・労働災害

### 7-2 労働損失日数（2008年）



▶ グラフの資料出所については、「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」(p.217)を参照。

(注) フランスは2007年の数値。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な国際比較はできないことに留意が必要であるが、上のグラフをみると、2008年の労働損失日数はアメリカ(約195万日)が最も多く、フランス(約16万日-2007年)、韓国(約81万日)がこれに続いている。一方、日本は労働損失日数が極めて少ない。

また、2008年の労働争議件数は、イタリアが621件と最も多く、インド(392件)、カナダ(187件)、オーストラリア(177件)が続く。これに比して、日本(52件)、アメリカ(16件)、スウェーデン(5件)などはいずれも少ない。年ごとに大きな変動があるものの、長期的にみると大半の国々で労働争議件数は減少傾向にある。労働争議参加人員については、インド、イタリア、イギリスなどが多く、概して労働争議件数と同様の傾向を示している。

第7-1表 労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

(千人/thousands, %)

国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本 JPN								
組合員数/Membership	12,614	11,539	10,531	10,309	10,138	10,041	10,080	10,065
組織率/Density rates	23.8	21.5	19.6	19.2	18.7	18.2	18.1	18.1
アメリカ USA								
組合員数/Membership	16,360	16,258	15,776	15,472	15,685	15,359	15,670	16,098
組織率/Density rates	14.9	13.5	12.9	12.5	12.5	12.0	12.1	12.4
イギリス <sup>1)</sup> GBR								
組合員数/Membership	7,125	7,120	7,115	7,061	7,056	7,022	7,009	6,883
組織率/Density rates	32.4	29.8	29.3	28.8	28.6	28.3	28.0	27.4
ドイツ <sup>2)</sup> DEU								
組合員数/Membership	11,242	9,740	8,930	8,580	8,360	8,170		
組織率/Density rates	36.0	29.0	25.8	24.8	24.4	23.6		
フランス DEU								
組合員数/Membership	—	—	1,845	—	—	—	—	—
組織率/Density rates	—	—	8.2	—	—	—	—	—
韓国 KOR								
組合員数/Membership	—	1,526	1,550	1,537	1,506	1,559	1,688	
組織率/Density rates	—	12.0	11.0	10.6	10.3	10.3	10.8	
シンガポール SGP								
組合員数/Membership	235	314	417	444	450	463	495	517
組織率/Density rates	13.8	14.5	19.5	20.1	19.4	18.6	18.1	17.5
タイ <sup>3)</sup> THA								
組合員数/Membership	243	—	—	(328)	—	—	(334)	
組織率/Density rates	2.3	—	—	(2.0)	—	—	(2.0)	
フィリピン PHL								
組合員数/Membership	3,587	3,778	1,517	1,572	1,910	1,909		
組織率/Density rates	30.2	27.2	—	—	—	—		
オーストラリア AUS								
組合員数/Membership	2,252	1,902	1,867	1,842	1,912	1,786	1,696	1,753
組織率/Density rates	32.7	24.7	23.0	22.7	22.4	20.3	18.9	18.9

資料出所 日本:厚生労働省(2008.12)「平成20年労働組合基礎調査」

アメリカ:U.S.Bureau of Labor Statistics(2009.1) *Union Members in 2008*イギリス:Department for Business(2009.4) *Trade Union Membership 2008*韓国:労働部(<http://molab.go.kr/>)2009年1月現在シンガポール:人材開発省(<http://www.mom.gov.sg>)2009年12月現在オーストラリア:Australian Bureau of Statistics(2009.4) *Employee Earnings, Benefits and Trade Union Membership, Australia, Aug 2008*

その他:厚生労働省(2009.1)「2007～2008年海外情勢白書」

(注) 1) 第IV四半期。季節調整なし。軍人を除く。

2) 組合員数はDGB(独労働総同盟)、DBB(独官吏連盟)、CGB(独キリスト教労組連盟)の合計。2004年以降はCGBの組合員数が、概数で30万人となっているが、正確な数値は不明。

3) 2004年、2007年は概数値。

第7-2表 労働組合組織率（ILOデータベース）

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

		(%)								
国 Country	1990 年/Year	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
日本	JPN	25.2	23.8	21.5	20.8	20.2	19.6	19.2	18.7	
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	16.1	14.9	13.5	13.4	13.3	12.9	12.5	12.0	
カナダ <sup>2)</sup>	CAN	*35.7	*37.7	30.1				31.8		
イギリス <sup>3)</sup>	GBR	36.2	32.5	29.6	29.0	28.9	29.1			
ドイツ <sup>4)</sup>	DEU	*34.8	29.0	*26.1						
フランス <sup>5)</sup>	FRA	—	*31.0							
オランダ <sup>3)</sup>	NLD	27.0	28.0	26.0	25.0	*27.2	27.4			
デンマーク <sup>6)</sup>	DNK	*79.4	*91.6	*86.9	86.7	*87.0	87.4			
スウェーデン <sup>7)8)</sup>	SWE	*97.6	*110.2	*100.8	*98.2	*97.7	97.5	97.8	95.6	
フィンランド <sup>8)</sup>	FIN	*88.1	*119.5	*105.6	*105.3	*104.8	105.2			
ノルウェー <sup>9)</sup>	NOR	—	*73.3	*70.8	*70.3	*71.1	71.9	71.8		
スイス	CHE	—	*28.4	*22.0	*21.3	*25.7				
中国	CHN	*90.8	*91.9	*90.3						
香港 <sup>10)</sup>	HKG	18.8	21.1	21.5						
台湾	TWN	43.3	46.6	38.5	39.4	38.4	38.3	37.7	36.9	
韓国	KOR	*18.4	*13.8	12.0	12.0	11.0	11.0	10.6	10.3	
シンガポール	SGP	*15.5	*15.7	*16.8	19.2	*22.4	23.7			
フィリピン	PHL	29.7	30.2	27.4	26.1	26.8				
インド <sup>11)</sup>	IND	*26.6	23.4	25.6						
オーストラリア <sup>9)</sup>	AUS	40.5	31.1	24.7	24.5	23.1	23.0	23.0	22.4	
ニュージーランド <sup>3)</sup>	NZL	28.8	21.7	17.5	17.7	17.6	21.4	21.1		
ブラジル <sup>12)</sup>	BRA	*27.7	*44.0							

資料出所 ILO Bureau of Statisticsより入手 (ILO's special database on trade union membership: 各国公式統計による数値をILOがデータベース化したもの) 2009年11月現在。

\*…各国統計に基づきILO Bureau of Statisticsが算出した数値。その他は各国公式統計による。全てILO Bureau of Statisticsが調整した数値ではなく、国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。

- (注) 1) 2007年は12.1%。  
 2) 1995年の欄は1993年値、2000年の欄は1999年予測値。2007年は29.7%、2008年は29.4%。  
 3) 1990年の欄は1992年値。  
 4) 1990年の欄は1991年値、2000年の欄は1998年値。  
 5) 1995年の欄は1994年値。  
 6) 1990年の欄は1987年値。  
 7) 1990年の欄は1991年値、1995年の欄は1996年値。  
 8) スウェーデン、フィンランドの値が一部100%を上回るの、雇用者数よりも組合員数が多いことによる。  
 9) 1995年の欄は1996年値。  
 10) 2000年の欄は1999年値。  
 11) 2000年の欄は1998年値。  
 12) 1990年の欄は1988年値、1995年の欄は1992年値。



第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked

労働争議件数/Number of labour disputes		(件/cases)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	209	118	74	47	51	50	46	54	52
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	31	39	19	14	17	22	23	23	16
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	328	378	294	266	297	260	151	206	187
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	235	226	162	138	135	116	158	152	144
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	361	67	938	—	—	—	—	—	—
フランス <sup>6)</sup>	FRA	2,066	1,427	745	785	699	—	—	—	—
イタリア <sup>7)</sup>	ITA	545	966	616	710	745	654	587	667	621
スウェーデン <sup>8)</sup>	SWE	36	2	10	11	9	14	9	14	5
ロシア <sup>9)</sup>	RUS	8,856	817	80	67	5,933	2,575	6	7	4
香港 <sup>10)</sup>	HKG	9	5	0	1	2	1	3	3	4
韓国 <sup>11)</sup>	KOR	88	250	322	320	462	287	138	115	108
マレーシア <sup>12)</sup>	MYS	13	11	4	2	—	—	—	—	—
タイ	THA	39	13	6	5	2	9	2	5	—
インドネシア	IDN	276	273	220	161	—	96	282	150	—
フィリピン <sup>13)</sup>	PHL	94	60	36	38	25	26	12	6	5
インド <sup>14)</sup>	IND	1,066	771	579	552	477	456	430	389	392
オーストラリア <sup>15)</sup>	AUS	643	700	767	643	692	472	202	135	177
ニュージーランド <sup>16)</sup>	NZL	69	21	46	28	34	60	42	31	—
ブラジル <sup>17)</sup>	BRA	1,056	532	281	333	304	—	—	—	—

労働争議参加人員/Number of workers involved		(千人/thousand people)								
国・地域 Country or region	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	38	15	7.0	4.4	7.0	4.1	5.8	21	8.3
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	192	394	46	129	173	100	77	193	83
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	149	143	166	79	259	199	42	66	41
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	174	183	943	151	293	93	713	745	511
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	183	7.4	428	40	101	17	169	106	154
フランス <sup>6)</sup>	FRA	43	211	67	63	60	—	—	—	—
イタリア <sup>7)</sup>	ITA	445	687	5,442	2,561	709	961	467	906	669
スウェーデン <sup>8)</sup>	SWE	125	0.2	0.7	81	2.4	0.6	1.7	3.6	13
ロシア <sup>9)</sup>	RUS	489	31	3.9	5.7	196	85	0.5	2.9	1.9
香港 <sup>10)</sup>	HKG	1.3	0.4	0.0	0.3	0.1	0.2	0.1	0.8	1.3
韓国 <sup>11)</sup>	KOR	50	178	94	137	185	118	131	93	114
マレーシア <sup>12)</sup>	MYS	1.7	3.0	0.5	—	—	—	—	—	—
タイ	THA	17	6.0	1.9	3.6	0.2	2.6	0.9	0.6	—
インドネシア	IDN	127	126	97	68	—	56	587	135	—
フィリピン <sup>13)</sup>	PHL	54	21	18	10	11	8.5	1.4	0.9	1.1
インド <sup>14)</sup>	IND	990	1,418	1,079	1,816	2,072	2,914	1,810	725	1,484
オーストラリア <sup>15)</sup>	AUS	344	325	160	276	194	241	123	36	173
ニュージーランド <sup>16)</sup>	NZL	32	2.6	23	5.1	6.1	18	10	4.1	—
ブラジル <sup>17)</sup>	BRA	2,278	3,579	1,241	1,264	1,289	—	—	—	—

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked (cont.)

国・地域 Country or region	労働損失日数/Number of days not worked (千日/thousand days)									
	1995 年/Year	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	77	35	12	6.7	10	5.6	7.9	33	11
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	5,771	20,419	660	4,077	1,017	1,348	2,688	1,265	1,954
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	1,583	1,644	2,986	1,730	3,185	4,148	7,929	1,771	876
イギリス <sup>4)</sup>	GBR	415	499	1,323	499	905	224	755	1,041	759
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	247	11	310	163	51	19	429	286	132
フランス <sup>6)</sup>	FRA	784	581	248	224	193	1,997	1,421	1,553	
イタリア <sup>7)</sup>	ITA	909	884	4,861	1,962	699	907	555	930	723
スウェーデン <sup>8)</sup>	SWE	627	0.3	0.8	628	15	0.6	2.0	14	107
ロシア <sup>9)</sup>	RUS	1,367	236	29	29	211	86	1.4	20	29
香港 <sup>10)</sup>	HKG	1.0	0.9	0.0	0.2	0.4	0.1	0.1	8.0	1.4
韓国 <sup>11)</sup>	KOR	393	1,894	1,580	1,299	1,199	848	1,201	536	809
マレーシア <sup>12)</sup>	MYS	4.9	6.1	1.6	—	—	—	—	—	—
タイ	THA	220	226	24	24	0.5	46	24	12	
インドネシア <sup>18)</sup>	IDN	1,300	1,281	769	643	—	766	4,666	1,161	
フィリピン <sup>13)</sup>	PHL	584	319	358	150	53	123	44	12	39
インド <sup>14)</sup>	IND	16,290	28,763	26,586	30,256	23,866	29,665	20,324	27,167	16,684
オーストラリア <sup>15)</sup>	AUS	548	469	259	439	380	228	133	50	197
ニュージーランド <sup>16)</sup>	NZL	53	11	34	19	6.2	30	28	11	
ブラジル <sup>17)</sup>	BRA	22,160	225,000	49,673	294,319	150,184	—	—	—	

資料出所 日本:厚生労働省(2009.10)「平成20年労働争議統計調査」  
 インドネシア:労働・移住省ホームページ(<http://www.nakertrans.go.id/>)2009年11月現在,厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢白書」

その他:ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>)2009年11月現在

- (注) 1) 件数は半日以上のス及びロックアウト件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 2) 1,000人未満の争議,1日に満たない争議を除き,件数及び参加人員は当該年に開始された争議。  
 3) 半日以上継続し,かつ,労働損失日数が10労働日以上争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 4) 労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議,10人未満の争議も含む。件数は政治的ストを除く。  
 5) 労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議も含む。公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 6) 争議件数は事業所単位。参加人員は月ごとの平均争議参加人員から算出。1995年は,農業及び公務を除く。  
 7) 労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。  
 8) 8時間未満の争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 9) 1日に満たない争議を除く。  
 10) 1日に満たない争議,10人未満の争議も含む。公共部門を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 11) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 12) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 14) 件数は政治スト及び同情ストを除き,10人未満の争議を除く。  
 15) 件数は労働損失日数が10労働日に満たない争議を除く。1995年以降は新しい産業分類による数値。参加人員は争議に関係した企業の全雇用者数。  
 16) 件数は,労働損失日数が10日(2000年以降5日)に満たない争議を除く。部分スト及びロックアウトを含む。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。  
 17) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。  
 18) 労働損失日数の単位は1,000時間。

第7-4表 労災被災者数（うち死亡者）・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)								
国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>JPN</sup>										
労災死傷者数 <sup>a)</sup>	207.6	165.0	134.5	126.1	122.8	120.4	121.4	121.4	119.3	
うち死亡者数 <sup>b)</sup>	2.6	2.4	1.9	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3	
労働損失日数 <sup>c)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
アメリカ <sup>1)</sup>										
USA										
労災死傷者数	3,127	2,774	2,593	1,321	1,265	1,240	1,189	1,165		
うち死亡者数	2.9	6.3	5.9	5.6	5.8	5.7	5.8	5.7		
労働損失日数	64,746	—	—	—	—	—	—	—		
カナダ <sup>2)</sup>										
CAN										
労災死傷者数	594.9	411.2	393.4	349.8	341.4	339.0	330.3	318.6		
うち死亡者数	0.9	0.7	0.9	1.0	0.9	1.1	1.0	1.1		
労働損失日数	18,500	16,585	16,607	—	—	—	—	—		
イギリス <sup>3)</sup>										
GBR										
労災死傷者数	184.0	150.3	165.5	164.9	155.2	151.1	146.1	—		
うち死亡者数	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—		
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—		
ドイツ <sup>4)</sup>										
DEU										
労災死傷者数	1,672	1,814	1,514	1,143	1,089	1,030	1,048	1,056		
うち死亡者数	1.6	1.6	1.2	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8		
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—		
フランス <sup>5)</sup>										
FRA										
労災死傷者数	761.0	672.2	744.2	721.9	692.6	699.7	701.3	720.8		
うち死亡者数	1.2	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.6		
労働損失日数	26,542	26,021	30,684	36,097	35,097	33,252	34,727	35,871		
イタリア <sup>6)</sup>										
ITA										
労災死傷者数	923.0	657.4	652.9	589.1	577.9	556.4	544.5	526.5	488.6	
うち死亡者数	1.4	1.1	1.2	1.0	0.9	0.9	1.0	0.8	0.7	
労働損失日数	22,728	13,067	15,595	13,568	13,475	13,109	13,118	12,697	11,968	
スウェーデン <sup>7)</sup>										
SWE										
労災死傷者数	87.2	33.7	39.3	34.5	32.6	31.7	32.3	29.8		
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
労働損失日数	—	874	1,355	1,505	1,211	—	—	—		
ロシア <sup>8)</sup>										
RUS										
労災死傷者数	432.4	270.7	151.8	106.7	87.8	77.7	70.7	66.1	58.3	
うち死亡者数	8.4	7.2	4.4	3.5	3.3	3.1	2.9	3.0	2.6	
労働損失日数	10,154	7,231	4,295	3,259	2,755	2,499	2,324	2,719	2,721	
中国 <sup>9)</sup>										
CHN										
労災死傷者数	—	28.5	15.7	18.7	—	—	—	—	—	
うち死亡者数	—	20.0	11.7	14.9	—	—	—	—	—	
労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
香港 <sup>10)</sup>										
HKG										
労災死傷者数	94.9	59.4	58.1	42.0	44.0	44.3	46.9	44.0		
うち死亡者数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2		
労働損失日数	754	615	530	412	421	408	425	390		
韓国 <sup>11)</sup>										
KOR										
労災死傷者数	30.0	—	—	—	—	—	—	—		
うち死亡者数	2.2	—	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.3	1.3	
労働損失日数	43,588	—	—	—	—	—	—	—		
シンガポール <sup>12)</sup>										
SGP										
労災死傷者数	4.9	3.9	3.5	3.2	3.3	3.4	9.3	10.0	11.1	
うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	
労働損失日数	104	88	49	48	51	51	179	—		
マレーシア <sup>13)</sup>										
MYS										
労災死傷者数	121.1	105.8	95.0	—	—	—	—	—		
うち死亡者数	0.4	0.8	1.0	—	—	—	—	—		
労働損失日数	—	1,316	2,038	—	—	—	—	—		

7 労働組合・労使  
関係 労働災害

第7-4表 労災被災者数（うち死亡者）・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)								
国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
タイ <sup>14)</sup>	THA	80.1	216.3	50.7	57.0	57.6	58.5	56.1	54.5	
労災死傷者数		0.6	1.0	0.6	0.8	0.9	1.4	0.8	0.7	
うち死亡者数		—	—	—	—	—	—	—	—	
労働損失日数		—	—	—	—	—	—	—	—	
インドネシア <sup>15)</sup>	IDN	4.6	14.2	—	—	—	—	—	—	
労災死傷者数		1.1	0.9	—	—	—	—	—	—	
うち死亡者数		162	—	—	—	—	—	—	—	
労働損失日数		—	—	—	—	—	—	—	—	
フィリピン <sup>16)</sup>	PHL	40.9	48.7	26.5	23.3	—	—	—	—	
労災死傷者数		0.7	0.3	0.2	0.2	—	—	—	—	
うち死亡者数		381	357	203	156	—	—	—	—	
労働損失日数		—	—	—	—	—	—	—	—	
インド <sup>17)</sup>	IND	1.6	1.4	1.1	1.0	1.4	1.4	1.2	1.2	
労災死傷者数		0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
うち死亡者数		1,045	—	—	—	—	—	—	—	
労働損失日数		—	—	—	—	—	—	—	—	
オーストラリア <sup>18)</sup>	AUS	166.1	139.1	127.5	107.6	106.5	105.6	95.9	97.6	
労災死傷者数		0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
うち死亡者数		1,687	1,021	4,268	5,257	4,223	—	—	—	
労働損失日数		—	—	—	—	—	—	—	—	
ニュージーランド <sup>19)</sup>	NZL	49.1	28.1	20.8	25.7	26.3	26.6	26.9	25.9	
労災死傷者数		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
うち死亡者数		—	2,076	1,381	1,740	1,791	1,919	1,978	1,941	
労働損失日数		—	—	—	—	—	—	—	—	
ブラジル <sup>20)</sup>	BRA	693.6	422.3	326.1	—	—	—	—	—	
労災死傷者数		5.4	4.0	2.5	—	—	—	—	—	
うち死亡者数		—	—	—	—	—	—	—	—	
労働損失日数		—	—	—	—	—	—	—	—	

a) Total number of workers fatally and non-fatally injured as a result of occupational accidents; b) number of workers fatally injured, where death occurred; c) number of days lost by cases of occupational injury.

資料出所 日本(2004年以降):厚生労働省(2009)「平成20年労働災害発生状況」

その他:ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年11月現在

- (注) 1) 職業病を含む。通勤災害を除く。1990年は労働者数11人以上の企業。1995年以降の被災者数は死亡者を含まない。
- 2) 職業病を含む。
- 3) 交通事故、通勤災害、職業病を除く。4月から翌年3月までの数値。
- 4) 通勤災害を含む。死亡者数は、労災後1か月以内の死亡者数。
- 5) 通勤災害を除く。
- 6) 通勤災害を含む。被災者数は3日以上休業した者の数。1990年の労働損失日数は休業の最初の3日を除く補償対象となった日数。
- 7) 職業病を除く。通勤災害を含む。被災者数は労働時間の損失を伴わない歯の災害を含む。2000年以降は、急性難聴や心理的反応を伴う事例も含む。
- 8) 通勤災害を含む。職業病を除く。
- 9) 国有企業のみ。死亡者数は、労災後1か月以内の死亡者数。通勤災害を含む。2003年欄は2002年の数値。
- 10) 通勤災害を含む。
- 11) 通勤災害、職業病を含む。1990年は被災者数は労働時間の損失を伴わない4日以上以上の医療を受けたものを含む。
- 12) 通勤災害、職業病を除く。
- 13) 通勤災害、職業病を含む。
- 14) 通勤災害、職業病を含む。1990年は労働日の損失のない事例も含む。
- 15) 通勤災害を含む。
- 16) 職業病、通勤災害を除く。1995年は従業員規模10人以上の事業所を対象。2000年以降は従業員規模20人以上の事業所を対象。
- 17) 鉱業のみ対象。
- 18) 職業病を含む。通勤災害を除く。当該年に終了する会計年度の数値。1990年欄は1992年の数値。
- 19) 通勤災害、職業病を含む。1990年は4月から翌年3月までの数値。1995年以降は7月から翌年6月までの数値。
- 20) 通勤災害を含む。職業病を除く。

## 第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

日本 JPN

度数率 <sup>1)</sup> Incidence rates	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008
調査産業計 <sup>2)</sup> 事業所規模(常用雇用者数)	Total industries surveyed							
	Establishment size=number of regular employees (persons)							
100+	1.88	1.82	1.78	1.85	1.95	1.90	1.83	1.75
30-99	3.94	3.52	3.40	3.89	3.34	2.95	3.14	3.07
総合工事業 <sup>3)</sup>	Contractors							
	2.25	1.10	1.61	1.77	0.97	1.55	1.95	1.89

資料出所 厚生労働省 (2009.10)「平成20年労働災害動向調査」

(注) 1) 「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

度数率=(労働災害による死傷者数/延実労働時間数)×1,000,000

「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に起因して受けた休業1日以上を負傷または疾病(ただし、疾病は、いわゆる災害性疾病に限り、業務上の疾病であっても、食中毒、伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

2) 調査産業計には総合工事業は含まない。

3) 総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が100万円以上又は工事の請負金額が1億2,000万円以上の工事現場である。事業所規模100人以上。

アメリカ USA

度数率 Incidence rates	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008
産業計 Total private industries surveyed <sup>3)</sup>	8.1	6.1	5.0	4.8	4.6	4.4	4.2	3.9

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics (2009.11) *Workplace Injuries and Illness 2008*

(注) 1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間=100人×40h×50週)当たりの傷病者数(死亡者数は含まない)の比率。

度数率=(負傷者数/延労働時間数)×200,000

2) 傷病者数は、休業1日以上を負傷者をいう。

3) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。

(ただし、農業生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)

## 第7-6表 労使紛争処理制度

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms

&lt;紛争処理制度の全体像の概要&gt;

	日本	アメリカ	イギリス <sup>1)</sup>
司法機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常裁判所</li> <li>※労働事件を扱う特別の裁判所はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常裁判所(連邦及び州)</li> <li>※労働事件を扱う特別の裁判所はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用審判所</li> <li>・ 通常裁判所</li> <li>※契約違反, 不法行為等コモンローに関する労働事件を扱う。</li> </ul>
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央労働委員会・都道府県労働委員会</li> <li>※不当労働行為の審査・救済, 労働争議の調整等を行う(集団的労働紛争)。</li> <li>※都道府県労働委員会の中には, 個別労働紛争のあっせん等を行うものがある。</li> <li>・ 都道府県労働局における個別労働紛争解決制度</li> <li>※情報の提供, 相談その他の援助, 労働局長による助言・指導, 紛争調整委員会によるあっせんを行う(男女雇用機会均等法の紛争に関して特例あり)。</li> <li>・ 都道府県・市町村</li> <li>※各地の地方公共団体において, 相談を受付, 情報提供, 助言等を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国労働関係局(NLRB)</li> <li>※不当労働行為事件の審査, 救済等を行う。</li> <li>・ 連邦調停あっせん局(FMCS)</li> <li>※労働争議の調整等を行う。</li> <li>・ 雇用機会均等委員会(EEOC)</li> <li>※雇用差別事件の調整による解決, 訴追等を行う。</li> <li>・ その他各州の機関等</li> <li>・ 連邦労働省</li> <li>※公正労働基準法に基づく監督等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助言・あっせん・仲裁局(ACAS)</li> <li>※労使等に対する助言, 個別紛争及び集団紛争のあっせん, 不公正解雇事件の仲裁等を行う。</li> <li>※雇用審判所に申し立てられた事件については, まずACASによるあっせんが試みられる。</li> <li>・ 中央仲裁委員会(CAC)</li> <li>※集団紛争の仲裁等を行う。</li> <li>・ 平等人権委員会(EHRC)</li> <li>※性・人種・障害の有無等の差別事件に関する助言・指導, 是正勧告等を行う。</li> </ul>
私的手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業内における自主的解決の仕組み等</li> <li>※上司に対する相談等</li> <li>※苦情処理機関, 労使協議, 各種相談窓口等</li> <li>※団体交渉, 労働争議等</li> <li>・ その他</li> <li>※弁護士会, 労使団体, 社会保険労務士会等において労働相談等を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲裁(労働協約, 個別契約)</li> <li>※基本的には仲裁判断が最終的な判断となり, 司法審査は排除される。</li> <li>・ その他(調停, 企業内の苦情処理手続, オンブズパーソン等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業内の苦情処理制度(労働協約, 就業規則等)</li> <li>企業内の苦情処理について, 制定法により次の3段階(標準手続の場合)の手続の導入。</li> <li>(1)従業員からの書面による苦情の申出</li> <li>(2)使用者によるミーティングの実施・苦情処理に関する決定の通知</li> <li>(3)決定に対する従業員からの異議申立</li> <li>※従業員は, (1)の手続を経ないと雇用審判所への申立ができない。</li> <li>※手続に従っていない当事者については, 雇用審判所での補償金の増減という不利益が課せられる。</li> <li>・ その他</li> </ul>

<紛争処理制度の全体像の概要>

	ドイツ	フランス
司法機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働裁判所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働審判所 通常裁判所(大審裁判所, 小審裁判所) ※集団的労働事件等を扱う。</li> </ul>
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業監督署 ※安全衛生や労働災害の監督を行うが、賃金などの労働条件に関する監督は行っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調停委員会, 地方調整委員会 ※集団的な労使紛争の調停を行う。 労働監督官 ※労働条件の監督を行うが、事実上の紛争調停機能を果たしているとされる。</li> <li>・HALDE(高等差別禁止平等対策機関) ※差別事件について、調停のあつせん, 和解案の提示, 勧告を行う。 ※差別被害者なら誰でもHALDEへの申立ができる。国会議員や欧州議会フランス代表を介した申立も可能。また、設立後5年以上の差別問題に携わる非営利組織も、被害者の合意を得て、被害者と共同で申立をできる。</li> </ul>
私的手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調停委員会(企業内で設置。労働協約) ※集団的な労使交渉の調停を行う。</li> <li>・仲裁委員会(企業内で設置。経営組織法に基づく) ※企業内の従業員代表組織と使用者の間の集団的な利益紛争を扱う。</li> <li>・経営協議会(従業員代表組織)による苦情処理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業内の労働者代表制度(従業員代表委員及び組合代表委員) ※個々の労働者の苦情処理を行う。</li> <li>・その他</li> </ul>

## 第7-6表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

## &lt;裁判制度の概要&gt;

	日本	アメリカ	イギリス <sup>1)</sup>
機関名	・ 通常裁判所	・ 通常裁判所（連邦裁判所及び州裁判所）	・ 雇用審判所（ET:Employment Tribunal）
管轄	労働事件を扱う特別な裁判所はない。ただし、労働審判（個別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な審判）を行う手続（労働審判手続）に係る事件（労働審判事件）の管轄は、地方裁判所。	(1) 連邦裁判所 連邦法に関する紛争及び州籍相違の紛争を扱う。 (2) 州裁判所 各州の労働立法に関する紛争及びコモンローに関する不法行為、契約違反等の紛争を扱う。なお、通常は連邦法についても管轄権を有している。	・ 特定の制定法の下での権利に関する労働関係民事紛争（不公正解雇、賃金関係、差別、剰員整理等）を扱う。 ・ 雇用の終了に関する損害賠償事件についても、訴額2万5千ポンド未満の紛争は雇用審判所にも管轄権がある。 (参考)通常裁判所が管轄する労働関係事件 ・ 契約違反、不法行為に基づく損害賠償請求等コモンローに関する事件 ※県裁判所: 訴額5万ポンド未満 ※高等法院: 訴額5万ポンド以上等
審級制度	第一審: 地方裁判所（請求額が140万円以下の場合簡易裁判所で、控訴審等に違いあり） 第二審: 高等裁判所 最終審: 最高裁判所	(1) 連邦裁判所 第一審: 連邦地方裁判所 控訴審: 連邦控訴裁判所 最終審: 連邦控訴裁判所 (2) 州裁判所 ※州によって制度は異なるが、一般的には三審制である。	第一審: 雇用審判所 控訴審: 雇用控訴審判所（EAT:Employment Appeal Tribunal） ※原則として法律問題のみを取り扱う。 第三審: 控訴院 ※法律問題のみを取り扱う。 最終審: 貴族院 ※法律問題のみを取り扱う。 (注意) 控訴院及び貴族院は通常の司法裁判所である。
機関・組織	労働審判手続については次のとおり。 ・ 構成 労働審判官（地裁の裁判官）1名と労働審判員（労働関係に関する専門的な知識経験を有する者）2名で組織する労働審判委員会が労働審判手続が行われる。	労働事件を扱う特別な裁判所はない。	【雇用審判所】 ・ 構成 職業裁判官（審判長）1名と非職業審判官（素人審判官: lay member）2名（労使各1名）で構成される。  【雇用控訴審判所】 ・ 構成 職業裁判官（審判長）1名と素人裁判官2名（労使各1名）で構成される。 ※特に重要な事件の場合には、素人裁判官4名（労使各2名）となる場合もある。



＜裁判制度の概要＞

	ドイツ	フランス
機関名	・労働裁判所 (Arbeitsgericht)	・労働審判所 (Conseil de prud'hommes)
管轄	<p>・個別的及び集团的労使関係から生ずる民事紛争を専属的に管轄する。労働裁判所の手続には、判決手続と決定手続があり、それぞれの手続で扱う事件には次のようなものがある。</p> <p>(1) 判決手続<sup>2)</sup></p> <p>a. 雇用関係に関する個別的紛争            ※個別の労働者と使用者の間の雇用関係から発生する紛争(賃金, 年休等)            ※雇用関係の存否に関する紛争(解雇等)            ※雇用関係に関する不法行為事件等</p> <p>b. 労働協約に関する集团的紛争            ※労働協約から生ずる協約当事者間等での紛争            ※協約当事者間等における不法行為事件(違法争議に伴う損害賠償等)</p> <p>(2) 決定手続</p> <p>a. 経営組織法上の紛争及び企業共同決定に関する紛争            ※経営協議会の共同決定の効力に関する紛争, 監査役会の労働者代表選出に関する紛争等</p> <p>b. 協約締結権限と協約管轄を巡る紛争</p>	<p>・労働契約に関して発生する個別的な民事紛争(解雇, 契約の存在確認, 賃金・諸手当の支払い請求等)を扱う。</p> <p>・集团的紛争であっても個々の労働者が当事者となるものは、労働審判所で扱われる。</p> <p>(参考)労働審判所以外の裁判所が管轄する労働関係事件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政裁判所:労働関係の行政処分に対する不服の申立等</li> <li>・通常裁判所:組合代表委員の任免等に関する訴訟(小審裁判所), 違法争議等による損害賠償請求等の集团的な民事紛争(訴額に応じて大審裁判所又は小審裁判所が管轄する。)等</li> </ul>
審級制度	<p>第一審:労働裁判所            控訴審:州労働裁判所            ※控訴できるのは, 訴額が600ユーロ以上の事件, 第一審判決が控訴を許容している事件, 解雇事件等に限られる。</p> <p>最終審:連邦労働裁判所            ※法律問題のみを取り扱う。            ※上告できるのは, 第二審判決が控訴を許容している事件, 第二審判決が連邦労働裁判所の判例と異なる事件等に限られる。            ※第二審判決の行った上告の不許可に対する抗告を連邦労働裁判所が認めた場合にも上告できる。</p>	<p>第一審:労働審判所            控訴審:控訴院(社会部)            ※訴額が一定額以下の場合には, 破棄院への上訴のみ可能。</p> <p>最終審:破棄院(社会部)            ※法律問題のみを取り扱う。            (注意)控訴院及び破棄院は通常の司法裁判所である。</p>
機関・組織	<p>【労働裁判所】</p> <p>(1) 設置:第一審の裁判所として, 各州において設置される。</p> <p>(2) 構成:職業裁判官(裁判長)1名と非職業裁判官(名誉職裁判官)2名(労使各1名)で構成される。</p> <p>【州労働裁判所】</p> <p>(1) 設置            控訴審の裁判所として, 各州において設置される。</p> <p>(2) 構成            職業裁判官(裁判長)1名と名誉職裁判官2名(労使各1名)で構成される。</p> <p>【連邦労働裁判所】</p> <p>(1) 小法廷            10の法廷を置き, 扱う事件の種類を分担している。            ※職業裁判官(裁判長を含む。)3名            ※名誉職裁判官2名(労使各1名)</p> <p>(2) 大法廷            ※職業裁判官(連邦労働裁判所長官を含む。)6名            ※名誉職裁判官4名(労使各2名)</p>	<p>【労働審判所】</p> <p>(1) 業種ごとの部            以下の5つに分かれており, 事件の担当部は, 使用者の属する業種によって決定される。            a. 管理職部, b. 工業部, c. 商業・サービス業部, d. 農業部, e. 雑業部: a~d以外の業種を担当</p> <p>(2) 調停部・判決部            (1)の各部ごとに, 調停部及び判決部が置かれている。            a. 調停部:調停手続を担当            ※審判官2名(労使各1名)            b. 判決部:判決手続を担当            ※審判官4名(労使各2名)</p> <p>(3) 急速審理部            仮処分や判決の仮執行を担当する部署として置かれている。            ※審判官2名(労使各1名)</p> <p>(注意)労働審判所には, 職業裁判官はならず, 労使から選出される非職業裁判官のみで構成される。</p>

## 第7-6表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

<裁判官>		日本	アメリカ	イギリス <sup>1)</sup>
種類・選 任方法	労働審判官及び労働審判員 については次のとおり。  【労働審判官】 ・地方裁判所が当該地方裁 判所の裁判官の中から指定 する。  【労働審判員】 ・労働関係に関する専門的な 知識経験を有する者で原則 68歳未満の者の中から、最 高裁判所が任命する。	労働事件を扱う特別な裁判所 はない。	【職業審判官】 (1) ET 7年以上の実務経験を有す る法律家(ソリシター又はバ リスター)の中から大法官に よって任命される。 (2) EAT 高等法院及び控訴院の裁 判官の中から大法官によっ て任命される。 【素人審判官】 (1) ET 労使団体との協議を経た 後、国務大臣によって任命 される。 (2) EAT 労働関係に関する特別な知 識経験を有する者で、国務 大臣と大法官が共同で推薦 した者が女王によって任命 される。	
任期・身 分等	労働審判員については次のと おり 【労働審判員】 (1) 任期 2年。再任可。 (2) 身分 裁判所の非常勤職員。 (3) 報酬 手当、旅費等が支給され る。 (4) 決議等 労働審判手続は、労働審判 官が指揮するが、労働審判 委員会の決議は、過半数の 意見による(労働審判官と 同等の決議権)。 (5) 研修 地方裁判所において研修 が行われるほか、多くの労 働審判員が(社)日本労使 関係研究協会の個別労働 紛争解決研修を受講。	労働事件を扱う特別な裁判所 はない。	【素人審判官】 (1) 研修 任命時及び6か月ごとに研 修が実施される。 (2) 権限 職業裁判官と同一である。	

<裁判官>

	ドイツ	フランス
種類・選 任方法	<p>【職業裁判官】</p> <p>(1) 第一審 労使団体の代表者、労働裁判所当局が加 わる委員会との協議を経た後、州最高官庁 (州労働大臣等)の推薦に基づいて任命さ れる。</p> <p>(2) 第二審 労使団体の意見を聴取した上で任命され る。</p> <p>(3) 連邦労働裁判所 連邦労働社会省と裁判官選考委員会(州 労働大臣全員と連邦議会選出委員で構 成)の共同提案に基づき、連邦大統領に よって任命される。</p> <p>【名誉職裁判官】</p> <p>(1) 第一審及び第二審 管轄区域内の労使団体が提出する候補者 リストの中から、少数派にも公正に考慮して、 州労働大臣が任命する。 ※被選出資格は、労働裁判所の場合は25 歳以上の者、州労働裁判所の場合は30歳 以上の者である。</p> <p>(2) 連邦労働裁判所 労使団体が提出する候補者リストの中から、 少数派にも考慮して、連邦労働社会大臣が 任命する。 ※被選出資格は、35歳以上の者である。</p>	<p>【審判官】</p> <p>労働者及び使用者による直接選挙で選出 される。</p> <p>(1) 選挙権 一定の職業に従事している等の要件を満た す16歳以上の労働者(失業者を含む)及び 使用者(国籍は問われない)</p> <p>(2) 被選挙権 労働審判所の選挙人名簿に登録されてい る等の要件を満たす21歳以上の者(フランス 国籍に限る)</p> <p>(3) 選挙制度 労使団体が作成する部ごとの候補者リスト に対する投票による比例代表制 ※使用者は、労働者が投票のために職場 を離れることを認めなければならない、その間 の賃金を減額してはならない。</p>
任期・身 分等	<p>【名誉職裁判官】</p> <p>(1) 任期 5年。再任可。</p> <p>(2) 身分 非職業裁判官であって、非常勤である。</p> <p>(3) 報酬 時間手当、旅費、必要経費等が支給され る。</p> <p>(4) 身分保障 その活動を妨げられず、また、その活動を 理由とした不利益取扱は禁止される。</p> <p>(5) 権限 職業裁判官と同一である。</p>	<p>【審判官】</p> <p>(1) 任期 5年。再任可。</p> <p>(2) 身分 非職業裁判官(国家公務員ではない。)</p> <p>(3) 報酬 無償。旅費の支給あり。</p> <p>(4) 身分保障 使用者は、審判官の職務の遂行に必要な 時間を与えなければならない、その間の賃金 を減額してはならない。また、労働監督官の 許可がなければ解雇されることはない。</p> <p>(5) 研修 国は研修を実施し、審判官には任期中に6 週間の研修休暇が与えられる。</p>

## 第7-6表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

&lt;審理&gt;

	日本	アメリカ	イギリス <sup>1)</sup>
手続	<p>一般の民事訴訟の手続による。ただし、労働審判手続については次のとおり。</p> <p><b>【労働審判手続の主な流れ】</b></p> <p>(1) 申立 ※趣旨及び理由を記載した書面による。</p> <p>(2) 相手方による答弁書の提出</p> <p>(3) 審理 ※原則3回以内の期日で審理を終結。</p> <p>(4) 調停の試み ※調停の成立による解決の見込みがある場合、審理の最終までに調停を行う。 ※調停が成立すれば、終了。</p> <p>(5) 労働審判 ※審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行う。 ※主文及び理由の要旨を記載した審判書の作成又はすべての当事者が出頭する労働審判手続の期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知。 ※受諾：労働審判の確定（裁判上の和解と同一の効力）</p> <p><b>【労働審判制度の手続上の特徴】</b></p> <p>(1) 個別労働関係紛争についての手続</p> <p>(2) 裁判所での手続 ※不出頭に対する制裁（過料）あり。 ※審判に法律上の和解と同一の効力。</p> <p>(3) 労働関係の専門的知識経験を有する者（労働審判員）の参加する手続</p> <p>(4) 非訴事件としての手続</p> <p>(5) 迅速・簡易な手続 ※原則3回以内の期日で審理を終結。 ※口頭主義，直接主義。</p> <p>(6) 審判の効力と訴訟移行 ※労働審判に対し適法に異議の申立があったときは、労働審判手続の申立時に訴えの提起があったものとみなす。</p>	<p>一般の民事訴訟の手続による。</p>	<p><b>【手続の主な流れ】</b></p> <p>(1) 申立 ※定型の書式あり。手紙の郵送，ファックスによる送付も可。</p> <p>(2) 被申立人による応訴書の提出 ※被申立人は，申立書の写しの受領後一定期間内に応訴書を提出しないと，以後の手続に参加できなくなる。</p> <p>(3) ACASによるあっせんの前置 ※ETから申立書及び応訴書の写しがACASに送付されると，ACASは当事者間のあっせんを行う。 ※あっせん手続の際に出された事項は，相手方の合意がない限り，訴訟において証拠とすることはできない。</p> <p>(4) 審理前の手続 ※審判所は，当事者の申立又は職権により，相手方に対して，事実・主張等を説明した書面の提出，文書の開示，証人の出頭等を命ずることができる（罰金による強制等あり）。</p> <p>(5) 予備審理等 ※指示審理：複雑な事件について，審理の準備に必要な事項を指示し，審理に要する時間等を決定する（審判長単独で行う）。 ※審問前審査：勝訴の合理的な見込みの有無を判断するために行い，見込みがない場合には保証金の支払いを命ずることができる。 ※予備審理：訴訟を行う資格要件や提訴期限（解雇の場合3か月以内）を満たしているか否かを判断する。</p> <p>(6) 審理 ※公開。対審。通常1～2日で終了。 ※両当事者が同意した場合には，素人審判官が1名でも審理を行える。</p> <p>(7) 決定 結審後，口頭で言い渡され，書面は後日出される。</p> <p><b>【手続上の特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ACASによるあっせん前置。</li> <li>ETは，厳格な法律主義よりも，よき労使関係の形成を目的とした常識的な解決を図るため，通常裁判所の訴訟における証拠の厳格なルールには拘束されない。</li> <li>ETの決定（復職・再雇用，金銭補償等の命令）には強制力はなく，最終的には，金銭の支払いについて県裁判所の執行命令により執行されることとなる。</li> </ul>

<審理>

	ドイツ	フランス
手続	<p><b>【判決手続の主な流れ】</b></p> <p>(1) 訴えの提起 ※事件類型ごとの簡易な定型訴状あり。</p> <p>(2) 和解弁論の前置(第一審のみ) ※原則公開。職業裁判官により、原則最初の1期日で実施。 ※不調の場合は、直ちに訴訟弁論に移行するか、又は訴訟弁論の期日を指定する。</p> <p>(3) 訴訟弁論の準備 裁判長は、準備書面の補充、説明等の提出を課すこと、官公庁等に対し情報提供を求めること、当事者本人の出頭を命ずること、証人等を弁論に呼び出すこと等の措置を執ることができる。</p> <p>(4) 訴訟弁論 ※原則公開。可能な限り1回の期日で終了させる。 ※訴訟手続中を通じて和解によって終了させる努力義務を負っている。</p> <p>(5) 判決 可能な限り弁論終了の期日に直ちに口頭で言い渡し、判決書は言渡し日から3週間以内に作成・交付する。</p> <p><b>【手続上の特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和解弁論前置</li> <li>・職権進行主義 ※当事者が主張立証する弁論主義が原則だが、一般の民事裁判より裁判所の職権の強い部分がある。</li> <li>・口頭主義(口頭弁論が中心)、直接主義(法廷での弁論が中心)</li> <li>・迅速主義 ※迅速な処理を図るため、訴訟弁論が1回の期日で終了するようにするための準備措置、弁論終了後直ちに行う判決言渡し等が定められている。</li> <li>・解雇事件等についての特別な手続</li> <li>・優先的な処理を図るため、以下のような特別が定められている。</li> </ul> <p>(1) 和解弁論は訴えの提起後2週間以内に行う。 (2) 和解弁論が功を奏しない場合には、和解弁論後2週間以上の相当な期間内に答弁書を提出するよう、被告に命ずる。 (3) 答弁書に対して書面で見解を示すために、原告に対して2週間以上の相当な期間を定めることができる。 (4) 時機に遅れて提出された攻撃防御方法は原則として認めない。</p>	<p><b>【手続の主な流れ】</b></p> <p>(1) 申立(口頭の申立も可)</p> <p>(2) 調停の前置(調停部) ※非公開。原則として当事者本人に出廷義務。成立の場合は調停調書を作成(執行力あり) ※審判官2名(労使各1名)で行う。</p> <p>(3) 判決部への移送 ※調停不調や被告が不出頭の場合 ※開廷期日までの間に裁判外の和解が成立することも多い。</p> <p>(4) 事件が判決に熟していれば、直ちに判決</p> <p>(5) 審理 ※公開。対審。口頭での主張。 ※審判官4名(労使各2名)で行う。</p> <p>(6) 判決</p> <p><b>【手続上の特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調停前置</li> <li>・口頭による申立、主張が可能。</li> <li>・調停部による仮の措置 ※使用者が調停に出頭しない場合等において、調停部は、(1) 貸金台帳等の提出命令、(2) 貸金等の仮払い命令(債務の存在に重大な疑義がない場合。額の上限あり。)、(3) 証拠等の保全に必要な処分を、仮の措置として行うことができる。この処分に対する上訴は本案判決に関する上訴と同時にのみ行うことができる。</li> <li>・当事者間の手続契約 ※審判所によっては、調停手続段階で、原告の証拠準備期間、被告の反論準備期間を定める手続契約を当事者間で締結させた上で審判手続を行っている審判所がある。(手続契約が守られない場合、審判所は当該事件を抹消できるとされる。)</li> <li>・報告審判官(1名又は2名) ※事件についての判断に資するため、証拠の収集や当事者・関係者の事情聴取等の調査を行い、担当部に報告する審判官。当該事件の担当部から任命される。</li> </ul>

## 第7-6表 労使紛争処理制度（続き）

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

&lt;審理&gt;（続き）

	日本	アメリカ	イギリス <sup>1)</sup>
仮処分等 手続	一般の民事訴訟の手続による。	—	—
判決	一般の民事訴訟の手続による。ただし、労働審判手続の場合、労働審判委員会の決議は労働審判官・労働審判員の多数決による。	—	・ 審判官による多数決 ※素人審判官の評決権は職業審判官と同一である。
訴訟代理	一般の民事訴訟の手続による。ただし、労働審判手続の場合、本人申立が可能で、代理人については弁護士を原則とするが、裁判所は、弁護士以外の者を代理人とすることを許可できる。	—	・ 本人申立が可能。 ・ 審判の代理人には、弁護士の他、労使団体の役員等がなることができる。
訴訟費用	一般の民事訴訟の訴訟費用による。ただし、労働審判手続の申立手数料は民事調停の申立手数料と同額（民事訴訟の手数料の半額）。	一般の民事訴訟の訴訟費用による。 ※ただし、公民権法に関する訴訟等では弁護士費用の敗訴者負担制度あり。	・ 原則として審判費用の負担なし。 ※濫訴の場合、勝訴の見込みなく手続を継続し敗訴した場合には、費用の支払いを命ぜられる。 扶助の適用はない。 ※ETの審判手続には、法律扶助の適用はない。

## ＜審理＞（続き）

	ドイツ	フランス
仮処分等 手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事訴訟法の規定に基づく仮処分手続がある。</li> <li>※集団紛争での利用が中心的とされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急速審理部は、(1) 切迫した損害等の防止のために保全・原状回復措置を命ずること、(2) 債務の存在に重大な疑義がない場合に仮払いを命ずること等の仮処分手続や判決の仮執行手続を行う。</li> <li>※仮処分・仮執行の履行は、罰金による間接強制で確保される。</li> </ul>
判決	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判官による多数決</li> <li>名誉職裁判官の評決権は職業裁判官と同一である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審判官による多数決</li> <li>ある争点について多数決で可否同数となった場合には、当該争点について、当該労働審判所の所在地を管轄する小審裁判所の職業裁判官が裁判長となって再審理を行った上で、改めて多数決により判決を下す。</li> <li>※再審理では、当事者は新証拠・新主張の提出が可能。</li> </ul>
訴訟代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人訴訟</li> <li>一審：○ 二審：× 三審：×</li> <li>弁護士以外の代理</li> <li>一審：○ 二審：○ 三審：×</li> <li>弁護士代理</li> <li>一審：○ 二審：○ 三審：○</li> </ul> <p>※弁護士以外の代理人としては、労使団体の代理人等（労働組合の権利保護書記等）が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訴訟費用を支弁できず、労使団体による訴訟代理を求めることもできない当事者に対しては、相手方が弁護士代理の場合、当該当事者の申立により、裁判長が弁護士を付することを命じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人訴訟が可能。</li> <li>訴訟の代理人・補佐人には、弁護士の他、当事者と同一の職業に属する労働者又は使用者、当事者が所属する労使団体の代表者等なることができる。</li> </ul>
訴訟費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>訴訟費用は低廉である。</li> <li>※他の訴訟手続よりも低廉。上限は500ユーロ。</li> <li>※和解により終了した場合は無料。</li> <li>弁護士費用は、第一審では原告・被告の各自負担（一般の民事裁判では敗訴者負担）。第二審以上では敗訴者負担。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訴訟費用は低廉である。</li> <li>※負担する費用としては、訴えの登録費、当事者呼出用の郵便費、判決送達費等がある。</li> </ul>

資料出所 司法制度改革推進本部労働検討会（第13回、2003年1月10日）資料71、イギリス（私的手続）：「企業内紛争システムの整備支援に関する調査研究－中間報告書－」（労働政策研究・研修機構、2007年）、フランス：高等差別禁止平等対策機関（HALDE）ホームページ、日本：同検討会（第9回、2002年10月25日）資料55、菅野和夫他「労働審判制度－第2版－」（弘文堂、2007年）等により労働政策研究・研修機構作成

- （注） 1) イングランド及びウェールズにおける制度である。  
2) 判決手続において、解雇事件と差別事件については、迅速な処理を目的とする特別な手続がある。



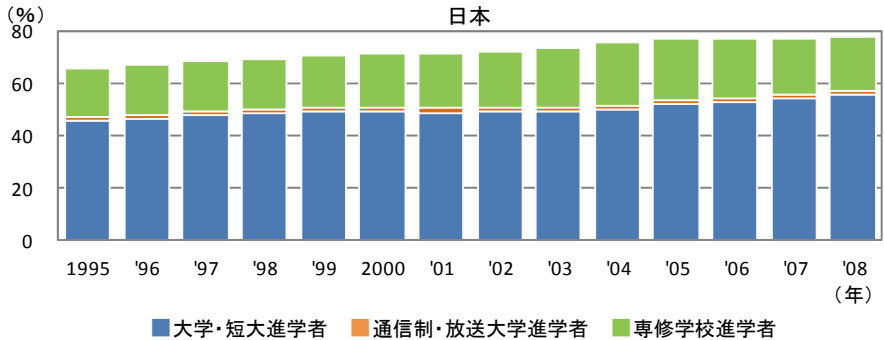


## 8. 教育・職業能力開発

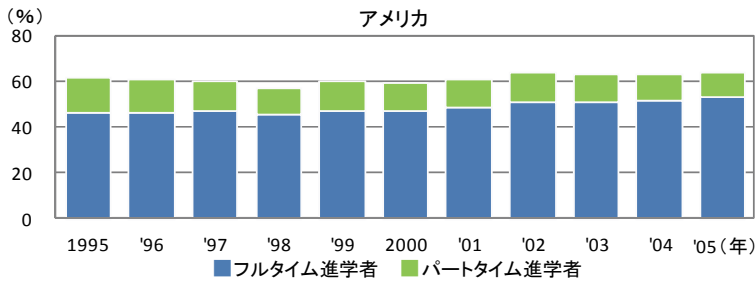
### **Education and Human Resources Development**



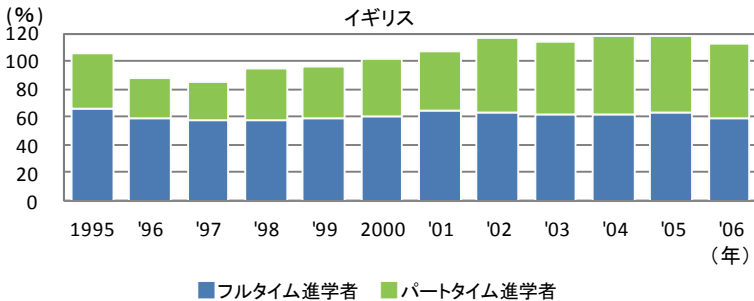
## 8-1 高等教育機関への進学率



- ▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-1表 高等教育機関への進学率:日本」(p.237)参照。

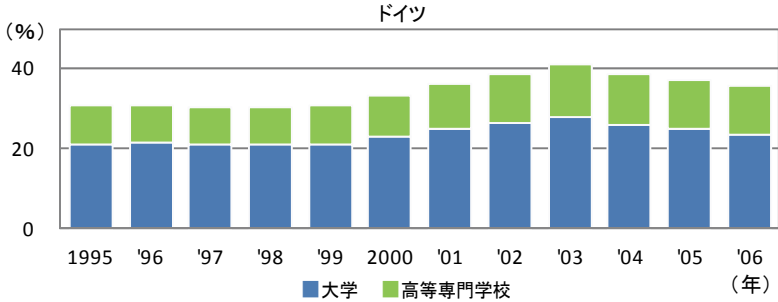


- ▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-2表 高等教育機関への進学率:アメリカ」(p.237)参照。

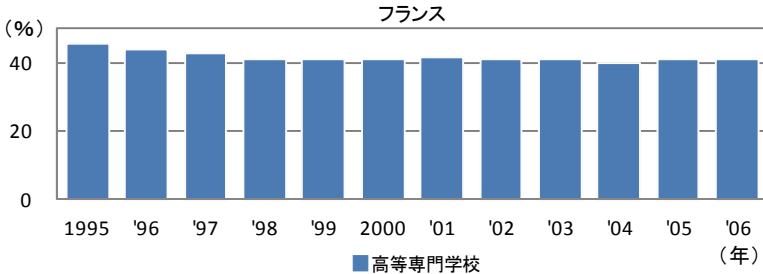


- ▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-3表 高等教育機関への進学率:イギリス」(p.238)参照。

8 教育・職業能力開発



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-4表 高等教育機関への進学率:ドイツ」(p.238) 参照。



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-5表 高等教育機関への進学率:フランス」(p.239)参照。

高等教育機関への進学率の国際比較は、各国の教育制度が異なっているため容易ではない。(第8-2表の各国の学校系統図参照)。ただし、上記のグラフをみると、各国とも概ね安定した推移となっていることがわかる。

日本の進学率は、1995年から2005年まで緩やかな上昇を続け、2006年になって0.4ポイント低下したが、2007年には再び上昇し、2008年には78.0%に達している。アメリカの進学率は、1998年及び2000年に60%を割り込んだものの、その後持ち直している。イギリスの進学率は2002年以降急上昇しているが、これは、1992年の継続・高等教育法による教育制度改革の結果、大学数が増加し、進学率が急増したためである。ドイツの高等教育への進学率は1990年代に30%前後で横ばいの推移を続けたが、2001年以降やや上昇した後40%弱で推移し、2006年には35%に低下している。ドイツの進学率は諸外国に比べて低水準であるが、ハウプトシューレや職業学校、職業上構学校など職業教育機関はここには含まれていないことに留意が必要である(「第8-2-4表 ドイツの学校系統図」参照)。また、フランスの進学率の算出基礎となった数値についても、複数の教育機関に登録されている者の数が未公表であること、通常の在学年齢以外の学生が相当数含まれていることに留意が必要である。

第8-1-1表 高等教育機関への進学率：日本

Table 8-1-1: Enrollment rates in higher education, Japan

(%)

年 Year	通信制・放送大学 進学者を含む Including correspondence courses or University of the Air						専修学校(専門課程) 入学者を含む Including special course schools		
	大学・短大等進学者 Universities or junior colleges								
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	43.9	47.8	45.8	45.5	49.6	47.5	63.4	69.6	66.4
1996	45.2	48.5	46.8	46.8	50.2	48.5	65.0	70.8	67.8
1997	46.8	49.1	47.9	48.1	50.7	49.4	66.3	71.6	68.9
1998	48.2	49.6	48.9	49.3	51.0	50.2	67.2	72.2	69.6
1999	49.7	49.9	49.8	50.9	51.4	51.2	69.0	73.4	71.1
2000	50.5	49.0	49.8	51.6	50.6	51.2	70.1	73.8	71.9
2001	49.8	48.7	49.3	51.1	50.7	50.9	69.4	74.2	71.8
2002	49.9	48.8	49.4	51.1	50.6	50.8	70.3	74.9	72.5
2003	50.8	48.6	49.8	51.8	50.1	51.0	72.5	75.7	74.1
2004	52.4	49.0	50.7	53.5	50.7	52.1	75.1	76.8	75.9
2005	54.4	50.1	52.3	55.5	51.9	53.8	77.1	78.3	77.7
2006	55.0	51.2	53.2	56.2	53.1	54.6	76.4	78.4	77.3
2007	56.4	52.8	54.6	57.4	54.4	55.9	76.3	79.0	77.6
2008	58.0	54.4	56.2	58.9	55.9	57.4	76.6	79.5	78.0

資料出所 文部科学省(2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

- (注) 1) 大学・短大等進学者は、大学学部・短期大学本科入学者及び高等専門学校第4学年の在学者である。  
 2) 通信制・放送大学進学者は、正規の課程への入学者である。  
 3) 該当年齢(18歳)以外の進学者を含む。

第8-1-2表 高等教育機関への進学率：アメリカ

Table 8-1-2: Enrollment rates in higher education, USA

(%)

年 Year	フルタイム進学者 Full-time students			パートタイム進学者を含む Including part-time students		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
	1995	42.8	51.4	47.0	55.8	68.2
1996	42.4	51.7	46.9	55.2	68.1	61.4
1997	42.5	52.0	47.1	54.1	66.9	60.3
1998	41.5	50.3	45.8	51.4	63.0	57.1
1999	43.4	52.1	47.6	54.9	66.8	60.7
2000	42.6	51.8	47.1	53.6	66.0	59.6
2001	44.0	54.1	48.9	54.8	68.4	61.4
2002	45.7	56.9	51.1	56.5	72.0	64.0
2003	45.6	56.9	51.1	55.7	71.1	63.2
2004	46.4	58.1	52.1	56.2	71.8	63.8
2005	47.2	59.6	53.2	56.9	72.7	64.6

資料出所 文部科学省(2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

- (注) 1) 高等教育進学者数は、2年制大学と4年制大学の入学者の合計(非学位取得課程を含む)である。該当年齢以外の入学者を含む。  
 2) フルタイム進学とは、通常の修業年限(又はその中での各段階)内に所定の科目について一定の単位数を取得する就学形態である。パートタイム進学とは、一定期間において、規定の履修量(取得すべき単位数)がフルタイム学生の75%未満である場合をいう。パートタイム進学の場合でも、所定の科目について単位を取得すれば学位が取得できる。

第8-1-3表 高等教育機関への進学率：イギリス

Table 8-1-3: Enrollment rates in higher education, UK

年 Year	パートタイム進学者を含む Including part-time students					
	フルタイム進学者 Full-time students			Including part-time students		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
1995	64.1	67.0	65.5	99.7	110.7	105.0
1996	56.2	62.3	59.2	79.1	95.6	87.2
1997	53.7	61.6	57.5	75.8	94.5	84.9
1998	53.9	57.9	58.1	84.1	97.3	94.6
1999	53.4	63.6	58.4	83.0	110.0	96.2
2000	53.8	66.5	60.0	86.2	118.0	101.7
2001	58.6	71.4	64.8	90.9	123.1	106.7
2002	56.4	70.3	63.1	94.1	140.4	116.6
2003	53.7	69.1	61.2	90.2	140.0	114.2
2004	55.1	69.0	61.9	95.7	141.2	117.8
2005	55.0	70.6	62.6	94.1	143.5	118.2
2006	51.8	67.2	59.2	89.5	137.6	112.8

資料出所 文部科学省(2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

- (注) 1) 進学者数は大学、高等教育カレッジの第1学位及び非学位課程、及び継続教育機関の高等教育課程の第1学年の在学者数の合計。公開大学入学者はパートタイム進学者に含まれる。該当年齢(18歳)以外の進学者及び留学生(overseas students)を含む。当該進学年齢層以外の成人学生(21歳以上)の進学者が多い。
- 2) フルタイムとは全日の学習を前提とするコースで、パートタイムとは1日の一部あるいは週の数日を学習にあてるコースである。パートタイムはフルタイムと同じ資格・学位を取る場合、修業年限がフルタイムより長くなる課程である。
- 3) 留学生(overseas students)は、入学前の主な居住地(permanent country of domicile)がイギリス以外の学生を指す。イギリス国籍の有無は問わない。

第8-1-4表 高等教育機関への進学率：ドイツ

Table 8-1-4: Enrollment rates in higher education, Germany

年 Year	大学 Universities			高等専門学校 Technical colleges			計 Total		
	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total	男性 Male	女性 Female	計 Total
	1995	19.4	22.5	20.9	11.7	7.4	9.6	31.0	29.9
1996	19.9	22.8	21.3	11.1	7.2	9.2	31.0	30.0	30.5
1997	19.5	22.7	21.0	10.8	7.5	9.2	30.3	30.2	30.2
1998	19.3	22.3	20.8	11.1	7.9	9.5	30.4	30.2	30.3
1999	19.2	22.9	21.0	11.2	8.0	9.7	30.4	30.9	30.7
2000	20.9	24.8	22.8	12.2	8.6	10.4	33.1	33.4	33.2
2001	22.5	27.2	24.8	13.2	9.3	11.3	35.7	36.5	36.1
2002	22.9	29.5	26.1	14.2	10.3	12.3	37.1	39.8	38.4
2003	25.5	29.8	27.6	15.7	10.4	13.1	41.2	40.1	40.7
2004	23.3	28.4	25.8	15.4	10.1	12.8	38.7	38.5	38.6
2005	22.5	27.2	24.8	14.6	9.8	12.3	37.1	37.0	37.1
2006	20.9	26.0	23.4	14.1	9.9	12.0	34.9	35.9	35.4

資料出所 文部科学省(2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(19歳)人口×100

- (注) 一部の州・地域では、18歳で大学に進学することが可能であるが、該当年齢は便宜上19歳とした。該当年齢以外の進学者を含む。大学、高等専門学校のほか、中後教育機関として専門学校、職業アカデミー、看護学校等があるが、本統計には含まれない。

### 第8-1-5表 高等教育機関への進学率：フランス

Table 8-1-5: Enrollment rates in higher education, France

(%)	
年 Year	高等教育機関進学率 Enrollment rates in higher education
1995	約 46
1996	約 44
1997	約 43
1998	約 41
1999	約 41
2000	約 41
2001	約 42
2002	約 41
2003	約 41
2004	約 40
2005	約 41
2006	約 41

資料出所 文部科学省(2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

(注) 高等教育機関入学者は、大学、技術短期大学部、リセ付設グランゼコール準備級、リセ付設中級技術者養成課程、一部のグランゼコール(商業系などのグランゼコールでリセから直接入学する)等の高等教育機関の入学者である。進学率の算定にあたっては、複数の機関(大学とその他の機関)に登録している者の実数が公表されていないので、大学入学者の約3割(国民教育省)という比率に基づき、この数を全体の高等教育機関入学者数から除いて算出した。

### 第8-1-6表 高等教育機関への進学率：韓国

Table 8-1-6: Enrollment rates in higher education, Republic of Korea

(%)	
年 Year	高等教育機関進学率 <sup>1)</sup> Enrollment rates in higher education
1970	26.9
1980	27.2
1990	33.2
2000	68.0
2005	82.1
2006	82.1
2007	82.8
2008	83.8

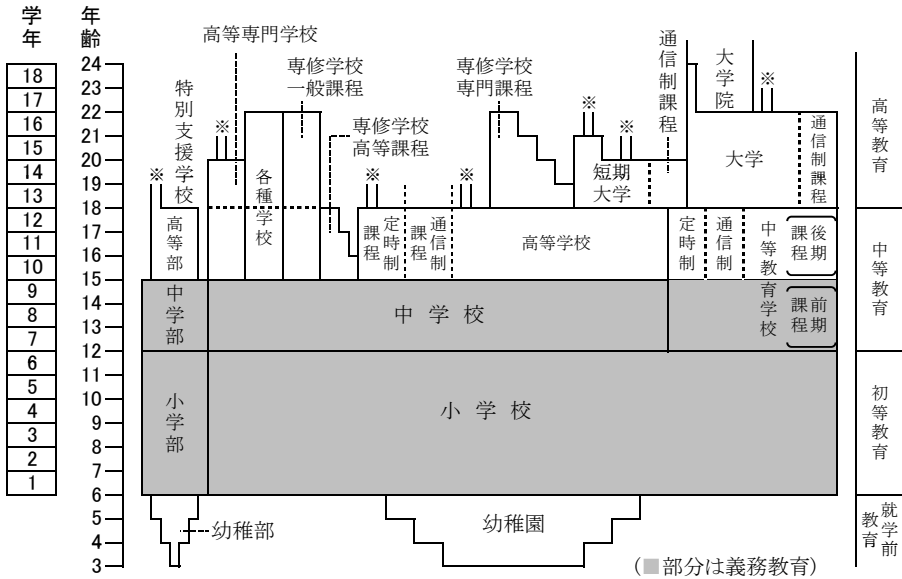
資料出所 韓国教育人的資源部ホームページ(<http://www.kedi.re.kr/>)

進学率=高等教育機関進学者数/各年における高校卒業業者数×100

(注) 1) 専門大学等(2年制等)を含む(大学、大学院、教育大学、産業大学、専門大学、放送・通信大学、技術大学)。

第8-2-1表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



資料出所 文部科学省 (2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

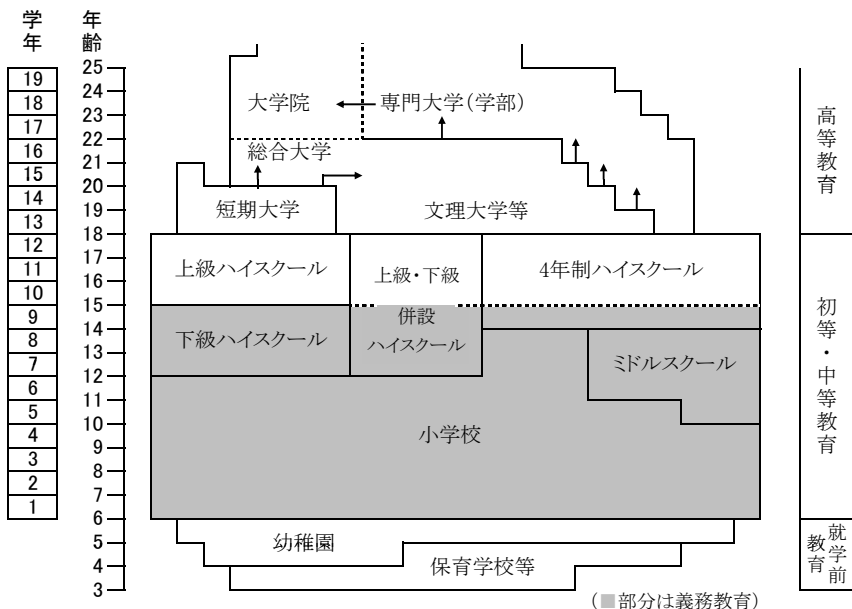
(注) 1) ※印は専攻科を示す。

2) 高等学校, 中等教育学校後期課程, 大学, 短期大学, 特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。



第8-2-2表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



資料出所 文部科学省(2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 就学前教育は、幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

義務教育: 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが、実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、9年又は10年とする州が最も多い。

初等・中等教育: 初等・中等教育は、合計12年であるが、その形態は[1]6-3(2)-3(4)年制、[2]8-4年制及び[3]6-6年制の三つに大別される。このほか、5-3-4年制や4-4-4年制などが行われている。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近ではミドルスクールの増加にともない、5-3-4年制あるいは4-4-4年制が増えている。このほか、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。

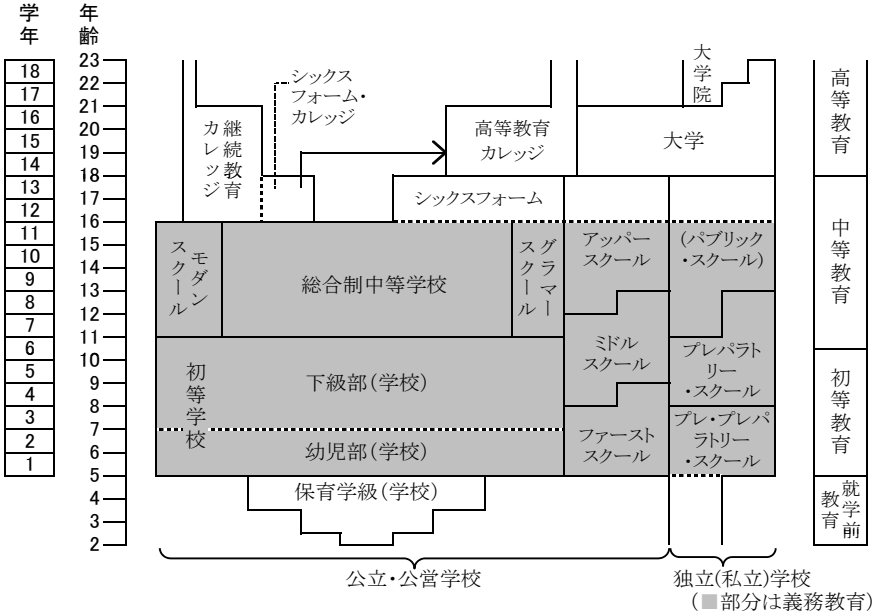
2004年について、公立初等学校の形態別の割合をみると、3年制又は4年制小学校6.8%、5年制小学校33.0%、6年制小学校17.2%、8年制小学校7.7%、ミドルスクール17.2%、初等・中等双方の段階にまたがる学校7.8%、その他10.3%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)11.0%、上級ハイスクール(3年制)3.3%、4年制ハイスクール47.9%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)10.6%、初等・中等双方の段階にまたがる学校19.3%及びその他7.8%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。

高等教育: 高等教育機関は、総合大学、文理大学、専門大学(学部)(professional schools)及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は、文理学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。文理大学は、学部レベルの一般教育を主に行うが、大学院を持つものもある。専門大学(学部)は、医学、工学、法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと総合大学の一学部となっているものがある。

専門大学(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又は文理大学において一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験、面接を受ける必要がある。短期大学には、従前からの短期大学(ジュニアカレッジ)のほか、コミュニティカレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティカレッジである。

第8-2-3表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



資料出所 文部科学省(2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育: 義務教育は5歳から16歳までの11年間。

初等教育: 初等教育は、通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳児を対象とする前期2年(幼児部)と7～11歳児のための後期4年(下級部)とに区分される。両者は一つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部には幼児学校と下級学校として別々に設置しているところもある。また一部において、幼児部(学校)・下級部(学校)に代えてファーストスクール(5～8歳、5～9歳など)及びミドルスクール(8～12歳、9～13歳など)が設けられている。

中等教育: 中等教育は通常11歳から始まる。原則として無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で、ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している。このほか、選抜制のグラマー・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジとがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方教育当局が設置・維持する公立(営)学校、国庫補助学校及び公費補助を受けない独立学校の3つに分類される。

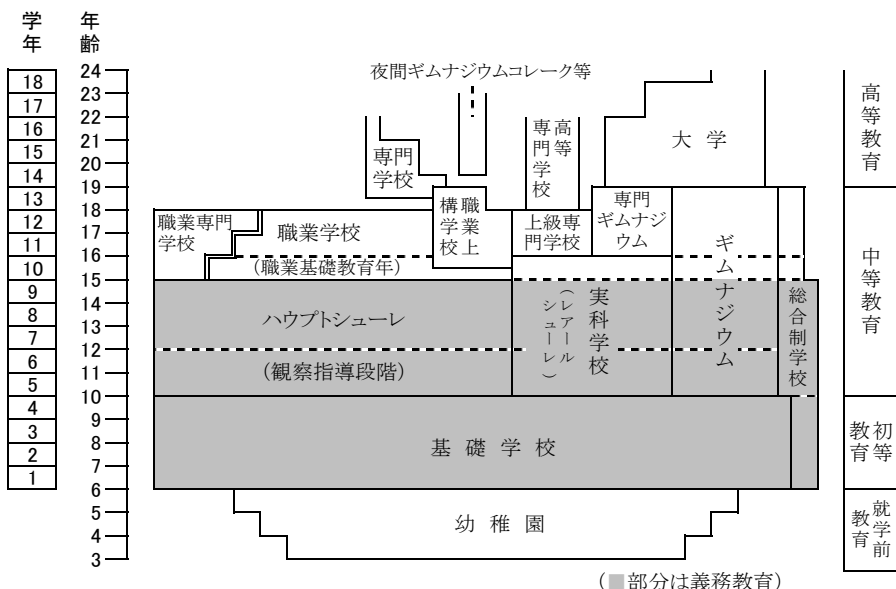
国庫補助学校は、従来公立(営)学校であったものが、地方教育当局の所管を離れ、国から直接補助金を得て自主的に運営される学校である(1999年度から地方補助学校に移行。独立性は変わらないが補助金は地方から交付)。また、独立学校には、いわゆるバブリック・スクール(11、13～18歳)やプレパラトリー・スクール(8～11歳、13歳)などが含まれる。

高等教育: 高等教育機関には、大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には、第一学位(学士)取得課程(通常修業年限3年間)のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク(34校)があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジ(後述)においても、高等教育レベルの高等課程が提供されている。

継続教育: 継続教育とは、義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

## 第8-2-4表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



資料出所 文部科学省(2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

義務教育: 義務教育は9年(一部の州は10年)である。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1~2日職業学校に通うことが義務とされている(職業学校就学義務)。

初等教育: 初等教育は、基礎学校において4年間(一部の州は6年間)行われる。

中等教育: 生徒の能力・適性に応じて、 Hauptシューレ(卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制)、実科学校(卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職につく者が主として進む。6年制)、ギムナジウム(大学進学希望者が主として進む。9年制)が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数、生徒数とも少ない。

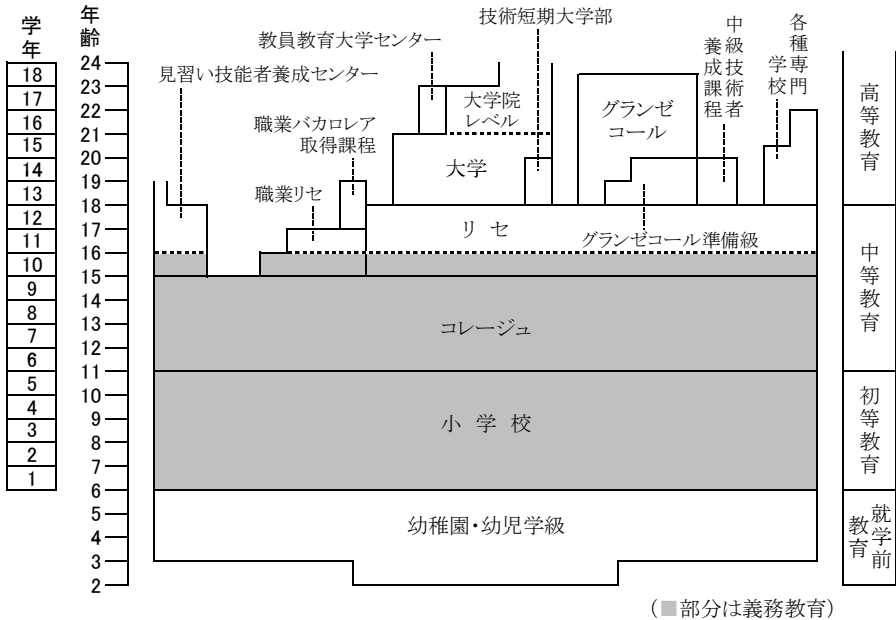
後期中等段階において、上記の職業学校(週に1~2日の定時制。通常3年)のほか、職業基礎教育年(全日1年制)、職業専門学校(全日1~2年制)、職業上構学校(職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年)、上級専門学校(実科学校修了を入学要件とし、修了者に高等専門学校入学資格を授与。全日2年制)、専門ギムナジウム(実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制)など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。

なお、ドイツ統一後、旧東ドイツ地域各州は、旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め、多くの州は、ギムナジウムのほかに、Hauptシューレと実科学校を合わせた学校種(5年でHauptシューレ修了証、6年で実科学校修了証の取得が可能)を導入した。

高等教育: 高等教育機関として、大学(総合大学、教育大学、神学大学、芸術大学など)と高等専門学校がある。修了にあたって標準とされる修業年限は、通常、大学で4年半、高等専門学校で4年以下とされているが、これを超えて在学する者が多い。

第8-2-5表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



(■部分は義務教育)

資料出所 文部科学省(2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 就学前教育は、幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で、2～5歳の幼児を対象として行われる。

義務教育: 義務教育の年限は6歳から16歳までの10年である。

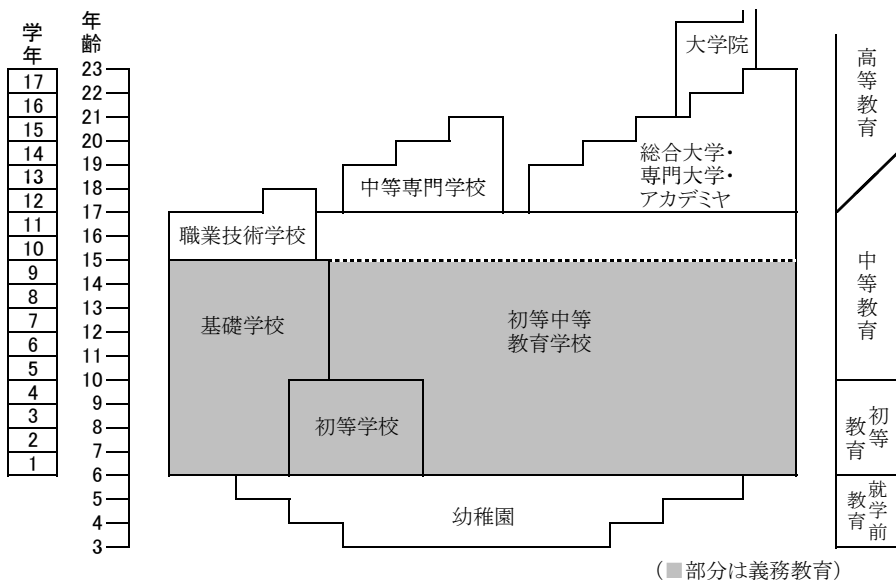
初等教育: 初等教育は、小学校で5年間行われる。

中等教育: 前期中等教育は、コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。後期中等教育は、リセ(3年制)及び職業リセ(2年制。職業バカローア取得を目指す場合は2年修了後さらに2年の計4年)等で行われる。

高等教育: 高等教育は、国立大学(学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置している)、私立大学(学位授与権がない。年限も多様)、3～5年制の各種のグランゼコール(高等専門学校)、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカローア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)取得試験に合格し、同資格を取得しなければならない。グランゼコールへの入学に当たっては、バカローアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない(バカローア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。なお、教員養成機関として、主として大学3年修了後に進む教員教育大学センター(2年制)がある。

## 第8-2-6表 ロシアの学校系統図

Table 8-2-6: School system, Russian Federation



資料出所 文部科学省(2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 生後2か月～7歳までの乳幼児を対象として幼稚園で行われる。ただし、育児休暇制度等により、1歳半までは家庭で保育される場合が多い。

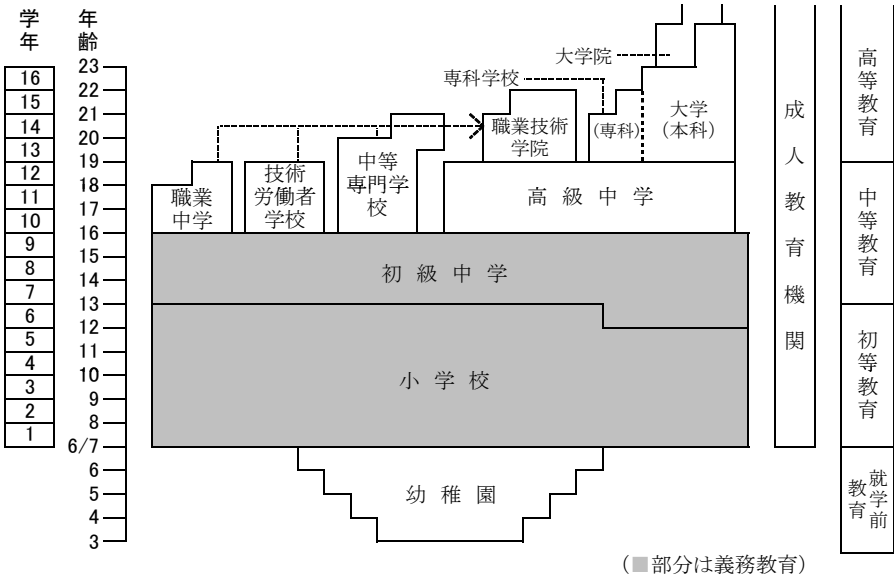
義務教育: 「ロシア連邦教育法」は、普通教育を履修することを義務と定めている。同法は、義務教育の開始年齢及び修業年限については明示していないが、実態は6歳から17歳までの11年間である。

初等・中等教育: いずれの学校に入学しても第9学年までは共通の普通教育を受ける。第9学年修了後のコースは、主として[1]初等中等教育学校第10・11学年と[2]職業技術学校があり、生徒は能力・適性に応じて選択する。職業技術学校には基礎普通教育(第1～9学年)を踏まえた課程と後期中等普通教育(第1～11学年)を踏まえた課程があり、専門分野によって修業年限が異なる。中等専門学校(カレッジ含む)は、一般的に初等中等教育第11学年修了を入学資格とし、卒業後、高等教育機関の第2・3学年に編入できる。

高等教育: 総合大学、専門大学及びアカデミヤがあり、修業年限は2～6年である(課程により2～3年、4年～、5年～の3タイプがある)。総合大学や規模の大きい専門大学並びに研究所には大学院(アスピラントゥーラ: 博士候補養成課程、3年制、及びドクトラントゥーラ: 博士号取得課程、アスピラントゥーラ修了後3年以内)が設けられている。

第8-2-7表 中国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, China



資料出所 文部科学省 (2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 就学前教育は、幼稚園(幼児園)または小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。

義務教育: 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2006年までに全国の98%の地域で9年制義務教育が実施されている。

初等教育: 小学校(小学)は、6年制である。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されており、従来の7歳から6歳へ移行中であるが、一部の都市で6歳または6歳半入学が実施されているのみで、7歳入学の地域はまだ多い。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。現在農村部を中心にかかりの地域では5年制となっているが、これらの地域では今後、6年制に延長する方針が示されている。

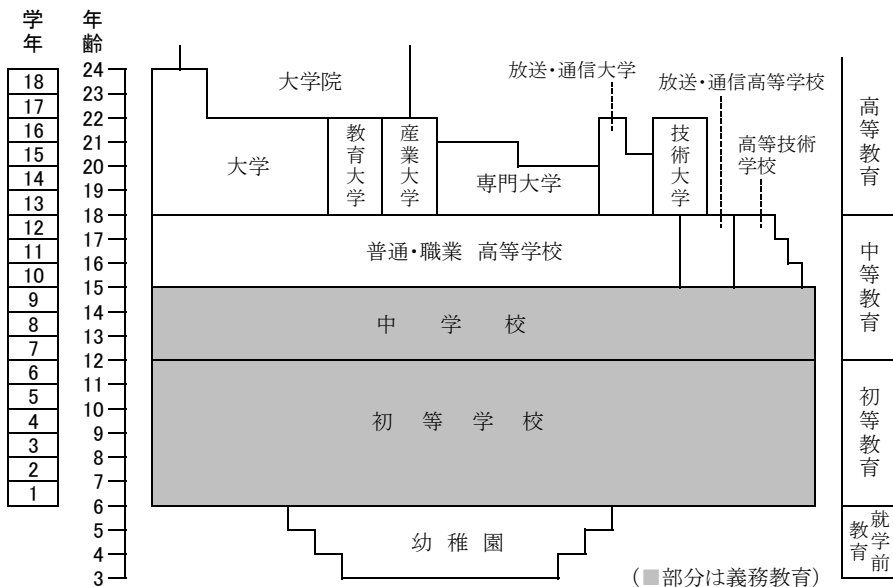
中等教育: 初級中学(3～4年)卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学(3年)と職業教育を行う中等専門学校(中等專業学校、一般に4年)、技術労働者学校(技工学校、一般に3年)、職業中学(2～3年)などがある。

高等教育: 大学(大学・学院)には、学部レベル(4～5年)の本科と短期(2～3年)の専科とがあり、専科のみの学校を専科学校と呼ぶ。また、近年専科レベルの職業教育を行う職業技術学院(従来の短期職業大学を含む)が設置されるようになった。大学院レベルの学生(研究生)を養成する課程・機関(研究生院)が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

成人教育: 上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関(业余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等)が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

## 第8-2-8表 韓国の学校系統図

Table 8-2-8: School system, Republic of Korea



資料出所 文部科学省(2009.1)「平成21年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 就学前教育は、3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

義務教育: 義務教育は6～15歳の9年である。

初等教育: 初等教育は、6歳入学で6年間、初等学校で行われる。

中等教育: 前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の英才を対象とした高等学校(芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校、外国語高等学校)も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校、水産・海洋高等学校などがある。

高等教育: 高等教育は、4年制大学(医学部など一部専攻は6年)、4年制教育大学(初等教育担当教員の養成)、及び2年制あるいは3年制の専門学校で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業生を対象に、2～2.5年の修士課程と3年の博士課程が置かれている。

成人教育: 成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、産業大学、技術大学(夜間大学)、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

第8-3表 仕事に関連した非公式教育訓練<sup>1)</sup>の受講率(2003年)

Table 8-3: Participation rates in non-formal job-related education and training, 2003

国 Country		計 Total	男性 Male	女性 Female
アメリカ	USA	37.4	37.0	38.6
カナダ	CAN	24.7	24.8	24.6
イギリス	GBR	27.3	28.3	26.4
ドイツ	DEU	11.5	12.4	10.6
フランス	FRA	18.6	19.7	17.5
イタリア	ITA	4.1	4.3	3.9
オランダ	NLD	9.5	9.8	9.1
ベルギー	BEL	16.1	18.0	14.2
ルクセンブルク	LUX	11.6	13.5	9.7
デンマーク	DNK	39.1	39.3	39.1
スウェーデン	SWE	40.4	38.7	42.1
フィンランド	FIN	36.1	33.4	38.9

## (参考)

日本 <sup>2)</sup>	(正社員/regular employees)	JPN	54.2	59.0	44.0
	(非正社員/non-regular)		28.7	41.3	24.6

資料出所 日本:厚生労働省(2009.6)「平成20年度能力開発基本調査報告書」

その他:OECD(2008) *Education at a Glance 2008*

(注) 1) OFF-JTとOJTの数値(学校教育機関での教育等を除く)。日本を除く。

OECDの定義によると、「仕事に関連した非公式教育訓練」とは、現在あるいは将来の仕事、所得の拡大、キャリア機会の向上、昇進機会の向上等のための知識及び(あるいは)新たな技能の修得、所得の向上、キャリア機会の拡大、及び昇進機会の向上などを目的とするもので、正規の教育ではなくかつ、それに対応した公認の学位取得に結びつかない教育訓練を指す。非公式の教育訓練は、必ずしも教育訓練施設で行われるものに限らない。具体的には、仕事に関連した教育訓練コース、会議、セミナー、公的労働市場プログラムへの参加、遠隔地教育、OJT等。

2) 日本の数値は、2007年度のOFF-JT受講率。OFF-JTとは、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)がこれに含まれる。



## 第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

学校における職業教育・職業体験	
日本 <sup>1)</sup>	<p>学校段階からのキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営主体 厚生労働省, 文部科学省, ハローワーク</li> <li>・対象者及び適用要件 学生</li> <li>・具体的内容           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)キャリア探索プログラム: ハローワークが学校, 産業界と連携し, 企業人等を講師として学校に派遣し, 職業や産業の実態等に関する学生の理解を促す。</li> <li>(2)ジュニアインターンシップ: 中高生を対象とした職業意識形成支援。</li> <li>(3)大学卒業意識啓発事業: 経済団体等との連携の下, 大学生等のインターンシップを受け入れる企業を個別に開拓するとともに, 企業・大学などへの情報提供を行う。</li> <li>(4)キャリア教育実践プロジェクト: 地域の協力体制の下, 中学校を中心とした5日間以上の職場体験「キャリア・スタート・ウィーク」を実施。</li> <li>(5)専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン: 小・中学生, 高校生, フリーター等を対象とする職業体験講座, 講習会の実施。</li> </ol> </li> </ul>
アメリカ	<p>テックプレップ (Tech-Prep)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 1990年代</li> <li>・管理運営主体 テックプレップ推進組織 (Tech-Prep consortium)</li> <li>・対象者及び適用要件 高校生。11学年(日本における高校2年生)から開始し, 14学年(日本における大学2年生)まで。</li> <li>・具体的内容 中等教育の最後の2年間で準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で, 専門的職業教育科目と, 数学, 自然科学, コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる。</li> </ul> <p>コオペラティブ教育 (Cooperative Education)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 20世紀初頭</li> <li>・管理運営主体 各学校及び対象となる事業主</li> <li>・対象者及び適用要件 主に12年生(日本における高校3年生)</li> <li>・具体的内容 主に12年生(日本における高校3年生)を対象とした, 有給の職業実習型の教育であり, 学校での職業教育と並行して行われる。コオペラティブ教育の経験が単位となったり, 学位授与の要件になったりする。</li> </ul> <p>※ このほか, 「キャリア・アカデミー (Career Academy)」がある。</p>

## 第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

学校における職業教育・職業体験	
イ ギ リ ス	<p>仕事関連学習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 2004年</li> <li>・管理運営主体 各学校</li> <li>・対象者及び適用要件 14～16歳の全ての学生</li> <li>・具体的内容 イングランドの基幹段階4(第10, 11学年)の生徒のカリキュラムに組み込まれる。キャリア教育, 勤労体験や学習支援などの様々な活動が行われている。</li> </ul>
ド イ ツ	<p>普通教育における職業指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営主体 各学校</li> <li>・具体的内容 職業活動体験は, ハウプトシューレ(基幹学校)では生徒の義務。レアールシューレ(実科学校), ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は, レストラン, 郡役所, 旅行代理店, 運送会社, 動物保護施設など多岐にわたっている。</li> </ul> <p>※ ハウプトシューレ, レアールシューレ及びギムナジウムは, いずれもグルントシューレ(日本の小学校に相当)修了後に入学する中等教育期間</p> <p>フレッシュマン支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 2008年8月30日</li> <li>・管理運営主体 連邦労働社会省, 学校</li> <li>・対象者及び適用要件 若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主</li> <li>・具体的内容 普通教育課程から職業訓練への移行過程における若年者に対する個別支援の強化を目的として, 全国1,000校において, 卒業後の準備指導や職業適性判断, 職業オリエンテーリング, 職業訓練への移行などに関する学生支援を行う。</li> </ul> <p>各種職業学校</p> <p>上級学校非進学者の多数が, 職業学校(Berufsschulen):デュアルシステムの学校側における職業コース, 職業専門学校(Berufsfachschulen: BFS), 専門学校(Fachschulen: 貿易・技術学校)に進んでいる。</p>
フ ラ ン ス	<p>交互教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 1989年</li> <li>・管理運営主体 学校と企業の産学連携</li> <li>・対象者及び適用要件 中・高等教育の学生</li> <li>・具体的内容 若者の能力向上と就職促進のため, 学校での教育と職場での訓練を交互に行う。</li> </ul> <p>大学付設職業教育センター(IUP)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 1991年</li> <li>・管理運営主体 大学</li> <li>・対象者及び適用要件 大学生</li> <li>・具体的内容 企業の要求に即した人材育成のため, 工学, 商学, 一般行政, 財務管理, 情報・コミュニケーションの5専攻が設置され, 全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される。</li> </ul>

養成訓練制度その他の訓練制度

日本	<p>実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営主体 厚生労働省, 文部科学省, (独)雇用・能力開発機構, 都道府県の職業能力開発施設, 専門学校等の民間の教育訓練機関, 認定訓練施設等が企業と連携</li> <li>対象者 概ね35歳未満であり, 就職活動を続けているが安定的な就業につながらず, 日本版デュアルシステムを通じ, 就職に向けて職業訓練を受ける意欲のある者(学卒未就職者, 無業者, フリーター等)</li> <li>具体的内容 企業における実習訓練と教育訓練機関における座学(企業における実習訓練に関連した内容)を並行的に実施し, 修了時に能力評価を行う。委託訓練活用型と専門課程(職業能力開発大学校)活用型がある。</li> </ul> <p>専門学校等における実践的教育の導入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営主体 経済産業省, 学校, 産業界</li> <li>対象者 高専, 工業高校等の学生</li> <li>具体的内容(中小企業のニーズに応じた実践的な技術教育プログラムの実施, 地域産業界との連携によるものづくり人材育成, 目指せスペシャリスト「スーパー専門学校」の拡大)</li> </ul> <p>実践型人材養成システム(実習併用職業訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営主体 厚生労働省, 各企業</li> <li>対象者 新規学校卒業者等15歳以上35歳未満の者</li> <li>具体的内容 企業が主体となり, 新規学校卒業者を主たる対象として, 教育訓練機関(公共職業能力開発施設, 認定職業訓練校, 専修学校, 各種学校等)における自社のニーズに即した学習と自らの企業における雇用関係の下での実習(OJT)とを組み合わせで行う。</li> </ul> <p>新規学卒者を対象とした職業訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営主体 厚生労働省(雇用・能力開発機構含む), 都道府県, 市町村</li> <li>具体的内容 (1)普通職業訓練・普通課程(都道府県, 市町村設置の職業能力開発校で実施) 中卒者又は高卒者等に対し, 基礎的な技能・知識を取得させるための長期間(1~2年)の課程 (2)高度職業訓練・専門課程(雇用・職業能力開発機構, 都道府県設置の職業能力開発短期大学校, 職業能力開発大学校で実施) 高卒者等に対し, 将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間(2年間)の課程</li> </ul>
アメリカ	<p>登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開始年月 1937年</li> <li>管理運営主体 事業主団体・労働組合団体の共同, 個々の事業主, 個々の事業主と事業主団体との共同など</li> <li>対象者及び適用要件 16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし, 危険な業務については18歳以上</li> <li>具体的内容 実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦政府が定める。 政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には, 登録養成訓練制度修了者として, 公的にその知識と技術の水準が認証される。 参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け, その他の時間は, 職種に関する教育を教育機関等で受講する。 プログラムの期間は平均すると3~4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる。</li> </ul>

8 教育・  
職業能力開発

## 第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

養成訓練制度その他の訓練制度	
イギリス	<p>養成訓練制度 (Apprenticeship)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 2004年から新制度開始</li> <li>・管理運営主体 教育技術省</li> <li>・対象者及び適用要件 16～24歳の若年者(25歳以上の者を対象とする制度もある)</li> <li>・具体的内容           <p>事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを旨とする。若年者向けのものとしては、対象年齢や取得する資格のレベル等に応じ、次の4種類がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)養成訓練 (Apprenticeship) 対象者は16～24歳。NVQレベル2(非熟練に相当)又は同等程度の資格取得を目指す。</li> <li>(2)上級養成訓練 (Advanced Apprenticeship) 対象者は16～24歳。NVQレベル3(技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)又は同等程度の資格取得を目指す。</li> <li>(3)E2E (Entry to Employment) 就職等の準備が整っていない16～18歳の若年者を対象。参加者にはNVQレベル1(非熟練の基礎技能に相当)等の取得を奨励。</li> <li>(4)若年養成訓練 (Young Apprenticeship) 第10学年(通常は14歳)から開始。NVQ等の資格取得を目指すことも可能。</li> </ol> </li> </ul>
ドイツ	<p>職業養成訓練生制度(養成訓練制度 (Ausbildung)) = 「デュアルシステム」(Dualensystem)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 19世紀初頭</li> <li>・管理運営主体 企業及び職業学校(Berufsschulen)</li> <li>・対象者及び適用要件           <p>年齢制限はなく、ハウプトシューレを修了した者が多く参加するが、ギムナジウムから参加する者もいる。社会人や高等教育を終了した者も参加できる。義務教育(9～10年間)を修了していなくとも、門戸は開かれている。</p> </li> <li>・具体的内容           <p>若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている。</p> </li> </ul> <p>職業訓練ボーナス制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 2008年8月30日</li> <li>・管理運営主体 連邦労働社会省</li> <li>・対象者及び適用要件 若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)義務給付(事業主に職業訓練ボーナスの請求権が発生するもの) 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了または中退し、2007年もしくはそれ以前から雇用庁に登録して職業教育機会を探し続けていた者のうち、特別学校(聾哑学校など)修了証やハウプトシューレ修了証を有する者、または何ら修了証を有さない中退者で、(a)長期にわたって職業教育機会に恵まれない者、(b)学習能力が劣るか、社会的に不利な境遇にある若者——に対し、職業訓練法、手工業法及び会員法に定める職種において新たに職業教育機会を提供する事業主に支給。</li> <li>(2)裁量給付(雇用庁の裁量により給付が認められるもの) 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了し、(a)2007年もしくはそれ以前から雇用庁に登録して職業訓練機会を探し続けていた実科学校(レアルシューレ)修了者、(b)2年以上職業訓練機会を探し続けていた後期中等課程修了者、(c)職業訓練を提供する事業主の倒産・廃業・閉鎖により職業訓練の中断を余儀なくされた訓練生で、本人に問題があつて訓練機会のあつせんが困難な者——に対し、職業訓練法に定める職種において新たに職業訓練機会を提供した事業主を対象として、雇用庁の裁量により支給。</li> </ol> </li> </ul> <p>※ 職業訓練ボーナスの支給は、(1)試用期間終了時点、(2)修了試験申込時点——の2回に分けて行われる。ボーナス給付額は、訓練生への報酬に応じて4000ユーロ、5000ユーロ、6000ユーロに区分される。</p>

## 養成訓練制度その他の訓練制度

フ ラ ン ス	<p>養成訓練契約 (Contrat d'apprentissage)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 開始年月 1986年法律改正</li><li>・ 契約締結可能な雇用主 公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり。</li><li>・ 対象者及び適用要件 義務教育を終了した16～25歳の若年者、26歳以上の若年障害者等(2006年の法律改正で、14歳以上16歳未満でも、養成訓練を受けることが可能となった)</li><li>・ 具体的内容 CAP(職業適格証)に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払いを受けながら、実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となってからの年数に応じて、SMIC(最低賃金)の25～78%以上の賃金を支払う。</li></ul> <p>熟練契約 (Contrat de professionnalisation)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 開始年月 2004年10月</li><li>・ 契約締結可能な雇用主 全ての企業(国、地方自治体、行政機関を除く)。国からの手当支給あり。</li><li>・ 対象者及び適用年齢 16～25歳、26歳以上の求職者、生活保護制度RSA(revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者</li><li>・ 具体的内容 期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。</li></ul>
------------------	--

## 第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

情報提供をはじめとする就職支援	
日 本 リ	<p>新規学卒者の就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営主体 ハローワーク、学生職業センター・学生職業相談室</li> <li>・対象者 新規学卒者</li> <li>・具体的内容 大学卒業者等の就職を支援するため、職場見学会や就職面接会を開催するとともに、ハローワーク、学生職業センター・学生職業相談室において職業相談等就職支援を実施。</li> </ul> <p>若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営主体 各都道府県（内閣府、厚生労働省、経済産業省による支援及び産業界、教育界との連携の下で民間も活用：「若者自立・挑戦プラン」）</li> <li>・対象者 若年者</li> <li>・具体的内容 若年者の就職促進と能力向上を図るための雇用関連サービス（カウンセリング、情報提供、適性判断、職業訓練・研修、職場体験、職業紹介、職場定着までのフォローアップ）が一か所で受けられる施設。各都道府県の要請に応じ、ハローワークを併設し、職業紹介事業を実施する。</li> </ul> <p>改正雇用対策法（2007年6月1日成立）の施行、周知（若年の雇用機会の確保に向けた法的整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的内容 若年の能力・経験の正当な評価による雇用機会の確保等を事業主の努力義務とするとともに（「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」）、労働者の募集採用に係る年齢制限の禁止を義務化。</li> </ul> <p>YES-プログラム（若年者就職基礎能力支援事業）の推進（2009年度をもって事業終了）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営主体 厚生労働省、教育・試験実施機関、中央職業能力開発協会</li> <li>・対象者 学生を含む若年者</li> <li>・具体的内容 企業が若年者の就職に関して特に重視している「コミュニケーション能力」「職業人意識」「基礎学力」「ビジネスマナー」といった就職基礎能力の修得を支援する実践的能力評価・公証の仕組み。</li> </ul> <p>ジョブ・カード制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営主体 厚生労働省、ハローワーク</li> <li>・対象者 フリーター、母子家庭の母など職業形成機会に恵まれない者</li> <li>・具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ジョブ・カードを活用した、きめ細かいキャリアコンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行う。</li> <li>(2) 企業実習と座学などを組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）を提供する。</li> <li>(3) 職業訓練での企業からの評価結果や職務経歴をジョブ・カードとしてとりまとめ、就職活動やキャリアアップに活用する。</li> </ol> </li> </ul>
ア メ リ カ	<p>O'NET (Occupational Information Network/Online)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月 1998年10月</li> <li>・管理運営主体 国立O'NET協会 (O'NET Consortium)</li> <li>・具体的内容 インターネット上で公表されている (<a href="http://online.onetcenter.org">http://online.onetcenter.org</a>) 職業に関する総合的なデータベース。求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。</li> </ul> <p>※ この他、就職困難な若者を対象とした「WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)」がある。第8-5表(p.256)を参照。</p>

情報提供をはじめとする就職支援

イギリス	<p>コネクションズ・サービス 第8-5表(p.257)を参照。</p> <p>イギリス政府サイト(Directgov)－若年者(Young People)－ 教育や就職などに興味を持った者がスムーズに支援や訓練を受けられるように、各種ページとリンクするなどにより、情報提供を行っている。</p>
ドイツ	<p>仕事に関する博物館 バーデン＝ヴュルテンベルク州のマンハイムには、州立の「技術と労働の博物館」がある。同館では、繊維技術機械工業の発達、自動車製造、科学と電気技術、エネルギー、鉄道と道路、技術と医学の7領域の技術史をコンセプトに、働く人々の生活と技術を体験・検分できるよう展示が工夫されている。 バイエル州ミュンヘンにある「ドイツ博物館」は、農業、鉱業、航空工学から、鉄道、機械、宇宙に至るまで、ドイツの科学技術を若い世代に引継ぎ、学ばせるための博物館である。 これらの施設では、若年者を含め、人々が職業に対する具体的なイメージを持つことができるよう工夫がなされている。</p> <p>職業情報センター(BIZ) 各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。</p>
フランス	<p>しごと館(Cite des metiers) 職業選択の参考となる情報、(職業)訓練の検索、職業生活の転換(転職)・求職に関する情報、体験機会の提供等の機能を有し、常時、予約なしで個別相談を受けられ、無料の就職フォーラム等に参加することができる。</p> <p>地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO) ・開始年月 1989年 ・管理運営主体 国, 地方公共団体 ・対象者及び適用要件 16～25歳の若年者 ・具体的内容 社会的な生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため、専門のカウンセラーを配置し、適職発見支援、求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、求職活動指導等様々な支援を行う。</p> <p>※その他、「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」、「青少年情報・資料センター(CIDJ)」、「青年情報センター(CIJ)」、「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。</p>
資料出所	<p>労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態－仏・独・英・米4カ国比較調査－」, 厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」, 厚生労働省及びフランス労働省各ホームページ等</p> <p>(注) 1) 日本で、2003年6月に「若年自立・挑戦プラン」が取りまとめられ(文部科学省, 厚生労働省, 経済産業省, 内閣府), 以降, 官民一体となった総合的な人材(若年人材)対策が強化されている。本表には、各省主導の多岐に及ぶプロジェクトの中から主要なものを掲載している。</p>

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges

日本	<p>若者の自立の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営主体…国, 各都道府県</li> <li>・対象者…フリーター, 無業者</li> <li>・具体的内容(2009年)             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)「フリーター等正規雇用化プラン」の推進                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 就職氷河期に正社員になれなかった若者(年長フリーター, 30歳代後半の不安定労働者も加え)を重点に置いた就職支援を集中的に実施。</li> <li>② 年長フリーター等を対象として, 中小企業の人事担当者が模擬面接等を行うジョブミーティングなどの取組み。</li> <li>③ 新たに30歳代後半の不安定就労者もトライアル雇用の対象として積極的支援。</li> </ol> </li> <li>(2) ニート等の自立支援の充実                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域若者サポートステーションを拡大し地域の連帯協力を強化。</li> <li>② 若者の意識改革・働く意識の強化。</li> </ol> </li> <li>(3) 職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の整備・充実                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 中央・地方のジョブカードセンターを開設し, 協力企業を拡大</li> <li>② ハローワーク等のキャリア・コンサルティング体制を整備</li> <li>③ 職業訓練中の生活保障 協力企業に対する助成制度を充実し(Off-JTを含む訓練期間中の賃金負担を軽減), 訓練受講者に対する貸付制度を充実</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>
アメリカ	<p>ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月…1964年</li> <li>・管理運営主体 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(region office)及び全米122か所のジョブ・コアセンター</li> <li>・対象者及び適用要件…16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年</li> <li>・具体的内容 参加者は, 原則として寮に宿泊し, 社会生活を営む上での基本的なしつけから, 読み書き, 算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 参加費は基本的に無料。さらに, 毎月小遣いが支給される。 参加期間は, 原則として最長2年間。 研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。</li> </ul> <p>WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月…1998年</li> <li>・管理運営主体…連邦労働省が資金提供し, 各州政府が実施</li> <li>・対象者及び適用要件…14～21歳の就職困難者</li> <li>・具体的内容 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される, 14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム</li> </ul>



イ ギ リ ス	<p>若年向けニューディール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開始年月…1998年4月に全国導入</li> <li>・ 管理運営主体…ジョブセンタープラス</li> <li>・ 対象者及び適用要件       <ul style="list-style-type: none"> <li>18～24歳の若年者で、6か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給しているすべての者</li> </ul> </li> <li>・ 具体的内容…参加者にはパーソナル・アドバイザーが付けられる。参加を拒否した者は、求職者給付の受給資格を失う。プログラムは次の順に進められる。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ゲートウェイ…就職相談と集中的な求職支援サービス(最長4か月)           <ul style="list-style-type: none"> <li>さらに、ゲートウェイの期間中に仕事を見つけれなかった者について、これらの者を雇い入れる事業主への助成金支給や、地方公共団体・ボランティア部門での短期就労などといった形の雇用を提供している。</li> </ul> </li> <li>(2) オプション…ゲートウェイ期間中に仕事を見つけれなかった者が、a.地方公共団体等での就労、b.公的環境保護事業での就労、c.フルタイムの教育や訓練の受講、d.自営業開始準備、のいずれかのプログラムに強制参加。</li> <li>(3) フォロースルー…(1)及び(2)の段階で就職できなかった者が参加。助言等の就職活動支援を受けることができる(26週間)。</li> </ol> </li> </ul> <p>※2009年10月より、新たな若年・成人長期失業者向けプログラムとして導入された「フレキシブル・ニューディール」への移行が進められている。</p> <p>コネクションズ・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開始年月…2001年4月</li> <li>・ 管理運営主体       <ul style="list-style-type: none"> <li>教育技能省などの省庁、学校や企業やNPO法人など、様々な機関の連携により運営</li> </ul> </li> <li>・ 対象者及び適用要件…13～19歳までのイングランド在住の全ての若者</li> <li>・ 具体的内容       <ul style="list-style-type: none"> <li>パーソナル・アドバイザーが、学校において情報提供・ガイダンスを行うほか、義務教育終了後も若者に接触し、支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり、教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。この他、電話、電子メール等により若者からの相談を受け付けるコネクションズ・ダイレクト等が行われている。</li> </ul> </li> </ul>
ド イ ツ	<p>導入訓練(EQ)</p> <p>企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う。職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。</p> <p>特別な支援を要する対象グループ向け職業資格認定プログラム(BQF)</p> <p>不利な境遇にある若年者及び移民の教育訓練状況を改善するために導入されたプログラム。2006年末で第1フェーズが終了したが、引き続きBIBB(連邦職業訓練研究機構)職業訓練における不利な境遇の若者支援のための優良規範センター(GPC)においてフォローアップされている。</p> <p>能力エージェンシー</p> <p>連邦家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)が、特に不利な境遇にある若年者の社会的・職業的統合を改善するため導入したプログラム。ケースマネージャーが若年者の個々のニーズに対応、若年者と協議した上でどのような支援が必要かを決定、将来の選択肢に関する個別の長期計画を策定する。14～27歳の若年者の中で、学校から職業または職業訓練への移行に関する既存の制度の恩恵を受けていない、または自発的に支援サービスにアクセスしていない者を主な対象とする。</p>

## 第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策 (続き)

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges (cont.)

ドイツ	<p>労働機会提供(1ユーロジョブ)</p> <p>各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少ながら手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。</p> <p>職業訓練報奨金制度</p> <p>2年以上求職活動が続けても仲介困難な若者に追加的に職業訓練の職場を提供する事業主に支払われる助成金制度。支給額は、4000～6000ユーロで、報奨金の7割が訓練期間の途中で、3割が試用期間終了後に支給される。</p>
フランス	<p>雇用同伴契約(contrat d'accompagnement dans l'emploi CAE)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※雇用支援(諸)契約(Les contrats d'aide à l'emploi)とは異なる。</li> <li>・開始年月…2005年5月1日</li> <li>・管理運営主体…雇用局(Pôle emploi)</li> <li>・対象者及び適用要件…長期的な失業で就職が困難な者</li> <li>・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。</li> </ul> </li> </ul> <p>熟練契約(Contrat de professionnalisation)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月…2004年10月</li> <li>・契約締結可能な雇用主…全ての企業(国、地方自治体、行政機関を除く)。国からの手当支給あり。</li> <li>・対象者及び適用年齢…16～25歳、26歳以上の求職者、生活保護制度RSA(revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者</li> <li>・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。</li> </ul> </li> </ul> <p>社会生活参入契約(CIVIS)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始年月…2005年4月</li> <li>・管理運営主体…国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。</li> <li>・対象者及び適用年齢…16～25歳で低水準の資格・学業修了証(「バカロレア+2年、すなわち一般教養課程修了」の学位以下のもの)しか持たない若年者</li> <li>・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。</li> </ul> </li> </ul>
資料出所	<p>労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態—仏・独・英・米4カ国比較調査—」, 厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」, 厚生労働省ホームページ</p>

## 第8-5表（参考表） 若年者に対する最低賃金の特例

### Reference table 8-5: Sub-minimum wages for youth

最低賃金、社会保険料等に関する施策	
アメリカ	若年労働者に対する最低賃金の特例（連邦レベル） 20歳未満の労働者に対しては、勤務開始から90日間は4.25ドル／時の最低賃金が適用される。90日経過後、又は労働者が20歳になった時点で、通常の労働者の最低賃金である7.25ドル／時が適用される。
イギリス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 22歳以上(通常の労働者):5.80ポンド。 (2) 18～21歳:4.83ポンド (3) 16～17歳:3.57ポンド
フランス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 年少者 入職後6か月に達するまで、17歳未満のものは20%、17歳の者は10%、最低賃金額(SMIC)を減額可。 (2) 見習契約による見習い 年齢と訓練期間に応じて、最低賃金額を22～75%減額可。  雇用主の社会保険料の減免等 (雇用促進を目的とした)特殊雇用契約を結んだ事業主に対して、社会保険負担の軽減、補助金の支給が行われる場合が多い。

資料出所 厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」  
アメリカ:連邦労働省ホームページ(<http://www.dol.gov/elaws/>)2009年12月現在  
フランス:雇用省ホームページ(<http://www.dol.gov/elaws/>)

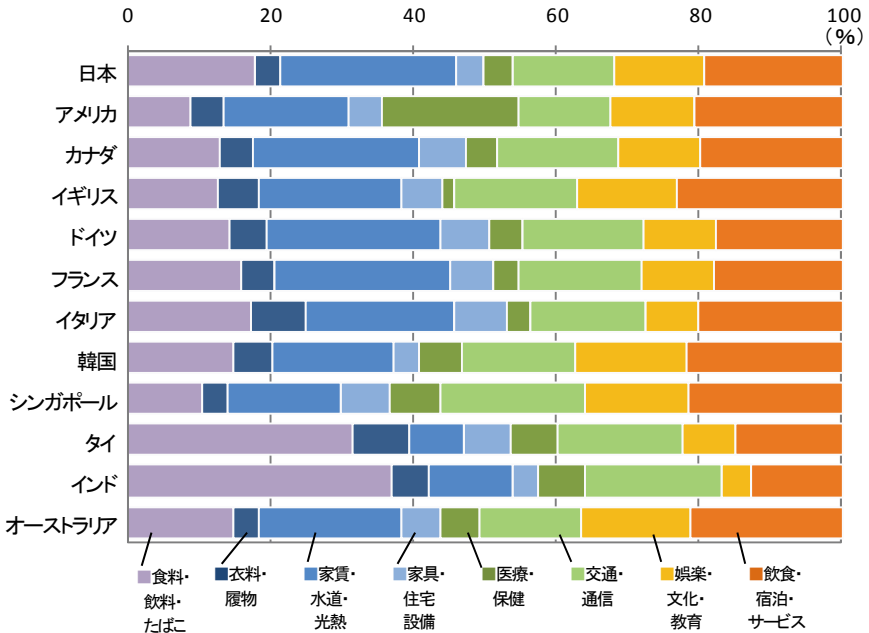


## 9. 勤勞者生活・福祉

### **Worklife and Welfare**



## 9-1 家計消費支出の構成（2007年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比(2007年)」(p.266)を参照。

(注) イギリス、タイ、インドは2005年、シンガポールは2006年、オーストラリアは2007年度の数値。

家計消費支出は、国内総支出の6割近くを占めているため、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するのに参考となる指標である。特に消費支出に占める飲食費の割合(エンゲル係数)は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本のエンゲル係数は、1970年代では30%ほどだったのが、2007年では17.9%に低下している。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国にも強く現れている。

先進諸国の「食料・飲料・たばこ」の占める割合は、10~20%前後と低いのが、インド(37.1%)、タイ(31.5%)等の東南アジア諸国は高い。逆に、「家賃・光熱」に関しては先進諸国で高く、東南アジア諸国では低い。

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体 (NPISH) の受取と支払の構成 (2007年)

Table 9-1: Composition of households and NPISH\*, resources side/uses side, 2007

		(%)							
国 Country	受取側計 Resources side	雇業者報酬 <sup>a)</sup>	営業余剰 <sup>b)</sup>	混合所得 <sup>c)</sup>	財産所得 <sup>d)</sup>	社会負担及び社会保障 <sup>e)</sup>	その他の経常移転 <sup>f)</sup>	年金基金 年金準備金 の変動 <sup>g)</sup>	
日本	JPN	100.0	57.8	9.9	4.8	5.9	15.9	5.9	-0.1
アメリカ	USA	100.0	55.4	5.8	11.3	15.4	11.9	0.2	—
カナダ	CAN	100.0	64.8	4.4	6.7	11.1	12.5	0.4	—
イギリス	GBR	100.0	53.0	5.7	6.0	12.2	16.2	3.9	3.0
ドイツ	DEU	100.0	47.6	4.0	9.2	17.1	18.1	3.0	1.1
フランス	FRA	100.0	51.5	8.8	6.5	8.5	19.2	5.6	—
イタリア	ITA	100.0	40.8	7.0	14.9	15.6	19.2	2.3	0.3
オランダ	NLD	100.0	50.8	11.9	—	11.5	17.3	4.7	3.8
ベルギー	BEL	100.0	53.4	5.1	8.6	10.5	18.7	3.0	0.8
デンマーク	DNK	100.0	56.2	9.2	—	7.8	19.3	2.1	5.4
スウェーデン	SWE	100.0	74.0	4.1	8.6	5.8	—	2.9	4.7
韓国 <sup>1)</sup>	KOR	100.0	55.7	(17.3)	—	10.8	8.1	8.0	0.1
オーストラリア <sup>2)</sup>	AUS	100.0	56.6	8.4	9.7	11.4	—	13.8	—
ニュージーランド <sup>3)</sup>	NZL	100.0	48.6	7.6	—	22.7	17.4	2.6	1.1
国 Country	支払側計 Uses side	最終消費支出 <sup>h)</sup>	財産所得 <sup>d)</sup>	社会負担及び社会保障 <sup>e)</sup>	所得・富等に課される経常税 <sup>i)</sup>	その他の経常移転 <sup>f)</sup>	貯蓄(総) <sup>j)</sup>	年金基金 年金準備金 の変動 <sup>g)</sup>	
日本	JPN	100.0	63.4	3.2	15.1	6.0	5.1	7.3	—
アメリカ	USA	100.0	68.8	8.8	6.8	10.6	1.1	3.8	—
カナダ	CAN	100.0	70.1	1.4	5.7	15.8	1.4	5.7	—
イギリス	GBR	100.0	63.7	4.7	14.9	13.0	2.1	1.6	—
ドイツ	DEU	100.0	55.2	2.7	18.6	9.3	3.1	11.1	—
フランス	FRA	100.0	56.1	2.0	20.1	8.3	3.1	10.4	—
イタリア	ITA	100.0	58.7	1.7	15.4	11.8	2.7	9.7	0.0
オランダ	NLD	100.0	48.2	5.6	25.3	8.7	4.6	7.4	—
ベルギー	BEL	100.0	54.2	1.9	20.2	12.9	2.2	8.6	—
デンマーク	DNK	100.0	50.9	6.2	10.9	26.7	2.4	2.8	—
スウェーデン	SWE	100.0	64.5	3.9	—	21.0	2.0	8.6	—
韓国	KOR	100.0	65.8	5.1	11.6	6.0	6.2	5.3	—
オーストラリア <sup>2)</sup>	AUS	100.0	66.0	8.5	—	15.0	3.2	7.3	—
ニュージーランド <sup>3)</sup>	NZL	100.0	68.8	5.1	6.0	18.1	2.4	-0.4	—

\* Non-profit institutions saving households

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves; h) Final consumption expenditure; i) Current taxes on income, wealth, etc.; j) Saving, gross.

資料出所 OECD (2009.7) *National Accounts 2009, vol.2*

(注) 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。

1) 営業余剰は推計値。

2) 2006年度。

3) 2000年度。



第9-2-1表 国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出（2007年）

Table 9-2-1: Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose, 2007

		(実額/at current prices)				
国 Country	家計最終消費支出 Final consumption expenditure	食料・飲料・ たばこ <sup>a)</sup>	衣料・履物 <sup>b)</sup>	家賃・水道・ 光熱 <sup>c)</sup>		
日本(千円)	JPN	2,217	397	79	547	
アメリカ(ドル)	USA	31,467	2,825	1,419	5,509	
カナダ(カナダドル)	CAN	24,930	3,216	1,176	5,766	
イギリス <sup>1)</sup> (ポンド)	GBR	12,424	1,577	726	2,455	
ドイツ(ユーロ)	DEU	15,846	2,280	835	3,830	
フランス(ユーロ)	FRA	17,149	2,762	789	4,225	
イタリア(ユーロ)	ITA	15,473	2,670	1,220	3,184	
オランダ(ユーロ)	NED	15,729	2,173	874	3,543	
ベルギー(ユーロ)	BEL	15,949	2,588	897	3,545	
デンマーク(ユーロ)	DEN	149,210	21,415	7,176	38,730	
スウェーデン(クローナ)	SWE	152,244	24,023	7,772	40,003	
韓国(千ウォン)	KOR	10,488	1,561	571	1,795	
シンガポール <sup>2)</sup> (SGPドル)	SGP	18,900	1,965	704	2,990	
マレーシア <sup>2)</sup> (リンギ)	MYS	10,718	2,568	319	1,921	
タイ <sup>1)</sup> (バーツ)	THA	64,532	20,325	5,243	4,916	
フィリピン <sup>1)</sup> (ペソ)	PHL	44,132	21,252	998	2,163	
インド <sup>1)</sup> (ルピー)	IND	18,327	6,804	923	2,160	
オーストラリア <sup>3)</sup> (AUDドル)	AUS	30,056	4,472	1,066	6,006	
ニュージーランド <sup>3)</sup> (NZドル)	NZL	24,840	4,291	1,094	4,454	
メキシコ <sup>4)</sup> (ペソ)	MEX	50,813	13,657	1,551	6,814	
国 Country	家具・ 住宅設備 <sup>d)</sup>	医療・保健 <sup>e)</sup>	交通・通信 <sup>f)</sup>	娯楽・文化・ 教育 <sup>g)</sup>	飲食・宿泊・ サービス <sup>h)</sup>	
日本(千円)	JPN	82	92	313	280	428
アメリカ(ドル)	USA	1,469	6,009	4,052	3,706	6,476
カナダ(カナダドル)	CAN	1,646	1,106	4,235	2,867	4,918
イギリス <sup>1)</sup> (ポンド)	GBR	726	201	2,152	1,738	2,849
ドイツ(ユーロ)	DEU	1,085	740	2,673	1,623	2,781
フランス(ユーロ)	FRA	1,029	596	2,966	1,711	3,070
イタリア(ユーロ)	ITA	1,170	482	2,484	1,173	3,065
オランダ(ユーロ)	NED	1,024	394	2,584	1,748	3,389
ベルギー(ユーロ)	BEL	905	707	2,657	1,569	3,082
デンマーク(ユーロ)	DEN	8,651	3,899	23,561	18,413	27,364
スウェーデン(クローナ)	SWE	7,851	4,734	25,912	17,746	24,204
韓国(千ウォン)	KOR	368	611	1,685	1,621	2,277
シンガポール <sup>2)</sup> (SGPドル)	SGP	1,276	1,378	3,805	2,741	4,040
マレーシア <sup>2)</sup> (リンギ)	MYS	553	216	2,185	678	2,278
タイ <sup>1)</sup> (バーツ)	THA	4,160	4,194	11,305	4,844	9,545
フィリピン <sup>1)</sup> (ペソ)	PHL	5,320	—	4,380	—	10,019
インド <sup>1)</sup> (ルピー)	IND	664	1,198	3,506	761	2,310
オーストラリア <sup>3)</sup> (AUDドル)	AUS	1,620	1,638	4,333	4,569	6,351
ニュージーランド <sup>3)</sup> (NZドル)	NZL	2,705	—	3,468	—	4,639
メキシコ <sup>4)</sup> (ペソ)	MEX	4,010	2,373	9,647	3,404	9,356

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture, and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所及び注釈は第9-2-2表(P.266)参照。

第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比（2007年）

Table 9-2-2: Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose, 2007

国 Country	家計最終消費 支出	(%)								
		食料・ 飲料・ たばこ <sup>a)</sup>	衣料・ 履物 <sup>b)</sup>	家賃・ 水道・ 光熱 <sup>c)</sup>	家具・住 宅設備 <sup>d)</sup>	医療・ 保健 <sup>e)</sup>	交通・ 通信 <sup>f)</sup>	娯楽・ 文化・ 教育 <sup>g)</sup>	飲食・宿 泊・サー ビス <sup>h)</sup>	
日本	JPN	100.0	17.9	3.5	24.7	3.7	4.1	14.1	12.6	19.3
アメリカ	USA	100.0	9.0	4.5	17.5	4.7	19.1	12.9	11.8	20.6
カナダ	CAN	100.0	12.9	4.7	23.1	6.6	4.4	17.0	11.5	19.7
イギリス <sup>1)</sup>	GBR	100.0	12.7	5.8	19.8	5.8	1.6	17.3	14.0	22.9
ドイツ	DEU	100.0	14.4	5.3	24.2	6.8	4.7	16.9	10.2	17.5
フランス	FRA	100.0	16.1	4.6	24.6	6.0	3.5	17.3	10.0	17.9
イタリア	ITA	100.0	17.3	7.9	20.6	7.6	3.1	16.1	7.6	19.8
オランダ	NED	100.0	13.8	5.6	22.5	6.5	2.5	16.4	11.1	21.5
ベルギー	BEL	100.0	16.2	5.6	22.2	5.7	4.4	16.7	9.8	19.3
デンマーク	DEN	100.0	14.4	4.8	26.0	5.8	2.6	15.8	12.3	18.3
スウェーデン	SWE	100.0	15.8	5.1	26.3	5.2	3.1	17.0	11.7	15.9
韓国	KOR	100.0	14.9	5.4	17.1	3.5	5.8	16.1	15.5	21.7
シンガポール <sup>2)</sup>	SGP	100.0	10.4	3.7	15.8	6.8	7.3	20.1	14.5	21.4
マレーシア <sup>2)</sup>	MYS	100.0	24.0	3.0	17.9	5.2	2.0	20.4	6.3	21.3
タイ <sup>1)</sup>	THA	100.0	31.5	8.1	7.6	6.4	6.5	17.5	7.5	14.8
フィリピン <sup>1)</sup>	PHL	100.0	48.2	2.3	4.9	12.1	—	9.9	—	22.7
インド <sup>1)</sup>	IND	100.0	37.1	5.0	11.8	3.6	6.5	19.1	4.2	12.6
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	100.0	14.9	3.5	20.0	5.4	5.5	14.4	15.2	21.1
ニュージーランド <sup>3)</sup>	NZL	100.0	17.3	4.4	17.9	10.9	—	14.0	—	18.7
メキシコ <sup>4)</sup>	MEX	100.0	26.9	3.1	13.4	7.9	4.7	19.0	6.7	18.4

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and others; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所 OECD諸国: OECD (2009.7) *National Accounts vol.2, 2009*

その他: UN (2007) *National Accounts Statistics 2006*

人口 (第9-2-1表): IMF *International Financial Statistics Online*

(<http://www.imfststatistics.org/imf/>2009年8月現在)

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

各項目の数値は、家計最終消費支出に対する割合。(第9-2-2表)

- 1) 2005年値。
- 2) 2006年値。
- 3) 2007年度の値。
- 4) 2004年値。

第9-3-1表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2008年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age of household reference person (Japan, 2008)

項目 Item	(円/Year)						
	計 Total	～29歳 Years old	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
総世帯 All households							
1.世帯人員(人)	2.52	1.54	2.96	3.36	2.84	2.30	1.85
2.有業人員(人)	1.15	1.08	1.31	1.48	1.74	1.09	0.41
3.消費支出	261,306	204,308	258,558	314,339	308,362	261,207	199,846
3a.食料	60,583	44,578	57,819	70,621	69,528	62,580	49,709
3b.住居	18,930	35,183	29,799	18,858	15,269	16,283	13,690
3c.光熱・水道	19,418	9,086	17,108	21,821	22,240	20,692	18,164
3d.家具・家事用品	8,319	4,432	7,561	8,992	9,903	9,246	7,098
3e.被服・履物	11,175	13,075	11,937	15,158	13,367	9,923	6,757
3f.保健医療	10,790	5,824	8,771	9,922	10,565	13,087	11,915
3g.交通・通信	34,201	36,137	42,071	45,598	42,086	30,146	17,742
3h.教育	9,111	1,721	9,755	27,537	14,328	1,397	325
3i.教養娯楽	28,359	23,688	29,407	35,358	28,335	30,092	22,197
3j.その他の消費支出	60,418	30,583	44,330	60,474	82,740	67,761	52,248
勤労者世帯 Households with earners							
1.世帯人員(人)	2.82	1.52	2.94	3.36	2.89	2.47	2.11
2.有業人員(人)	1.50	1.10	1.31	1.48	1.81	1.66	1.36
4.経常収入	478,348	318,073	441,763	556,604	562,912	362,168	322,637
5a.勤め先収入	458,251	316,221	433,022	545,028	549,884	285,850	183,342
5b.事業・内職収入	2,072	110	1,237	2,018	2,974	3,613	2,216
5c.他の経常収入	17,937	1,742	7,504	9,268	9,999	72,700	137,079
3.消費支出	291,498	204,834	260,379	319,267	333,286	285,131	245,252
3a.食料	64,548	44,623	57,653	70,627	72,687	66,065	57,184
3b.住居	22,510	34,985	30,171	19,047	16,288	17,200	20,882
3c.光熱・水道	19,239	8,928	16,944	21,591	22,281	21,204	18,990
3d.家具・家事用品	8,718	4,441	7,702	9,106	10,452	10,063	7,082
3e.被服・履物	13,068	13,263	11,811	14,517	13,912	11,293	7,479
3f.保健医療	9,896	5,792	8,724	10,163	11,106	12,593	10,048
3g.交通・通信	43,531	36,424	42,904	47,426	47,046	36,973	26,304
3h.教育	13,956	1,700	9,686	27,677	15,319	2,570	515
3i.教養娯楽	31,018	24,038	29,634	36,044	30,778	29,758	29,806
3j.その他の消費支出	65,015	30,639	45,150	63,069	93,417	77,412	66,962
6.非消費支出	83,873	47,362	70,747	99,361	109,786	58,641	42,516
6a.直接税	38,439	16,958	29,323	45,246	54,256	28,540	26,459
6b.社会保険料	45,289	30,339	41,220	54,012	55,340	30,015	15,856
6c.他の非消費支出	145	65	203	103	191	87	201

1.Number of persons per household (persons); 2.Number of earners per household (persons); 3.Consumption expenditure (3a: Food; 3b: Housing; 3c: Fuel, light and water charges; 3d: Household goods and utensils; 3e: Clothing and footwear; 3f: Healthcare; 3g: Transportation and communication; 3h: Education; 3i: Recreation and culture; 3j: Other consumption expenditure items); 4.Current income (5a: Wages and salaries; 5b: Self-employment income; 5c: Other current income); 6.Non-consumption expenditure (6a: Direct taxes; 6b: Social insurance premiums; 6c: Other non-consumption expenditure items).

資料出所 総務省(2009.2)「平成20年家計調査年報詳細結果」

(注) 1世帯当たり年平均1か月間の収入及び支出。総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

## 9 勤労者生活・福祉

第9-3-2表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世界、2007年）  
 Table 9-3-2: Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households, 2007)

項目 Item	計 Total	～24歳 years old	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
								(人/persons)
世帯人員 Average number of persons per household	2.5	2.0	2.8	3.2	2.7	2.1	1.8	1.5
18歳未満の子供の数 Children under 18 years old	0.6	0.4	1.1	1.3	0.6	0.2	0.1	0.0 <sup>1)</sup>
有業人員 Earners	1.3	1.3	1.5	1.6	1.7	1.4	0.7	0.2
								(ドル/dollars)
税引き前所得 Income before taxes	63,091	31,443	57,256	76,540	80,560	71,048	47,708	32,499
税引き後所得 Income after taxes	60,858	30,802	55,765	74,051	77,075	67,965	46,334	31,634
消費支出 Average annual expenditures	49,638	29,457	47,510	58,934	58,331	53,786	42,262	30,414
食料 Food	6,133	4,141	6,000	7,393	7,181	6,241	5,226	3,738
アルコール飲料 Alcoholic beverages	457	461	514	469	498	533	346	218
住居 Housing	16,920	9,598	17,329	20,952	19,195	17,223	13,547	11,173
被服 Apparel and services	1,881	1,477	2,106	2,335	2,191	1,888	1,323	732
交通 Transportation	8,758	5,708	9,065	10,558	9,943	9,608	7,669	3,784
保健医療 Healthcare	2,853	800	1,740	2,315	2,792	3,476	4,967	4,275
娯楽 Entertainment	2,698	1,448	2,462	3,551	3,163	2,730	2,636	1,255
個人ケア製品・サービス Personal care products and services	588	337	512	662	686	632	599	451
読書 Reading	118	51	72	107	137	151	151	136
教育 Education	945	1,787	604	819	1,687	929	245	341
煙草 Tobacco products and smoking supplies	323	290	331	379	388	353	243	106
雑費 Miscellaneous	808	368	589	845	1,008	1,084	787	548
寄付 Cash contributions	1,821	549	1,027	1,569	1,972	2,746	1,923	2,661
個人年金・保険 Personal insurance and pensions	5,336	2,440	5,159	6,980	7,489	6,193	2,600	996

資料出所 U.S.Department of Labor(2008.11) *Consumer Expenditures in 2007*

(注) 1年当たりの収入及び支出。

1) 75歳以上の数値は、0.05未満。

第9-3-3表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯、2007年）  
Table 9-3-3: Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households, 2007)

項目 Item	計 All	～29歳 years old	30～49	50～64	65～74	75～
平均世帯人員 Weighted average number of persons per household	2.4	2.5	2.9	2.2	1.7	1.4
	(人/persons)					
粗所得 Gross weekly household income	659.4	601.1	842.2	709.4	418.1	305.7
賃金・俸給 Wages and salaries	444.9	488.7	682.5	478.0	60.4	18.8
事業所得 Self-employment	53.5	33.7	79.8	70.1	10.6	(0)
財産所得 Investments	23.2	4.2	15.4	29.6	46.2	26.8
年金 Annuities and pensions	47.6	(0)	2.7	67.7	127.5	101.1
社会保障給付 Social security benefits	83.3	46.6	55.2	58.9	172.0	156.9
その他 Other sources	7.0	27.3	6.7	5.1	1.5	(0)
消費支出 Total expenditure	459.2	459.7	561.9	497.3	320.8	218.0
食料・飲料 Food and non-alcoholic drinks	48.1	38.4	53.9	53.2	43.6	33.4
酒類・たばこ・麻酔薬 Alcoholic drinks, tobacco and narcotics	11.2	10.7	12.6	13.4	9.4	4.9
被服・履物 Clothing and footwear	22.0	22.4	28.5	24.0	13.0	7.7
住居 <sup>1)</sup> ・燃料・動力 Housing, fuel and power	51.8	84.4	56.2	47.9	36.4	35.5
家財・家事サービス Household goods and services	30.7	23.3	36.7	34.6	25.4	16.9
健康 Health	5.7	3.3	4.8	8.2	6.4	5.0
交通 Transportation	61.7	56.4	76.8	74.6	38.1	19.5
通信 Communication	11.9	14.5	14.1	12.3	8.5	5.8
娯楽・文化 Recreation and culture	57.4	44.7	66.1	67.5	51.8	28.1
教育 Education	6.8	12.0	9.9	6.2	(0.7)	(0.7)
外食・外泊 Restaurants and hotels	37.2	39.9	47.1	41.1	22.7	12.8
雑費 Miscellaneous goods and services	35.3	33.1	43.5	37.2	23.9	20.1
その他 Other expenditure items	79.3	76.7	111.9	77.0	40.8	27.5
一人当たり週平均支出 Average weekly expenditure per person	194.8	185.3	191.2	225.2	185.0	151.3

資料出所 National Statistics of UK (2008.11) *Family Spending, 2008*

(注) 週平均収入及び支出。

1) 住宅ローンの利子支払、地方税及び北アイルランド国税を除く。

## 9 勤労者生活・福祉

第9-3-4表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出(ドイツ、全世帯、2003年)

Table 9-3-4: Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, 2003)

		(ユーロ/Euro)								
項目 Item	計 Total	～24歳 years old	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～	
総収入 Gross income	3,561	1,819	3,368	4,330	4,651	3,768	2,742	2,304	2,148	
勤め先収入 Wages and salaries	1,862	1,174	2,464	2,951	3,102	1,585	134	42	(24)	
事業所得 Self-employment	210	(22)	148	320	346	276	94	28	(8)	
財産所得 Investments	399	69	193	395	491	552	478	376	340	
公的移転収入 Public transfer income	906	332	372	493	537	1,166	1,830	1,674	1,594	
その他 Other sources	183	221	190	170	173	186	203	183	179	
消費支出 Total expenditure	2,177	1,307	1,922	2,366	2,572	2,428	2,191	1,772	1,555	
食料・飲料・たばこ Food, drinks, tobacco	303	181	254	347	373	325	292	239	204	
被服・履物 Clothing and footwear	112	76	107	131	137	118	102	80	60	
住居・光熱 Housing, fuel and power	697	412	592	739	781	777	711	631	612	
家庭用品 Household goods and services	127	70	112	137	149	150	135	98	88	
保健 Health	84	20	42	60	87	117	125	114	102	
交通 Transportation	305	193	311	348	405	349	283	165	105	
通信 Communication	68	78	81	78	85	64	50	42	36	
教養・娯楽 Recreation and culture	261	142	219	284	301	291	283	229	174	
教育 Education	20	17	29	36	22	11	6	4	3	
宿泊・飲食店 Restaurants and hotels	100	62	91	106	116	112	105	83	72	
その他 Others	100	58	85	101	117	113	101	87	100	

資料出所 Der Statistisches Bundesamt (2005.12) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2003, Heft 4-5*

第9-4表 家計・対家計非営利団体 (NPISH) の金融資産総額

Table 9-4: Financial assets of households and NPISHs\*

国 Country	2002年/Year	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本 (10億円) JPN (billion yen)	1,426,103	1,461,437	1,492,738	1,586,940	1,616,506	1,560,971	1,471,238
アメリカ (10億ドル) USA (billion dollars)	30,074	35,062	38,912	42,839	47,356	49,832	45,571
イギリス (10億ポンド) GBR (billion pounds)	2,721	2,975	3,183	3,613	3,915	4,068	3,687
ドイツ (10億ユーロ) DEU (billion euros)	3,572	3,804	3,977	4,203	4,392	4,552	4,413
フランス (10億ユーロ) FRA (billion euros)	2,537	2,707	2,924	3,161	3,483	3,715	3,515

\* Non-profit institutions saving households

資料出所 日本:内閣府(2010.1)「平成22年度国民経済計算確報」

アメリカ:The Federal Reserve Board(2009.6) *Flow of Funds Accounts of the United States*

イギリス:National Statistics of UK(2009.8) *National Accounts -Blue Book 2009-*

ドイツ:Deutsche Bundesbank(2009.6) *Financial Accounts for Germany 1991 to 2008*

フランス:Banque de France(2009.5) *Annual Financial Accounts*

第9-5表 十分な所得がないために生活必需品を買うことができなかった回答者の割合<sup>1)</sup>

Table 9-5: Percentage of respondents unable to afford food, medical and health care or clothes

国 Country		食料 food	医療 medical and health care	被服 clothes
日本	JPN	4	4	5
アメリカ	USA	15	26	19
カナダ	CAN	10	13	16
イギリス	GBR	11	11	20
ドイツ	DEU	5	8	10
フランス	FRA	8	5	12
イタリア	ITA	11	12	16
ロシア	RUS	50	54	68
中国	CHN	18	45	23
韓国	KOR	18	15	21
インド	IND	44	52	44

資料出所 The Pew Global Attitudes Project(2002.12) *What the World Thinks in 2002*

(注) 1) 過去1年に十分なお金がないために食料を買えなかったことがあったかどうか, という質問に対して, 買えなかったことがあったと回答した人の割合(医療, 被服についても同様)。

第9-6表 公的社会支出（対GDP比）及びその内訳（2005年）

Table 9-6: Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP

国 Country	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
100万/million (%)*	円/¥en	USDドル/US\$	ポンド/Pound	ユーロ/Euro	ユーロ/Euro	クローナ/ Krona
老齢給付 Old-age	43,367,845 (8.6)	646,343 (5.3)	76,059 (6.1)	251,877 (11.2)	187,373 (10.9)	262,197 (9.6)
障害・業務災害・傷病等 Incapacity-related	3,526,946 (0.7)	156,779 (1.3)	29,937 (2.4)	42,068 (1.9)	31,794 (1.9)	153,233 (5.6)
遺族 Survivors	6,481,680 (1.3)	92,409 (0.8)	2,497 (0.2)	8,426 (0.4)	30,515 (1.8)	17,084 (0.6)
家族 Family	4,073,502 (0.8)	75,040 (0.6)	40,020 (3.2)	48,625 (2.2)	51,816 (3.0)	86,571 (3.2)
積極的労働市場政策 ALMP**	1,277,545 (0.3)	14,793 (0.1)	6,580 (0.5)	21,716 (1.0)	15,446 (0.9)	35,348 (1.3)
失業 Unemployment	1,685,865 (0.3)	36,562 (0.3)	3,201 (0.3)	37,058 (1.7)	29,402 (1.7)	32,894 (1.2)
保健 Health	31,795,019 (6.3)	848,297 (7.0)	87,566 (7.0)	172,136 (7.7)	134,682 (7.8)	185,201 (6.8)
住宅 Housing	—	—	18,130 (1.4)	13,765 (0.6)	13,952 (0.8)	14,775 (0.5)
生活保護その他の 社会政策分野 Other social policy areas	1,328,511 (0.3)	69,418 (0.6)	2,347 (0.2)	4,697 (0.2)	6,195 (0.4)	16,432 (0.6)
合計 Total	93,536,913 (18.6)	1,939,641 (15.9)	266,335 (21.3)	600,367 (26.7)	501,175 (29.2)	803,734 (29.4)
(社会支出に占める割合)						(%)
老齢現金給付	46.4	33.3	28.6	42.0	37.4	32.6
障害・業務災害・疾病等	3.8	8.1	11.2	7.0	6.3	19.1
遺族	6.9	4.8	0.9	1.4	6.1	2.1
家族	4.4	3.9	15.0	8.1	10.3	10.8
積極的労働市場政策	1.4	0.8	2.5	3.6	3.1	4.4
失業	1.8	1.9	1.2	6.2	5.9	4.1
保健	34.0	43.7	32.9	28.7	26.9	23.0
住宅	—	—	6.8	2.3	2.8	1.8
生活保護その他の 社会政策分野	1.4	3.6	0.9	0.8	1.2	2.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

\*( )内の数値は対GDP比/figure in parentheses: in percentage of GDP, \*\* Active labour market programmes

資料出所 OECD Database "Social Expenditure" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年6月現在

(注) OECDにおける各社会支出項目の定義は以下のとおり。

老齢: (1)現金給付(年金, 早期退職年金等), (2)現物給付(高齢者に対するホームヘルプ・在宅介護サービス等)

障害・業務災害・疾病等:

(1)現金給付(障害年金, 業務災害・疾病年金, 業務災害・疾病休業手当その他の手当金), (2)現物給付(ホームヘルプ・在宅サービス, リハビリサービスその他の現物給付)

遺族: 遺族年金及び葬祭諸費

保健: 患者治療・ケア, 医薬品, 予防医療等現物給付

家族: (1)現金給付(扶養家族手当, 出産休暇, 両親育児休暇その他の現金給付), (2)現物給付(デイケア・在宅サービスその他の現物給付)

積極的労働市場政策:

雇用職業サービス・行政, 職業能力開発, 若年施策, 雇用助成, 障害者雇用対策等

失業: (1)現金給付(失業補償給付又は解雇手当, 労働市場に関連する事由による早期退職給付), (2)現物給付

住宅: (1)現物給付(住宅支援その他の給付)

生活保護その他の社会政策分野:

(1)現金給付(低所得世帯への所得支援その他の現金給付), (2)現物給付(社会的支援サービス: 食事補助等, その他の現物給付)



第9-7表 社会保障給付（対国民所得比）

Table 9-7: Social security benefits as a percentage of national income

国 Country	年 <sup>1)</sup> Year	計 Total	年金 Pension	医療 Healthcare	福祉等 Welfare	
日本	JPN	2006	23.9	12.6	7.3	4.0
		2002	23.7	12.6	7.5	3.6
		2001	23.7	11.6	8.3	3.8
		1996	17.4	9.0	6.5	1.9
アメリカ	USA	2001	17.1	7.5	7.2	2.4
		1996	19.4	8.7	7.8	2.9
イギリス	GBR	2001	28.9	12.3	7.9	8.6
		1996	29.7	10.2	7.6	11.8
ドイツ	DEU	2001	38.8	16.3	10.8	11.7
		1996	37.7	16.2	8.6	12.8
フランス	FRA	2001	38.9	17.1	9.8	12.0
		1996	41.2	17.8	10.4	13.0
スウェーデン	SWE	2001	41.5	13.5	10.4	17.6
		1996	45.9	17.9	8.1	19.8

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」, (2006.5)「社会保障の給付と負担の将来見通し(平成18年5月推計)」

(注) 1) 日本は年度。

第9-8表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-8: Tax and social security burden as a percentage of national income

国 Country	年 Year	租税負担 Tax burden	社会保障負担 Social security burden	計(国民負担率) Total (national burden rates)
日本	JPN	2010	21.5	39.0
		2007	24.6	39.5
アメリカ	USA	2007	26.4	34.9
イギリス	GBR	2007	37.8	48.3
ドイツ	DEU	2007	30.4	52.4
フランス	FRA	2007	37.0	61.2
スウェーデン	SWE	2007	47.7	64.8

資料出所 財務省ホームページ(<http://www.mof.go.jp/>)2010年2月現在

(注) 日本:2007年度は実績, 2010年度は見通し。

その他:2007年実績。

第9-9表 GDPに占める労働市場政策への支出(2007年)

Table 9-9: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP, 2007

国 Country	合計 Total	積極的措置 Active measures							消極的措置 Passive measures		
		公共 職業 サービス <sup>a)</sup>	職業 訓練 <sup>b)</sup>	雇用イ ンセン ティブ <sup>c)</sup>	就業 支援、 訓練 <sup>d)</sup>	直接 的雇用 創出 <sup>e)</sup>	創業イ ンセン ティブ <sup>f)</sup>	失業・ 無業 所得 補助・ 支援 <sup>g)</sup>	早期 退職 <sup>h)</sup>		
日本 <sup>1)</sup>	0.49	0.16	0.12	0.03	0.01	—	—	—	0.33	0.33	—
JPN											
アメリカ <sup>1)</sup>	0.43	0.13	0.03	0.04	—	0.03	0.01	—	0.31	0.31	—
USA											
カナダ <sup>1)</sup>	0.84	0.29	0.14	0.08	0.01	0.02	0.02	0.01	0.56	0.56	—
CAN											
イギリス <sup>1)</sup>	0.48	0.32	0.28	0.02	0.01	0.01	0.01	—	0.16	0.16	—
GBR											
ドイツ	2.40	0.77	0.27	0.28	0.06	0.01	0.07	0.08	1.63	1.57	0.06
DEU											
フランス	2.16	0.92	0.22	0.27	0.13	0.07	0.20	0.03	1.24	1.20	0.04
FRA											
イタリア	1.17	0.46	0.09	0.18	0.15	—	0.01	0.03	0.71	0.62	0.09
ITA											
オランダ	2.49	1.09	0.41	0.10	—	0.47	0.11	—	1.39	1.39	—
NDL											
ベルギー	3.29	1.30	0.22	0.18	0.42	0.13	0.34	—	2.00	1.25	0.75
BEL											
ルクセンブルク	1.02	0.48	0.05	0.10	0.22	0.01	0.10	—	0.54	0.38	0.16
LUX											
デンマーク	2.81	1.31	0.28	0.33	0.13	0.56	—	—	1.50	0.98	0.52
DNK											
スウェーデン	1.79	1.12	0.21	0.20	0.50	0.18	—	0.02	0.66	0.66	—
SWE											
フィンランド	2.28	0.86	0.16	0.37	0.14	0.09	0.08	0.02	1.43	1.05	0.38
FIN											
ノルウェー	0.97	0.56	0.11	0.23	0.03	0.14	0.05	—	0.42	0.42	—
NOR											
韓国	0.41	0.14	0.03	0.06	0.03	—	0.01	—	0.27	0.27	—
KOR											
オーストラリア <sup>1)</sup>	0.74	0.32	0.17	0.01	0.01	0.06	0.05	0.01	0.42	0.42	—
AUS											
ニュージーランド <sup>1)</sup>	0.58	0.35	0.11	0.16	0.01	0.05	—	0.01	0.23	0.23	—
NZL											

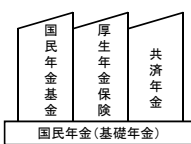

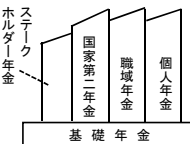
a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

資料出所 OECD (2009.9) *Employment Outlook 2009*

(注) 1) 2007-2008年にかけての年度の値。イギリスの北アイルランドのデータは不完全である。

## 第9-10表 公的年金制度

Table 9-10: Public pension schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度体系	2階建て 	1階建て 	2階建て 
対象者	全国民	一般被用者(連邦政府職員等一部職種を除く)及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。	基礎年金(1階部分):一定所得以上の一般国民(一般被用者及び自営業者)は強制加入で、それ以外(無業者含む)は任意加入。 国家第2年金(2階部分):基礎年金に強制加入する一般被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。
保険料率	(一般被用者)14.996% (2008.4~:労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2008.4~:月当たり14,410円)	12.4% (労使折半)	賃金の23.8% 被用者:11.0% 事業主:12.8% (国家第2年金加入者の国民保険料)
支給開始年齢	国民年金(基礎年金):従前の60歳から段階的に延長。2007~2009年度は63歳,2013年度から65歳。厚生年金の報酬比例部分:60歳(2013年度から段階的に引上げ,男性は2025年度から,女性は2030年度から65歳)。	66歳(2009年) ※2003~2027年にかけて65歳から67歳に引上げ中	男性:65歳 女性:60歳 ※女性は2020年までに65歳に引上げ ※男女とも2024~2046年にかけて68歳に引上げ予定
最低加入期間 <sup>1)</sup>	25年間	10年間	男性:11年,女性:9.75年
国庫負担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引上げ	なし	原則なし ※最低所得保障制度はある
繰り上げ(早期)支給制度	あり。本人が希望すれば60~64歳受給可能。繰り上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない(年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい)。繰り上げ期間が36か月までは約0.56%/月,36か月以降は約0.42%/月減額(62歳まで繰上げた場合は約23.3%減額)。	なし
所得代替率 <sup>2)</sup>	59.1%	51.0%	41.1%
年金受給中の就労	賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止。65~70歳までの間は,賃金と年金額の合計額が48万円を超える場合,賃金の増加2に対し,年金額1を停止(ただし,基礎年金は全額支給)。また,70歳以降についても,60歳台後半と同じ取扱い(但し,保険料負担はなし)。60~65歳までは,賃金と年金額の合計額が28万円を上回る場合,賃金の増加2に対し,年金額1を停止し,賃金が48万円を超える場合,賃金が増加した分だけ年金額を停止。	満額支給開始年齢後:在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時):在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合,賃金額に応じて減額。	在職していても年金額の減額はなし。

## 第9-10表 公的年金制度（続き）

Table 9-10: Public pension schemes (cont.)

制度体系	ドイツ 1階建て	フランス (強制加入部分は原則として)2階建て
		
対象者	一般被用者及び自営業者の一部（手工業者，芸術家など）は強制加入。その他の自営業者及び無業者は任意加入可能。	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能。（無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は，無拠出制の高齢者最低所得保証給付Minimum Vieillesseに頼ることができる）
保険料率	19.90% (労使折半) (2008年)	以下は一般制度の1階部分の保険料率(2010年1月1日より) 被用者は，34,620ユーロ/年までの給与に対して6.65%，全給与に対して0.1%。 使用者は，34,620ユーロ/年までの給与に対して8.3%，全給与に対して1.6%。
支給開始年齢	65歳 (2012年から段階的に引上げ，2029年に67歳へ)	制度により異なるが，原則として60歳(60歳制度により異なるが，原則として時において，被保険者期間が40年以上の場合は満額受給可能。40年未満の場合は被保険期間又は65歳に達するまでの不足期間，1四半期毎に2.5%(1年で10%)，最大50%給付が減額)満額受給に必要な保険料拠出期間は，段階的に，41年以上に引上げ中。(2009年)
最低加入期間 <sup>1)</sup>	5年間	3か月
国庫負担	拠出金で不足する費用の全額 (2007年は総給付の約28%)	※財源の67.5%(2008年，以下同様)は労使拠出の保険料であるが，雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填(財源の1.6%)，不動産収入などに賦課される租税(同10.6%)，高齢連帯基金による拠出(同13.6%)，同基金の財源の大部分は一般福祉税など，財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある。
繰上げ(早期)支給制度	あり。被保険者期間が15年以上の助成，長期失業者，高齢パート就労促進制度活用者(60歳から可能。但し，2016年に廃止予定)	2003年の制度改正で，職業活動を若くして開始し，長期間(40年以上)にわたって就業活動に従事した者は，60歳以前で公的年金を受給することが可能となった。
所得代替率 <sup>2)</sup>	①総所得対比 39.9% ②手取り所得対比 64.0% (平均所得に対する比率。強制加入の私的年金を含む)	制度設計上は50%～75%を想定
年金受給中の就労	満額支給開始年齢後：在職していても年金額の減額はなし。 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時)：在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合，賃金額に応じて減額。	65歳以上の労働者と完全年金(フルペンション)の受給権を持つ60歳以上の労働者は，収入に関係なく，年金を満額受給できる(2009年1月1日から)。上記の条件を満たさない場合でも，年金額と賃金額の合計が引退(年金支給開始)直前の賃金額を超えない場合，年金額は減額されない。 同様に，上記の条件を満たさない場合でも，自営業者(非賃金労働者)として就業する場合，一般制度による年金を受給することは可能である。

資料出所 厚生労働省ホームページ「年金制度の国際比較」及び「年金財政」，厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」，アメリカ：社会保障庁ホームページ，ドイツ：企業年金連合会(2008.12)「企業年金に関する基礎資料」，フランス：全国高齢年金公庫(Caisse nationale d'assurance vieillesse)ホームページ

(注) 1) 必要となる被保険者期間。  
2) 所得代替率は，平均的収入の労働者の税引き後の手取り金額/現役世代の平均的な労働者の手取り収入。OECDレポートによる。

第9-11表 企業年金制度

Table 9-11: Corporate pension schemes

	日本				アメリカ
	厚生年金基金	適格退職年金	確定拠出年金	確定給付企業年金	
設立	(1)厚生労働大臣の認可 (2)単独設立・連立設立:1,000人以上の加入員, 総合設立:5,000人以上の加入員 (3)加入員の同意 (4)設立母体の財政基盤の安定性 (5)代行給付の水準を上回る給付内容等の確保	事業主	年金の規約について、厚生労働大臣の承認が必要。企業型(労使合意のもと掛金は企業が拠出)と個人型(掛金は個人が拠出)とがある。	規約型と基金型がある。労使が合意した年金の規約について、厚生労働大臣の承認(基金の場合は基金の設立認可)が必要。	企業の任意(エリサ法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)
加入資格	厚生年金の適用事業所に使用される被保険者。	企業又は団体の被用者(事業主である個人,これと生計を一にする親族,事業主である法人の役員等の加入は不可)	企業型:実施企業に勤務する従業員(国民年金第2号被保険者)個人型:自営業者等(国民年金第1号被保険者)	厚生年金保険の被保険者等。年金規約において加入者資格を定めることができる。	21歳から1年以上の勤務を法定。
支給開始年齢	厚生年金と同じ(代行部分)。加算型の加算部分は自由。	自由	最初の拠出からの経過年数に応じ60~65歳。	原則として60~65歳の範囲で年金規約に定める年齢(老齢給付)。	65歳(繰上げ,繰下げ(法定)あり)
給付水準	代行部分(老齢厚生年金の報酬比例部分)及び上乘せ(プラスアルファ)部分。プラスアルファ部分は、代行部分の1割を上回る水準(代行部分は、老齢厚生年金の報酬比例部分に同じ)。	自由	拠出した掛金が個人毎に区分され、加入者それぞれが自己責任のもとに運用商品を選び、掛金と運用収益の結果をもとに給付額が決まる。	基準に従い規約で定めるところにより算定した額。	定額・定率等給付設計は企業によって異なるが、公的年金とあわせ、従前賃金の60~70%を保障。
公的年金制度との調整	公的年金に上乘せされる(プラスアルファ部分)。	公的年金に上乘せされる。	公的年金に上乘せされる。	公的年金に上乘せされる。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式=全体の給付水準から公的年金給付相当額部分を差し引いた残りを支給。 (2)超過方式=公的年金と企業年金を合わせた給付額が所得の一定水準になるよう、公的年金の上限以上の報酬に高い給付乗率を適用。

(注) 適格退職年金は、平成13年の確定給付企業年金法の成立に伴い、平成24年3月末までに他の企業年金制度等へ移行するか、制度を廃止することになった。

## 第9-11表 企業年金制度(続き)

Table 9-11: Corporate pension schemes (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
設立	企業の任意 (社会保障年金法に付加年金からの適用除外の条件を規定)	企業の任意 (老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)	年金貯蓄プラン Plan d'épargne pour la retraite collectif (PERCO) 各企業(制度導入は任意)	職員退職年金制度 (ITP) 全国的労使協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられる。
加入資格	条件なしが多くなりつつある。	(20歳に達してから5年以上の拠出期間)	年金貯蓄プランを導入している企業に勤める賃金労働者(勤続3か月以上) (任意)	28歳以上 (1979年以降出生者は確定拠出型となり、25歳以上が加入)
支給年齢開始	大部分が65歳 (女性60歳)	65歳(女性60歳)	年金受給開始時	65歳
給付水準	一般的には [最終給与又は再評価後全期間平均給与]×乗率[1/80～1/60]×加入年数[40年加入で最終給与の50%以上]	一般的なものとしては、最終給与×乗率×勤続期間により、公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。	運用結果による(運用方法は賃金労働者自身が選択する)。 労働者自身の拠出額は、最高で年間給与の4分の1。 雇用主による拠出は、最高で年間5,489ユーロ(2009年)	最終給与のうち基礎額(45,900クローナ)の～7.5倍×10% 7.5倍～20倍×65% 20～30倍×32.5%の和 (確定給付型の場合) (30年加入に満たない場合は減額) なお、2007年1月以降、25歳以上の新規加入者から拠出建制度に移行している。
公的年金制度との調整	同じ期間国の制度に加入した場合の付加年金の給付を下回らないことを条件に、公的年金の付加年金部分から適用除外される。	公的年金に上乘せされる。 (公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。)	特になし	公的年金に上乘せされる。 (公的年金と合わせて最終給与の65%程度になる。)

資料出所 日本:ライフデザイン研究所(2002)「平成14年版企業年金白書」、厚生労働省ホームページ  
 アメリカ・ドイツ・スウェーデン:企業年金連合会(2009)「企業年金に関する基礎資料(平成21年12月)」  
 フランス:政府資料、保健省(2009.4) *L'épargne retraite en 2007*、労働省ホームページ等

第9-12表 社会保険料率の労使負担割合（2009年）

Table 9-12: Employer-employee social insurance contribution rates, 2009

国		年金		医療	介護	雇用	その他		計	
Country		Pension		Medical care	Nursing care	Employment	Others		Total	
日本	JPN	15.704 <sup>1)</sup>		8.15 <sup>2)</sup> ～8.26	1.19 <sup>2)</sup>	1.1 <sup>3)</sup>	なし			
	労 / employee	労使折半				0.4			4)	
	使 / employer					0.7				
アメリカ	USA	12.4		2.9 <sup>5)</sup>		2.24 <sup>6)</sup>				
	労 / employee	労使折半							7.65	
	使 / employer					2.24 <sup>6)</sup>			9.89	
イギリス	GBR	23.8		税負担の ため なし		国民保険 制度に統 合	なし			
	労 / employee	11.0 <sup>7)</sup>								11.0
	使 / employer	12.8								12.8
ドイツ	DEU	19.9		14.9 <sup>8)</sup>	1.95	3.0 <sup>9)</sup>				
	労 / employee	労使折半				7.9	労使折半		20.325	
	使 / employer					7.0			19.425	
フランス (民間部門の場合)	FRA	老齢保険					家族 手当 <sup>12)</sup>	住宅支 援基金 への 拠出		
		16.65		13.85		6.40				
	労 / employee	6.65 <sup>10)</sup>	0.1 <sup>11)</sup>	0.75 <sup>11)</sup>		2.40			9.90	
	使 / employer	8.3 <sup>10)</sup>	1.6 <sup>11)</sup>	13.1 <sup>11)</sup>		4.00	5.4	0.1	32.50	

資料出所 日本:厚生労働省及び日本年金機構ホームページ

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ホームページ

イギリス:歳入関税庁ホームページ

ドイツ:連邦労働社会省ホームページ

フランス:社会保障家族手当保険料徴収連合(URSSAF)ホームページ(2010年1月現在)

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率。  
 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)の保険料率。医療保険料率は2009年9月分から都道府県ごとに異なる。  
 3) 日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」(p.154)の財源の項を参照。  
 4) 医療保険料率が8.15の場合は労:12.922, 使:13.222, 8.26の場合は労:12.977, 使:13.277となる。  
 5) メディケアパートAを指す。  
 6) 州別失業保険税を含む平均値(2008年のデータによる)。  
 7) 週110～844ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては、1.0%の保険料がかかる。  
 8) 医療保険料率は、2009年1月1日より3.0%に引下げ、これに加えて18か月間に限り2.8%まで引下げる時限措置が講じられる。  
 9) 雇用保険料率は2009年1月1日より3.0%に引下げ、これに加えて18か月間に限り2.8%まで引下げる時限措置が講じられる。  
 10) 33,276ユーロ/年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。  
 11) 対全給与。  
 12) フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するものまで含んでいるため、その他に計上。

## 第9-13表 公的扶助制度

Table 9-13: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根拠法)・目的	<p>生活保護制度(生活保護法)</p> <p>生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源は、国(3/4)及び自治体(1/4)</li> <li>・給付の種類:生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助</li> </ul> <p>必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給、2つ以上を併給という)仕組みとなっている。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付を原則としている。</p>	<p>貧困家庭一時扶助(TANF)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠法令は、社会保障法</li> <li>・管理運営主体は、州</li> <li>・財源は、連邦及び州の一般財源</li> <li>・制度の対象者は、未成年の児童、妊婦のいる世帯等</li> <li>・給付内容は、州ごとに決定(その他の扶助)</li> </ul> <p>(1)補足的保障所得(SSI) 高齢者、障害者等が対象</p> <p>(2)メディケイド 貧困家庭の児童、妊婦等が対象</p> <p>(3)食料スタンプ 所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象</p> <p>(4)一般扶助 州、自治体の独自扶助(勤労所得税額控除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)</li> </ul>	<p>(所得補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠法令は、社会保障に関する拠出及び給付法並びに社会保障管理法</li> <li>・管理運営主体は、雇用年金省</li> <li>・財源は国の一般財源</li> <li>・制度の対象者は、高齢者、一人親、障害者等</li> <li>・給付内容は年齢等の属性に依り個別に算定(社会基金)</li> <li>・所得補助では対応できない突発的な必要に対応するための給付金又は種々の貸付金(その他の扶助)</li> </ul> <p>(1)住宅給付:賃貸住宅居住者に賃料相当額を支給, (2)地方税給付:地方税納付者に地方税相当額を支給, (3)就労税額控除:就労している低所得者を対象として税の還付の形式で給付, (4)年金給付:高齢者に対する最低所得保障</p>
被保護世帯数(千世帯)	1,145(2008年度)	<p>貧困家庭一時扶助/要扶養児童家庭扶助 4,114(1997年1月)</p> <p>食料スタンプ 8,870(1997年8月)</p>	—
被保護者数(千人)	1,593(2008年度)	<p>補足的所得保障 6,495(1997年12月)</p> <p>メディケイド 33,579(1997年度)</p> <p>貧困家庭一時扶助 11,423(1997年1月)</p> <p>食料スタンプ 21,414(1997年8月)</p>	<p>所得補助 2,080</p> <p>家賃補助 3,940</p> <p>住民税補助 4,950</p> <p>年金給付 2,630 (グレートブリテン, 2007年度)</p>
基準額(月額)	<p>生活保護基準(2008年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級地-1における標準3人世帯(33歳男, 29歳女, 4歳子) 167,170円</li> <li>・1級地-1(大都市部)における高齢単身世帯(68歳女) 80,820円</li> </ul>	<p>補足的所得保障(1998年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人当たり 494ドル</li> <li>・夫婦当たり 741ドル</li> <li>食料スタンプ(1998年)</li> <li>・単身世帯 122ドル</li> <li>・4人世帯 408ドル</li> </ul>	<p>所得補助(2009年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身者 18~24歳 50.95ポンド/週 25歳以上 64.30ポンド/週</li> <li>・両者とも18歳以上のカップル 100.95ポンド/週</li> <li>・加算金 年金受給者(カップル) 97.50ポンド/週</li> </ul>
総支給額(国及び地方)	<p>生活保護費: 2兆7,478億円(2008年度)</p>	<p>補足的所得保障 約283億7,000万ドル(1997年)</p> <p>メディケイド 約1620億ドル(1996年度)</p> <p>約204億ドル(1996年度)</p> <p>食料スタンプ 約235億ドル(1996年度)</p>	<p>所得補助 89.3億ポンド</p> <p>家賃補助 140.8億ポンド</p> <p>住民税補助 37.6億ポンド</p> <p>年金給付 68.5億ポンド (グレートブリテン, 2007年度)</p>



	ドイツ	フランス
制度(根拠法) ・目的	<p>社会扶助(Sozialhilfe)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠法令は社会法典第XII編</li> <li>・管理運営主体は、地方自治体及び民間福祉団体</li> <li>・財源は自治体の一般財源</li> <li>・制度の対象者は、就労能力のない生活困窮者(資力調査による)</li> <li>・中心的な給付は生計扶助。高齢及び稼働能力減少の場合は特定給付。その他、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じての給付がある。</li> </ul>	<p>積極的連帯所得手当(RSA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠法令は、社会福祉・家庭法典</li> <li>・管理運営主体は、家族手当金庫(CAF)、農業社会共済(MSA)、県</li> <li>・財源は、国の一般財源</li> <li>・制度の対象者は、25歳以上、もしくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単身手当)に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる。</li> </ul>
被保護世帯数(千世)	—	3,000(2009年政府予測)
被保護者数(千人)	325(2008年末)	7,000(2009年政府予測)
基準額(月額)	<p>通常給付は失業給付II基準月額と同額。 他に住居費・暖房費等別途支給。</p>	<p>RSAの定額金 世帯の収入、構成人数等により設定 (2009年1月1日～12月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身者 子どもなし:454.63ユーロ 子ども1人:681.95ユーロ 子ども2人:818.34ユーロ 2人目以降:1人増えるごとに181.85ユーロが加算</li> <li>・カップル・夫婦 子どもなし:681.95ユーロ 子ども1人:818.34ユーロ 子ども2人:954.73ユーロ 2人目以降:1人増えるごとに181.85ユーロが加算</li> </ul> <p>※給付額は、(定額金+世帯の就労所得の62%)—(家族手当等による世帯収入+定額の住宅援助)により計算される</p>
総支給額(国及び地方)	—	—

資料出所 岩田正美・岡部卓・清水浩一編(2003)「貧困問題とソーシャルワーク」, 日本労働研究機構欧州事務所(2003)「フランスの失業保険制度と職業訓練政策:Welfare to Workの観点から」, 厚生労働省(2007)「平成18年版厚生労働白書」, 同省(2006)「社会福祉行政業務報告」, 同省(2003)「海外情勢報告2002～2003年」, 同省ホームページ, イギリス: directgovホームページ (<http://www.direct.gov.uk>), DWP(2009) *Income Related Benefits Estimates of Take-Up in 2007-08* (GBのみ)  
フランス: 政府公共サービス (<http://vosdroits.service-public.fr/>), 及びRSA (<http://rsa.gouv.fr>)  
ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

## 第9-14表 育児休業制度

Table 9-14: Childcare leave schemes

	日本 <sup>1)</sup>	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制定法	育児・介護休業法	家族・医療休暇法(1993年)	雇用関係法(1999年)	両親手当及び両親時間に関する法律	労働法典
対象者	1歳に満たない子を養育する男女労働者(日々雇い入れられる者を除く。一定の範囲の期間雇用者は対象)	男女労働者、実親、養親、監護者	男女労働者(実親、養親を問わない)	子を自ら自宅で監護又は養育する労働者	男女労働者。実親、養親、継親子の扶養権を引き受けた者
請求権行使の要件	雇用された期間が1年以上の男女労働者	当該事業主に12か月以上雇用されていたこと。過去12か月の労働時間が1,250時間以上であること	1年以上勤務している男女労働者	両親の一方でも双方共同しても可	子の出生又は3歳未満の養子を取りつる日に最低1年の勤続を証明すること
期間	子が1歳まで。父母が共に取得する場合、1歳2か月まで請求できる権利。保育所に入所できない等一定の場合には1歳半まで延長可能。3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを義務とし、労働者の請求で所定外労働の免除を制度化。3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して、育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、必要な措置を講じる努力義務あり。	生後、養子縁組後又は監護幹旋後12か月の間に12週間。ただし、夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で合わせて12週間。取得期間の分割、時間単位での取得が可能。	子が5歳(障害のある場合は18歳)に達するまで13週間(障害のある場合は18週間)	子が3歳になるまで最長3年間。使用者の同意を得れば、最後の1年分を子が8歳になるまでの期間に繰延べ可能。	子が3歳に達するまでの間。最初は1年間の育児休業を取得でき、その後2回更新できる(満3歳で終了)。しかし、子が重度の病気・事故・障害を負った場合は、休業期間を延長できる。休業中、「乳幼児迎え入れ手当(= Page)」のClca(活動自由選択補充措置)から、第1子は6か月間、第2子以降は3歳までの間、賃金補助(完全休業でPageの基礎手当を受給していない場合、月額552.11ユーロ(金額は2010年12月31日まで有効))の受給が可能。2006年7月以降に生まれた第3子以降を対象に、休業期間を1年間に短縮する代わりに賃金補助が約5割増で受取可能な選択肢(Colca=選択的活動自由選択補充措置)を創設。

	日本 <sup>1)</sup>	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
形態	全日休暇	1日又は1週間の労働時間短縮	1週間を単位(障害を有する子の場合は1日単位も可)。ただし、労働協約又は労働契約でこれと別の定めも可。	育児休業の期間中も、使用者の同意を得て週15～30時間の範囲でパート就労可。	子が3歳になるまで、(1)1～3年休職する、(2)パートタイム労働(週16～32時間)に移行する、(3)職業教育を受ける—のいずれかの方法又はその組合せ。
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳～1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前)	休暇開始日の30日前まで	21日前	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求	産休に連続する場合、休業開始1か月前。その他の場合、休業開始2か月前。
解雇・不利益取扱	育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由とする解雇、その他不利益な取扱の禁止	育児休業の権利行使に対する干渉、抑圧、拒否、不利益取扱の禁止	解雇は不正解雇制度上の救済を受ける。不利益取扱の禁止	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。ただし、特別の場合には、雇用に関する管轄最上級官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる。	育児休業を理由に解雇することはできないが、それとは関係のない場合(例:経済解雇)はできる。
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている(指針において、育児休業後においては、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている)。	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する。	以前と同じ職又はそれが不可能である場合には、適切かつ妥当な他の職に復帰できる。	3か月の解約告知期間を遵守した場合に限り、育児休業の期間終了と同時に解雇できる。	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる。
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	使用者による損害賠償	雇用審判所への争訴提起	規定なし	罰金。使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い。
有給・無給	規定なし	無給	無給	両親手当を支給	無給

## 第9-14表 育児休業制度（続き）

Table 9-14: Childcare leave schemes (cont.)

	日本 <sup>1)</sup>	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
休業期間中の社会保険の取扱	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される。	医療給付は休業中も継続。	休業中の保険料は免除される。ただし、事業主からの現金手当や、一定額を超える現金以外の補助に対しては、保険料の支払義務が生じる。	生後最大14か月になるまで「両親手当」を支給（従前手取賃金の67%。上限1800ユーロ、下限300ユーロ）。父母両方が入れ替わり休業した場合は、14か月間「両親手当」を請求できるが、片親だけが休業した場合は、12か月間まで（単独親権を有し、出産前に被用者として保険料を支払っていたシングルマザーは14か月）。最低休業期間はそれぞれ2か月（2009年より）。祖父母にも受給権あり。	年金について算定基礎となる。
中小企業の取扱	—	従業員50人未満の事業主は適用除外	なし	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、15人を超える被用者を雇用する使用者に対してのみ請求できる。15名以下の場合、使用者の同意が必要。	すべての事業所について休暇制度を完全に実施（1995年1月より）
その他	育児休業を取得し、職場に復帰した労働者に対し、最大雇用保険から休業取得前の賃金月額40%が支給される（2007年3月末日以降職場復帰した者から2010年3月末日までに育児休業を開始した者には、給付率を50%に暫定措置として引上げ＝当分の間延長）育児休業給付制度がある。 国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。	介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる。	2002年1月改正	2007年1月施行 労働時間の短縮請求には、勤続6か月が必要。  完全休業する場合、事業所は、本人の有給休暇を1年につき、1/12短縮できる。パート就業時は、これが認められない（17条）。	休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない。

資料出所 厚生労働省(2004)「2003～2004年海外情勢報告」、同(2003)「2002～2003年海外情勢報告」、同(2008)「平成19年度雇用均等基本調査」、内閣府(2007)「平成19年版少子化社会白書」、厚生労働省ホームページ、アメリカ:連邦労働省ホームページ、中窪裕也著(1995)「アメリカ労働法」、ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ホームページ、フランス:労働省ホームページ、各国資料により労働政策研究・研修機構作成

(注) 1) 日本は2009年7月に改正育児休業法が公布。2010年6月30日に施行(100人以下の中小企業は公布日から3年以内の政令で定める日)。

第9-15表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		イギリス	
種別	児童手当	扶養控除(所得税, 住民税)	児童手当	児童税額控除
根拠法令	児童手当法	所得税法, 地方税法	1975年児童手当法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	公費(子が3歳未満の受給者が厚生年金に加入している場合は, 一部事業主拠出金)		一般財源	
受給(適用)要件	12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者(所得制限あり)	当該年における子の所得が38万円以下であること	16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳まで)の子を扶養している者。	収入が年間で16,040ポンドを超える場合等, 減額措置あり。(2009年)
給付(控除)内容	3歳未満一律1.0万円, 3歳以上第1子, 第2子0.5万円, 第3子から1.0万円	所得控除額: 子1人につき38万円(子が16~23歳未満の場合は63万円) 住民税控除額: 子1人につき33万円(子が16~23歳未満の場合45万円)	第1子は20ポンド/週, 第2子以降は一人当たり13.20ポンド/週(2009年)	家族控除 545ポンド/年, 1歳未満加算 545ポンド/年, 児童加算 2235ポンド/人・年(2009年)
備考	このほか, 母子家庭に対する児童扶養手当, 奨学金制度等がある。			

## 第9-15表 育児に対する経済的支援(児童手当等) (続き)

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス	
	子ども手当	子ども追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童扶養控除	家族手当	乳幼児迎え入れ 手当の基礎手当
根拠法令	1996年租税法 62条及び児童 手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典	
管理運営主体	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内に付設)、監督指揮権は、連邦家庭省にある。		税務署	家族給付全国金庫(CNAF)	
財源	連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一般財源			主に企業の拠出金(他には、国庫負担や一般福祉税)	
受給(適用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満、学生は25歳未満、障害者は無制限、ただし子ども本人の年収が7,680ユーロを超えてはならない)の子を扶養している者			20歳未満の子を 2人以上扶養し ている者	2004年1月1日 以降に生まれた 3歳未満の子が いる親(所得や 子の数に応じて 制限がある)
給付(控除)内容	第1子・第2子は 月164ユーロ、第 3子は月170ユー ロ、第4子以降は 1人につき196 ユーロ(2009年)	児童手当を受給して いること。最低所得 (両親900/片親600 ユーロ)を超えており、 家族の生計費等から 個別に算出される所 得上限を超えていな いこと。	子1人につき年 間6,024ユーロ (基本額3,864 ユーロ、教育費 用相当額2,160 ユーロ)が所得 から控除される。 (2009年)	子の年齢や数に 応じて決まる。11 歳未満の子2人 の場合、 月額123.92ユー ロ(2010年12月 31日まで)	月額177.95ユー ロ(2010年12月 31日まで)
	10学年修了までの要支援学童に対し、学用品に対する100ユーロの追加検討。				
備考	児童手当か児童扶養控除を選択できるほか、社会保障上の優遇措置がある。また、2歳以下の子を持つ非就業、不完全就業(週30時間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。	

資料出所 厚生労働省「2003～2004年海外情勢報告」(2004年9月)、厚生労働省、ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省、及びフランス:家族手当金庫(CAF)各ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

第9-16表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-16: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

	日本	ドイツ	フランス
種別	保育所	託児所 <sup>1)</sup>	集団託児所
設置運営主体	市区町村、社会福祉法人、株式会社、NPO、学校法人等(認可方式)	地方自治体、教会、福祉団体等	市町村、民間、非営利団体
財源	国、都道府県、市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は、州が50%、自治体が25%、設置主体が25%を負担 <sup>2)</sup>	市町村に対しては、家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は、市町村からの補助金を受給できる。
料金	児童の年齢、世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。	パリの運営する保育所の場合、1人1か月30～570ユーロ(親の所得に応じて変わる)。因みに、パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。
利用者	0歳～小学校就学までの児童	0～3歳児	0～3歳児。市町村立の保育所の場合、当該自治体の住民でなければ利用できない。
利用状況	保育所の利用児童数は、2,040,974人、待機児童は25,384人(2009年4月1日現在)。	3歳未満の児童に係る保育所の利用率は、全独で12.1%、旧西独地域で6.8%、旧東独地域で36.7%(2006年3月15日現在)。	設置数は4,350か所、受入人数は13万4千人(2007年)。2007年に政府が実施した調査では、3歳未満の乳幼児の11%が託児所に預けられている。
3歳未満児のうち、認可された保育サービスを利用する者の割合	22%(2008年) 0歳児 8% 1～2歳児 28.5%	[3歳未満] ・特に旧西ドイツ地域において保育サービスが不十分であり、3歳未満児の保育サービス利用は1割未満  [3歳未満児の保育サービス利用割合] ・旧西ドイツ地域 7.8% ・旧東ドイツ地域 39% (2006年)  [3歳～就学前] ・3歳以上6歳未満の幼児すべてに幼稚園入園の権利を保障 ・90%近くが幼稚園に就学 ・旧西ドイツ地域の幼稚園の半数以上は午前又は午後の保育で給食なし	[3歳未満] ・集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実、3歳未満児の約半数が利用 ・認定保育ママの利用に対する保育費用補助など、家族給付制度が財源的にも保育を支えている  [3歳未満児に対する保育の定員割合] 42%(2004年) ・集団託児所(一時保育所含む) 11% ・家庭保育所 3% ・認定保育ママ 29% このほか2歳児の25%が幼稚園に早期入学、半数近くが保育サービスを利用  [3歳～就学前] ・3歳以上の子どもの幼稚園(保育学校)への就学を保障 ・ほぼ100%が幼稚園に就学

資料出所 厚生労働省(2009.10)「福祉行政報告例」、同省(2008.12)「2007～2008年海外情勢報告」、同省(2004.9)「2003～2004年海外情勢報告」、内閣府(2007)重点戦略検討会議・基本戦略分科会資料等

ドイツ: Statistisches Bundesamt (2007) *Pressemitteilung vom1. Marz 2007*, 同(2007.3) 285 000 *Kinder unter3 Jahrenin Tagesbetreuung*

フランス: DREES (2009.2) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*, 同(2009.6) *Les dépenses pour la garde des jeunes enfants*

- (注) 1) 託児所のほか、複合保育所(Kindertagesstaette)がある。これは、(1)3歳児未満を対象とする託児所(Kinderkrippe)、(2)3歳以上就学前の保育所(Kindergarten)、(3)就学児童保育施設(Hort)の3つの複合施設のことである。  
2) 2005年1月より、保育整備法が施行され、連邦政府は、州及び市町村(Kommune)に対し、失業扶助及び社会扶助の見直しによる経費削減等により浮いた費用から、毎年15億ユーロを児童保育の整備に利用することが可能になった。

## 第9-17表 障害者雇用対策

Table 9-17: Employment measures for the disabled

雇用率制度	
日本	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」</p> <p>日 [対象となる障害者] 身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。</p> <p>[雇用率] 常用雇用労働者数が56人以上の一般民間企業事業主に対し、その常用雇用労働者数の1.8%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課されている(国、地方公共団体、特殊法人等2.1%、都道府県等の教育委員会2.0%)。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。なお、精神障害者(手帳所持者)は、雇用義務ではないが、雇用率の算定に含めることができる(2005年法改正:2006年4月1日施行)。</p> <p>[負担金の徴収方法] 法定雇用率未達成の一般民間企業事業主は、1人につき50,000円の障害者雇用納付金を納付する(常用労働者301人以上)。※改正障害者雇用促進法が2010年4月に施行され、障害者雇用納付給付金制度の対象事業主が拡大される。常用雇用労働者201人以上の事業主は2010年7月から、101人以上の事業主は2015年4月から対象に。また、2010年7月から短時間労働(週労働時間20時間以上30時間未満)が障害者雇用率制度の対象となり、常用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に、短時間労働者を0.5人としてカウントする。</p> <p>[助成方法] 政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。常時雇用労働者数が300人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金(超過1人27,000円)が支給される。常用雇用労働者数が300人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金(超過1人額21,000円)が支給される。</p>
ドイツ	<p>「重度障害者法」</p> <p>[対象となる障害者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度障害者(障害の程度50以上の者)</li> <li>・ 重度障害者とみなす者(障害の程度が30以上50未満で、障害が職業上影響を及ぼす場合)</li> <li>・ 障害が重度でない青年及び若年成人を加える(2004年「重度障害者職業訓練就労促進法」制定に伴い新たに対象となる、障害のある若者の職業訓練や職業あっせんに力点)</li> </ul> <p>[雇用率]</p> <p>2000年10月より新法律(重度障害者失業対策法)に基づき従業員20人以上の事業主を対象に、雇用率を6%から5%に引下げ、2002年10月までに5万人の重度障害失業者を減らせない時は、2003年1月から自動的に6%に復帰する。算定方法は、労働環境への統合が特に困難な重度障害者については、雇用事務所は1人以上最高3人分までカウント、企業で職業教育を受けている若者は1人を2人にカウントし、特別に認められる場合は3人と計算する。</p> <p>[負担金の徴収方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州の社会統合事務所が、雇用率の達成状況により、負担調整賦課金を事業主から徴収する。</li> <li>・ 障害者の作業所に仕事を委託した事業主は、請求された金額の50%を負担調整賦課金から控除できる。</li> </ul> <p>[助成方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州の社会統合事務所は負担調整賦課金の30%を連邦の負担調整賦課金基金に納付。州の社会統合事務所は、負担調整賦課金を用いて、障害者の必要に応じて職場を改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に援助する。</li> <li>・ 連邦に納付された負担調整賦課金は連邦雇用機構に必要な財源に充当。</li> </ul>



雇用率制度

フランス	<p>〔労働法典〕</p> <p>〔対象となる障害者〕 身体的、知的、精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により雇用を獲得し維持する可能性が現実的に減退している全ての者。雇用義務制度の受益者の範囲は、CDAPH(障害者権利自立委員会)によって障害を持つ者として認定された労働者、労働災害あるいは職業病の犠牲者、障害年金の有資格者、障害者手帳の保有者、成人障害者手当(AAH)受給者、旧軍人及びそれと同様の者。</p> <p>〔雇用率〕 賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し、6%の障害者雇用の義務付け。雇用率を満たさなくても4つの代替的手段(納付金制度における拠出金、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れ、労使協定による雇用プログラム)をとれば満たしたものと認める。ただし、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れの利用には上限がある。</p> <p>〔負担金の徴収方法〕 使用者は、毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金(最低賃金時給の400~600倍)を障害者職業編入基金(AGEFIPH)に納付する。</p> <p>〔助成方法〕 AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金、職場改善のための資金として助成している。</p>
------	--

雇用差別禁止法制度

アメリカ	<p>〔障害を持つアメリカ国民法〕(1990年制定)により、雇用、公共交通、公共的サービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができることとし、障害者の機会均等を保障している。</p> <p>〔対象となる障害者〕 個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。(機能障害の経歴がある者、機能障害を持つとみなされる者も含む。)</p> <p>〔雇用における差別禁止〕 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない。</p> <p>〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合は、障害者等は申立を180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)に行う。EEOCは調査を行い申立が正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うこともするが、成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置。</p>
イギリス	<p>〔障害者差別禁止法〕(1995年制定)により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。</p> <p>〔対象となる障害者〕 通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。</p> <p>〔雇用における差別禁止〕 15人以上を雇用する事業主は、障害者の持つ障害に関連した理由に基づいて、その理由が適用されない他の者の処遇と比べ、その障害者を不利に処遇してはならない。事業主は、障害従業員もしくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。</p> <p>〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合には、障害者等は雇用審判所に申立を行うことができる。また、平等人権委員会(EHRC)は、相談を受け、あっせんを行うことができる。</p>

資料出所 (独)高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター(2008.4)「諸外国における障害者雇用施策の現状と課題」  
フランス:永野仁美(2009)「フランスの障害者雇用政策」季刊労働法225号

第9-18表 一日当たり生活時間配分（有業者、男女別）

Table 9-18: Main structure of daily average time use of the employed by activity group and sex

(時間. 分/Hours and minutes per day)						
国 Country	日本 JPN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE	フィンランド <sup>e</sup> FIN
調査年月 Reference period	2006.10	2000.6～ 2001.9	2001.4～ 2002.4	1998.2～ 1999.2	2000.10～ 2001.9	1999.3～ 2000.3
(男性/Male)						
個人的ケア <sup>a)</sup>	10.32	10.06	10.21	11.21	9.58	10.07
睡眠 <sup>b)</sup>	7.44	8.11	7.60	8.24	7.53	8.12
身の回りの用事と食事 <sup>c)</sup>	2.48	1.55	2.21	2.58	2.05	1.56
仕事と仕事中の移動 <sup>d)</sup>	7.10	5.33	4.54	5.42	5.09	5.24
学習 <sup>e)</sup>	0.13	0.09	0.11	0.02	0.07	0.08
家事と家族のケア <sup>f)</sup>	0.51	1.54	1.52	1.53	2.22	1.59
自由時間 <sup>g)</sup>	3.41	4.34	5.07	3.49	4.47	4.55
ボランティア活動 <sup>h)</sup>	0.04	0.06	0.15	0.13	0.11	0.11
他の自由時間 <sup>i)</sup>	3.37	4.27	4.52	3.36	4.36	4.44
うちテレビ <sup>j)</sup>	2.00	2.14	1.45	1.46	1.48	2.03
移動 <sup>k)</sup>	1.29	1.36	1.31	1.10	1.32	1.17
うち通勤 <sup>l)</sup>	0.50	0.39	0.36	0.37	0.28	0.25
その他 <sup>m)</sup>	0.05	0.07	0.04	0.03	0.05	0.10
(女性/Female)						
個人的ケア <sup>a)</sup>	10.31	10.32	10.42	11.35	10.27	10.24
睡眠 <sup>b)</sup>	7.28	8.25	8.11	8.38	8.05	8.22
身の回りの用事と食事 <sup>c)</sup>	3.03	2.07	2.31	2.57	2.23	2.03
仕事と仕事中の移動 <sup>d)</sup>	5.12	3.54	3.33	4.30	3.55	4.07
学習 <sup>e)</sup>	0.14	0.12	0.19	0.02	0.10	0.13
家事と家族のケア <sup>f)</sup>	3.23	3.28	3.11	3.40	3.32	3.21
自由時間 <sup>g)</sup>	3.16	4.13	4.44	3.05	4.22	4.30
ボランティア活動 <sup>h)</sup>	0.04	0.11	0.12	0.09	0.10	0.11
他の自由時間 <sup>i)</sup>	3.12	4.02	4.33	2.56	4.13	4.19
うちテレビ <sup>j)</sup>	1.52	1.51	1.27	1.23	1.26	1.40
移動 <sup>k)</sup>	1.16	1.33	1.27	1.05	1.28	1.16
うち通勤 <sup>l)</sup>	0.33	0.27	0.24	0.30	0.23	0.23
その他 <sup>m)</sup>	0.07	0.09	0.05	0.04	0.05	0.08

a) Personal care; b) Sleep; c) Eating and other personal; d) Job and activities related to employment; e) Gainful work, study; f) Domestic work and care; g) Free time; h) Volunteer work and help; i) Other free time; j) TV; k) Travel; l) Travel to/from work; m) Others.

資料出所 総務省統計局(2007)「平成18年社会生活基本調査」

(注) 国により定義の相違があるため、比較には注意を要する。

第9-19表 生活・社会・文化水準

Table 9-19: Indicators of national power and social infrastructure

項目 Item	単位 Unit	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	韓国 KOR
パソコン保有台数 <sup>1)</sup> PC ownership	台	66.6	79.9	94.6	81.2	65.3	65.9	37.0	54.4
インターネット利用者数 Internet users	台	68.3	69.8	76.8	63.2	46.7	49.6	52.9	71.1
自動車保有台数 Vehicles in use	台	(2004年) 586	(2005) 675	(2003) 582	(2005) 517	(2006) 598	(2006) 598	(2005) 667	(2006) 328
日刊紙発行部数 <sup>2)</sup> Daily newspaper circulation	部	551.2	193.2	174.6	289.8	267.5	163.5	137.1	—
テレビ保有世帯率 Percentage of households with a television	%	99.8	94.7	98.8	98.2	94.4	97.0	97.8	118.4
公的財政支出教育費 <sup>3)</sup> Public expenditure on educational institutions (% of GDP)	%	3.4	4.8	4.7	5.0	4.2	5.6	4.3	4.3
研究・開発費 <sup>4)</sup> (政府 <sup>5)</sup> の財源割合) Percentage of gross domestic expenditure on research and development financed by government	%	(2006年) 16.2	(2006) * 29.3	(2007) * 32.8	(2006) 31.9	(2006) 28.4	(2006) 38.4	(2005) 50.7	(2006) 23.1
医師数 <sup>6)</sup> Physicians	人	2.1	2.3	1.9	2.2	3.4	3.4	3.7	1.6
病床数 <sup>6)</sup> Hospital beds	台	14.3	3.3	3.6	3.9	8.4	7.5	4.0	7.1
医療費支出(対GDP比率) <sup>7)</sup> Total health expenditure (% of GDP)	%	8.2	15.9	9.7	8.2	10.7	11.1	8.9	(2005年) 5.9
公的医療費支出の割合 <sup>8)</sup> Public health expenditure (% of total health expenditure)	%	82.2	45.4	70.3	87.1	76.9	79.8	76.6	(2005年) 53.0
下水処理施設の普及状況 <sup>9)</sup> Percentage of the population served by public sewage treatment	%	(2003年) 67.0	(1996) 71.4	(1999) * 71.7	(2002) 97.5	(2004) 93.5	(2001) 79.4	(1999) 68.6	(2003) 78.8
道路延長 <sup>10)</sup> Length of the road network	1000 km	(2006年) 1,197	(2005) 6,544	(2004) 1,409	(2006) 398	(2006) 644	(2006) 952	(2005) 488	(2006) 102
エネルギー輸入量 <sup>11)</sup> Imports of commercial energy	1000 t	439,811	817,610	78,503	126,231	251,332	178,603	194,455	199,350

資料出所 総務省統計局(2009.3)「世界の統計2009」

\* …暫定値又は推計値

(注)

- 1) 日本とイタリアは2005年の数値。
- 2) 平均発行部数。国内外で直接販売した部数、定期購読販売部数及び無料配布部数。フランスは2005年値。
- 3) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む。高等教育以外の中等後教育を含む。日本は前年4月から3月の学校年度。カナダは2004年。
- 4) 当該国内で実施された研究費。外国から割り当てられた資金で実施される研究・開発を含む。韓国は社会科学及び人文科学を除く。アメリカは人文科学を除く。
- 5) 政府：中央、地方政府。主に政府に管理され、政府の資金によって運営されている非営利団体を含む。
- 6) 医師数、病床数：2000～2006年の期間内で得られる最新の数値。
- 7) 医療費支出：公的支出＋私的支出。予防・治療に関する保健サービス対策、家族計画活動、栄養指導活動及び緊急援助を含み、水道・衛生対策を除く。
- 8) 公的医療費支出：政府(中央及び地方)予算及び社会(強制)健康保険基金からの支出等。
- 9) (下水処理施設のある)公共下水道が利用可能な人口の割合。イギリスはイングランド及びウェールズのみ。
- 10) 原則として、各年末現在における道路延長。道路の分類及び定義は国(地域)により異なる。
- 11) 商用一次及び二次エネルギーのすべてに関する輸入量。フランスはモナコを含む。イタリアはサンマリノを含む。

第9-20-1表 生活時間（正規雇用者）

Table 9-20-1: Workday/Holiday time use (regular employees)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		335	138	329	264	355	30	309	56
< 出勤日/Working day >									
起床時刻 <sup>a)</sup>	(h:m)	6:39	6:21	6:17	6:21	6:40	6:45	6:50	6:51
自宅をでる時間 <sup>b)</sup>	(h:m)	7:36	7:54	7:30	7:44	7:42	7:55	7:43	8:08
入社時刻 <sup>c)</sup>	(h:m)	8:27	8:45	8:20	8:27	8:24	8:36	8:30	8:48
始業時刻 <sup>d)</sup>	(h:m)	8:47	8:59	8:29	8:36	8:32	8:43	8:53	9:10
終業時刻 <sup>e)</sup>	(h:m)	18:51	17:59	17:03	16:59	17:25	17:30	18:37	18:08
退社時刻 <sup>f)</sup>	(h:m)	19:16	18:11	17:13	17:07	17:31	17:38	19:07	18:29
帰宅時刻 <sup>g)</sup>	(h:m)	20:12	19:08	18:05	17:56	18:04	18:20	20:01	19:15
就寝時刻 <sup>h)</sup>	(h:m)	23:49	23:42	22:43	22:38	22:54	22:52	23:35	23:33
(在社中の)食事時間 <sup>k)</sup> (分/minutes)		47.0	49.4	42.9	42.3	48.3	49.2	54.4	55.3
(在社中の)休憩・休息時間 <sup>m)</sup> (分)		27.9	24.0	6.4	5.6	12.0	10.9	29.8	26.4
(在社中の)残業時間 <sup>n)</sup> (分)		101.0	40.7	35.6	16.1	32.4	15.4	50.4	21.3
家で仕事をする時間 <sup>o)</sup> (分)		5.4	23.6	26.6	34.7	16.0	20.8	26.2	73.2
炊事・洗濯・買物など 家事にあてる時間 <sup>p)</sup>	(分)	15.4	94.5	53.1	98.7	30.5	76.8	24.1	76.9
自動車の洗浄・家屋修理など にあてる時間 <sup>q)</sup>	(分)	1.4	1.4	27.5	16.4	15.3	3.5	12.2	16.3
子どもに関わる時間(世話、 しつけ・教育、遊ぶなど) <sup>r)</sup>	(分)	26.1	55.8	84.7	108.1	53.8	84.8	37.8	61.6
家族の看護・介護にあてる 時間 <sup>s)</sup>	(分)	1.1	1.7	29.0	43.6	75.1	96.3	18.0	31.5
< 休日/Day off >									
起床時刻 <sup>a)</sup>		8:35	8:22	8:30	8:28	9:07	8:54	8:49	9:06
就寝時刻 <sup>h)</sup>		23:13	22:57	23:06	22:59	23:07	22:57	23:43	23:10
家で仕事をする時間 <sup>o)</sup> (分)		14.9	35.3	57.1	59.6	35.8	42.7	65.4	159.4
炊事・洗濯・買物など 家事にあてる時間 <sup>p)</sup>	(分)	58.8	166.4	117.4	188.6	72.7	155.7	80.7	164.2
自動車の洗浄・家屋修理など にあてる時間 <sup>q)</sup>	(分)	26.5	12.8	93.0	53.8	77.2	28.9	47.5	38.7
子どもに関わる時間(世話、 しつけ・教育、遊ぶなど) <sup>r)</sup>	(分)	135.5	140.0	203.3	251.6	152.4	217.0	138.4	180.6
家族の看護・介護にあてる 時間 <sup>s)</sup>	(分)	4.0	1.7	63.0	68.3	213.5	238.1	58.6	66.9

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-20-2表 生活時間（非正規雇用者）

Table 9-20-2: Workday/Holiday time use (non-regular employees\*)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		67	176	30	60	305	63	190	82
< 出勤日/Working day >									
起床時刻 <sup>a)</sup>	(h:m)	6:59	6:47	7:20	6:42	6:56	7:04	6:51	7:00
自宅をでる時間 <sup>b)</sup>	(h:m)	8:06	9:43	9:34	8:49	8:26	8:49	8:21	8:57
出社時刻 <sup>c)</sup>	(h:m)	9:02	10:15	8:41	9:25	9:18	9:25	9:02	9:37
始業時刻 <sup>d)</sup>	(h:m)	9:19	10:19	8:53	9:32	9:27	9:34	9:25	9:55
終業時刻 <sup>e)</sup>	(h:m)	18:08	16:05	17:56	16:03	17:45	16:40	18:54	18:28
退社時刻 <sup>f)</sup>	(h:m)	18:24	16:18	18:11	16:08	17:52	16:49	19:09	18:43
帰宅時刻 <sup>g)</sup>	(h:m)	19:31	16:54	18:58	16:47	18:44	17:26	19:57	19:26
就寝時刻 <sup>h)</sup>	(h:m)	23:37	23:10	23:16	22:41	22:19	22:40	23:52	23:29
(在社中の) 食事時間 <sup>k)</sup> (分/minutes)		52.8	27.8	34.7	25.0	47.3	47.6	47.9	48.2
(在社中の) 休憩・休息時間 <sup>m)</sup> (分)		30.1	13.4	7.0	6.9	9.5	10.3	33.8	28.4
(在社中の) 残業時間 <sup>n)</sup> (分)		48.3	8.8	25.3	14.5	25.7	13.9	26.6	21.1
家で仕事をやる時間 <sup>o)</sup> (分)		8.4	26.2	84.7	41.7	29.5	43.3	50.7	95.6
炊事・洗濯・買物など 家事にあてる時間 <sup>p)</sup>	(分)	24.3	138.8	72.1	128.5	48.1	90.0	42.5	85.5
自動車の洗浄・家屋修理など にあてる時間 <sup>q)</sup>	(分)	0.4	3.1	28.0	11.3	12.5	5.5	23.8	17.1
子どもに関わる時間(世話、 しつけ・教育、遊ぶなど) <sup>r)</sup>	(分)	37.5	106.6	91.1	164.2	51.3	118.4	50.7	63.3
家族の看護・介護にあてる 時間 <sup>s)</sup>	(分)	0.0	1.4	36.8	66.1	77.5	116.0	23.7	25.7
< 休日/Day off >									
起床時刻 <sup>a)</sup>		8:56	8:09	8:25	7:51	8:57	8:46	8:50	8:43
就寝時刻 <sup>h)</sup>		23:00	23:18	22:21	23:27	23:20	22:54	24:10	23:30
家で仕事をやる時間 <sup>p)</sup>	(分)	33.7	42.3	69.7	64.5	26.0	61.8	83.6	196.3
炊事・洗濯・買物など 家事にあてる時間 <sup>p)</sup>	(分)	63.1	185.5	143.0	209.3	92.8	170.1	97.0	184.3
自動車の洗浄・家屋修理など にあてる時間 <sup>q)</sup>	(分)	29.0	10.4	97.9	28.9	78.2	31.1	55.5	40.7
子どもに関わる時間(世話、 しつけ・教育、遊ぶなど) <sup>r)</sup>	(分)	148.7	18.4	199.1	313.8	154.0	262.9	123.8	160.6
家族の看護・介護にあてる 時間 <sup>s)</sup>	(分)	4.0	5.8	45.9	112.5	225.0	239.0	61.7	55.2

\*included: part-time, dispatched, contract, commissioned employees, and temporary workers.

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-20-3表 生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）

Table 9-20-3: Workday/Holiday time use (employees)

	単位 Unit	日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		402	314	359	324	385	368	365	172
<出勤日/Working day>									
自宅をでる時間 <sup>b)</sup>	(h:m)	7:41	8:55	7:41	7:56	7:46	8:04	7:49	8:23
出社時刻 <sup>c)</sup>	(h:m)	8:33	9:35	8:21	8:38	8:28	8:45	8:35	9:03
始業時刻 <sup>d)</sup>	(h:m)	8:52	9:44	8:31	8:47	8:37	8:52	8:58	9:24
終業時刻 <sup>e)</sup>	(h:m)	18:44	16:55	17:07	16:49	17:26	17:21	18:39	18:14
退社時刻 <sup>f)</sup>	(h:m)	19:08	17:08	17:18	16:57	17:33	17:29	19:07	18:33
帰宅時刻 <sup>g)</sup>	(h:m)	20:05	17:53	18:09	17:43	18:16	18:10	20:00	19:18
(在社中の)食事時間 <sup>k)</sup> (分/minutes)		48.0	37.3	42.3	39.1	48.2	48.9	53.4	53.2
(在社中の)休憩・休息時間 <sup>m)</sup> (分)		28.2	18.1	6.4	5.8	11.8	10.8	30.4	27.0
(在社中の)残業時間 <sup>n)</sup> (分)		92.3	22.8	34.7	15.8	31.9	15.2	46.7	21.3
家で仕事をする時間 <sup>o)</sup> <休日>	(分)	5.9	25.0	31.5	36.0	17.1	24.6	29.9	79.9
家で仕事をする時間 <sup>o)</sup>	(分)	18.1	39.3	58.2	60.5	35.0	46.0	68.2	170.5

b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) working at home.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-21表 女性の参加に関する指標（GEM値）<sup>1)</sup>

Table 9-21: Gender Empowerment Measure (GEM)

国 Country	2000 年/Year	2003	2004	2005	2006	2007-08	2009	
日本	JPN	0.490	0.515	0.531	0.534	0.557	0.557	0.567
アメリカ	USA	0.707	0.760	0.769	0.793	0.808	0.762	0.767
カナダ	CAN	0.739	0.771	0.787	0.807	0.810	0.820	0.830
イギリス	GBR	0.656	0.675	0.698	0.716	0.755	0.783	0.790
ドイツ	DEU	0.756	0.776	0.804	0.813	0.816	0.831	0.852
イタリア	ITA	0.524	0.561	0.583	0.589	0.653	0.693	0.741
オランダ	NLD	0.739	0.794	0.817	0.814	0.844	0.859	0.882
ベルギー	BEL	0.725	0.695	0.808	0.828	0.855	0.850	0.874
デンマーク	DNK	0.791	0.825	0.847	0.860	0.861	0.875	0.896
スウェーデン	SWE	0.794	0.831	0.854	0.852	0.883	0.906	0.909
フィンランド	FIN	0.757	0.801	0.820	0.833	0.853	0.887	0.902
ノルウェー	NOR	0.825	0.837	0.908	0.928	0.932	0.910	0.906
ロシア	RUS	0.426	0.440	0.467	0.477	0.482	0.489	0.556
韓国	KOR	0.323	0.363	0.377	0.479	0.502	0.510	0.554
シンガポール	SGP	0.505	0.594	0.648	0.654	0.707	0.761	0.786
マレーシア	MYS	0.468	0.503	0.519	0.502	0.500	0.504	0.542
タイ	THA	—	0.457	0.461	0.452	0.486	0.472	0.514
フィリピン	PHL	0.479	0.539	0.542	0.526	0.533	0.590	0.560
オーストラリア	AUS	0.715	0.754	0.806	0.826	0.833	0.847	0.870
ニュージーランド	NZL	0.731	0.750	0.772	0.769	0.797	0.811	0.841
ブラジル	BRA	—	—	—	—	0.486	0.490	0.504
メキシコ	MEX	0.514	0.516	0.563	0.583	0.597	0.589	0.629

資料出所 United Nations Development Programme (2009.10) *Human Development Reports 2009*

(注) 1) GEM値とは、ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure) をいい、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、男女の推定所得を用いて算出している。





# 参 考



## 労働統計のホームページアドレス

(注) 掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ホームページ (<http://www.jil.go.jp/foreign/link/link.htm>) を参照されたい。

### ----- 国際機関等 -----

国際労働機関 (ILO) —International Labour Organization

<http://www.ilo.org/>

EU統計局 (EUROSTAT) —Statistical Office of the European Communities

<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>

国際通貨基金 (IMF) —International Monetary Fund

<http://www.imf.org/>

経済協力開発機構 (OECD) —Organization for Economic Co-operation and Development

<http://www.oecd.org/>

国際連合 (UN) —United Nations

<http://www.un.org/>

国際復興開発銀行 (世界銀行) —World Bank

<http://www.worldbank.org/>

### ----- 各国・地域の統計機関 -----

#### [日本]

総務省統計局 —Statistics Bureau, Ministry of internal Affairs and Communications

<http://www.stat.go.jp/>

内閣府 —Cabinet Office

<http://www.cao.go.jp/>

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare

<http://www.mhlw.go.jp/>

**[アメリカ]**

アメリカ労働省 —U.S. Department of Labor (DOL)

<http://www.dol.gov/>

アメリカ労働統計局 —U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)

<http://www.bls.gov/>

**[カナダ]**

カナダ統計局 —Statistics Canada

<http://www.statcan.gc.ca/>

**[イギリス]**

国家統計局 —Office for National Statistics

<http://www.statistics.gov.uk/default.asp>

**[ドイツ]**

連邦統計局 —Federal Statistical Office

<http://www.destatis.de/>

**[フランス]**

国立統計経済研究所 —National Institute for Statistics and Economic Studies (INSEE)

<http://www.insee.fr/>

**[イタリア]**

国家統計局 —National Institute of Statistics (ISTAT)

<http://www.istat.it/>

**[オランダ]**

オランダ統計局 —Statistics Netherlands (CBS)

<http://www.cbs.nl/>

**[ベルギー]**

ベルギー統計局 —Statistics Belgium

<http://www.statbel.fgov.be/>

[ルクセンブルク]

ルクセンブルク 国家統計局 —The National Statistical Institute of Luxembourg (STATEC)  
<http://www.statec.public.lu/>

[デンマーク]

デンマーク 統計局 —Statistics Denmark  
<http://www.dst.dk/>

[スウェーデン]

スウェーデン 統計局 —Statistics Sweden (SCB)  
<http://www.scb.se/>

[アイスランド]

アイスランド 統計局 —Statistics Iceland  
<http://www.hagstofa.is/>

[アイルランド]

アイルランド 中央統計局 —Central Statistics Office Ireland  
<http://www.cso.ie/>

[スイス]

スイス 連邦統計局 —Swiss Federal Statistical Office  
<http://www.bfs.admin.ch/>

[スペイン]

国家統計局 —National Statistics Institute  
<http://www.ine.es/>

[ロシア]

連邦国家統計局 —Federal State Statistics Service  
<http://www.gks.ru/>

[中国]

中国国家統計局 —National Bureau of Statistics of China  
<http://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 —The People's Bank of China

<http://www.pbc.gov.cn/>

[香港]

香港政府統計局 —Census and Statistics Department - Hong Kong

<http://www.censtatd.gov.hk/>

[台湾]

国家統計資料庁 (台湾) —National Statistics, R.O.C.(Taiwan)

<http://www.stat.gov.tw/>

[韓国]

韓国労働部 —Ministry of labor (MOL)

<http://molab.go.kr/>

韓国国家統計庁 —Statistics Korea (KOSTAT)

<http://www.kostat.go.kr/>

韓国労働研究院 —Korea Labor Institute (KLI)

<http://www.kli.re.kr/>

大韓民国銀行 —The Bank of Korea

<http://www.bok.or.kr/>

[タイ]

タイ国家統計局 —National Statistical Office Thailand

<http://www.nso.go.th/>

[シンガポール]

シンガポール統計局 —Singapore Department of Statistics

<http://www.singstat.gov.sg/>

[マレーシア]

マレーシア統計局 —Department of Statistics Malaysia

<http://www.statistics.gov.my/>

マレーシア工業開発庁 —Malaysia Industrial Development Authority (MIDA)

<http://www.mida.gov.my/>

[インドネシア]

インドネシア統計局 —Statistics Indonesia

<http://www.bps.go.id/>

[フィリピン]

フィリピン国家統計局 —National Statistics Office, Republic of the Philippines

<http://www.census.gov.ph/>

労働雇用省統計部 —Bureau of Labour and Employment Statistics (BLES)

<http://www.bles.dole.gov.ph/>

[インド]

インド統計局 —Census of India

<http://www.censusindia.net/>

[オーストラリア]

オーストラリア統計局 —Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

[ニュージーランド]

ニュージーランド統計局 —Statistics New Zealand

<http://www.stats.govt.nz/>

[ブラジル]

ブラジル地理・統計局 —Brazilian Institute for Geography and Statistics (IBGE)

<http://www.ibge.gov.br/>

[メキシコ]

国家統計・地理局 —National Institute of Statistics and Geography (INEGI)

<http://www.inegi.gob.mx/>





## データブック国際労働比較 (2010年版)

---

2010年3月 第1刷発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 国際研究部

TEL 03-5903-6274 FAX 03-3594-1113

(販売) 研究調整部 成果普及課

TEL 03-5903-6263 FAX 03-5903-6115

印刷・製本 富士プリント株式会社

---

©2010 JILPT

ISBN978-4-538-49036-6

ISBN978-4-538-49036-6  
C3033 ¥1500E



9784538490366

定価:1,575円(本体:1,500円)



1923033015003



独立行政法人 労働政策研究・研修機構